

著作物等の利用円滑化のためのニーズの募集 提出様式

(1)どのような種類の著作物等をどのような場面、方法で利用するにあたり課題がありますか。現在又は将来想定される課題について具体的に御記入ください。また、そのような利用ができないために、既にビジネスに支障が生じている、又は支障が生じうることが考えられる場合は、それについても具体的に記載をお願いします。

放送大学の講義音声・動画のネット配信にあたり、著作権処理費を抑えるため、受信可能者を受講者に限る必要があり、過去動画のアーカイブ公開もできない状況のようです。放送大学の学長のツイッター上の発言<http://jp.favotter.net/status.php?id=283885858661216256>「本音ではやりたいのですが、著作権等の権利処理費が物凄くかかるのでできません。@naoto1950: 放送大学の学生ですが、過去のすべての授業をインターネット配信していただけないでしょうか？ #放送大学」当然公開対象を受講者に限定しないMOOCSへの公開はより難しい状況のようです。放送大学に限らず、教育機関がほぼオリジナルの教材を作成した場合でも、著作権抵触の可能性を考慮して原則授業受講者のみの公開とすることもあり得るのではないのでしょうか。明治大学[著作権処理の作業]<https://www.meiji.ac.jp/ubiq/contents3a/work/drmwork.html>「eラーニング授業用に教材を作成する場合、いままで教室で使用していた教材であっても、第三者の著作物が掲載されているかを確認して使用許諾を受ける必要があります。」

(2)(1)で挙げる利用は、現在の著作権法のどの規定(権利に関する規定・権利制限規定)との関係で課題がありますか。

公衆送信権、送信可能化権、教育目的利用の例外規定

(3)(1)・(2)で挙げられた課題の解決方法について

①権利制限規定の見直しによって解決すべきであるとお考えの場合、具体的にどのような制度を望みますか。また、そのような制度設計が望ましいと思われる理由を述べてください。

使用する著作物が引用の範囲を超えるようなケースに対して、教育目的利用の例外規定を拡大する(①授業に限らず自習用教材に対しての拡大②授業の受講者だけでなく、視聴者を限定しないMOOCのような形態に対する拡大)。これによって、教育機関が作成し、無償で配信するeラーニング教材の著作権処理が不要となれば、教育機関の音声・動画を含めたインターネットへの教材配信を促進することができ、国民の教養を高めることができると考えます。

②権利制限規定の見直しによって解決すべきであるとお考えの場合、(1)に挙げた利用が著作権者等の利益を不当に害さない(著作権者等の正規のビジネスとの競合、衝突の有無や度合いを含む。)と判断する理由は何ですか。

使用する著作物が引用の範囲に納まれば現在でも著作物を教材に含めることは可能だと思います。その範囲を超えるような著作物利用に際しての権利制限の提案となりますので、どこまで許容するか、権利者の利益を不当に害さない範囲を明確にすることがまず必要だと思います。たとえば、著作物を丸ごと再生するような権利制限は、従来どおり授業が行われる教室内に限られるべきだと考えます。

③著作権の集中管理の促進など、ライセンス体制の充実によって解決すべきとお考えの場合は、具体的にどのような環境整備を望みますか。

出版物や動画の著作物について、音楽の著作物におけるJASRACのように独占的に権利者からの委託をうけて利用料を分配する団体が必要なのではないかと思います。JASRACは独占的であることが問題とされていますが、申請者からすると申請先が限られていたほうが簡便でよいと思いますので、公的機関が直接JASRACの役割を果たすか、少なくとも窓口となる公的機関を設立するのが適当であると考えます。

④その他の解決方法について御提案があれば、理由とともに具体的に御記入ください。

放送大学に限定して権利制限を可能とするだけでも、国民にとって大きな価値があると考えます。放送大学は地上波においては全国ネットではないため、たとえば私の住む山梨県は東京の隣であるにもかかわらず、放送大学の放送を視聴するためには、ケーブルテレビの加入か衛星放送の設備が必要です。現在はブロードバンド回線による映像・音声の配信も可能になっていることから、放送大学の放送教材はテレビの視聴ができる地域と同様に、山梨県のような地域でもネットでの自由な視聴が可能になるべきと考えます。もしくは、教材をアップロードする配信サーバをNIIが集中管理し、国立国会図書館の図書館向けデジタル化資料送信サービスのように受信側を限定するのもよいかと思えます。端末単位のIPアドレスで限定するのは厳しすぎるので、機関のIPアドレスで制限するくらいでよいと思えます。

- ※1 補足資料やデータ、関連文献等がありましたら、併せて御提出をお願いします。
- ※2 募集事項は一定程度専門的な事項を含みますので、可能な限りで記載をお願いします。
- ※3 非公表を希望される情報につきましては、その旨を付していただくようお願いします。

著作物等の利用円滑化のためのニーズの募集 提出様式

<p>(1)どのような種類の著作物等をどのような場面, 方法で利用するにあたり課題がありますか。現在又は将来想定される課題について具体的に御記入ください。また, そのような利用ができないために, 既にビジネスに支障が生じている, 又は支障が生じうることが考えられる場合は, それについても具体的に記載をお願いします。</p>
<p>UVプリンター等が手軽に利用できるようになった昨今、個人または零細企業が小ロットでいわゆる「名入れ」に近いファングッズを制作することが容易になったが、ファングッズに関しては音楽で言うところのJASRACのような集中管理がされておらず、従って権利者に個別に許諾を求めなければならず、機動的にモノが売れない。特に、アニメ産業では1クール(3か月)で作品が入れ替わるので、3か月以内に商品を作って展開するといったことが許諾の手続き上できないことが多く、商品を作った頃にはそのアニメの人気がなくなっているということがある。また、同人誌の場合は権利をもつ制作委員会等が目をつむっている状態であり、制作委員会になんら還元されないというのも問題。</p>
<p>(2)(1)で挙げる利用は、現在の著作権法のどの規定(権利に関する規定・権利制限規定)との関係で課題がありますか。</p>
<p>いわゆる「2次利用」全般。</p>
<p>(3)(1)・(2)で挙げられた課題の解決方法について</p>
<p>①権利制限規定の見直しによって解決すべきであるとお考えの場合、具体的にどのような制度を望みますか。また、そのような制度設計が望ましいと思われる理由を述べてください。</p>
<p>権利の制限規定見直しは望まないが、アニメ産業においても権利の集中管理が必要と考える。</p>
<p>②権利制限規定の見直しによって解決すべきであるとお考えの場合、(1)に挙げた利用が著作権者等の利益を不当に害さない(著作権者等の正規のビジネスとの競合、衝突の有無や度合いを含む。)と判断する理由は何ですか。</p>
<p>③著作権の集中管理の促進など、ライセンス体制の充実によって解決すべきとお考えの場合は、具体的にどのような環境整備を望みますか。</p>
<p>JASRACのように、一定の許諾料を支払う代わりに、個別に許諾を取らなくてもよいしくみ。音楽においてはカバー作品の発売を容易に行えるが、グッズにおいても音楽と同様のしくみが欲しい。</p>
<p>④その他の解決方法について御提案があれば、理由とともに具体的に御記入ください。</p>
<p> </p>

※1 補足資料やデータ, 関連文献等がありましたら, 併せて御提出をお願いします。

※2 募集事項は一定程度専門的な事項を含みますので, 可能な限りで記載をお願いします。

※3 非公表を希望される情報につきましては, その旨を付していただくようお願いします。

・ ニーズ

結論から言うと、

著作権保護期間は創作物を創った人の死後20年に短縮すべきだと思います。

また、著作権をもつ人以外が告訴できる非親告罪化を導入すべきではありません。

更に、アメリカのフェアユースの考えは導入すべきですが、日本の実情に合わせた、運用を考えるべきで、制度だけを（形だけを）導入することには反対です。

人類の叡智は、人類全体で共有すべきで、資本の論理で独占すべきではありません。

仮に、ディズニーや手塚治虫の資料保存の継続のために

利益回収が必要だと考えるのであれば、そこに限定すべきで、

キャラクター使用も含め独占ではなく公共財として人類全体に使用を許し、

人類全体でその利益をも使用することが経済循環のためにもいいと考えます。

日本でも著作権期間を50年から70年に伸ばすことの

全体的な経済的メリットはほとんどなく、

期間を短く設定した方が、使用を促進し、

全体的には経済的なメリットも高まるとの試算があります。

TPPに関しては、議論非開示の現状を見ても、

国民の自己決定権を奪い、国民主権侵害のため、参加するべきではないと考えています。

著作物等の利用円滑化のためのニーズの募集 提出様式

<p>(1)どのような種類の著作物等をどのような場面、方法で利用するにあたり課題がありますか。現在又は将来想定される課題について具体的に御記入ください。また、そのような利用ができないために、既にビジネスに支障が生じている、又は支障が生じうることが考えられる場合は、それについても具体的に記載をお願いします。</p>
<p>ニコニコやYoutube等の動画をはてなの大チェックカーで使用する場合、権利を持っている人達へのビジネスに影響は生じることが考えられます。</p>
<p>(3)(1)・(2)で挙げられた課題の解決方法について</p>
<p>①権利制限規定の見直しによって解決すべきであるとお考えの場合、具体的にどのような制度を望みますか。また、そのような制度設計が望ましいと思われる理由を述べてください。</p>
<p>わかりません。</p>
<p>②権利制限規定の見直しによって解決すべきであるとお考えの場合、(1)に挙げた利用が著作権者等の利益を不当に害さない(著作権者等の正規のビジネスとの競合、衝突の有無や度合いを含む。)と判断する理由は何ですか。</p>
<p>ニコニコ動画等が残しているのなら大丈夫なのかなという判断でした</p>
<p>③著作権の集中管理の促進など、ライセンス体制の充実によって解決すべきとお考えの場合は、具体的にどのような環境整備を望みますか。</p>
<p>わかりません。</p>
<p>④その他の解決方法について御提案があれば、理由とともに具体的に御記入ください。</p>
<p>一部でも昔のような場所を確保できるのであれば嬉しいです。</p>

※1 補足資料やデータ、関連文献等がありましたら、併せて御提出をお願いします。

※2 募集事項は一定程度専門的な事項を含みますので、可能な限りで記載をお願いします。

※3 非公表を希望される情報につきましては、その旨を付していただくようお願いします。
個人情報 は 勘 弁 して くだ さい。

著作物等の利用円滑化のためのニーズの募集 提出様式

団体名	Wave Laboratory
<p>(1)どのような種類の著作物等をどのような場面、方法で利用するにあたり課題がありますか。現在又は将来想定される課題について具体的に御記入ください。また、そのような利用ができないために、既にビジネスに支障が生じている、又は支障が生じうることが考えられる場合は、それについても具体的に記載をお願いします。</p> <p>弊社は朗読した書籍の音声化をするビジネス(オーディオブック)に取り組んでおり、現在出版社と著者との間で著作物の権利について、やり取りをしております。その際に、数年後に批准されるマラケシュ条約を切り口にして、著作物の音声化についての打診をしているのですが、出版社の行動が重く、原作がなければ作れない事業としては、結構重荷になっております。勝手に著作物を使ってビジネスをする気は全く無いのですが、平成27年1月1日施行の著作権法でそこから制作されたものについては、出版社が権利窓口となり、やりとりがシンプルになっている気もしますが、実際に仕事をしていて、実感が沸きません。平成26年12月31日以前のものについては、従来通りの枠組みが適応されるので、著者の所でネックになっていると考えていますが、産業振興の観点からも、デジタル書籍の著作権をもっと簡素化出来ると良いと考えております。</p>	
<p>(2)(1)で挙げる利用は、現在の著作権法のどの規定(権利に関する規定・権利制限規定)との関係で課題がありますか。</p> <p>規定が設けられていないことにより、面倒な仕事に取り組まないという雰囲気があるので、法律で明記して貰いたいです。</p>	
<p>(3)(1)・(2)で挙げられた課題の解決方法について</p>	
<p>①権利制限規定の見直しによって解決すべきであるとお考えの場合、具体的にどのような制度を望みますか。また、そのような制度設計が望ましいと思われる理由を述べてください。</p> <p>マラケシュ条約批准を鑑み、書籍のバリアフリー化についての規定強化を行って欲しいことと、企業秘密になりますが、7月末にAmazonの子会社、Audibleという会社が日本で本格的にオーディオブック事業を開始するため、書籍のバリアフリー化の促進のためにも、業界を盛り上げるために、沢山のコンテンツを用意し、誰もが楽しめる仕組みを構築しておきたいと考えております。利用の大半は健常者になり、そこから収益を上げると考えていますが、障がい者の利用出来る環境を整えるためには、その手段を取り入れた方が早いと思うので、「書籍のバリアフリー化」の項目を加えて頂きたいと考えております。加えることにより、消極的な出版社も取り組まざるを得ない状態になると考えております。</p>	
<p>②権利制限規定の見直しによって解決すべきであるとお考えの場合、(1)に挙げた利用が著作権者等の利益を不当に害さない(著作権者等の正規のビジネスとの競合、衝突の有無や度合いを含む。)と判断する理由は何ですか。</p> <p>オーディオブック化する事により、本を読まない人に対しても、音声でアプローチが出来ると考えております。また、ラジオ番組において、ずっとオーディオブックのコンテンツを流すなど、ラジオ番組の多様化が行えることや、書籍の宣伝になるので、結果的に販売数を増やすことが出来ると考えております。さらに、マラケシュ条約を鑑みると、DAISYで無料で制作されて、配布されるよりも、商業で制作し、販売した方が、権利者に利益が入るので、ある程度適正な利潤を作者が得ると考えております。</p>	
<p>③著作権の集中管理の促進など、ライセンス体制の充実によって解決すべきとお考えの場合は、具体的にどのような環境整備を望みますか。</p> <p>現在、個別出版社と著作権利用の許諾を得る作業をしています。競合他社が8年で350社と言っていますが、個人的には少ないと思っています。弊社も2ヶ月で20社アプローチをしましたが、返信が無いのは仕方ないにしても、あってもなしのつづででテンプレートで回答されている形に見えなくもないです。そうであれば、出版社の一段上に出版物著作権管理団体を作り、そちらで一括して管理して、作業して頂いた方が、お互いのやりとりの簡略化が出来るので、そうして頂けると有り難いと思います。(音楽で言うJASRACの様な組織を想定)</p>	

④その他の解決方法について御提案があれば、理由とともに具体的に御記入ください。

現在、オーディオブックの業界は圧倒的に制作業者がいません。(推定: 専業1社、兼業: 5社程度)一つは思いの外制作コストがかかることと、Audibleがストリーミング配信でサービスをすると言っており、ストリーミング配信の場合はCDで発売するよりも1/1000しか収益を頂くことが出来ず、コンテンツが育つことが出来ない状態で市場を作ろうとされており、強い危機感を抱いております。文部科学省文化庁より、経済産業省の方が向いている話かも知れませんが、音声サービス市場が現状では壊滅する恐れもあるので、何かしらの対策を練って頂けると有り難いと思います。個人的な案としては、音声データについても再販制度を設けて、最低限の価格を付け、小売りから値下げ圧力を受けない形にし、適正な利潤を上げ、制作計画を立てやすい状況にする事と、マラケシュ条約に絡めた補助金を付けて頂けると、制作業者も増えると考えております。現在の出版不況と言われる中で、出版社に1冊百万単位の出費を強いるのは厳しいと考えております。

- ※1 補足資料やデータ、関連文献等がありましたら、併せて御提出をお願いします。
- ※2 募集事項は一定程度専門的な事項を含みますので、可能な限りで記載をお願いします。
- ※3 非公表を希望される情報につきましては、その旨を付していただくようお願いします。

拝啓

著作権非親告罪(著作権検閲)の廃案をお願い致します。

非正規サイトを遮断しても正規サイトのアクセスは伸びません。ダウンロード刑事罰でのCD売り上げ低下と同様、逆効果ということで、この法案は廃案お願い致します。

二次創作もこの非親告罪で危うくなることも廃案の理由です。

また一般人による著作権緩和をお願い致します。

1 動画共有サイトで過去のスポーツ中継のみ、ユーザーによる投稿の合法(非利営)

2 SNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)で録画した番組を貸す、譲っての合法。

1の理由はGAORAの「こちらGAORAインディカー実況室」またはIndyCar.comは動画共有のユーザーが録画したスポーツ中継番組を投稿した動画を貼っている。日本語実況が削除され、外国語実況が残り、前述の公式サイトが貼っていることに納得できないため。スポーツ中継が死蔵しているため。2の理由はNHKの「NHKアーカイブス 番組発掘プロジェクト」と関西テレビの「どてらい男」は当時の番組のマスターテープが残っていないか紛失しているため、放送局または権利者側が視聴者からの提供を呼び掛けている。

一般人(及びネットユーザー)が著作権犯罪扱いにされ、健全化にしない一方で、マスターテープや映像物がないから放送局・公式サイトはしていることがいいのか?。

納得できないことから合法又は緩和を求める抗議です。

放送アーカイブ構想で放送局等の権利者、政府側が「録画探しています」と「アップお願いします」といったらなぜ一般人が駄目で放送局、政府は合法と言うことは逆転していません。

著作権非親告罪(著作権検閲)の廃案と番組・本の二次利用著作権改正と同時に、放送局・公式サイトが私的範囲を超えていても捕まっていないのであるならば、合法・緩和をお願い致します。

また画像著作物についても二次利用の合法もお願いします。SNSでほとんどしていますのでこちらも緩和をお願い致します。

お手数ではございますがご回答ご返事も宜しくお願い致します。

敬具

(1) どのような種類の著作物等をどのような場面、方法で利用するにあたり課題がありますか。現在又は将来想定される課題について具体的に御記入ください。また、そのような利用ができないために、既にビジネスに支障が生じている、又は支障が生じうることが考えられる場合は、それについても具体的に記載をお願いします。

・ 利用する場合の課題

HTML・XHTML ファイル等のインターネット用デジタルファイル及びそれを構成するその他画像・プログラムファイルを利用するにあたり、課題があります。ウェブサイトを開覧・法律上の引用をする分には問題ないのですが、一部のまとめサイトやバイラルメディアは著作権を侵害しております。

・ 課題が起きた場合の支障

本家のウェブサイトアクセスされるだったが、著作権侵害をしている一部のまとめサイトやバイラルメディアに流入を許してしまいます。Search Engine Optimization(SEO)に影響を与え、場合によっては本家サイトよりも著作権侵害したウェブサイトが上位表示される危険性があります。

(2) (1) で挙げる利用は、現在の著作権法のどの規定(権利に関する規定・権利制限規定)との関係で課題がありますか。

・ 著作者の人格権(著作者の人格的利益を保護する権利)の氏名表示権(19条)

本家のウェブサイトの記事を作成した人物又は団体の氏名表示を変更し、自分が書いたと偽る場合、氏名表示権に違反します。

・ 著作者の人格権(著作者の人格的利益を保護する権利)の同一性保持権(20条)

本家のウェブサイトの記事の題号・本文を一部又は全体を意図的に変更した場合、同一性保持権に違反します。

・ 著作権(財産権)(著作物の利用を許諾したり禁止する権利)の複製権(21条)

本家のウェブサイトの記事を作成した人物又は団体に許諾を得ずに一部・全体を転載した場合、複製権に違反します。

・ 著作権(財産権)(著作物の利用を許諾したり禁止する権利)の公衆送信権等(23条)

本家のウェブサイトにあるアニメーション動画やドラマ動画などを他サイトでも閲覧可能にした場合、公衆送信権に違反します。

・ 著作権(財産権)(著作物の利用を許諾したり禁止する権利)の頒布権(26条)

本家のウェブサイトで公開されているゲームなどのプログラムファイルを他サイトでダウンロード可能にした場合、頒布権に違反します。

(3) (1)・(2) で挙げられた課題の解決方法について

①権利制限規定の見直しによって解決すべきであるとお考えの場合、具体的にどのような制度を望みますか。また、そのような制度設計が望ましいと思われる理由を述べてください。

・一部・全文転載や法律における引用の範囲を超えたまとめサイトやパクリサイト、バイラルメディアを除くウェブサイトのほとんどにライセンスを発行し、著作権を保障します。

・確認には特設サイトに URL を入力することで確認できるようにします。

・著作権侵害しているウェブサイトにはライセンスをつけず、本家のウェブサイトにはのみライセンスを発行するように徹底します。

・ライセンスがあることで、Google、Bing 等の検索エンジンで著作権侵害をしている一部のまとめサイトやバイラルメディアを罰則を設け、本家のサイトが正常な順位になるように要望し、受諾してもらいます。その後ペンギンアップデートなどで適用します。

②権利制限規定の見直しによって解決すべきであるとお考えの場合、(1) に挙げた利用が著作権者等の利益を不当に害さない（著作権者等の正規のビジネスとの競合、衝突の有無や度合いを含む。）と判断する理由は何ですか。

公式で発行されたライセンスであれば、一定の信頼ができます。ウェブサイトにおけるデジタルデータの著作権でも、一斉に管理・運用ができます。まとめサイトなどにおける問題もライセンスの発行と権限、法律で本家の記事であることを証明するということと、ライセンスの正当性、ライセンスを持っているウェブサイトを本家だと認め、引用の範疇を超えた著作権侵害をしているウェブサイトに罰則（一定期間の順位の下降）をし、ライセンスがあるウェブサイトを日本国内において検索エンジンの既定の順位にすることを法律に明記すれば、著作権侵害の心配はないと判断したためです。

③著作権の集中管理の促進など、ライセンス体制の充実によって解決すべきとお考えの場合は、具体的にどのような環境整備を望みますか。

・本家のウェブサイトの一部・全文を複製・改変、本家の人が公開したものを自分が公開したと偽る、本家のウェブサイトで公開されている二次頒布を認めていないファイルを公開可能にする、引用の範囲を超える本家のウェブサイトの記事を利用する一部のまとめサイトやパクリサイト、バイラルメディアをライセンスから除く体制（本家ウェブサイトと本家とは偽のウェブサイトを 100%で識別できる）

・ライセンスの正当性などを法律に明記

・ライセンスそのものについてと、ライセンスの特設サイトの存在をウェブサイト管理者向けに公開

・ライセンスは個人のウェブサイトで自由に公開・非公開を設定可能

・ライセンスは常に適切な権利を有すること

・仮にライセンスを持っているウェブサイトが本家ではないことが発覚した場合、問い合わせ可能にし、なおかつライセンスを持っているウェブサイトが本家ではなかったことが証明された場合、いつでもライセンスを没収できるようにする

④その他の解決方法について御提案があれば、理由とともに具体的に御記入ください。

昨今の状況をみるに、本来は引用の範囲を超えていて、著作権侵害をしている NAVER まとめや 2ch まとめが上位表示されています。これは明らかに問題です。NAVER まとめでは GoogleAdSense を配信停止したり、一部の 2ch まとめの問題行動でウェブサイトを運営停止に追い込まれたりしていますが、まだ解決には至っていません。またとある情報筋によると NAVER まとめを上位表示されているのは Google 側に何十億ものお金を払っているのだという話もあります。違法なまとめサイトにペナルティを科すことはかならず必要で、ライセンスの価値を証明し法律に明記することや、本家サイトと著作権侵害をしているウェブサイトの識別する技術を確立するということが急務です。ここまで個人サイトが減ったは SNS 等の影響もあるかと思いますが、それよりも著作権違反したウェブサイトが本家のウェブサイトよりも上位表示をし怒りを覚えたり、著作権侵害をしているウェブサイトが上位表示されていて手続きがとても難しいという現状があります。ウェブサイトのライセンス発行や検索エンジンの会社側との協力をしていくことが大切です。

【注釈】

※1 補足資料やデータ、関連文献等がありましたら、併せて御提出をお願いします。

※2 募集事項は一定程度専門的な事項を含みますので、可能な限りで記載をお願いします。

※3 非公表を希望される情報につきましては、その旨を付していただくようお願いします。

(1) どのような種類の著作物等をどのような場面、方法で利用するにあたり課題がありますか。現在又は将来想定される課題について具体的に御記入ください。

また、そのような利用ができないために、既にビジネスに支障が生じている、又は支障が生じることが考えられる場合は、それについても具体的に記載をお願いします。

JASRAC に信託されている、あるいは JASRAC 管理下にある自作の楽曲を自己利用する際の条件が厳しすぎる。

例えば、自分のウェブサイトでなく、第三者のサービスを利用して宣伝しようとする場合や SNS で宣伝しようとする場合、ストアに組み込まれたソーシャルネットワークサービス (SNS) で宣伝しようとする場合など、目的は自己利用のはずですが、現在の JASRAC の条件では許可されないと思われます。

具体例を挙げるならば、Apple 社の Apple Music というサービスには Connect という一種の SNS が組み込まれており、アーティストは自分の Connect ページに音源などをアップロードすることができます。Connect は収益が上がらないサービスですから、JASRAC の言う自己利用に当たるはずですが、現状の自己利用の条件には当てはまらないため自作の JASRAC 信託曲あるいは管理楽曲をアップロードできないと思われます。

そこで、このような広く普及した非商用サービスでの自己利用については、無条件で許可される仕組みが必要と考えます。

(2) (1) で挙げる利用は、現在の著作権法のどの規定 (権利に関する規定・権利制限規定) との関係で課題がありますか。

JASRAC の会員制度と信託制度が一体となった仕組みが、アーティストの自由な活動を阻害し始めていると思っています。

実際のところ、JASRAC は著作者に代わって利用料を徴収代行するお墨付きを文化庁からもらっていますが、そのお墨付きによって楽曲の信託契約を結んで良い法的根拠を持っているわけではありません。

むしろお墨付きがあるからこそ、その権力の必要以上の行使を避ける意味でも、米国の同様の組織と同じ機能と活動をお手本に、利用料徴収代行の機能と楽曲信託の機能は分離されるべきだと考えます。

(3) (1)・(2)で挙げられた課題の解決方法について

[1] 権利制限規定の見直しによって解決すべきであるとお考えの場合、具体的にどのような制度を望みますか。また、そのような制度設計が望ましいと思われる理由を述べてください。

前述の通り、JASRACの会員制度と信託制度の分離が望ましいと考えています。

現在では、JASRACの会員になると、過去および将来の作品のすべてを信託する契約になっています。そのため会員になる本来の目的が利用料の徴収代行だけでも信託をせざるを得ません。

もちろん、契約の形態としてはもう少し多様性がありますが、現実の問題として契約時に著作者にそうした選択肢が提示されないことの方が多いのです。

それはJASRACだけの問題ではなく、日本の音楽業界の構造的な問題ですが、現実にはそのような状況にあるのは、JASRACの会員制度が基本的に信託契約を前提にしているからです。

このような問題を回避するには、会員制度と信託制度を分離する必要があると考えるものです。

[2] 権利制限規定の見直しによって解決すべきであるとお考えの場合、(1)に挙げた利用が著作権者等の利益を不当に害さない(著作権者等の正規のビジネスとの競合、衝突の有無や度合いを含む。)と判断する理由は何ですか。

ここまでに触れた内容は、あくまで自作の楽曲の自己利用を念頭にしています。自己利用が著作者などの利益を不要に害すことはあり得ないと考えます。

[3] 著作権の集中管理の促進など、ライセンス体制の充実によって解決すべきとお考えの場合は、具体的にどのような環境整備を望みますか。

米国のように、著作者が自分の作品を自己利用する場合は、制限なく自由に利用できる仕組みを望みます。

[4] その他の解決方法について御提案があれば、理由とともに具体的に御記入ください。

特になし

以上

「著作物等の利用円滑化のためのニーズ」について意見を送ることになりました。ご参考になれば幸いです。

◆ニーズの要旨

字幕付与を怠ったテレビ番組に限り、個人が作成したその番組の字幕テキストを複製権の保護対象外にせよ。

●ニーズ

以下に述べることはすべてテレビ番組における聴覚障害者への情報保証に関することである。

テレビ字幕における現在発生中の問題を述べる。

問題1 日程上字幕付けが可能な番組であっても、一部の番組などでは提供スーパー表示中などは字幕を表示しないなど、聴覚障害者よりもスポンサーへの配慮を優先した番組作りが横行している。

具体例1：テレビアニメ・妖怪ウォッチ（テレビ東京放送時）の番組冒頭、提供スーパー表示を理由とした字幕カット

具体例2：徹子の部屋（テレビ朝日放送時）の放送中盤及び終了間際で表示される提供スーパーを理由とした字幕カット

問題2 テレビ番組表に字幕放送をする旨のマークがあっても、最初から、あるいは、番組後半から何の予告もなく一切字幕がなかったことがあるが、現状ではこれらを放送事故として扱っていない。なお、本問題は事前原稿作成方式をとっているニュース番組（「こんやのニュース」など）は除く。

具体例1：テレビアニメ「暗殺教室」第5話（2015年2月14日未明放送）でCM明けからの字幕が一切なかった。また、この事故に対するフジテレビの釈明もなかった。

具体例2：「情熱大陸」（TBS）は字幕が付与されている番組だが、2015年3月29日放送分の最後の10分間はずっと「字幕放送は終了しました」の表示のみだった。

私の挙げる問題は以上である。

ちなみに問題1は、テレビ放送局が著作者（アニメなら原作者、対談番組ならインダビュイー）に対して同一性保持権の侵害もしているが、親告罪なのでここでは論じない。

(1) 著作物等利用にあたった課題

ところが、それら問題を補完しようと全国の聴覚障害者にその部分を公表すべく字幕を作っても、著作権法の複製権の問題が立ちはだかる。

(2) 著作権法とのバッティング

複製権（第 21 条、第 49 条）。

たとえ聴覚障害者への情報保証目的であっても、福祉団体に所属しない一般人による作業はすべて目的外の複製とみなされるため、これらの人は著作権者と何らかの契約（そしてお金を払う）をしない限り実行できない。実際に 1990 年代後半に NiftyServe の障害者フォーラムでボランティアをしていたところ、日本脚本家連盟、全日本シナリオ作家協会などによるクレーム発生でやめている。（以下はそれを語る数少ないウェブページ）

<http://homepage1.nifty.com/aufтакт/pctype.html>

http://www.dinf.ne.jp/doc/japanese/daw/wz_tworight.html

(3) 課題の解決方法について

以下の方針を提案する。これは、放送局がとやかく理由をつけて義務を履行しないものには付与されるべき権利も制限するという、お金を一切使わない第三の方法である。

- ・既に字幕が正しく付与されている番組における著作権法の運用はこれまで通り
- ・スケジュールや急な変更など、放送局側の都合で字幕の付与が一部または全部に付与できなかった番組、あるいは、字幕が付与されていた場合でも、提供スーパー表示中における字幕の強制非表示などの「技術的な問題以外の事情」で字幕をつけなかった番組の字幕化や作成した字幕ファイルの送信可能化については、その文字化した情報に限り著作権保護の対象外とする規定を新たに設ける

以上である。なお「技術的な問題」というのは、たとえば、

- ・リアルタイム字幕放送において、CM 入り前や放送終了間際で、音声から字幕化の遅延を理由とした字幕カット
 - ・リアルタイム字幕放送における不明瞭な発音や専門的すぎる言葉（すぐに変換できない言葉）の字幕化断念
- などである。（意見終わり）

著作物等の利用円滑化のためのニーズの募集 提出様式

(1)どのような種類の著作物等をどのような場面、方法で利用するにあたり課題がありますか。現在又は将来想定される課題について具体的に御記入ください。また、そのような利用ができないために、既にビジネスに支障が生じている、又は支障が生じうることが考えられる場合は、それについても具体的に記載をお願いします。

看護学校の図書室から大学図書館へ文献の複写依頼をした際、著作権法31条を理由に断られることがあり、資料提供の面で不便を感じている。

(2)(1)で挙げる利用は、現在の著作権法のどの規定(権利に関する規定・権利制限規定)との関係で課題がありますか。

31条がいう「図書館」に看護学校などの専門学校図書室が含まれない点。
(昨今、根拠に基づいた看護の実践が求められており、その実践には根拠となる文献が必要となってくる。しかし、現状では資料提供が十分になし得ない)

(3)(1)・(2)で挙げられた課題の解決方法について

①権利制限規定の見直しによって解決すべきであるとお考えの場合、具体的にどのような制度を望みますか。また、そのような制度設計が望ましいと思われる理由を述べてください。

31条でいう「図書館」に看護学校図書室も含めて欲しい。理由は(2)で述べたとおり。

②権利制限規定の見直しによって解決すべきであるとお考えの場合、(1)に挙げた利用が著作権者等の利益を不当に害さない(著作権者等の正規のビジネスとの競合、衝突の有無や度合いを含む。)と判断する理由は何ですか。

同じ職業教育を実施している看護大学図書館は、31条でいう図書館に含まれている。その点から、著作権者の権利を不当に害さないといえる。(もちろん全ての看護学校図書室に司書がいるわけではない点などの問題はあがる)

③著作権の集中管理の促進など、ライセンス体制の充実によって解決すべきとお考えの場合は、具体的にどのような環境整備を望みますか。

④その他の解決方法について御提案があれば、理由とともに具体的に御記入ください。

※1 補足資料やデータ、関連文献等がありましたら、併せて御提出をお願いします。

※2 募集事項は一定程度専門的な事項を含みますので、可能な限りで記載をお願いします。

※3 非公表を希望される情報につきましては、その旨を付していただくようお願いします。

[8] 非親告罪関係

対象はマンガ、アニメ等の著作物、それらを題材とした二次創作物、そしてそれらに関わる印刷、映像、販売関係

(1)同人やそれらを印刷したり販売したりする企業の多くは権利者の黙認によって成り立っていますが、非親告罪化で起訴するかどうかの権利が権利者から離れ警察・検察に行くことを危惧しています

権利者にとって都合の良い物はスルー、都合の悪い物はストップをかけるなど権利者がそれを判断し駆使する分には問題ないが、これを警察・検察が駆使するとなると萎縮は避けられないのではないかと思います

現実的に同人とそれに関連する企業だけでなく、オリジナル著作物にも模倣に対する萎縮が広がる物と思われます

(2)著作権法123条。しかしこれは非親告罪の話なのでこれで良いかは不明

(3)

?今の著作権の運用、というより親告罪に近い形を望みます

もっと具体的に言うと最終的な訴追は権利者の同意を得るようにして欲しい

少なくともアメリカは非親告罪の運用でありながら被害者が訴追に強力しない場合は法を執行しなくても良いので不可能ではないはず

?現状の著作権法違反の際にされる対処と同じような形なので権利者の利益を不当に害していないと判断します

?不勉強なのでいまひとつ理解できないのですが権利を集める団体や機関のようなものでしょうか?

権利駆使の判断が権利者によってされるなら問題ないと思います

この権利者は著作権管理団体のような性質のものでなく著作権者のことです

?とにかく最終的な意思決定を権利者が行えるようにして欲しい

警察が駆使する場合は権利者に何らかの形で同意を得るようにして欲しい

それなら形はどのようなものでもかまわない

著作物等の利用円滑化のためのニーズの募集 提出様式

(1)どのような種類の著作物等をどのような場面、方法で利用するにあたり課題がありますか。現在又は将来想定される課題について具体的に御記入ください。また、そのような利用ができないために、既にビジネスに支障が生じている、又は支障が生じることが考えられる場合は、それについても具体的に記載をお願いします。

二次創作物、すなわち、ファンが既存の著作物(主に、言語、音楽、美術、映画の著作物)をアレンジして作ったものをインターネット等を公開することについて。その二次創作物には、MAD動画、すなわち、音楽や映画等を用いて新たな音楽又は映画を作成したものを含む。著作権法上の問題があるために既に萎縮が生じており、今後、非親告罪化されると壊滅的な影響を受けると懸念されている。また、同一性保持権侵害の可能性がある。

(2)(1)で挙げる利用は、現在の著作権法のどの規定(権利に関する規定・権利制限規定)との関係で課題がありますか。

二次創作物を公開することは著作物を複製、公衆送信、翻案していることになる。パロディは、32条の引用にあたらぬという最高裁判決があり、38条の非営利利用については、上記の利用が含まれない。

(3)(1)・(2)で挙げられた課題の解決方法について

①権利制限規定の見直しによって解決すべきであるとお考えの場合、具体的にどのような制度を望みますか。また、そのような制度設計が望ましいと思われる理由を述べてください。

原作への批評等を目的とした正当なパロディについては、32条3項に条文を書き足して適法とする。それに該当しない二次創作であっても、創作性があり、非営利であり、かつ、原作の売り上げや関連商品の売り上げを阻害しない場合は、38条6項に条文を書き足して適法とする。また、20条2項の3号と4号の間に、二次創作による利用について挿入し、50条を削除する。102条にて、著作隣接権への準用をする。批評等を目的としたパロディは表現の自由の観点から積極的に行われるべきであり、営利目的でも適法とすべきである。また、MAD動画等のために著作隣接権への準用をする。

②権利制限規定の見直しによって解決すべきであるとお考えの場合、(1)に挙げた利用が著作権者等の利益を不当に害さない(著作権者等の正規のビジネスとの競合、衝突の有無や度合いを含む。)と判断する理由は何ですか。

批評等のパロディは、権利者が許諾するような性質のものではなく、原作との競合も生じず、創作性が高いので、原作の市場を奪わず、著作物へのただ乗りにもならない。また、二次創作物を公開して、権利者の利益を不当に害するおそれのあるものとしては、(1)ネット上のイラストを印刷して自作グッズを作ってしまうこと、(2)原作のブランド価値を低下させること、が考えられる。(1)については、インターネット上に公式が配信、配布しているイラストが存在することを知らないながら公式グッズを買おうと思っていた者が、二次創作のイラストを発見したことによりそれを用いてグッズを作り、それで公式グッズを買わなくなった場合に権利者の利益を害したとなるが、そのようなケースは極めて限定的だと思われる。実際、グッズを自作している者のブログなどを見ても、大半が、公式のイラストを利用している。(2)については、法律に基づいて作成されたものであると抗弁することで防げるのではないかと思う。

③著作権の集中管理の促進など、ライセンス体制の充実によって解決すべきとお考えの場合は、具体的にどのような環境整備を望みますか。

④その他の解決方法について御提案があれば、理由とともに具体的に御記入ください。

上記の規定の案により、適法に作成された二次創作物であっても、それを他企業のサーバーにアップロードすると、その企業が公衆送信権侵害となる恐れがあると思われる。よって、公衆送信権の廃止も含めた検討が必要である。また、JASRAC等の音楽著作権管理団体は、個人の非営利の利用や動画サイトでの非営利での利用の許諾契約をしているが、インターネット上での広範な利用を促進するために、創作性のある利用については、著作権法で許可、支払いなくできるようにすべきである(条文案は上記の38条6項)。その代り、広告収入を得るなど、営利目的であったり、金銭を受けるものであったりするものについては、利用料を引き上げれば権利者の利益を不当に害さないであろう。なお、レコード製作者の権利等著作隣接権の集中管理も必要だと思う。

※1 補足資料やデータ、関連文献等がありましたら、併せて御提出をお願いします。

※2 募集事項は一定程度専門的な事項を含みますので、可能な限りで記載をお願いします。

※3 非公表を希望される情報につきましては、その旨を付していただくようお願いします。

著作物等の利用円滑化のためのニーズの募集 提出様式

<p>(1)どのような種類の著作物等をどのような場面、方法で利用するにあたり課題がありますか。現在又は将来想定される課題について具体的に御記入ください。また、そのような利用ができないために、既にビジネスに支障が生じている、又は支障が生じることが考えられる場合は、それについても具体的に記載をお願いします。</p>
<p>TPPがそのまま締結されると漫画、小説、音楽、映画等の創作文化全般の著作物の二次利用。特に日本で盛んな引用、パロディ同人作品等のファンアートの利用が根本から変わってしまう事が起きています。</p>
<p>(2)(1)で挙げる利用は、現在の著作権法のどの規定(権利に関する規定・権利制限規定)との関係で課題がありますか。</p>
<p>TPPによる著作権非親告罪化要求が全面的に受け入れられとの見方が強まっています。日本の創作文化は先人の模倣によって発展して来ましたが、これにより日本のパロディや引用等の二次創作文化の壊滅が懸念されます。また、非親告罪化により原作者の意思を無視、パロディ作家や作品への反感を持つ者による嫌がらせや逆恨みの告発横行も懸念されます。</p>
<p>(3)(1)・(2)で挙げられた課題の解決方法について</p>
<p>①権利制限規定の見直しによって解決すべきであるとお考えの場合、具体的にどのような制度を望みますか。また、そのような制度設計が望ましいと思われる理由を述べてください。</p>
<p>情報技術の発展により時代に対応していない著作権法を一から作り直す必要が有ります。アメリカのフェアユース制度の導入、または既に作家有志によって考案され普及が勧められる二次創作許可の自主規制制度「同人マーク」への公的な権限を持たせてはどうでしょうか。</p>
<p>②権利制限規定の見直しによって解決すべきであるとお考えの場合、(1)に挙げた利用が著作権者等の利益を不当に害さない(著作権者等の正規のビジネスとの競合、衝突の有無や度合いを含む。)と判断する理由は何ですか。</p>
<p>TPPの早期妥結は避け、日本には日本の社会伝統や事情がある事を加盟各国に伝えるべきではないでしょうか。</p>
<p>③著作権の集中管理の促進など、ライセンス体制の充実によって解決すべきとお考えの場合は、具体的にどのような環境整備を望みますか。</p>
<p>(3)の①について、作家や読者有志との懇談会を積極的に開き、当事者の意見を反映した法整備をすべきです。政治や行政はその調整役をしていただければよいのではないのでしょうか。</p>
<p>④その他の解決方法について御提案があれば、理由とともに具体的に御記入ください。</p>
<p>日本の創作物文化が根底から変わってしまいます。作家や読者の多くは危機感を持っていますが、肝心の業界は全く及び腰です。国益の為に行政からも創作物業界に呼び掛けて頂きたくぞんじます。</p>

※1 補足資料やデータ、関連文献等がありましたら、併せて御提出をお願いします。

※2 募集事項は一定程度専門的な事項を含みますので、可能な限りで記載をお願いします。

※3 非公表を希望される情報につきましては、その旨を付していただくようお願いいたします。

著作物等の利用円滑化のためのニーズの募集 提出様式

(1)どのような種類の著作物等をどのような場面、方法で利用するにあたり課題がありますか。現在又は将来想定される課題について具体的に御記入ください。また、そのような利用ができないために、既にビジネスに支障が生じている、又は支障が生じることが考えられる場合は、それについても具体的に記載をお願いします。

教科書や大学入試問題を利用して教材を作る場合に、1)教科書、入試問題の著作権者(教科書会社、大学)の許諾が必要だが不許諾や利用制限がある場合がある 2)原著作権者が不明・不許諾・裁定制度利用の場合がある 3)改変されているために不許諾となる場合がある 4)大学によっては著作権処理をしないと問題を提供しないために著作権処理が遅れる ために、必要なコンテンツが使えないことで、教材自体の価値が下がったり((例)●●大学対策問題集なのに最新入試がない)、教材の出版が遅れたりする。デジタル教材の場合、大量のコンテンツが必要で、その著作権処理に多大な負荷がかかっている。

(2)(1)で挙げる利用は、現在の著作権法のどの規定(権利に関する規定・権利制限規定)との関係で課題がありますか。

教科書は第33条第1項、第2項で通知のみで補償金支払、入試問題は第36条第1項で通知・支払不要だが、その利用者は「事前申請」で不許諾の場合は使用できない。

(3)(1)・(2)で挙げられた課題の解決方法について

①権利制限規定の見直しによって解決すべきであるとお考えの場合、具体的にどのような制度を望みますか。また、そのような制度設計が望ましいと思われる理由を述べてください。

第33条と第36条に、その利用者は「事後通知」「補償金支払」で利用可能な規定を追加する。

②権利制限規定の見直しによって解決すべきであるとお考えの場合、(1)に挙げた利用が著作権者等の利益を不当に害さない(著作権者等の正規のビジネスとの競合、衝突の有無や度合いを含む。)と判断する理由は何ですか。

大学は、通知・支払不要で使用していること、大学入試は受験生や高校にとって共有すべき公的な著作物であるから。

教科書会社は、教科書自体で利益を得ており、公的な著作物である検定教科書を利用する者に対して制限をする権限はないから。デジタル教科書は、現時点では教材扱いだが、教科書に準ずる権利を持つ動きもある。デジタル教科書には、従来教材出版社が提供していたコンテンツをすべて盛り込むことが可能であり、教科書会社が学校内で売上利益を独占するのはむしろ不当と言えるから。

原著作権者には、補償料として支払をするため、不利益は生じない。教科書、入試問題で改変をしている以上、利用者はそのまま使用せざるを得ないため、改変による不許諾は法律で制限すべきと考えるから。

③著作権の集中管理の促進など、ライセンス体制の充実によって解決すべきとお考えの場合は、具体的にどのような環境整備を望みますか。

教科書、入試問題には、素材文、写真など複数の著作物があり、申請が大変煩雑になっているうえに、出典非表示や改変のために、使用できない事態が起こっている。最終的には、すべての著作物の集中管理が望ましいが、せめて教科書、入試問題については、集中管理をしてほしい。

④その他の解決方法について御提案があれば、理由とともに具体的に御記入ください。

※1 補足資料やデータ、関連文献等がありましたら、併せて御提出をお願いします。

※2 募集事項は一定程度専門的な事項を含みますので、可能な限りで記載をお願いします。

※3 非公表を希望される情報につきましては、その旨を付していただくようお願いします。

著作物等の利用円滑化のためのニーズの募集 提出様式

④団体名 国公立大学図書館協力委員会 大学図書館著作権検討委員会

(1)どのような種類の著作物等をどのような場面、方法で利用するにあたり課題がありますか。現在又は将来想定される課題について具体的に御記入ください。また、そのような利用ができないために、既にビジネスに支障が生じている、又は支障が生じうることが考えられる場合は、それについても具体的に記載をお願いします。

第31条第1項第1号における発行後相当期間を経過した定期刊行物に掲載された著作物を除く、著作物の一部分を超えた部分の複製物を、迅速に利用者へ提供できない。

(2)(1)で挙げる利用は、現在の著作権法のどの規定(権利に関する規定・権利制限規定)との関係で課題がありますか。

関係する権利に関する規定は、第21条(複製権)。関係する権利制限規定は、第31条第1項第1号(図書館等における複製等)、第47条の10(複製権の制限により作成された複製物の譲渡)

(3)(1)・(2)で挙げられた課題の解決方法について

①権利制限規定の見直しによって解決すべきであるとお考えの場合、具体的にどのような制度を望みますか。また、そのような制度設計が望ましいと思われる理由を述べてください。

言語の著作物に関する著作権等管理事業者が乱立しており、かつ、権利委託の率が必ずしも高くないため、複製を行う現場においては、(1)に記載した一部分を超えた部分の複製を求められた場合、迅速な判断が困難である。したがって、(1)に記載した一部分を超えた部分についても複製権を制限しつつ、当該部分の複製に関しては、別途、著作権者等に補償を行う制度を希望する。

②権利制限規定の見直しによって解決すべきであるとお考えの場合、(1)に挙げた利用が著作権者等の利益を不当に害さない(著作権者等の正規のビジネスとの競合、衝突の有無や度合いを含む。)と判断する理由は何ですか。

別途、補償を行う制度とすることで、著作権者等の利益を不当に害することはない。

③著作権の集中管理の促進など、ライセンス体制の充実によって解決すべきとお考えの場合は、具体的にどのような環境整備を望みますか。

上述のとおり、言語の著作物に関する著作権等管理事業者が乱立しており、かつ、権利委託の率が必ずしも高くない。とりわけ定期刊行物以外の刊行物の委託率が低く、ライセンスにより解決するためには、委託率の向上と、すべての著作権等管理事業者に権利委託された著作物が一括して検索できる環境が必要である。

④その他の解決方法について御提案があれば、理由とともに具体的に御記入ください。

刊行から長い年月が経過した著作物については、「平成26年度法制・基本問題小委員会の審議の経過等について」で触れられている拡大集中許諾制度に類する制度も考えられるが、需要の多い、発行後相当期間を経過していない定期刊行物に掲載された著作物の全部の複製に対しても有効な制度である必要がある。

※1 補足資料やデータ、関連文献等がありましたら、併せて御提出をお願いします。

※2 募集事項は一定程度専門的な事項を含みますので、可能な限りで記載をお願いします。

※3 非公表を希望される情報につきましては、その旨を付していただくようお願いします。

著作物等の利用円滑化のためのニーズの募集 提出様式

④団体名 国公立大学図書館協力委員会 大学図書館著作権検討委員会

(1)どのような種類の著作物等をどのような場面、方法で利用するにあたり課題がありますか。現在又は将来想定される課題について具体的に御記入ください。また、そのような利用ができないために、既にビジネスに支障が生じている、又は支障が生じることが考えられる場合は、それについても具体的に記載をお願いします。

大学図書館は第38条第5項に基づく映画の著作物の複製物を貸与により頒布できる施設として定められておらず(著作権法施行令第2条の3)、法令上、映像資料は図書館内での利用に限られる。とりわけ、映画の著作物が記録されたDVDなどの媒体が、書籍や雑誌の付録である場合、本体と付録とが不可分であっても、付録が貸出できない状況にある。

(2)(1)で挙げる利用は、現在の著作権法のどの規定(権利に関する規定・権利制限規定)との関係で課題がありますか。

関係する権利に関する規定は、第26条(頒布権)。関係する権利制限規定は、第38条第5項(営利を目的としない上演等)。これに関連して著作権法施行令第2条の3(映画の著作物の複製物の貸与が認められる施設)。

(3)(1)・(2)で挙げられた課題の解決方法について

①権利制限規定の見直しによって解決すべきであるとお考えの場合、具体的にどのような制度を望みますか。また、そのような制度設計が望ましいと思われる理由を述べてください。

(1)に記載した、書籍や雑誌の付録である映画の著作物が記録された媒体の貸出について、著作権者等に照会しても、事実上、門前払いになることがある。著作権者との協議の場に立つため、大学図書館が著作権法施行令第2条の3で規定されることを希望する。

②権利制限規定の見直しによって解決すべきであるとお考えの場合、(1)に挙げた利用が著作権者等の利益を不当に害さない(著作権者等の正規のビジネスとの競合、衝突の有無や度合いを含む。)と判断する理由は何ですか。

第38条第5項においては、補償金の支払いが定められており、著作権者等の利益を不当に害することはない。なお、現状では該当する資料に関して買い控えの傾向があると認識している。

③著作権の集中管理の促進など、ライセンス体制の充実によって解決すべきとお考えの場合は、具体的にどのような環境整備を望みますか。

(1)に記載した、書籍や雑誌の付録である媒体に記録された映画の著作物については、必ずしも書籍や雑誌の出版社に著作権が譲渡されるわけではなく、集中管理が可能なのか疑問である。また、貴庁の著作権等管理事業者の検索システムで検索される映画の著作物に関して権利委託を受けている各団体で対応可能なのかも不明確である。

④その他の解決方法について御提案があれば、理由とともに具体的に御記入ください。

※1 補足資料やデータ、関連文献等がありましたら、併せて御提出をお願いします。

※2 募集事項は一定程度専門的な事項を含みますので、可能な限りで記載をお願いします。

※3 非公表を希望される情報につきましては、その旨を付していただくようお願いします。

著作物等の利用円滑化のためのニーズの募集 提出様式

④団体名 国公立大学図書館協力委員会 大学図書館著作権検討委員会

(1)どのような種類の著作物等をどのような場面、方法で利用するにあたり課題がありますか。現在又は将来想定される課題について具体的に御記入ください。また、そのような利用ができないために、既にビジネスに支障が生じている、又は支障が生じうることが考えられる場合は、それについても具体的に記載をお願いします。

環太平洋戦略的経済連携協定(TPP)交渉に関する報道において、たびたび著作権侵害の非親告罪化が報じられ、マンガ作品の二次的著作物の創作への影響が危惧されているが、学術分野においても、研究等は先行の研究が基礎となっていることから、研究等の活動にも影響を及ぼしかねない。

(2)(1)で挙げる利用は、現在の著作権法のどの規定(権利に関する規定・権利制限規定)との関係で課題がありますか。

関係する権利に関する規定は、第18条から第20条の著作者人格権に関する規定、第21条から第28条の著作権に含まれる権利の種類に関する各規定、第89条以下の著作隣接権に関する各規定、及び、第102条以下の権利侵害に関する各規定。

(3)(1)・(2)で挙げられた課題の解決方法について

①権利制限規定の見直しによって解決すべきであるとお考えの場合、具体的にどのような制度を望みますか。また、そのような制度設計が望ましいと思われる理由を述べてください。

非親告罪化による研究等の活動への影響を危惧するものであり、新たな権利制限等を希望するものではない。

②権利制限規定の見直しによって解決すべきであるとお考えの場合、(1)に挙げた利用が著作権者等の利益を不当に害さない(著作権者等の正規のビジネスとの競合、衝突の有無や度合いを含む。)と判断する理由は何ですか。

現状、親告罪であることで、どの程度、著作権者等の利益を不当に害しているのか承知していないが、現在の制度を維持することにより、現在と比べて大きく著作権者等の利益を不当に害することにはならないと認識している。

③著作権の集中管理の促進など、ライセンス体制の充実によって解決すべきとお考えの場合は、具体的にどのような環境整備を望みますか。

④その他の解決方法について御提案があれば、理由とともに具体的に御記入ください。

※1 補足資料やデータ、関連文献等がありましたら、併せて御提出をお願いします。

※2 募集事項は一定程度専門的な事項を含みますので、可能な限りで記載をお願いします。

※3 非公表を希望される情報につきましては、その旨を付していただくようお願いします。

著作物等の利用円滑化のためのニーズの募集 提出様式

④団体名 国公立大学図書館協力委員会 大学図書館著作権検討委員会

(1)どのような種類の著作物等をどのような場面、方法で利用するにあたり課題がありますか。現在又は将来想定される課題について具体的に御記入ください。また、そのような利用ができないために、既にビジネスに支障が生じている、又は支障が生じうることが考えられる場合は、それについても具体的に記載をお願いします。

環太平洋戦略的経済連携協定(TPP)交渉に関する報道において、たびたび著作権の保護期間延長が報じられている。保護期間延長は過去の著作物を掘り起こしてきた青空文庫などの活動に大きな影響を与えるほか、いわゆる孤児作品を増やすことになる。

(2)(1)で挙げる利用は、現在の著作権法のどの規定(権利に関する規定・権利制限規定)との関係で課題がありますか。

関係する権利に関する規定は、第21条から第28条までに規定される全ての権利。保護期間延長の議論が著作隣接権も対象としている場合は、各著作隣接権。

(3)(1)・(2)で挙げられた課題の解決方法について

①権利制限規定の見直しによって解決すべきであるとお考えの場合、具体的にどのような制度を望みますか。また、そのような制度設計が望ましいと思われる理由を述べてください。

保護期間延長による情報流通への影響を危惧するものであり、新たな権利制限等を希望するものではない。

②権利制限規定の見直しによって解決すべきであるとお考えの場合、(1)に挙げた利用が著作権者等の利益を不当に害さない(著作権者等の正規のビジネスとの競合、衝突の有無や度合いを含む。)と判断する理由は何ですか。

書籍に関しては、現状の基本的な保護期間である著作者の死後50年を経過して、継続的に販売される作品の割合は約1%というような調査もあり、現状の基本的な保護期間である著作者の死後50年を維持したとしても、著作権者等の利益を不当に害することはない。

③著作権の集中管理の促進など、ライセンス体制の充実によって解決すべきとお考えの場合は、具体的にどのような環境整備を望みますか。

言語の著作物に関して、とりわけ書籍に関しては著作権等管理事業者へ権利委託されている率は非常に低いものと認識している。特に著作者が亡くなって長い年月が経過した作品の権利委託の率を大幅に向上させるためには、多大な費用が必要であると推測され、保護期間を延長した上で、ライセンス体制を充実させるのは現実的ではない。

④その他の解決方法について御提案があれば、理由とともに具体的に御記入ください。

※1 補足資料やデータ、関連文献等がありましたら、併せて御提出をお願いします。

※2 募集事項は一定程度専門的な事項を含みますので、可能な限りで記載をお願いします。

※3 非公表を希望される情報につきましては、その旨を付していただくようお願いします。

著作物等の利用円滑化のためのニーズの募集 提出様式

④団体名 国公立大学図書館協力委員会 大学図書館著作権検討委員会

(1)どのような種類の著作物等をどのような場面、方法で利用するにあたり課題がありますか。現在又は将来想定される課題について具体的に御記入ください。また、そのような利用ができないために、既にビジネスに支障が生じている、又は支障が生じうることが考えられる場合は、それについても具体的に記載をお願いします。

大学ではe-learningの充実を図っており、その教材作成においては既存の著作物を転載するが、著作権者との連絡がとれないことが少なくなく、また、著作物によっては許諾が得られないこともある。

(2)(1)で挙げる利用は、現在の著作権法のどの規定(権利に関する規定・権利制限規定)との関係で課題がありますか。

関係する権利に関する規定は、主として、第21条(複製権)、第23条(公衆送信権等)、第27条(翻訳権、翻案権等)、第28条(二次的著作物の利用に関する原作者の権利)。また、利用形態や利用する著作物に応じて、第22条(上演権及び演奏権)、第22条の2(上映権)、第24条(口述権)及び第89条以下の著作隣接権。

(3)(1)・(2)で挙げられた課題の解決方法について

①権利制限規定の見直しによって解決すべきであるとお考えの場合、具体的にどのような制度を望みますか。また、そのような制度設計が望ましいと思われる理由を述べてください。

第33条のように、著作権者の権利を制限した上で、著作権者に補償金を支払う制度での解決を希望する。ただし、著作権者との連絡がとれない場合、第67条等で定める裁定制度によるのではなく、新たに補償金相当額を供託する制度を創設するなど、より、手続が簡便な制度を希望する。

②権利制限規定の見直しによって解決すべきであるとお考えの場合、(1)に挙げた利用が著作権者等の利益を不当に害さない(著作権者等の正規のビジネスとの競合、衝突の有無や度合いを含む。)と判断する理由は何ですか。

著作権者には補償金が支払われる制度とすることで、著作権者等の利益が不当に害されることはない。ただし、教育を受ける者の負担とならないためには、無償で著作物が利用できることに越したことはなく、両者のバランス調整が必要である。

③著作権の集中管理の促進など、ライセンス体制の充実によって解決すべきとお考えの場合は、具体的にどのような環境整備を望みますか。

e-learningのための教材に利用する著作物は、言語の著作物のみならず、映像(映画の著作物)など多岐にわたる。例えば、言語の著作物については著作権等管理事業者への委託率は必ずしも高くなく、e-learning教材へ利用する場合の料金設定がされていない場合もある。これらが解消され、結果として著作物の利用を断念しなくてもよい料金設定である必要がある。

④その他の解決方法について御提案があれば、理由とともに具体的に御記入ください。

※1 補足資料やデータ、関連文献等がありましたら、併せて御提出をお願いします。

※2 募集事項は一定程度専門的な事項を含みますので、可能な限りで記載をお願いします。

※3 非公表を希望される情報につきましては、その旨を付していただくようお願いします。

著作物等の利用円滑化のためのニーズの募集 提出様式

④団体名 国公立大学図書館協力委員会 大学図書館著作権検討委員会

(1)どのような種類の著作物等をどのような場面、方法で利用するにあたり課題がありますか。現在又は将来想定される課題について具体的に御記入ください。また、そのような利用ができないために、既にビジネスに支障が生じている、又は支障が生じうることが考えられる場合は、それについても具体的に記載をお願いします。

大学図書館は、出版者著作権管理機構との契約、学術著作権協会との合意に基づき、2団体に権利委託されている著作物については、図書館間相互協力において著作物の電送等を行っているが、すべての著作物が権利委託されているわけではなく、権利委託される著作物の増減もあるなど、安定性に欠ける。

(2)(1)で挙げる利用は、現在の著作権法のどの規定(権利に関する規定・権利制限規定)との関係で課題がありますか。

関係する権利に関する規定は、第21条(複製権)、第23条(公衆送信権等)。関係する権利制限規定は、第31条(図書館等における複製等)。

(3)(1)・(2)で挙げられた課題の解決方法について

①権利制限規定の見直しによって解決すべきであるとお考えの場合、具体的にどのような制度を望みますか。また、そのような制度設計が望ましいと思われる理由を述べてください。

図書館間相互協力に関するイギリス著作権法第41条に類する規定を設け、その上で、少なくとも図書館間の複製物の提供に関しては公衆送信権を制限する制度を希望する。

②権利制限規定の見直しによって解決すべきであるとお考えの場合、(1)に挙げた利用が著作権者等の利益を不当に害さない(著作権者等の正規のビジネスとの競合、衝突の有無や度合いを含む。)と判断する理由は何ですか。

(1)に記載したとおり、2団体に権利委託されている著作物については電送等を行っているが、現在まで著作権者等の利益を不当に害したという事態は承知しておらず、権利制限により、すべての著作物が対象になった場合にも、著作権者等の利益を不当に害することはないものと認識している。

③著作権の集中管理の促進など、ライセンス体制の充実によって解決すべきとお考えの場合は、具体的にどのような環境整備を望みますか。

言語の著作物に関する著作権等管理事業者が乱立しており、かつ、権利委託の率が必ずしも高くない。とりわけ定期刊行物以外の刊行物の委託率が低い。従来、日本複写権センター(現・日本複製権センター)とも契約を交わしたが、翌年は契約に至らなかったという経緯もあり、ライセンスによる完全な解決は困難と認識している。

④その他の解決方法について御提案があれば、理由とともに具体的に御記入ください。

※1 補足資料やデータ、関連文献等がありましたら、併せて御提出をお願いします。

※2 募集事項は一定程度専門的な事項を含みますので、可能な限りで記載をお願いします。

※3 非公表を希望される情報につきましては、その旨を付していただくようお願いします。

著作物等の利用円滑化のためのニーズの募集 提出様式

④団体名 国公立大学図書館協力委員会 大学図書館著作権検討委員会

(1)どのような種類の著作物等をどのような場面、方法で利用するにあたり課題がありますか。現在又は将来想定される課題について具体的に御記入ください。また、そのような利用ができないために、既にビジネスに支障が生じている、又は支障が生じうることが考えられる場合は、それについても具体的に記載をお願いします。

平成25年4月1日から博士の学位論文は機関リポジトリによる公表が原則となった。また、2015年3月30日付けで内閣府の検討会から「我が国におけるオープンサイエンス推進のあり方について」が公表されている。これらに対応するためには、一定の条件のもと、複製権や公衆送信権が制限される必要がある。

(2)(1)で挙げる利用は、現在の著作権法のどの規定(権利に関する規定・権利制限規定)との関係で課題がありますか。

関係する権利に関する規定は、主に、第21条(複製権)、第23条(公衆送信権等)。研究分野や成果物によっては、第89条以下の著作隣接権。

(3)(1)・(2)で挙げられた課題の解決方法について

①権利制限規定の見直しによって解決すべきであるとお考えの場合、具体的にどのような制度を望みますか。また、そのような制度設計が望ましいと思われる理由を述べてください。

例えば、科学研究費補助金などの公的な資金による研究に係る論文等や博士の学位論文などは、一定の期間を経過した後、機関リポジトリに登録するなどの手段により公開可能とする制度を希望する。

②権利制限規定の見直しによって解決すべきであるとお考えの場合、(1)に挙げた利用が著作権者等の利益を不当に害さない(著作権者等の正規のビジネスとの競合、衝突の有無や度合いを含む。)と判断する理由は何ですか。

論文の主たる公表手段である学術雑誌の多くは年単位で契約し、個々の号を購入しない。このため、機関リポジトリ等で公開できない一定の期間を設ければ、著作権者等の利益を不当に害することはない。論文以外の成果物に関しても、それぞれの特性に合わせた制度とすることで、著作権者等の利益を不当に害することがない制度が可能と認識している。

③著作権の集中管理の促進など、ライセンス体制の充実によって解決すべきとお考えの場合は、具体的にどのような環境整備を望みますか。

各種研究成果は海外の著名な学術雑誌に投稿されることが多く、投稿と同時に海外の出版社に著作権が譲渡される。海外の著作権等の管理を行う団体から、国内の著作権等管理事業者に権利が再委託されるものもあるが、国内の著作権等管理事業者は機関リポジトリでの利用を想定されていない。また、公開のために別途費用を要することはオープンアクセスの障壁となる。

④その他の解決方法について御提案があれば、理由とともに具体的に御記入ください。

※1 補足資料やデータ、関連文献等がありましたら、併せて御提出をお願いします。

※2 募集事項は一定程度専門的な事項を含みますので、可能な限りで記載をお願いします。

※3 非公表を希望される情報につきましては、その旨を付していただくようお願いします。

著作物等の利用円滑化のためのニーズの募集 提出様式

④団体名 学校法人駿河台学園 法務部(著作権担当)

(1)どのような種類の著作物等をどのような場面、方法で利用するにあたり課題がありますか。現在又は将来想定される課題について具体的に御記入ください。また、そのような利用ができないために、既にビジネスに支障が生じている、又は支障が生じることが考えられる場合は、それについても具体的に記載をお願いします。

入試問題には、著作権法第36条1項の規定により公表された著作物を利用しているものが数多くあり、それらの著作物は設問部分と一体化しており、他の著作物に代替することができません。しかし、授業用教材や問題集等に入試問題を二次利用するに当たって、入試問題と一体化した著作物の著作権をめぐって、過度な権利行使、高額な使用料・手数料、権利処理に要する長い期間、問題文の改変など、多くの問題が生じており、当該大学を志望する受験生や彼らを指導する教員に入試問題を円滑に提供することができない現状があります。

またTPPで著作権法の非親告罪化や法廷賠償金制度の導入が合意されたとの報道もあり、もしそのようなことになれば、現在は目の前の受験生の利益を優先して止むを得ず必要不可欠な入試問題を教材として授業で利用した後に可能な限り著作権処理を行う形に対応しているようなケースも、法の改悪によるリスクの高まりから提供できなくなり、多くの受験生に多大な不利益を与える懸念すらあります。(本題とは異なりますが、そもそも米国的なフェアユース規定を設けないままに、権利者ですら誰も望んでいない非親告罪化や法廷賠償金制度等だけを導入することは、国民全体に萎縮効果と不利益をもたらすものであり、我が国の国益に著しく反するものと考えます。)

《この問題について詳細に記した参考資料として、「(H22.02.24文化庁提出)入試問題の二次利用円滑化に関する要望書」を添付いたしましたのでご参照いただければ幸いです。この要望書は教育出版社や予備校等11法人・1団体連名で、H22年2月に文化庁に提出いたしました。》

(2)(1)で挙げる利用は、現在の著作権法のどの規定(権利に関する規定・権利制限規定)との関係で課題がありますか。

著作権法第36条1項、第20条2項

(3)(1)・(2)で挙げられた課題の解決方法について

①権利制限規定の見直しによって解決すべきであるとお考えの場合、具体的にどのような制度を望みますか。また、そのような制度設計が望ましいと思われる理由を述べてください。

入試問題の二次利用について、入試問題を構成する著作物をも含め、事前の許諾を必要とせず、著作権者に対して事後に補償金の支払いを行うことをもって利用が可能となるような法改正を望みます。具体的な条文案は下記の通りです。

(入学試験問題の複製・頒布等)

第36条の2 前条第1項の定めるところにより作成され、実施された入学試験問題は、教育上の配慮からその周知の目的上必要と認められる限度において、そのものを複製し、頒布し、又は公衆送信することができる。ただし、当該入学試験問題が前条第1項の定めるところにより公表された著作物を公衆送信している場合において、当該著作物の種類及び用途並びに当該公衆送信の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなるときは、この限りでない。

2 前項の定める複製、頒布、又は公衆送信を行う者は、当該入学試験問題を構成する著作物を複製又は公衆送信している場合には、当該著作物の著作権者に対して事後にその利用を通知するとともに、補償金を支払わなければならない。

3 補償金の額は、著作物の種類及び用途、通常の使用料の額その他の事情を考慮して文化庁長官が毎年定め、官報で告示する。文化庁長官は第71条の規定に基づき、文化審議会に諮問しなければならない。

4 本条第2項の著作物の著作権者が特定できない場合又は著作権者の連絡先が不明の場合には、第74条の規定に基づき、前項の補償金を供託しなければならない。

5 前条第1項の定めるところにより公表された著作物が入学試験問題に複製又は公衆送信されている場合において、第20条2項の四に規定される「著作物の性質並びにその利用の目的及び態様に照らしやむを得ないと認められる改変」を入学試験問題作成者が当該著作物に施している場合には、当該入学試験問題を本条第1項の範囲で複製し、頒布し、又は公衆送信を行う場合にも、第20条2項の四が適用されるものとする。

(同一性保持権)

第20条 (第1項省略)

2 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する改変については、適用しない。

二 第36条第1項の規定により著作物を利用する場合における表現の改変で、試験の目的上やむを得ないと認められるもの

なお、上記のような33条型の補償金制度が困難な場合には、検定教科書含む権利制限下で作成された著作物の二次利用自体を報酬請求権化する方向(36条2項型の補償金制度)の法改正でもありがたく存じます。私どもは、受験生の学力向上に不可欠な入試問題の二次利用自体が違法としないことを強く希望しております。

②権利制限規定の見直しによって解決すべきであるとお考えの場合、(1)に挙げた利用が著作権者等の利益を不当に害さない(著作権者等の正規のビジネスとの競合、衝突の有無や度合いを含む。)と判断する理由は何ですか。

上記の権利制限規定がスリーステップテストをクリアしていることは、添付資料13～14頁に詳述しておりますのでご参照ください。

また、添付要望書は日本文藝家協会にも事前にご覧いただき、権利者団体の利益を不当に害さない提案であるとの一定の理解をいただきました。また文化庁への要望書提出時には、当時日本文藝家協会副会長の三田誠広先生から、この要望が妥当である旨を記した書面「国語教材についての権利制限の必要性」をいただき、併せて提出いたしました。

③著作権の集中管理の促進など、ライセンス体制の充実によって解決すべきとお考えの場合は、具体的にどのような環境整備を望みますか。

オプトアウト方式の著作権集中管理制度が確立し、利用拒否の意思を明確に示している(=オプトアウト)著作権者以外の全ての著作物が適切な使用料でスピーディーに集中管理機関の許諾を得て利用できるようになるならば、必ずしも前述のような法改正が実現せずとも円滑な利用が可能になるものと思います。ただし管理著作物が一部に限定されるオプトイン方式となるならば、問題は解決しません。

④その他の解決方法について御提案があれば、理由とともに具体的に御記入ください。

※1 補足資料やデータ、関連文献等がありましたら、併せて御提出をお願いします。

※2 募集事項は一定程度専門的な事項を含みますので、可能な限りで記載をお願いします。

※3 非公表を希望される情報につきましては、その旨を付していただくようお願いします。

平成 22 年 2 月 1 日

文化庁長官
玉井 日出夫 様

入学試験問題を二次利用する
教育出版社・予備校等 11 法人・1 団体

※（2015 年のニーズ調査資料として添付時の補足説明）

この要望書は平成 22 年に作成されたものであり、当時と状況・データ等が変わった部分が含まれています。また、当時の作成者である 11 法人 1 団体の現在の考え方とは異なっている場合があります。

入学試験問題の二次利用の円滑化に関する要望書

《 目 次 》

1. 要旨	2
2. 入学試験問題とその二次利用の持つ重要性・公共性	2
3. 入学試験問題を円滑に二次利用できない現状	4
4. 問題点	4
5. 解決に向けた要望の骨子	10
6. 補償金支払いの要否	11
7. 補償金制度の概要	11
8. スリーステップテストに照らして	13
9. 条文試案	15
10. おわりに	16

1. 要旨

わたくしどもは、大学・高等学校・中学校などの入学試験問題を問題集や授業用教材等に二次利用し、児童・生徒や彼らを指導する教員等（以下「生徒等」）に提供している教育出版社・予備校等 11 法人・1 団体です。

入学試験問題には、著作権法第 36 条 1 項^{※注1}の規定により公表された著作物を利用しているものが数多くあり、それらの著作物は設問部分と一体化しており、他の著作物に代替することができません。「当該試験又は検定の問題として」複製又は公衆送信すること（第 36 条 1 項）に照らせば当然のことと申せます。しかし、入学試験問題を構成する、そのような著作物の著作権をめぐるまして、過度な権利行使、高額な使用料・手数料、権利処理に要する長い期間など、多くの問題が生じており、入学試験問題を円滑に二次利用できない現状がございます。わたくしどもは、このような現状を改善して、生徒等が入学試験問題という学習上の重要な情報・素材を、適切な時期に適切な価格で入手することができる途を模索してきました。入学試験問題の二次利用につき、入学試験問題を構成する著作物をも含め、事前の許諾を必要とせず、著作権者に対して事後に補償金の支払いを行うことをもって利用が可能となるように、著作権法の改正をご検討いただきたく要望いたします。

なお、わたくしどもがここに言う「入学試験問題」とは、第 36 条 1 項に規定される営利を目的としない「人の学識技能に関する試験」の中で、学校等への入学者選抜資料として用いられる公共性の高い試験問題を指します。本要望書では、入学試験問題以外の検定試験等や第 36 条 2 項に規定される営利を目的とする試験問題は対象としておりません。

また「二次利用」とは、入学試験問題を問題集や授業用教材等の印刷媒体に複製し、頒布することに加え、ウェブサイトへの掲載などの公衆送信をも含みます。

2. 入学試験問題とその二次利用の持つ重要性・公共性

入学試験制度は、高等学校・中学校・小学校などで定められた教育課程で培われた学年段階に応じた学力等を測定し、上級学校への入学の条件とすることで、教育水準の維持・向上を図る機能を担っており、日本の教育制度の中で依然として重要な役割

※注 1 : （試験問題としての複製等） 第三十六条 公表された著作物については、入学試験その他の学識技能に関する試験又は検定の目的上必要と認められる限度において、当該試験又は検定の問題として複製し、又は公衆送信（放送又は有線放送を除き、自動公衆送信の場合にあつては送信可能化を含む。次項において同じ。）を行うことができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びに当該公衆送信の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。

を果たしていると申せます。また入学試験問題は、生徒等の将来を左右する厳しい入学者選抜資料としての役割を背負わされているばかりでなく、当該学校に入学して学ぶために必要な学力とは何か、というアドミッションポリシーを公に示す役割をも担っていますので、その出題内容は、下級学校の授業内容や個々の生徒等の学習課題に対して、教育課程の範囲を超えて強い影響を与えています。

このため、全国規模で行われる大学入試センター試験や、全県規模で行われる公立高校の入学試験が、個々の学校や受験生個人の利害を超えた重要性・公共性を有することは申すまでもありません。更に、個別の学校の入学試験であっても、多くの受験生が目標とする学校であれば、その入学試験問題の内容は、下級学校等に少なからぬ影響を与え、当該学校やその志望者の利害を超えて、公立高校の入学試験などにも匹敵する重要性・公共性を帯びていると申せます。

一方、入学試験問題は、実施後の二次利用でも次のような重要な役割を果たしています。

その学校を志望する生徒等にとっては、志望校の入学試験問題の出題傾向や出題内容を知るための重要な情報源であり、問題対応能力の向上による学力増進のための良質な学習素材でもあります。生徒等が志望校で過去に出題された入学試験問題を研究・演習することは、何十年も前から変わることなく行われ続けている、合格可能性向上のために不可欠の学習方法であり、それができないとすれば、志望校の合否結果に大きな影響を与えるといっても過言ではありません。また、入学試験問題はその重要な位置づけから、学校教育の最前線を担う先生方が練りに練って出題した問題であるため、学習素材として優れているものが多く、志望校以外の入学試験問題を教材として学ぶことも、学力向上に大いに寄与いたします。

更に、個々の生徒等にとって、特定の学校・年度の入学試験問題が学習素材として必要とされる時期は、受験時期である特定の短い期間に限られます。生徒等が必要とする時期に、誰でもが入手しやすい適切な価格で、情報源や学習素材として必要不可欠な入学試験問題を届けることができなければ、彼らに著しい不利益をもたらしてしまいます。このように、入学試験問題が有する重要性や公共性は、実際の入学試験で使われた場合だけでなく、営利目的で頒布されたものを利用する場合であっても変わることはありません。

そうした観点から、わたくしどもが生徒等に対して、適切な時期に適切な価格で、入学試験問題を問題集等の形で提供したり、授業の教材として提供したりすることには、営利追求を超えた教育的・公共的側面があるものと存じます。

3. 入学試験問題を円滑に二次利用できない現状

わたくしどもが入学試験問題を二次利用する際に、多くの場合には、出題した学校等に二次利用の用途を伝えて、その了解の下に問題を入手しております。前述した入学試験問題の重要性・公共性から、出題した学校といえどもその二次利用を制限してはならないものとわたくしどもは考えますが、実際にも、学校等が入学試験問題に関する著作権を自ら主張して、問題の提供を拒んだり、二次利用を制限したりすることは、今までありませんでした。このことは、入学試験問題の持つ重要性・公共性を学校等が十分に自覚なさっていることの表れだと存じます。また、志望者に学校を見学させるオープンキャンパスなどの場で、多くの学校が自ら過去の入学試験問題を配布していることから明らかなように、学校自身が入学試験問題を生徒等にオープンに示したいと望んでおり、入学試験問題の流通を通じて、学校等への注目度の向上や志望者の増加を期待なさっているからでもあろうと存じます。

一方、入学試験問題の多くは、著作権法第36条1項の権利制限下で様々な著作物を素材として作成されているため、二次利用に際しては入学試験問題を構成する著作物の著作権者に許諾いただくことが必要となりますが、理由の如何にかかわらず著作権者に許諾いただけない場合には、その入学試験問題を生徒等に提供することができなくなってしまいます。また許諾いただける場合であっても、著作権者の許諾を得るまでに多くの時間を要して適切な時期に間に合わなかったり、許諾に際しての使用料が高額で生徒等に適切な価格で提供できないために利用を断念せざるをえない、といった状況となれば、入学試験問題を必要とする生徒等に多大な影響を与えることになってしまいます。

わたくしどもは、入学試験問題の二次利用に際して、著作権法に則って適正に権利処理を行なうべく鋭意努力を行なっておりますが、次に挙げるように、入学試験問題を構成する著作物につき、その著作権の処理が進まないことによって、一部の入学試験問題を適正・円滑に利用できない現状にあります。

4. 問題点

- ① (一般の著作物利用とは異なる入学試験問題の特殊性) 一般の著作物を利用する場合に、事前に著作権者に申請し、理由の如何を問わず許諾が得られなかった場合には、利用を断念してそれに代わる著作物で代替すべきことについては、わたく

子どもも当然のことであると認識しており、そのことに異を唱えるつもりは毛頭ございません。しかし、入学試験問題は、特定の学校が特定の年度に出題した唯一の問題であることに価値があるとともに、入学試験問題を構成する著作物と設問部分とは一体化しており、他の著作物に代替することができない、という特殊な関係にあります。ある入学試験問題を構成する著作物の著作権者に二次利用を許諾しただけなかったからといって、他のもので代替することはできず、その唯一無二の入学試験問題の二次利用そのものを断念しなくてはなりません。

大半の著作物は、著作権者が入学試験問題二次利用の重要性・公共性をご理解くださり、適切な使用料で利用させていただけます。しかし、一部にはご理解いただけず、入学試験問題を構成する著作物の二次利用を許諾していただけない場合もあります。もし全県・全国単位の統一テスト等の大規模な試験問題で、そうした許諾いただけない著作物が出題された場合には、二次利用できず、数多くの生徒等がその試験問題を知る機会・学ぶ機会を失うことになってしまいます。

著作権者の当然の権利ではありますが、入学試験問題を構成する著作物の著作権者のお考え次第で、特定の入学試験問題を必要としている生徒等がそれを利用することが出来なくなってしまうという現状は、著しく不合理であるとわたくしどもは感じております。

② **（高額な使用料の請求と訴訟を頻発する団体の存在）** 一部の著作権者を擁する団体が、過去分の高額な使用料清算を新たな許諾の前提条件とするために、当該団体に所属する著作権者の著作物の一部を用いた入学試験問題を二次利用できないケースが発生しております。当該団体はそうした過去分について、これまでに多くの教育出版社・予備校を相手に訴訟を起こしていますが、和解が成立しても、1点1回当たりの使用料最低額が高額であるため、小規模な出版物や市販しない授業用教材では制作費を圧迫し、結果として利用できない場合も数多くあります。また、過去分清算の交渉のプロセスで、それまでに開示した過去の入学試験問題の利用情報を用いていきなり訴訟を起こされたケースも報告されております。

条件が折り合わなければ当該団体に所属する著作権者の著作物を利用しない、という選択が可能な場合とは異なり、入学試験問題を構成する著作物は前述のように代替が不可能であり、いわば当該団体に入学試験問題そのものの利用の可否を握られてしまっているという、不合理な状況となっております。

③ **（英文の高額な使用料・手数料の問題）** 英語の入学試験問題で出題された英文で、出典の判明しているものについては、わたくしどもの一部のメンバーで 2005

年より海外著作権連絡協議会^{※注2}という任意団体を立ち上げ、適正な権利処理を進めるべく努力して参りました。しかし、英米では著作権エージェント・新聞社・出版社（以下「著作権エージェント等」）が著作権の許諾窓口となっている場合が大半であり、使用料に手数料等も大幅に上乗せされ数十ドル～千数百ドル^{※注3}と国内著作物の標準的な使用料に比して著しく高額となっております。しかも、海外権利者との交渉は国内のエージェントに委託せざるを得ない場合が多く、その手数料も1件当たり2～3万円を要します。その結果、英文1点当たりになくとも3万円以上のコストがかかってしまう現状があります。一部には、入学試験問題の二次利用や市販しない授業用教材での利用に理解くださり、無償で許諾をしてくれる海外著作権エージェント等もありますが、大半のケースではわが国特有の入学試験制度や入学試験問題の二次利用の特殊性について理解が得られず、一般の著作物利用と変わらない扱いを受ける結果となってしまいます。このような状況では、前述の団体の場合と同様に、小規模な出版物や市販しない授業用教材では、使用料が教材費を高騰させて生徒等の負担を増大させるため、先方の要求通りの支払いは出来にくい状況にあります。

市販問題集では著作権使用料コストの増大を一つの要因として、販売価格の値上げが徐々に進行しつつあり、中には流通可能な価格が付けられずに出版を継続できなくなったケースも生じております。今後、⑥で後述する英文の出典明示の比率が高まって、海外著作権エージェント等への支払いが増加すれば、更に販売価格への転嫁を進めざるを得なくなり、生徒や保護者等の経済的負担増に直結することが懸念されます。是非とも早期に、国内の相場に近い妥当な補償金額で二次利用できるための施策が必要と考えます。

- ④（利用規模の小さい授業用教材等の問題） 塾や予備校の授業用教材の多くは、演習素材として実際の入学試験問題をそのまま掲載しております。1冊の教材には10～20題程度の入学試験問題を掲載しますので、現代文の教材などでは、そこで利用されている様々な著作物の一部について、ひとつひとつ権利処理や使用料の支払いが必要になります。多くの生徒が使用する教材や出版部数の多い問題集等であれば、相応の使用料の支払いも可能ですが、本要望書に名を連ねている規模の大き

※注2： 海外著作権連絡協議会は、入試問題に二次利用された英文著作物を中心とした海外権利者への許諾申請や情報の共有及び適正・円滑な流通の促進を目的として、教育出版社や予備校などを正会員として2005年4月に設立された任意団体。2010年1月時点で以下の12法人が正会員——(株)市進、(株)学研ビジネスサポート、(学)河合塾、(株)河合出版、(株)桐原書店、(株)三省堂、(学)駿河台学園、駿台文庫(株)、(株)Z会、(株)ナガセ、(株)ベネッセコーポレーション、(株)ランズ（五十音順）。 <http://www.caep.gr.jp>

※注3： The New York Times＝\$600、The Economist＝\$1150、TIME＝\$1800、など（いずれも1点1回当たりの使用料例。部数等によって金額が異なる場合がある）。

な予備校であっても、数十名～数百名の生徒のためだけの教材が多数存在しており、その程度の小規模教材では、②で述べた団体や③で述べた英米の著作権エージェント等が要求するような高額な使用料など、とても支払えるものではありません。また、塾・予備校の業界では、中小規模の教室・学校が全国に数多く存在し、そのひとつひとつで授業の素材として多くの入学試験問題を利用しています。大規模な予備校でさえ支払い困難な使用料を、そうした中小規模の塾・予備校が支払うことができるはずもありません。②の団体や③の英米の著作権エージェント等が存在する現状で、現行法下で適法な権利処理を徹底するということは、経済的・実務的に著作権対応が困難な中小の塾・予備校では、それらの入学試験問題を使用してはならない、ということに等しいものと存じます。小さな塾で学ぶ生徒は、適正な権利処理を経た入学試験問題で学ぶことができない、などという差別的な事態があって良いものでしょうか。二次利用者の規模の大小で入学試験問題の適法な使用の可能・不可能が決定付けられてしまうような状況は、不公正と言わざるを得ないと存じます。このことは、例に挙げた塾・予備校の授業用教材に限らず、特定の学校用の小部数の教材出版物や、特定の学力層に向けた小部数の通信教育教材などにも同じように当てはまる問題です。

入学試験問題を構成する著作物に関しては、利用規模に連動しない高額な一律の使用料を課すことを認めず、部数や生徒の人数などの利用規模に応じた妥当な補償金額で利用が可能となるような施策が不可欠であると考えます。

- ⑤（学校等でも自らの試験問題を二次利用できない場合が発生） わたくしども二次利用者ばかりでなく、入学試験問題を出題した学校等が自らウェブサイトに掲載したり、次年度の受験希望者に配布したりする場合にも同様の問題が生じ、生徒等に自校の過去の入学試験問題を提示できないという不合理な状況が生じております。典型的な例を挙げれば、平成 18 年度大学入試センター試験の国語第 1 問の問題文に②の団体に所属する著作権者の作品の一部が複製されておりましたが、大学入試センターのウェブサイトにおいて、「この部分につきましては、著作権の問題により、公開できません」とのみ表示され、内容が公開されていませんでした。大学入試センター試験は、全ての国公立大学を受験するために必ず受けなければならない試験であるばかりでなく 480 校以上の私立大学も参加し、毎年 50 万名以上が受験する、国家プロジェクトとしての全国統一試験です。その試験問題が、特定の権利者や団体の利益追求のための権利行使で、二次利用できなくなるようなことがあって良いものでしょうか。こうした過度な権利行使も、現行法下では抑止する手

立てはありません。

- ⑥ **（出典不明の著作物や海外著作物の権利処理に要する長い期間）** 入学試験問題の「英語」で利用される英文や「社会」で利用される写真の中には、出題者が素材の出典を明示していない^{※注4}ために著作権者が不明で権利処理ができないケースが数多くあります。著作権法には著作権者不明の場合の裁定制度が規定されていますが、平成21年度の法改正によって、裁定申請時に担保金を供託することで裁定結果を待たずに著作物を利用できるようになったものの、同制度を利用するには依然として申請前の長い準備期間と多大な手間を要し、生徒等が必要とする入学試験問題を適切な時期に提供することが困難となる場合があります。

また英文の場合、出典が判明している場合でも、海外著作権者から許諾を得るには数ヶ月以上の長期間を要する場合があります。生徒等に適切な時期に提供することを優先し、やむを得ず許諾申請等の結果が出る前に利用する場合には、二次利用者がリスクを負わざるを得ない状況となります。

- ⑦ **（入学試験問題でやむを得ない改変が施されている場合の二次利用時の問題）**

入学試験問題は入学者選抜資料としての性格上、生徒等の学力を学年段階に応じて的確に測定するために、著作物を利用して入学試験問題として出題する際、やむを得ず改変する事もあります。特に、語学の場合には修得段階に応じた単語や構文の置き換えなどの改変が不可欠であり、英語の入学試験問題における改変は数多く行われています^{※注5}。こうした入学試験問題における改変は、著作権法第20条2項の四に規定される「著作物の性質並びにその利用の目的及び態様に照らしやむを得ないと認められる改変」に該当する範囲であれば適法です。しかし、これを二次利用する場合には、学校自身が二次利用する場合であっても、著作者の同意を得ることなく改変された状態のまま利用したとすれば、同一性保持権の侵害を問われかねません。

入学試験問題の二次利用においては、学校等が出題したままの状態ですべて生徒等に提示しなければ意味のない場合が大半であり、学校等が上述のような改変を行っている場合には、その改変のままに二次利用する必要があります。このため、著作者に入学試験問題での改変に了解をいただければ、入学試験問題が全く二次利用でき

※注4： 国語著作物に比べて、英語の著作物の出典表記は30%程度（海外著作権連絡協議会2009年度大学入試問題の分析結果）と低く、二次利用するためには、出典を探さなければならないが、発見できる確率は低い。入試問題に出典が明記されない場合、大学へ問い合わせをするが、「非公表」「不明」という回答が多い。

※注5： 海外著作権連絡協議会の調べでは、英語の大学入学試験問題で出典明示のあるもののうち65%に「改変」またはそれに類する情報が付されている。

ない結果となってしまいます。特に英文の場合は、③で述べたように海外版權エージェント等が許諾処理の窓口になっているため、著作者に立ち戻って確認する煩雑さを伴う改変は一律に不可という対応を取るエージェント等が大半であり、入学試験問題そのものを提示して許諾申請すると、利用できない入学試験問題ばかりになってしまいます。

このような事態は生徒等に不利益をもたらすばかりでなく、日本の語学教育にとって致命的な問題を引き起こすものと存じます。是非とも、入学試験問題が第 20 条 2 項の四の範囲で行った改変については、入学試験問題を二次利用する場合にもその適法性が引き継がれ、二次利用者が同一性保持権の侵害を問われることがないような手立てを講ずる必要があると存じます。

- ⑧（著作権者に対する学校側の過度な配慮によって入学試験問題が円滑に入手できない状況） 「3. 入学試験問題を円滑に二次利用できない現状」で、今までに入学試験問題を出題する学校側が自らの権利を主張して問題が生じたことはない、と述べましたが、それとは別に、第 36 条 1 項の権利制限下で入学試験問題に利用された著作物の著作権に対して、前述のような事情から、学校側が過敏になりすぎることで次のような弊害が生じております。

わたくしどもが入学試験問題を二次利用する場合には、まず入学試験実施直後に、出題した学校等に二次利用の用途を伝えて、その了解の下に問題を入手しております。しかし近年、試験問題残部の第三者への交付も、その試験問題に他人の著作物が利用されている場合には、その著作権者の許諾が必要との解釈から、わたくしども二次利用者への交付が試験実施から数ヵ月後に遅れてしまう学校や、交付そのものを行わない学校も現れ、入学試験問題の入手と生徒等への提供に支障が出ております。しかし、著作権法第 47 条の 4 の規定^{※注6}から試験問題残部の第三者への小部数の交付に違法性はないとする見解も存在しますし、何よりも、手間とコストをかけさえすれば入学試験の受験生から試験問題の現物を適法に入手することが可能な状況の中で、単に見本として報道機関や出版社・予備校等に対して残部を交付すること自体は、著作権者の利益を実質的に害しているとはいえないと存じます。にもかかわらず、形式的には違法と解釈される余地があるために、②のような過激な権利行使を行なう団体の存在とも相俟って、学校側は過度に防衛的に対応せざる

※注 6 : 「複製権の制限により作成された複製物の譲渡」を規定した条文。第 36 条 1 項の適用を受けて作成された複製物は「譲渡により公衆に提供できる。」と規定されている一方で、別途に列挙した条文が「定める目的以外の目的のために公衆に譲渡する場合は、この限りでない。」と規定している箇所には第 36 条 1 項は含まれていない。

を得なくなっているものと存じます。入学試験問題の二次利用そのものを許諾不要とすることで、結果として学校側がこのような過剰対応をしなくても済むようになるものと考えます。

以上のように、一般の著作物とは異なる入学試験問題二次利用の特殊性に加え、過度な権利行使、特定の権利者団体や海外版權エージェント等の高額な使用料・手数料、海外著作物等の権利処理に要する長い期間、入学試験問題を出題する学校側の防衛的な対応等の問題により、生徒等が入学試験問題という重要な情報・学習素材を、適切な時期に適切な価格で「知る権利」「学ぶ権利」が損なわれているとも言い得る状況が生じております。早期にこの状況を改善し、わたくしども二次利用者のみならず、生徒等にもたらされる不利益を取り除く必要があるものと存じます。

5. 解決に向けた要望の骨子

つきましては、このような問題を解決するための一つの案として、以下の3点が実現するような著作権法の改正をご検討いただきたく要望いたします。

- ① 入学試験問題を二次利用する場合には、事前の許諾を必要としない。
- ② 入学試験問題が第36条1項の規定により公表された著作物を複製又は公衆送信している場合には、二次利用者は当該著作物の著作権者に対して、事後に現実的に対応可能な妥当な額の補償金を支払う。
- ③ 入学試験問題を作成した学校等が、入学試験問題を構成する著作物に対して、試験問題としての目的上必要不可欠な改変（第20条2項の四に規定される「著作物の性質並びにその利用の目的及び態様に照らしやむを得ないと認められる改変」）を施している場合には、その入学試験問題をそのまま二次利用する場合にもその適法性が引き継がれ、二次利用者が同一性保持権の侵害を問われることがない。

なお「1. 要旨」でも述べましたが、わたくしどもが言う「入学試験問題」とは、第36条1項に規定される営利を目的としない「人の学識技能に関する試験」の中で、学校等への入学者選抜資料として用いられる公共性の高い試験問題を指します。営利を目的とした模擬試験など第36条2項の対象となる試験問題については、第三者による自由な二次利用は、模擬試験の実施主体が本来有する営利追求という目的を妨げることになりますので、今回わたくしどもが要望する権利制限拡大の対象からは外すべきものと存じます。

また「二次利用」とは、「1. 要旨」でも述べましたように、入学試験問題を問題

集や授業用教材等の印刷媒体に複製し、頒布することに加え、ウェブサイトへの掲載などの公衆送信をも含みます。

6. 補償金支払いの要否

入学試験問題を構成する著作物に限らず、入学試験問題そのものに著作物性があったとしても、入学試験問題とその二次利用の重要性・公共性に鑑みれば、出題した学校等の側の経済的利益を考慮する必要はないと考えます。また、「3. 入学試験問題を円滑に二次利用できない現状」で述べましたように、学校等の側にもそうした認識はないと思われま

す。一方、「2. 入学試験問題とその二次利用の持つ重要性・公共性」に述べましたように、第36条1項の規定により入学試験問題に利用された著作物に関しても、入学試験問題の重要性・公共性は二次利用される場合も変わらず存続するという前提に立てば、入学試験問題としての利用時に出題者が支払いを免除されていた補償金を、二次利用の際にだけ支払うこととするべきではない、とも言い得ると存じます。

しかし、入学試験問題を構成する著作物を二次利用する際の著作権者への使用料の支払いは、既に、著作権保護同盟から日本文藝家協会が著作権管理業務を引継ぎ2003年11月に著作権保護同盟時代の各種協定^{※注7}を改める宣言をした後の2004年度以降、日本文藝家協会の使用料規程を基準とした支払い実績が積み重ねられております。わたくしどもとしましても著作権者の適正な経済的利益を犠牲にして要望を実現することを望んではおりません。既に実績を重ねている著作権者への支払いは、補償金の形で存続されて然るべきであると、わたくしどもは考えます。

ただし、その金額は、あくまでも小規模な利用者であっても現実的に支払い可能な妥当な額であることが不可欠であり、「4. 問題点」の項の②の団体や③の英米の版權エージェント等が求めるような、高額な使用料であってはなりません。

7. 補償金制度の概要

こうした観点からわたくしどもは、入学試験問題を二次利用する場合には、事前の許諾を必要とせず利用できるようになることを要望しつつも、入学試験問題が第

※注7：『現代国語大学受験参考書類に関する暫定協定』（1994年締結）の中で4つに分類された大学入試問題を利用した参考書類のうち、著者の著作意図を含む記述や相当量の解説のあるものなど2つは許諾申請や「謝礼」の支払い不要と規定されていた。このため、入学試験問題に解答解説を加えた問題集や入学試験問題を掲載した授業用教材などでは、2003年度までは著作権保護同盟に加わる権利者に関しては、権利処理不要で使用可能な状況だった。

36 条 1 項の規定により公表された著作物を素材としている場合には、その著作物の著作権者に対して事後に、現実的に対応可能な妥当な金額の補償金の支払いを行なうことで利用が可能となるような補償金制度の併設を要望する次第です。

著作権法には補償金の方式として、教科用図書（いわゆる検定教科書）についての方式である第 33 条 2 項^{※注 8}型と、営利を目的とする試験問題についての方式である第 36 条 2 項^{※注 9}型の二つの型が存在いたします。第 36 条 2 項では、補償金の額について「通常の使用料の額に相当する額の補償金」と規定されているのみであるため、「4. 問題点」の項の②の団体や③の英米の版權エージェント等の要求する高額な請求に応じざるを得なくなり、結果として二次利用ができなかったり、二次利用できたとしても生徒等に過大な負担をもたらしたりすることになりかねません。このため、わたくしどもは是非とも、妥当な額を文化審議会に諮問した上で文化庁長官が定める第 33 条 2 項型の補償金制度の実現を要望いたします。

第 33 条 2 項型での補償金額の妥当な額の検討には、既に 5 年の実績を積んでおり、著作物の教育目的利用の使用料基準として標準化しつつある日本文藝家協会の使用料規程^{※注 10}を踏まえることが不可欠だと存じます。日本文藝家協会は教育目的での著作物の利用や入学試験問題二次利用の重要性・公共性にも深く理解をいただいております。わたくしどもが日本文藝家協会へ管理委託していない国内の個別の著作権者に許諾申請を行なう場合にも、基本的には日本文藝家協会の使用料規程に準じた算出方法で使用料額の提示を行なっております。その結果わたくしどものいずれの法人でも、特定の団体に属さない個別の著作権者のほぼ 100% 近くの方々からご理解をいただいております。提示を受け入れていただけない権利者は極めて少数にとどまっております。

※注 8：（教科用図書等への掲載）第三十三条（第 1 項省略）

2 前項の規定により著作物を教科用図書に掲載する者は、その旨を著作者に通知するとともに、同項の規定の趣旨、著作物の種類及び用途、通常の使用料の額その他の事情を考慮して文化庁長官が毎年定める額の補償金を著作権者に支払わなければならない。

※注 9：（試験問題としての複製等）第三十六条（第 1 項省略）

2 営利を目的として前項の複製又は公衆送信を行う者は、通常の使用料の額に相当する額の補償金を著作権者に支払わなければならない。

※注 10：（教育を目的とした利用）第 8 条 著作物を入試問題集・一般教養問題集・学習参考書・学校用図書教材等に複製し、公衆に譲渡する場合の使用料は次のとおりとする。

（1）一作品の使用料は本体価格の 5% に発行部数を乗じた額を本文総ページで割り、使用ページ割合を乗じた額もしくは 2000 円のいずれかの高い額とする。また使用ページ割合は 1/4 ページごとの面積計算とし、短歌、俳句は一首、一句を 1/4 ページとする。

（2）発行部数 1300 部以下については、一作品の使用料は本体価格の 5% に発行部数を乗じた額を本文総ページで割り、使用ページ割合を乗じた額もしくは 1000 円のいずれかの高い額とする。また使用ページ割合は 1/4 ページごとの面積計算とし、短歌、俳句は一首、一句を 1/4 ページとする。

市販しない授業用教材には別の基準が存在するが、そこでも 1 点あたりの最低金額は 1000 円である。

また、本要望書に名を連ねる法人の中に、出典不明の英文著作物の二次利用に際して、「4. 問題点」の項の⑥（出典不明の著作物や海外著作物の権利処理に要する長い期間）で述べました裁定制度を利用した法人が複数ございます。最終的に得られた裁定結果での補償金額は、日本文藝家協会の使用料規程と全く同額でした。このことは、入学試験問題を二次利用する際の使用料に関して、文化庁長官が「通常の使用料の額その他の事情を考慮」した結果、日本文藝家協会の使用料規程が妥当かつ標準的であると認めたということの意味しているものと存じます。

なお、「4. 問題点」の項の⑥（出典不明の著作物や海外著作物の権利処理に要する長い期間）に述べましたように、特に英文の入学試験問題では出典明示が十分でなく、著作権者が特定できない場合が多くあります。そうした場合には、補償金を供託することで補償金の支払いに代えることが出来るような制度の実現を要望いたします。

8. スリーステップテストに照らして

今まで述べてきたわたくしどもの提案を、ベルヌ条約第9条(2)及び1996年のWIPO(世界知的所有権機関)著作権条約第10条^{※注11}の定める、いわゆるスリーステップテスト（「特別の場合について」「当該著作物の通常の利用を妨げず」「著作者の正当な利益を不当に害しない」）に沿ってまとめることで、権利制限を求めるための必要条件を満たしていることを確認しておきたいと存じます。

① 特別の場合について

入学試験問題という特別な目的・用途で著作物が利用された場合に限定した権利制限であり、一般的・普遍的な権利制限を目指すものではありませんので、「特別な場合について」という条件に合致することは明らかです。

② 著作物の通常の利用を妨げず

入学試験問題それ自体については、入学試験問題の二次利用が可能となるのは、入学試験の実施終了後に限られますので、入学試験問題の通常の利用目的である入

※注11：ベルヌ条約 第9条 (1) 文学的及び美術的著作物の著作者でこの条約によって保護されるものは、それらの著作物の複製（その方法及び形式のいかんを問わない。）を許諾する排他的権利を享有する。

(2) 特別の場合について (1) の著作物の複製を認める権能は、同盟国の立法に留保される。ただし、そのような複製が当該著作物の通常の利用を妨げず、かつ、その著作者の正当な利益を不当に害しないことを条件とする。

WIPO著作権条約 第10条 制限及び例外 (1) 締約国は、著作物の通常の利用を妨げず、かつ、著作者の正当な利益を不当に害しない特別な場合には、この条約に基づいて文学的及び美術的著作物の著作者に与えられる権利の制限又は例外を国内法令において定めることができる。 (2) ベルヌ条約を適用するに当たり、締約国は、同条約に定める権利の制限又は例外を、著作物の通常の利用を妨げず、かつ著作者

学者選抜を妨げることはあり得ません。

検討する必要があるのは、第 36 条 1 項の規定により入学試験問題に利用された著作物に関してです。まず、入学試験問題の特性から著作物の全体を利用する場合は詩歌等を除いて稀であり、その一部のみを利用することが大半ですので、本来の著作物の通常の利用、すなわち作品全体としての頒布などの利用を妨げることはありませぬ。また、著作物全体を利用する場合であっても、入学試験問題の二次利用はその著作物の読解等を通じた生徒等の学力の検査や養成といった教育目的での利用であり、当該著作物が最初に世に出された目的とは異なる形での利用であるため、当該著作物の通常の利用を妨げることはありませぬ。

③ 著作者の利益を不当に害しない

入学試験問題それ自体については、そもそも入学試験問題を出題した学校等は営利を目的としておらず、既に入学者選抜資料としての役割を終えた入学試験問題を二次利用することは、学校等への注目度を高めたり志望者を増加させたりする効果をもたらすこそすれ、学校等のいかなる利益をも損ねることはありませぬ。

検討する必要があるのは、前項同様に、第 36 条 1 項の規定により入学試験問題に利用された著作物に関してです。

前述のように、入学試験問題の特性から著作物の一部のみを利用する場合が大半です。このため、入学試験問題を二次利用して頒布することが、当該著作物全体を鑑賞等に供することとなり、それによって当該著作物の販売が減少して著作者の利益を害する、という事態は招きませぬ。むしろ、入学試験問題の二次利用を通じて著作物の一端に触れた生徒等が、当該著作物や著作者に興味を抱き、当該著作物や著作者の関連書籍等を購入することに結びつく可能性の方が高いと考えます。入学試験問題の二次利用は、著作者の利益を害するどころか逆に高める利用であると申せませぬ。

とはいえ、「7. 補償金制度の概要」で述べましたように、入学試験問題に素材として利用された著作物の著作権者に対して、二次利用に際して使用料を支払う慣行が確立しつつあります。わたくしどもはこの現状に鑑み、著作者の利益を不当に害しない利用ではあるものの、補償金を支払う形での制度構築を要望いたします。

の正当な利益を不当に害しない特別な場合に限定する。

9. 条文試案

これまで述べてきたわたくしどもの要望を著作権法の具体的な条文として表した試案をご提示いたします。この試案に拘泥するものではございませんので、何卒わたくしどもの要望をお汲み取りいただき、問題解決のために最適な方策をご検討くださいますようお願い申し上げます。

(入学試験問題の複製・頒布等)

第36条の2 前条第1項の定めるところにより作成され、実施された入学試験問題は、教育上の配慮からその周知の目的上必要と認められる限度において、そのものを複製し、頒布し、又は公衆送信することができる。ただし、当該入学試験問題が前条第1項の定めるところにより公表された著作物を公衆送信している場合において、当該著作物の種類及び用途並びに当該公衆送信の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなるときは、この限りでない。

- 2 前項の定める複製、頒布、又は公衆送信を行う者は、当該入学試験問題を構成する著作物を複製又は公衆送信している場合には、当該著作物の著作権者に対して事後にその利用を通知するとともに、補償金を支払わなければならない。
- 3 補償金の額は、著作物の種類及び用途、通常の使用料の額その他の事情を考慮して文化庁長官が毎年定め、官報で告示する。文化庁長官は第71条の規定に基づき、文化審議会に諮問しなければならない
- 4 本条第2項の著作物の著作権者が特定できない場合又は著作権者の連絡先が不明の場合には、第74条の規定に基づき、前項の補償金を供託しなければならない。
- 5 前条第1項の定めるところにより公表された著作物が入学試験問題に複製又は公衆送信されている場合において、第20条2項の四に規定される「著作物の性質並びにその利用の目的及び態様に照らしやむを得ないと認められる改変」を入学試験問題作成者が当該著作物に施している場合には、当該入学試験問題を本条第1項の範囲で複製し、頒布し、又は公衆送信を行う場合にも、第20条2項の四が適用されるものとする。

(同一性保持権)

第20条 (第1項省略)

- 2 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する改変については、適用しない。
 - 二 第36条第1項の規定により著作物を利用する場合における表現の改変で、試験の目的上やむを得ないと認められるもの

10. おわりに

わたくしどもは、過度な権利行使、高額な使用料・手数料、権利処理に要する長い期間などの問題によって、公共性を持つ入学試験問題の二次利用が円滑に行なえなくなっている現状を、前項で示した条文試案のような著作権法の改正を通じて改善できるものと確信しております。そして、生徒等が必要とする入学試験問題を、問題集や授業用教材等として、適切な時期に適切な価格で提供し続けたいと強く願っております。

なお、わたくしどもの今般の要望につきましては、日本文藝家協会にも事前にご相談申し上げ、一定のご理解をいただいております。日本文藝家協会は、前述のように、従来から著作物の教育目的利用に深い理解を示してくださり、既に事後報告による適正な料金での利用を認めていただくなど、補償金方式に近い状態を実現いただいております。このことは、わたくしどもの要望が著作権者の利益を大きく損なうものではないことの証左であると存じます。

以上

著作物等の利用円滑化のためのニーズの募集 提出様式

④団体名 デジタル教科書教材協議会

(1)どのような種類の著作物等をどのような場面、方法で利用するにあたり課題がありますか。現在又は将来想定される課題について具体的に御記入ください。また、そのような利用ができないために、既にビジネスに支障が生じている、又は支障が生じることが考えられる場合は、それについても具体的に記載をお願いします。

デジタル教科書を正規化する検討が文部科学省で進められているが、紙の教科書の制作に認められている著作権法上の措置がデジタル版には適用されない。これが障害となり、デジタル教科書の制作が進まない恐れがある。2012年の政府・知財計画に既に検討が明記されているとおり、デジタル教科書に係る著作権法上の措置を講ずべきである。

(2)(1)で挙げる利用は、現在の著作権法のどの規定(権利に関する規定・権利制限規定)との関係で課題がありますか。

下記規定の教科用図書に、デジタル版が含まれないと解されている。(教科用図書等への掲載)
 第33条 公表された著作物は、学校教育の目的上必要と認められる限度において、教科用図書(小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校その他これらに準ずる学校における教育の用に供される児童用又は生徒用の図書であつて、文部科学大臣の検定を経たもの又は文部科学省が著作の名義を有するものをいう。以下同じ。)に掲載することができる。

(3)(1)・(2)で挙げられた課題の解決方法について

①権利制限規定の見直しによって解決すべきであるとお考えの場合、具体的にどのような制度を望みますか。また、そのような制度設計が望ましいと思われる理由を述べてください。

公表された著作物を掲載することができる「教科用図書」(第33条)の中に「デジタル教科書」が含まれることを明確にするための法改正が必要。(なお、著作権法35条(学校その他の教育機関における複製等)の規定についても、ICTを用いた反転授業など一般的な授業外で教材を複製する必要性が生じており、こうした事態についてもフェアユース的な利用を認めてもらいたい。)

②権利制限規定の見直しによって解決すべきであるとお考えの場合、(1)に挙げた利用が著作権者等の利益を不当に害さない(著作権者等の正規のビジネスとの競合、衝突の有無や度合いを含む。)と判断する理由は何ですか。

学校教育の目的で使う紙の教科書の利用法を特段に超えるものではない。

③著作権の集中管理の促進など、ライセンス体制の充実によって解決すべきとお考えの場合は、具体的にどのような環境整備を望みますか。

④その他の解決方法について御提案があれば、理由とともに具体的に御記入ください。

※1 補足資料やデータ、関連文献等がありましたら、併せて御提出をお願いします。

※2 募集事項は一定程度専門的な事項を含みますので、可能な限りで記載をお願いします。

※3 非公表を希望される情報につきましては、その旨を付していただくようお願いします。

著作物等の利用円滑化のためのニーズの募集 提出様式

(1)どのような種類の著作物等をどのような場面、方法で利用するにあたり課題がありますか。現在又は将来想定される課題について具体的に御記入ください。また、そのような利用ができないために、既にビジネスに支障が生じている、又は支障が生じうることが考えられる場合は、それについても具体的に記載をお願いします。

日本語研究用データベース(コーパス)を編纂し、一般に公開するにあたり、大量の孤児著作物が発生する。2010年に国立国語研究所が公開した『現代日本語書き言葉均衡コーパス』の場合、過去30年間に出版された書籍から無作為に抽出されたサンプル(約24000件)の約2割が、5年間にわたる継続的な調査にも関わらず、最終的に孤児著作物となった。『現代日本語書き言葉均衡コーパス』よりも古い時期、例えば戦前、の日本語を対象とする場合、孤児著作物の割合は一層増大する。

(2)(1)で挙げる利用は、現在の著作権法のどの規定(権利に関する規定・権利制限規定)との関係で課題がありますか。

第4条、第6条、他

(3)(1)・(2)で挙げられた課題の解決方法について

①権利制限規定の見直しによって解決すべきであるとお考えの場合、具体的にどのような制度を望みますか。また、そのような制度設計が望ましいと思われる理由を述べてください。

ふたつの方法が考えられる。ひとつは国立国語研究所や国立情報学研究所などの公的な研究機関が研究目的で構築し公開するコーパスなどの言語資源については、(改正が予定されているとき国立国会図書館やNHKなどと同様に)長官裁定制度の供託金を後払いとする方法である。もうひとつの、より根本的な改革は、著作権法の保護対象を現在の無方式主義から登録性へと変更する方法である。ただしすべての対象を登録性とするのではなく、例えば著作者の死後20年をへた著作物の保護を希望する場合は登録を要するなどの方法が現実的であろう。

②権利制限規定の見直しによって解決すべきであるとお考えの場合、(1)に挙げた利用が著作権者等の利益を不当に害さない(著作権者等の正規のビジネスとの競合、衝突の有無や度合いを含む。)と判断する理由は何ですか。

コーパスは研究用に編纂されており、通常は作品の一部を利用するだけなので、これを作品の鑑賞目的

③著作権の集中管理の促進など、ライセンス体制の充実によって解決すべきとお考えの場合は、具体的にどのような環境整備を望みますか。

④その他の解決方法について御提案があれば、理由とともに具体的に御記入ください。

※1 補足資料やデータ、関連文献等がありましたら、併せて御提出をお願いします。

※2 募集事項は一定程度専門的な事項を含みますので、可能な限りで記載をお願いします。

※3 非公表を希望される情報につきましては、その旨を付していただくようお願いします。

著作物等の利用円滑化のためのニーズの募集 提出様式

④団体名	東京都行政書士会 知的財産・経営会計部
(1)どのような種類の著作物等をどのような場面, 方法で利用するにあたり課題がありますか。現在又は将来想定される課題について具体的に御記入ください。また, そのような利用ができないために, 既にビジネスに支障が生じている, 又は支障が生じることが考えられる場合は, それについても具体的に記載をお願いします。	
著作権者から利用の許諾を受けたライセンシーには, 産業財産権のように物権的な権利が与えられておらず, 第三者に当該著作物を利用されている場合に差し止めることができない。	
著作物一般の登録に関して, 創作の登録が認められていない。	
(2)(1)で挙げる利用は, 現在の著作権法のどの規定(権利に関する規定・権利制限規定)との関係で課題がありますか。	
法第75条等	
(3)(1)・(2)で挙げられた課題の解決方法について	
①権利制限規定の見直しによって解決すべきであるとお考えの場合, 具体的にどのような制度を望みますか。また, そのような制度設計が望ましいと思われる理由を述べてください。	
②権利制限規定の見直しによって解決すべきであるとお考えの場合, (1)に挙げた利用が著作権者等の利益を不当に害さない(著作権者等の正規のビジネスとの競争, 衝突の有無や度合いを含む。)と判断する理由は何ですか。	
③著作権の集中管理の促進など, ライセンシング体制の充実によって解決すべきとお考えの場合は, 具体的にどのような環境整備を望みますか。	
原始的著作権者の登録及び公示制度の創設	
著作権等登録状況検索システムの刷新による情報提供サービスの充実(例えば institutional repository system (例えば DSpaceなど)の簡易版の当該検索システムへの導入など)	
④その他の解決方法について御提案があれば, 理由とともに具体的に御記入ください。	

※1 補足資料やデータ, 関連文献等がありましたら, 併せて御提出をお願いします。

※2 募集事項は一定程度専門的な事項を含みますので, 可能な限りで記載をお願いします。

※3 非公表を希望される情報につきましては, その旨を付していただくようお願いします。

著作物等の利用円滑化のためのニーズの募集 提出様式

(1)どのような種類の著作物等をどのような場面、方法で利用するにあたり課題がありますか。現在又は将来想定される課題について具体的に御記入ください。また、そのような利用ができないために、既にビジネスに支障が生じている、又は支障が生じることが考えられる場合は、それについても具体的に記載をお願いします。

学校の図書室で所蔵していない文献(コピー)の取り寄せについて。大学のILL(文献複写サービス)からは看護学校(専修学校)は外れており、学生・教職員がケーススタディや授業準備等で必要とする文献の取り寄せが困難である事、また「相互協力」という観点から、当校からも学術機関の図書室等への文献複写サービスを行いたいが、現行法上では不可能で、「ほしい文献を取り寄せるだけで、受けた(社会的)利益を還元できていない」点。

(2)(1)で挙げる利用は、現在の著作権法のどの規定(権利に関する規定・権利制限規定)との関係で課題がありますか。

専修学校が第31条に規定する「図書館等」(複製が可能な施設)に含まれていないこと。((1)からはズレますが、学校でのコピー等複写については、著作権法第35条第1項の見解を基に考えています。)

(3)(1)・(2)で挙げられた課題の解決方法について

①権利制限規定の見直しによって解決すべきであるとお考えの場合、具体的にどのような制度を望みますか。また、そのような制度設計が望ましいと思われる理由を述べてください。

専修学校が著作権法からも学校教育法からもはっきりした定義が見当たらず、常に宙ぶらりんな現況の打破の一つとして、著作権第31条に規定する「図書館等」に専修学校が含まれるようになる事。それにより、本件が解決する事と、今後、専門職を養成する学校であるにも関わらず、調査・研究に関わる職員一司書を置いていない看護学校への雇用の創出という側面も期待して。

②権利制限規定の見直しによって解決すべきであるとお考えの場合、(1)に挙げた利用が著作権者等の利益を不当に害さない(著作権者等の正規のビジネスとの競合、衝突の有無や度合いを含む。)と判断する理由は何ですか。

学生・教職員が文献を必要とする場面は、担当した患者に関するケーススタディのための先行文献を探す為であったり、授業準備等であったりと、看護師育成上、教育的側面として必要性のある事だから。

③著作権の集中管理の促進など、ライセンス体制の充実によって解決すべきとお考えの場合は、具体的にどのような環境整備を望みますか。

看護学校の図書室は司書がいなかったり、いても非常勤であったりと不安定な現況なので、【看護と著作権を考えるwiki】(http://plaza.umin.ac.jp/~kantocho/cgi-bin/fswiki/wiki.cgi?page=Forum20080419_02)等、日本看護図書館協会が団体として著作権問題をとりまとめて下さっており、2014年度もアンケート調査を行う等の活動があるので、日本看護図書館協会を介した環境整備を望みます。

④その他の解決方法について御提案があれば、理由とともに具体的に御記入ください。

専門学校でも学校法人の認可は下りますが、扱いとしては文部科学省ではなく、厚生労働局の管轄下にあるのも、この著作権の問題から看護学校が取り残される一因になっているのではないかと考えます。病院図書室は医療法の面から働きかけが可能と聞いたことがあります。著作権法からの規定の見直しが困難であれば、医療法の方で「看護師の養成所」の観点からの動きでも有難いです。

※1 補足資料やデータ、関連文献等がありましたら、併せて御提出をお願いします。

※2 募集事項は一定程度専門的な事項を含みますので、可能な限りで記載をお願いします。

※3 非公表を希望される情報につきましては、その旨を付していただくようお願いします。

著作物等の利用円滑化のためのニーズの募集 提出様式

④団体名 一般社団法人モバイル・コンテンツ・フォーラム

(1)どのような種類の著作物等をどのような場面、方法で利用するにあたり課題がありますか。現在又は将来想定される課題について具体的に御記入ください。また、そのような利用ができないために、既にビジネスに支障が生じている、又は支障が生じることが考えられる場合は、それについても具体的に記載をお願いします。

現在のITサービスにおいては、スマートフォンやPCのOS等のプラットフォームやデジタルコンテンツ配信、物販等のコマースやコミュニケーションサービスまで、米国企業が圧倒的なシェアを実現しております。この理由として米国ではリーガルイノベーションが可能な法制度によって先進的なサービスがインキュベーションされる環境となっていることが考えられます。

一方、我が国ではモバイルコンテンツ配信や携帯機器等のハードウェアで世界最先端のレベルにありながら、一定の閾値を超える革新的なモデルは、硬直的な法制度によって萎縮効果が働き進化が止まってしまうということを繰り返しております。この状況は、事業者だけでなく権利者にとっても不利な条件でグローバルサービスを受け入れざるを得ない結果となっているため国富が減少することで日本全体が衰退しつつあります。

(2)(1)で挙げる利用は、現在の著作権法のどの規定(権利に関する規定・権利制限規定)との関係で課題がありますか。

権利に関して、利用形態が同等であっても旧来型システムとインターネットサービスで権利の規定と権利処理方法に大きな差異があることが課題であると考えます。

権利制限規定は、多様で急速に大きく変化しているIT社会の進化にいつも後追いとなっており、日本の事業者は不利な状況になっております。また多様で変化の激しいサービスに対して、個別規定だけで対応しているため複雑でわかりづらい条文とならざるを得なく専門家でも理解不能な状況となっております。

(3)(1)・(2)で挙げられた課題の解決方法について

①権利制限規定の見直しによって解決すべきであるとお考えの場合、具体的にどのような制度を望みますか。また、そのような制度設計が望ましいと思われる理由を述べてください。

多様で変化に早いモデルに対応するために、個別規定を補完するための一般規定(原理原則によって運用される)の導入。

また、権利制限規定ではないが同等の利用形態であれば権利の規定と権利処理手段が同等となる法制度。

②権利制限規定の見直しによって解決すべきであるとお考えの場合、(1)に挙げた利用が著作権者等の利益を不当に害さない(著作権者等の正規のビジネスとの競合、衝突の有無や度合いを含む。)と判断する理由は何ですか。

原理原則において、権利者等の利益を不当に害さないことを条件と示すことで対応可能であると考えます。

また前記で提案した権利に関する規定についても利用形態が同等であることが前提であるため著作権者等の利益を不当に害することは考えられません。

③著作権の集中管理の促進など、ライセンス体制の充実によって解決すべきとお考えの場合は、具体的にどのような環境整備を望みますか。

前記提案の法制度の状況次第で、法制度を補完する体制として検討すべきであると考えます。

④その他の解決方法について御提案があれば、理由とともに具体的に御記入ください。

※1 補足資料やデータ、関連文献等がありましたら、併せて御提出をお願いします。

※2 募集事項は一定程度専門的な事項を含みますので、可能な限りで記載をお願いします。

※3 非公表を希望される情報につきましては、その旨を付していただくようお願いします。

著作物等の利用円滑化のためのニーズの募集 提出様式

④団体名 一般社団法人電子情報技術産業協会 法務・知的財産権委員会 著作権専門委員会

(1)どのような種類の著作物等をどのような場面、方法で利用するにあたり課題がありますか。現在又は将来想定される課題について具体的に御記入ください。また、そのような利用ができないために、既にビジネスに支障が生じている、又は支障が生じることが考えられる場合は、それについても具体的に記載をお願いします。

新しいサービスが著作物の利活用を促進し且つ権利者の権利を不当に害しないものであっても、現行法の規定から逸脱すれば侵害のおそれがあるため、事業者が萎縮してサービスの提供が困難になる。具体的には、補足資料に記載した通り、私的複製の支援サービス、クラウド上の情報活用サービス、米国事例等、合計146事例をあげてきた。これらの事例のすべてについて検討されたわけではないと認識しているが、ここで挙げたもの以外にも、例えば、現在、経済産業省・産業構造審議会・商務流通情報分科会下の情報経済小委員会による中間取りまとめ報告書(http://www.meti.go.jp/committee/sankoushin/shojo/johokeizai/report_001.html)でもとりあげられている、サイバーフィジカルシステム(CPS)によるデータ駆動型社会に対応するための制度整備が求められる中、柔軟な規定を欠くがゆえに、現状のままでは、新しいビジネスを創出することについて多大な萎縮効果をもたらされるおそれがある。結果、IoT・ビッグデータ・AI等のITの技術革新によってもたらされるはずの利益を社会が享受できない場合も出てくるものと考え。

(2)(1)で挙げる利用は、現在の著作権法のどの規定(権利に関する規定・権利制限規定)との関係で課題がありますか。

権利制限規定。なお、上述のとおり、特定の「権利制限規定」が問題というよりも、柔軟性のある規定が無いことにより、新しいビジネスの創出意欲が事前に摘み取られてしまうことが問題と考える。

(3)(1)・(2)で挙げられた課題の解決方法について

①権利制限規定の見直しによって解決すべきであるとお考えの場合、具体的にどのような制度を望みますか。また、そのような制度設計が望ましいと思われる理由を述べてください。

特定の権利制限規定を見直すのではなく、より柔軟性のある規定を新たに設けることが、イノベーションの創出を誘因する社会的なインフラとして重要と考える。将来のビジネス環境の整備のための必要性があることを立法事実として捉え、柔軟性のある規定の導入による制度見直しによって解決すべきである。技術の進歩により新たなサービスが想像を超える速さで次々と生まれてくる今日において、事業者が利便性の高いサービスを時宜に応じ提供し、世の中を豊かにしていく環境を整備することが必要であるため。

②権利制限規定の見直しによって解決すべきであるとお考えの場合、(1)に挙げた利用が著作権者等の利益を不当に害さない(著作権者等の正規のビジネスとの競合、衝突の有無や度合いを含む。)と判断する理由は何ですか。

柔軟性のある規定の一要件として、著作権のある著作物の潜在的市場または価値に対する使用の影響や著作権者等の利益を不当に害さないことを裁判所の判断要素として含めることにより、無限定の利用に歯止めがかかる。結果として、著作権者等の利益を不当に害する局面は少ないのではないかと考える。

③著作権の集中管理の促進など、ライセンス体制の充実によって解決すべきとお考えの場合は、具体的にどのような環境整備を望みますか。

問題の解決には、柔軟性のある規定を新たに設けることが最も重要と考える。

④その他の解決方法について御提案があれば、理由とともに具体的に御記入ください。

※1 補足資料やデータ、関連文献等がありましたら、併せて御提出をお願いします。

※2 募集事項は一定程度専門的な事項を含みますので、可能な限りで記載をお願いします。

※3 非公表を希望される情報につきましては、その旨を付していただくようお願いします。

(補足資料等)※事務局にて追記

文化審議会著作権分科会法制・基本問題小委員会 著作物等の適切な保護と利用・流通に関するワーキングチーム(第2回) 配付資料4-2「新しい産業の創出・拡大に資するクラウドサービスやメディア変換等の新規ビジネスの促進に向けて」(リンク先3ページ目より)

http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/chosakuken/hoseikihon/h25_hogo_02/pdf/shiryu_4_1_2.pdf

著作物等の利用円滑化のためのニーズの募集 提出様式

④団体名 九州大学附属図書館、同附属図書館付設教材開発センター

(1)どのような種類の著作物等をどのような場面、方法で利用するにあたり課題がありますか。現在又は将来想定される課題について具体的に御記入ください。また、そのような利用ができないために、既にビジネスに支障が生じている、又は支障が生じることが考えられる場合は、それについても具体的に記載をお願いします。

世界の大学(高等)教育では、授業や教材等をデジタル化し共有・利活用することにより学修の高度化を図る流れが加速しており、知識獲得は事前のオンライン教育で済ませて授業は発表・討論形式で行う、反転学習と呼ばれる双方向型の新たな教育スタイルの導入などが進んでいるが、我が国では、教員Aが授業甲のために作成した教材を授業乙でも利用するためにサーバに保存したり、その教材を別の教員が利用するといったことが、教育目的の権利制限にかかる著作権法第35条の現行規定ではカバーできず、世界的な教育改革の動きに乗り遅れかねない状況となっている。

(2)(1)で挙げる利用は、現在の著作権法のどの規定(権利に関する規定・権利制限規定)との関係で課題がありますか。

著作権法第35条

(3)(1)・(2)で挙げられた課題の解決方法について

①権利制限規定の見直しによって解決すべきであるとお考えの場合、具体的にどのような制度を望みますか。また、そのような制度設計が望ましいと思われる理由を述べてください。

著作権法第35条第2項の「同時に」という縛りをなくし異時性のダウンロードなどを認めるだけでも色々なことができるようになるが、ICTを活用する教育スタイルの変化に対応した権利制限を認めていただきたい。

②権利制限規定の見直しによって解決すべきであるとお考えの場合、(1)に挙げた利用が著作権者等の利益を不当に害さない(著作権者等の正規のビジネスとの競合、衝突の有無や度合いを含む。)と判断する理由は何ですか。

- ・大学では教員や学生に対して研修や授業および規則等を通じて著作権教育をしっかり行っている。
- ・著作物の利用は、あくまで教育目的の最低限度の範囲内での利用である。
- ・技術的に著作物の不適当な利用を防ぐことが可能である。

③著作権の集中管理の促進など、ライセンス体制の充実によって解決すべきとお考えの場合は、具体的にどのような環境整備を望みますか。

④その他の解決方法について御提案があれば、理由とともに具体的に御記入ください。

※1 補足資料やデータ、関連文献等がありましたら、併せて御提出をお願いします。

※2 募集事項は一定程度専門的な事項を含みますので、可能な限りで記載をお願いします。

※3 非公表を希望される情報につきましては、その旨を付していただくようお願いします。

(補足資料等)※事務局にて追記

学修環境充実のための学術情報基盤の整備について(審議まとめ)【概要】

(平成25年8月科学技術・学術審議会学術分科会学術情報委員会):

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/gijyutu/gijyutu4/031/houkoku/icsFiles/afiedfile/2013/08/21/1338888_1.pdf

学修環境充実のための学術情報基盤の整備について(審議まとめ)

(平成25年8月科学技術・学術審議会学術分科会学術情報委員会):

http://www.mext.go.jp/component/b_menu/shingi/toushin/icsFiles/afiedfile/2013/08/21/1338889_1.pdf

九州大学プレスリリース:

https://www.kyushu-u.ac.jp/pressrelease/2015/2015_05_11_1.pdf

著作権～電子教材における著作権について～九州大学附属図書館付設教材開発センター:

<https://www.icer.kyushu-u.ac.jp/copyright/info>

電子学術書利用実験プロジェクト:

<http://project.lib.keio.ac.jp/ebookp/>

著作物等の利用円滑化のためのニーズの募集 提出様式

④団体名 九州大学附属図書館

(1)どのような種類の著作物等をどのような場面、方法で利用するにあたり課題がありますか。現在又は将来想定される課題について具体的に御記入ください。また、そのような利用ができないために、既にビジネスに支障が生じている、又は支障が生じうることが考えられる場合は、それについても具体的に記載をお願いします。

海外の大学図書館では、電子書籍の導入や学術情報のデジタル化の促進により、情報資源の効率的な利活用への取組が進んでおり、我が国においても施設狭隘化への対応、アクティブラーニング等への対応にかかる場所の確保、電子媒体、印刷媒体にかかわらず学生のニーズに応じた迅速な利用環境の実現など、図書館におけるコンテンツの整理・効果的な保存が強く求められているが、著作権法第31条(35条)の現行規定ではカバーできず、世界の動きに取り残されかねない状況となっている。

(2)(1)で挙げる利用は、現在の著作権法のどの規定(権利に関する規定・権利制限規定)との関係で課題がありますか。

著作権法第31条(著作権法第35条)

(3)(1)・(2)で挙げられた課題の解決方法について

①権利制限規定の見直しによって解決すべきであるとお考えの場合、具体的にどのような制度を望みますか。また、そのような制度設計が望ましいと思われる理由を述べてください。

現行の規定でも保存のためであれば電子化は可能であるが、大量の図書等を所蔵する大学図書館が施設の狭隘化、自主的学修環境の確保、ICT教育などに対応するため、所蔵する資料のうち絶版本など入手困難なものについて電子化し、限られた範囲での利用ができるよう明文化していただきたい。

②権利制限規定の見直しによって解決すべきであるとお考えの場合、(1)に挙げた利用が著作権者等の利益を不当に害さない(著作権者等の正規のビジネスとの競合、衝突の有無や度合いを含む。)と判断する理由は何ですか。

- ・著作権に対して一定レベルの知識を有する者が多い大学図書館員が当事者である。
- ・大学では教員や学生に対して研修や授業および規則等を通じて著作権教育をしっかりと行っている。
- ・電子化する著作物は絶版本など入手困難な資料であり、あくまで限られた範囲での利用である。
- ・技術的に著作物の不適当な利用を防ぐことが可能である。

③著作権の集中管理の促進など、ライセンス体制の充実によって解決すべきとお考えの場合は、具体的にどのような環境整備を望みますか。

④その他の解決方法について御提案があれば、理由とともに具体的に御記入ください。

- ※1 補足資料やデータ、関連文献等がありましたら、併せて御提出をお願いします。
 ※2 募集事項は一定程度専門的な事項を含みますので、可能な限りで記載をお願いします。
 ※3 非公表を希望される情報につきましては、その旨を付していただくようお願いします。

(補足資料等)※事務局にて追記

学修環境充実のための学術情報基盤の整備について(審議まとめ)【概要】

(平成25年8月科学技術・学術審議会学術分科会学術情報委員会):

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/gijyutu/gijyutu4/031/houkoku/_icsFiles/afieldfile/2013/08/21/1338888_1.pdf

学修環境充実のための学術情報基盤の整備について(審議まとめ)

(平成25年8月科学技術・学術審議会学術分科会学術情報委員会):

http://www.mext.go.jp/component/b_menu/shingi/toushin/_icsFiles/afieldfile/2013/08/21/1338889_1.pdf

九州大学プレスリリース:

https://www.kyushu-u.ac.jp/pressrelease/2015/2015_05_11_1.pdf

著作権～電子教材における著作権について～九州大学附属図書館付設教材開発センター:

https://www.icer.kyushu-u.ac.jp/copyright_info

電子学術書利用実験プロジェクト:

<http://project.lib.keio.ac.jp/ebookp/>

著作物等の利用円滑化のためのニーズの募集 提出様式

④団体名 ニフティ株式会社

(1)どのような種類の著作物等をどのような場面、方法で利用するにあたり課題がありますか。現在又は将来想定される課題について具体的に御記入ください。また、そのような利用ができないために、既にビジネスに支障が生じている、又は支障が生じることが考えられる場合は、それについても具体的に記載をお願いします。

YouTubeで配信されている動画をスマートフォンで視聴する際、通信環境の悪い場所でも再生が途切れたりせずに視聴できるよう、動画の一部を予めダウンロードしておく機能(「プリ・キャッシュ機能」)を搭載したスマートフォン向け動画再生アプリ(※1)の提供を予定していた。当社としては、文化庁の平成24年7月4日付「違法ダウンロードの刑事罰化についてのQ&A」(※2)のQ5に基づき、本アプリのプリ・キャッシュ機能は、いわゆる「プログレッシブ・ダウンロード機能」と同等であり、著作権法第47条の8でカバーされると考えていたが、完全に合法であるという確信が持てなかった。なお、動画のキャッシュが拡散しないよう、キャッシュは暗号化され、他のスマートフォンでは再生できないような技術的措置を施していた。

※1 本アプリの詳細については、平成25年度文化審議会著作権分科会法制・基本問題小委員会(第2回)における配布資料4の8ページ目上段の「サービス例①プリキャッシュ」を参照されたい。

http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/chosakuken/hoki/h25_02/pdf/shiryo_4.pdf

※2 http://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/hokaisei/download_qa/pdf/dl_qa_ver2.pdf

(2)(1)で挙げる利用は、現在の著作権法のどの規定(権利に関する規定・権利制限規定)との関係で課題がありますか。

著作権法第21条、第47条の8

(3)(1)・(2)で挙げられた課題の解決方法について

①権利制限規定の見直しによって解決すべきであるとお考えの場合、具体的にどのような制度を望みますか。また、そのような制度設計が望ましいと思われる理由を述べてください。

現行の第47条の8は、ブラウザのキャッシュを想定した規定であり、複製には該当しないと理解している。本アプリのようなオフラインで視聴するためのプリ・キャッシュ機能は含まれないおそれがあると考えるので、それが含まれるよう、第47条の8を改正することを要望する。プリ・キャッシュ機能は、いわばテレビの難視聴地域対策のようなものであり、プレースhiftの一環である。したがって、ユーザーが動画コンテンツを、プレースhift、タイムシフトして視聴するために一次的に複製することは著作権侵害にならないことを明確化する必要があると考える。

次に、ユーザーが視聴するのが仮に違法動画であっても、サービス提供事業者はそれを事前に知り得ないのであるから、ユーザーがプレースhift、タイムシフトして視聴することを支援する機器、サービスを提供する事業者の行為は、動画の違法性の有無にかかわらず適法になるような間接侵害法制の整備を要望する。

②権利制限規定の見直しによって解決すべきであるとお考えの場合、(1)に挙げた利用が著作権者等の利益を不当に害さない(著作権者等の正規のビジネスとの競合、衝突の有無や度合いを含む。)と判断する理由は何ですか。

本アプリは、通信環境の良い地域であれば完全に適法に視聴できる動画コンテンツを、通信環境の悪い地域においても快適に視聴できるという利便性をユーザーに対して提供するだけであるから、動画の権利者の利益を不当に害することは全くないと考える。

③著作権の集中管理の促進など、ライセンス体制の充実によって解決すべきとお考えの場合は、具体的にどのような環境整備を望みますか。

④その他の解決方法について御提案があれば、理由とともに具体的に御記入ください。

事業者としては、個別の権利制限規定をいくら整備しても、適用対象となる主体やサービスに限定があるので、使いにくいと考える。そもそも、ユーザーがICT技術を利用して、コンテンツを検索してから享受するまでに至る全てのプロセスにおける事業者の関与は、ユーザーの違法な利用を事業者が予め知っている場合を除き、全て合法化されるべきと考える。具体的には、47条の5ないし47条の9の隙間を埋めるバスケット条項の創設が望ましいと考える。

※1 補足資料やデータ、関連文献等がありましたら、併せて御提出をお願いします。

※2 募集事項は一定程度専門的な事項を含みますので、可能な限りで記載をお願いします。

※3 非公表を希望される情報につきましては、その旨を付していただくようお願いします。

著作物等の利用円滑化のためのニーズの募集 提出様式

④団体名 ニフティ株式会社

(1)どのような種類の著作物等をどのような場面、方法で利用するにあたり課題がありますか。現在又は将来想定される課題について具体的に御記入ください。また、そのような利用ができないために、既にビジネスに支障が生じている、又は支障が生じることが考えられる場合は、それについても具体的に記載をお願いします。

ユーザーが自宅の録画機器に録画したテレビ番組を、当該ユーザーのために専用に割り当てられたクラウドロッカーにアップロードし、自己のスマートフォン等にストリーミング配信させて、宅外で視聴するサービス(※1)を企画した。

しかし、①MYUTA事件判決に照らすと、ストリーミング配信の際に動画のファイル形式を変換する行為の主体、および②まねきTV、ロクラクIIの両最高裁判決に照らすと、クラウドロッカーにアップロードしてストリーミング配信する行為の主体が、それぞれサービス提供者自身であると認定されるおそれがあったことから、サービス提供を断念した。

※1 本サービスの詳細については、平成25年度文化審議会著作権分科会法制・基本問題小委員会(第2回)における配布資料4の8ページ目下段の「サービス例②クラウド録画」を参照されたい。

http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/chosakuken/hoki/h25_02/pdf/shiryo_4.pdf

(2)(1)で挙げる利用は、現在の著作権法のどの規定(権利に関する規定・権利制限規定)との関係で課題がありますか。

著作権法第21条、第23条、第30条、第47条の9

(3)(1)・(2)で挙げられた課題の解決方法について

①権利制限規定の見直しによって解決すべきであるとお考えの場合、具体的にどのような制度を望みますか。また、そのような制度設計が望ましいと思われる理由を述べてください。

本サービスは、平成25年第2回(2014年2月17日)「著作物等の適切な保護と利用・流通に関するワーキングチーム」における配布資料1「ロッカー型クラウドサービスの分類について」(※1)2ページ目にあるコンテンツロッカー型および変換機能付加型に該当すると考える。文化審議会著作権分科会著作物等の適切な保護と利用・流通に関する小委員会の「クラウドサービス等と著作権に関する報告書」(※2)によれば、コンテンツロッカー型および変換機能付加型も含めて、現時点で制度整備の必要はないとの結論になっているが、一方で全ての事情を総合的に判断して行為主体性を決定するとされているので、事業者としては予測可能性が害されている。

したがって、テレビ番組をユーザーがクラウドロッカーに保存し、プレースhift、タイムshiftして視聴することを可能にするサービスにおける行為主体はユーザー自身であって、当該サービスの提供事業者が行為主体になることはない制度を要望する。現行著作権法に間接侵害規定がなく、規範的に行為主体であると事後的に認定されるリスクがあることが、事業者にとって新規サービスの企画、提供の足枷になっている。間接侵害法制を整備することで、事業者は自己の負うべきリスクを正確に予測できるようになり、新規サービスの提供が活性化されると考える。

※1

http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/chosakuken/hoseikihon/h25_hogo_02/pdf/shiryo_1.pdf

※2 http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/chosakuken/bunkakai/41/pdf/shiryo_4_3.pdf

②権利制限規定の見直しによって解決すべきであるとお考えの場合、(1)に挙げた利用が著作権者等の利益を不当に害さない(著作権者等の正規のビジネスとの競合、衝突の有無や度合いを含む。)と判断する理由は何ですか。

本サービスは、消費者が録画するテレビ番組の保存場所として、家庭内LANに接続したストレージの代わりに遠隔のクラウドストレージを利用したものに過ぎず、放送やパッケージの動画ビジネスとバッティングすることはないから、その限りでユーザーがタイムshift、プレースhiftして視聴することは認められるべきである。

③著作権の集中管理の促進など、ライセンス体制の充実によって解決すべきとお考えの場合は、具体的にどのような環境整備を望みますか。

④その他の解決方法について御提案があれば、理由とともに具体的に御記入ください。

事業者としては、個別の権利制限規定をいくら整備しても、適用対象となる主体やサービスに限定があるので、使いにくいと考える。そもそも、ユーザーがICT技術を利用して、コンテンツを検索してから享受するまでに至る全てのプロセスにおける事業者の関与は、ユーザーの違法な利用を事業者が予め知っている場合を除き、全て合法化されるべきと考える。具体的には、47条の5ないし47条の9の隙間を埋めるバスケット条項の創設が望ましいと考える。

著作物等の利用円滑化のためのニーズの募集 提出様式

④団体名 一般社団法人日本音楽著作権協会

(1)どのような種類の著作物等をどのような場面、方法で利用するにあたり課題がありますか。現在又は将来想定される課題について具体的に御記入ください。また、そのような利用ができないために、既にビジネスに支障が生じている、又は支障が生じうることが考えられる場合は、それについても具体的に記載をお願いします。

当協会は、著作物等の利用に係る課題については、利用者(事業者)との丁寧な交渉に基づき、契約による解決を図っている。しかしながら、著作権集中管理団体に属さない著作者の著作物については、いわゆる孤児著作物の利用円滑化が世界的な課題である。

(2)(1)で挙げる利用は、現在の著作権法のどの規定(権利に関する規定・権利制限規定)との関係で課題がありますか。

(3)(1)・(2)で挙げられた課題の解決方法について

①権利制限規定の見直しによって解決すべきであるとお考えの場合、具体的にどのような制度を望みますか。また、そのような制度設計が望ましいと思われる理由を述べてください。

②権利制限規定の見直しによって解決すべきであるとお考えの場合、(1)に挙げた利用が著作権者等の利益を不当に害さない(著作権者等の正規のビジネスとの競合、衝突の有無や度合いを含む。)と判断する理由は何ですか。

③著作権の集中管理の促進など、ライセンス体制の充実によって解決すべきとお考えの場合は、具体的にどのような環境整備を望みますか。

孤児著作物の利用円滑化を図るため、各国で導入又は導入に向けた検討がされている拡大集中許諾制度に関する検討を急ぐべきである。

④その他の解決方法について御提案があれば、理由とともに具体的に御記入ください。

著作物等の利用に係る課題については、権利者と利用者(事業者)との丁寧な交渉と契約によって解決を図るべきものと考えている。

一方、著作物の利用に係る課題の解決方法として、しばしば産業界から米国を手本としたフェアユース規定が挙げられることがあるが、この規定は本来著作物等の商業的利用や産業振興などを目的としたものではない。

万フェアユース規定を導入してその実効性を確保するのであれば、フェアユース規定を法体系として支えている証拠開示手続(ディスカバリー制度)、法定損害賠償、裁判費用・弁護士費用請求、寄与侵害責任・代位侵害責任等についても併せて導入するとともに、米国著作権法には存在しない日本著作権法の広範な権利制限規定である私的複製(30条)、引用(32条)等の個別権利制限規定の廃止も検討すべきである。

なお、商業的利用向けの一般的な権利制限規定を導入するとすれば、既に国際的な市場で大きなシェアを持つ多国籍企業が当然競争上優位となり、我が国における新産業の創出や新規ビジネスの促進に寄与することにはなりにくいと考えます。

※1 補足資料やデータ、関連文献等がありましたら、併せて御提出をお願いします。

※2 募集事項は一定程度専門的な事項を含みますので、可能な限りで記載をお願いします。

※3 非公表を希望される情報につきましては、その旨を付していただくようお願いします。

著作物等の利用円滑化のためのニーズの募集 提出様式

④団体名 日本弁理士会

(1)どのような種類の著作物等をどのような場面、方法で利用するにあたり課題がありますか。現在又は将来想定される課題について具体的に御記入ください。また、そのような利用ができないために、既にビジネスに支障が生じている、又は支障が生じうることが考えられる場合は、それについても具体的に記載をお願いします。

A. クラウドサービスに関する課題

文化審議会著作権分科会においては、クラウドサービス等と著作権に関する課題について検討が進められています。現行の権利制限規定および著作権者等とのライセンスにより解決可能な課題もありますが、解決できない課題もあります。

例えば、現在、デジタル教科書の検討がされており、著作権についての問題点も指摘されているところです。

各学校に大規模のデータを管理するサーバを配置することは管理面だけでなく費用面でも非効率的であることから、クラウドサービスの利用形態で市町村あるいは都道府県単位でサーバを管理し、各学校の生徒はストリーミングまたはダウンロードにより視聴等することが現実的と考えられます。

しかしながら、市町村等の管理するサーバに教科書等のデータをアップロードする行為はいずれの権利制限規定にも該当しませんから、著作権者等の承諾を得ない限り、このような利用形態はできません。

B. 孤児著作物等に関する課題

知的財産推進計画2015では、重要8施策として「アーカイブの利活用促進に向けた整備の加速化」が掲げられています。

デジタルアーカイブの構築にあたってクリアしなければならない障壁として権利処理の問題があり、大量のコンテンツを取り扱う公的アーカイブ機関にとっては、著作権の権利処理負担が大きいといわれています。権利関係者が多数存在したり孤児著作物であったり、権利者の協力を得ることが困難な場合はアーカイブ化を諦めざるをえないこともあります。昨今話題となっているTPP交渉の行方次第では著作権の保護期間が70年になるかもしれず、そうなればアーカイブ化を諦めざるをえないケースがより一層増加することが予想されます。

また、デジタルアーカイブの構築の問題に限らず、孤児著作物を適法に利活用する手段として裁定制度があります。しかし、一度裁定が認められた孤児著作物であっても、別の利用者がその孤児著作物を利用したい場合は改めて裁定を受けなければなりません。そのため孤児著作物の利用が敬遠される一因になっていると考えられます。

C. ライセンスに関する課題

例えばゲーム・アニメーション・映画・音楽等の産業界においては、ライセンサーの倒産・ランセンサーによる著作権等の譲渡が実際に少なからず起きているところ、これらにより、著作権者等が変動する場合に、ライセンサーによる著作物等の利用継続が困難となるおそれがあり、ライセンサーのコンテンツビジネスに重大な支障が生じるおそれがあります。また、現実の市場やインターネット上に氾濫する海賊版に対する機動的・実効的な対策に必須な差止請求権は、独占的なライセンス(出版権を除く)に基づいては、ライセンサー自身には、認められません。これらにより著作物等の利用のための(独占的な)ライセンスが十分に活発に行われない可能性があります。

(2)(1)で挙げる利用は、現在の著作権法のどの規定(権利に関する規定・権利制限規定)との関係で課題がありますか。

A. クラウドサービスに関する課題について

教科書・学校教育に関する権利制限規定は33条、35条等がありますが、上記例示した利用形態はいずれの権利制限規定にも該当しませんから、権利制限規定による手当がないという課題があります。

B. 孤児著作物に関する課題について

裁定に関する規定は67条等がありますが、過去の裁定の利用数(実績)は200件余りに留まっています。これは裁定の要件が厳しいということが理由と考えられます。平成26年8月に「相当な努力」の内容を見直し、運用の改善が図られていますが、規定の解釈・運用の課題ではなく規定自体が課題であり、現在の状況に合わせて抜本的な見直しが必要と考えられます。

C. ライセンスに関する課題について

特許法と異なり、著作権法には、ライセンス(利用権)の(当然)対抗制度、およびその前提としてのライセンス(利用権)制度が存在しない(著作権を除く)点で課題があります。

(3)(1)・(2)で挙げられた課題の解決方法について

①権利制限規定の見直しによって解決すべきであるとお考えの場合、具体的にどのような制度を望みますか。また、そのような制度設計が望ましいと思われる理由を述べてください。

A. クラウドサービスについて

上記例の利用目的は公正で、かつ、著作権者等の利益を不当に害するものではないと考えられますから、権利制限規定の見直しによる解決が望ましいと考えます。上記例のような公益利用形態において、クラウドサービスの最終の利用形態(上記例でいえば学校側のダウンロード等する行為)は権利制限規定で担保されているのに、中間の利用形態(市町村等の管理するサーバに教科書等のデータをアップロードする行為)に何らの権利制限規定も担保されていないのは公平性を欠くこととなります。クラウドサービスにしたから権利制限規定に該当しない状況が生じてしまうというのは好ましくありません。

上記例に対応する個別の権利制限規定を創設することも一案ですが、新たに出現した利用形態に対応する権利制限規定を追加していく課題解決手法では、新たに出現した利用形態に後追いでしか対応できません。したがってクラウドサービスに関わる著作権に限った柔軟性のある権利制限規定(仮称:「クラウド内フェアユース規定」)の導入も検討すべきと考えます。クラウド技術を用いた新しいサービスは日進月歩であり、個別の権利制限規定を事後的に創設していく手法よりもクラウド内フェアユース規定の方が適しています。クラウドサービスの今後の発展を図る上でも、クラウドサービスの最終の利用形態(出口)に着目して、その利用が公益利用形態である等、公正かつ著作権者等の利益を不当に害するものでなければクラウド内フェアユース規定により権利侵害を問わないとすることは望ましい解決方法の一つと考えます。

文化審議会著作権分科会においては、いわゆるフェアユースのような一般的な権利制限規定の導入については是非を抽象的に議論する場ではないとされていますが、クラウドサービスと著作権との関係が不明確な部分があり、そのために事業者がサービス展開を萎縮しているという背景があることからすれば、クラウド内に限定したフェアユース規定の導入について積極的に検討すべきではないかと考えます。

C. ライセンスについて

著作権法上、特許法のように、ライセンス(利用権)制度やライセンス(利用権)の対抗制度を創設することによる解決策が考えられます。より具体的には、著作権法上、例えば、客観的な事業実施等を要件とする差止請求可能な独占的ライセンス(利用権)や、ライセンス(利用権)の当然対抗制度を採用することが考えられます。

②権利制限規定の見直しによって解決すべきであるとお考えの場合、(1)に挙げた利用が著作権者等の利益を不当に害さない(著作権者等の正規のビジネスとの競合、衝突の有無や度合いを含む。)と判断する理由は何ですか。

A. クラウドサービスについて

上記の例でいえば、著作者等には所定の補償金が支払われており(33条等)、また、学校教育における利用に限られるため著作権者等の正規のビジネスとの競合等は考えられないからです。なお、クラウド内フェアユース規定であっても、著作権者等の利益を不当に害さないという要件は必要だと考えます。ただ、クラウド内フェアユース規定により公正な利用が広く認められれば著作物に触れる利用が増えるので著作物の流通が促進され、著作権者等へ利益をもたらす可能性の方が高いと考えます。

C. ライセンスについて

元々ライセンシーによって著作物等は利用されていたものであるため、殆どのケースにおいてはライセンサーとしては利用料等のライセンス条項が守られれば問題は無いと考えます。

③著作権の集中管理の促進など、ライセンス体制の充実によって解決すべきとお考えの場合は、具体的にどのような環境整備を望みますか。

B. 孤児著作物について

著作権者等の権利を侵害しないよう配慮することは必要ですが、配慮されるべき権利者が不明であるような状況では公益的な観点からアーカイブの集積を優先させる方が望ましく、現行の裁定制度の拡充を検討すべきと考えます。例えば、所定の基準を満たしたアーカイブ事業者からの裁定申請に対しては、通常の裁定手続ではなく原則利用可としてアーカイブの集積を優先させることが考えられます。その際には、集積については制限無く認めることにして、著作物そのものや著作物に関する情報については一部公開のみとする等の制限を課すことで、権利者保護の観点を採り入れることも必要と考えます。

また、一度裁定が認められた孤児著作物について再度の裁定(再裁定)申請があった場合は、相当の努力を払って既に権利者検索がなされたにもかかわらず発見されなかったわけですから、同一著作物に係る再裁定の申請については供託金の支払いのみを条件とする等、裁定の要件を緩和することを検討すべきと考えます。

④その他の解決方法について御提案があれば、理由とともに具体的に御記入ください。

※1 補足資料やデータ、関連文献等がありましたら、併せて御提出をお願いします。

※2 募集事項は一定程度専門的な事項を含みますので、可能な限りで記載をお願いします。

※3 非公表を希望される情報につきましては、その旨を付していただくようお願いします。

著作物等の利用円滑化のためのニーズの募集 提出様式

④団体名 デジタルコミュニティ放送協議会

(1)どのような種類の著作物等をどのような場面、方法で利用するにあたり課題がありますか。現在又は将来想定される課題について具体的に御記入ください。また、そのような利用ができないために、既にビジネスに支障が生じている、又は支障が生じることが考えられる場合は、それについても具体的に記載をお願いします。

デジタルコミュニティ放送は、90MHz～108MHz帯を利用して、音声サービスとIPを電波に冗長させて(IPDC)様々なデータを国民に提供する新しい放送で、現在、総務省によって制度設計がなされています。これまでの音声サービスは、音声のみですが、デジタルコミュニティ放送では、静止画程度の画像も送ることができるほか、インターネットとの親和性が高いことから、より充実した情報を国民に提供することができます。デジタル化によって、放送コンテンツは、ニュース画像・スポーツ画像・イベント画像や舞台等、権利の範囲が多岐にわたることが想定されます。国民のニーズに応える充実したサービスの提供が、可能になると考えますが、一方、権利が複雑かつ複数の処理を行わなければならないことは、放送コンテンツに特有のリアルタイム流通に支障がでるものと危惧しております。

(2)(1)で挙げる利用は、現在の著作権法のどの規定(権利に関する規定・権利制限規定)との関係で課題がありますか。

放送におけるインターネットを利用したストリーミング、かつ、サイマル配信を行う場合、地上波はこれまでの放送の扱いながら、インターネットを利用する時点で、通信の扱いになります。放送コンテンツとしては同じですが、権利処理が異なります。著作権法の内容も放送と通信では大きく異なります。デジタルコミュニティ放送では、電波がそのままIPを冗長させます。この理解促進が課題と考えます。加えて、目まぐるしく進歩するITの世界においては、それに呼応し聴取形態も進歩します。しかしながら、権利の処理が後追いになっている状況があることは否めません。あるいは、利用側が新しいサービスに躊躇してしまうということもあるかもしれません。この心理的な作用によって、コンテンツ産業の発展において活力を後ろ向きにしていることにならないことを願っています。

(3)(1)・(2)で挙げられた課題の解決方法について

①権利制限規定の見直しによって解決すべきであるとお考えの場合、具体的にどのような制度を望みますか。また、そのような制度設計が望ましいと思われる理由を述べてください。

放送局は、国民の財産である電波を総務省から許可を頂戴して事業を行うもので、公共機関です。加えて、放送コンテンツにより、豊かな国民生活(災害・防災情報等も含む)に資することを目的としております。デジタル技術の進歩により、これまで以上に国民生活に役立つことを目指しております。IPであることが本質ではなく、放送コンテンツを届けるということが本来の役目と考えます。デジタルコミュニティ放送において、放送コンテンツが円滑に流通する制度にさせていただくことを期待しております。

②権利制限規定の見直しによって解決すべきであるとお考えの場合、(1)に挙げた利用が著作権者等の利益を不当に害さない(著作権者等の正規のビジネスとの競合、衝突の有無や度合いを含む。)と判断する理由は何ですか。

上記で述べたように、放送局は公共機関であることから、国民に情報を知らしめる努めがあります。それら情報もデジタルになることによって、より高度になると考えます。そのことは、競合や衝突を生むものではなく、協調と促進を生むものと考えます。

③著作権の集中管理の促進など、ライセンス体制の充実によって解決すべきとお考えの場合は、具体的にどのような環境整備を望みますか。

放送がデジタル化になることによって、放送コンテンツの種類やバリューが増えることは確実です。放送コンテンツがシンプルに流通するような集中管理の促進が望ましく、従いまして、放送においてインターネット利用により放送コンテンツを国民に届ける場合は、地上波と同等と見做していただくことを希望します。

④その他の解決方法について御提案があれば、理由とともに具体的に御記入ください。

※1 補足資料やデータ、関連文献等がありましたら、併せて御提出をお願いします。

※2 募集事項は一定程度専門的な事項を含みますので、可能な限りで記載をお願いします。

※3 非公表を希望される情報につきましては、その旨を付していただくようお願いします。

④団体名 | 日本文教出版株式会社

(1)どのような種類の著作物等をどのような場面、方法で利用するにあたり課題がありますか。現在又は将来想定される課題について具体的に御記入ください。また、そのような利用ができないために、既にビジネスに支障が生じている、又は支障が生じうることが考えられる場合は、それについても具体的に記載をお願いします。

デジタル教科書や教材を開発・販売している立場から。今まで図書という媒体で示せた貴重な画像などが、デジタルコンテンツになると掲載許諾がおりない事象があります。また、掲載料に多額の費用がかかる場合があります。さらに、画質を低下させる、指定のサイズにトリミングするなどの所蔵先からの指示で、今までとは違う情報を伝えてしまうこととなります。学校教材もデジタル化する流れの中、授業や学習で貴重な資料情報を得るためには、著作物が適した処理のもと、活用されることを第一に考えてほしいと思います。

(2)(1)で挙げる利用は、現在の著作権法のどの規定(権利に関する規定・権利制限規定)との関係で課題がありますか。

教材には、補償金制度があります。これはすべて、教科用図書の定義に入るものです。現在は、デジタル教材(デジタル教科書)は適用外となっています。学校の教材であれば、デジタルも対象としてほしいと思われれます。また、現実的に、公衆送信における教材もあります。この規定もまた検討をのぞみます。

(3)(1)・(2)で挙げられた課題の解決方法について

①権利制限規定の見直しによって解決すべきであるとお考えの場合、具体的にどのような制度を望みますか。また、そのような制度設計が望ましいと思われる理由を述べてください。

「教科用図書」の定義を検討し直す。教材であれば、デジタル教材・教科書に含まれるコンテンツも同様のものという制度改正を望む。

②権利制限規定の見直しによって解決すべきであるとお考えの場合、(1)に挙げた利用が著作権者等の利益を不当に害さない(著作権者等の正規のビジネスとの競合、衝突の有無や度合いを含む。)と判断する理由は何ですか。

現在の文部科学省検定教科書と認められた「教科用図書」に対して、新たにデジタル教材・教科書の意味が加えられること。この範囲での見直しとしてである。

③著作権の集中管理の促進など、ライセンス体制の充実によって解決すべきとお考えの場合は、具体的にどのような環境整備を望みますか。

④その他の解決方法について御提案があれば、理由とともに具体的に御記入ください。

(1)に関連して。デジタル技術の魅力は、その高精細な画質によって知りうる情報です。今まで知りえなかった対象物が、現代の技術でより学びを深められるのであれば、教材化のハードルをできるだけ下げて対応できるようにしてほしいところです。今は、所蔵先の言い値による経費が発生しています。これは果たして良いことなのでしょうか。法的にも正しいのでしょうか。

※1 補足資料やデータ、関連文献等がありましたら、併せて御提出をお願いします。
 ※2 募集事項は一定程度専門的な事項を含みますので、可能な限りで記載をお願いします。
 ※3 非公表を希望される情報につきましては、その旨を付していただくようお願いします。

④団体名 関西テレビ放送株式会社

(1)どのような種類の著作物等をどのような場面、方法で利用するにあたり課題がありますか。現在又は将来想定される課題について具体的に御記入ください。また、そのような利用ができないために、既にビジネスに支障が生じている、又は支障が生じることが考えられる場合は、それについても具体的に記載をお願いします。

テレビ番組制作においては著作物が付随的に映る。付随的に映る著作物の権利処理の要否を検討するために制作現場で確認するための労力・コスト・時間(以下、労力等)、編集段階そして二次利用段階(放送後の配信やビデオグラム化など)でのモザイク処理にかかる労力等が必要となっている。特にドラマ制作の場合に支障がある。例えば、画面の背景に同時代を象徴するような著作物(例:その時代で有名になったポスターなど)を付随的に映り込ませる演出をすることがあるし、セットではなくロケで撮影する場合には付随的に著作物が映ることはリアリティな表現をする上で不可避である。平成24年改正により30条の2が新設されたが、「写真の撮影等の対象とする事物又は音から分離することが困難であるため」という要件があるため、上記の事例は30条の2の適用対象ではないと文化庁によって説明されている(<http://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/hokaisei/utsurikomomi.html>)。その結果、著作権侵害リスクを避けようとするれば、ドラマ制作における表現の幅を狭くせざるを得ない状況が生じている。ドラマ以外の番組制作においても著作権侵害リスクを恐れて番組制作や二次利用を諦めてしまうことが現実にある。以上のとおり、適用対象が狭い制限規定を創設したことで無用の委縮効果を生じさせているという事実もまた「立法事実」である。

(2)(1)で挙げる利用は、現在の著作権法のどの規定(権利に関する規定・権利制限規定)との関係で課題がありますか。

著作権法30条の2及び同法32条。上記の支障に対して現行の制限規定では対応しにくいという課題がある。

(3)(1)・(2)で挙げられた課題の解決方法について

①権利制限規定の見直しによって解決すべきであるとお考えの場合、具体的にどのような制度を望みますか。また、そのような制度設計が望ましいと思われる理由を述べてください。

まずは、著作権法30条の2の改正を行うべき。
 まず、30条の2第1項では「写真の撮影、録音又は録画」を対象としており、テレビ番組の「生放送」において付随して撮影の対象となる場合が除外されているが、除外する合理的理由はないと考える。
 また、「写真の撮影等の対象とする事物又は音から分離することが困難であるため」という要件(以下、分離困難性要件)も削除すべきである。この要件の存在により、番組制作において著作物が付随的に映る場合の多くが30条の2の適用を受けることができなくなっている。(一番の問題は、訴訟による終局的判断として30条の2の適用を受けるかどうかではなく、分離困難性要件という厳しい要件が課されていることによって、利用段階で適用を受けると判断しにくくなっているために、結果として制作活動に委縮効果が生じているということである。)
 なお、30条の2は反対解釈されることにより、適用を受けない場合に著作権侵害と判断されてしまうリスクを孕んでいる。30条の2が適用されない場合でも32条(引用)の適用又は類推適用により著作権侵害とはならない場合もあると考えられるが、30条の2と32条との関係を整理することがないまま、分離困難性要件を課してしまった30条の2の問題をまずは解消すべきである。(なお、30条の2と32条との関係については、30条の2が適用される場面が広がったからといって、32条の適用場面を狭く解する必然性はない。30条の2と32条は重畳適用される場面があつてよい。)

②権利制限規定の見直しによって解決すべきであるとお考えの場合、(1)に挙げた利用が著作権者等の利益を不当に害さない(著作権者等の正規のビジネスとの競合、衝突の有無や度合いを含む。)と判断する理由は何ですか。

映像の中に著作物が付随的に映っている場合において無許諾利用を認めたとしても、こうした利用は通常対価を受ける場合として想定されている場合であるとは言い難く、また、一般的には付随的利用に対する対価獲得の機会が失われたとしても著作権者等に対する経済的損失も限定的であるため、(1)に挙げた利用が著作権者等の利益を不当に害さないと考える。

③著作権の集中管理の促進など、ライセンス体制の充実によって解決すべきとお考えの場合は、具体的にどのような環境整備を望みますか。

④その他の解決方法について御提案があれば、理由とともに具体的に御記入ください。

(1)で挙げた例は、制限規定の適用対象が限定的であるために、将来の制作活動に対する委縮効果を与えているものの一例に過ぎない。(委縮効果があるその他の例としては、パロディなどがある。)

現在、制限規定の解釈に争いがある事案において、刑事事件になってしまう事態が生じており(ハイスコアガール事件)、コンテンツの制作活動に対して刑事罰が与える委縮効果が無視できない状況になっている(TPPにより、刑事罰の非親告罪化が現実化すれば、さらに深刻な状況となる)。過度に委縮効果を及ぼしかねない現在の状況を解消するためにも柔軟な解釈適用を可能にする制限規定を用意しておくべきである。仮に、新たな規定を創設せず、現行の規定(著作権法32条)を活用することにより上記事態を解消するというのであれば、例えば32条1項の目的に「パロディ」を加える等、現行の規定を広く解釈適用することができることを確認する改正を行うことも検討すべきである。

なお、柔軟な制限規定の創設を再度検討する場合、表現活動に与える委縮効果の問題を解消するために創設されるべきことをあらためて確認してから議論に入るべきである。柔軟な制限規定が「明確性の原則」との関係で問題があるといった議論に時間を費すことにならないようにしていただきたい。30条の2の創設の際の議論では、違法性を阻却する方向で適用される柔軟な制限規定が「明確性の原則」に反するのではないかという議論がなされていたようであるが、仮にこの議論を前提にすれば刑法35条(「法令又は正当な業務による行為は、罰しない。」)も「明確性の原則」に反するということになる。しかし、同条が「明確性の原則」との関係で問題になるという見解は寡聞にして聞かない。柔軟な制限規定を用意することが表現活動の不当な委縮効果を減殺するという視点に立った議論が求められる。

著作物等の利用円滑化のためのニーズの募集 提出様式

④団体名 関西テレビ放送株式会社

(1)どのような種類の著作物等をどのような場面、方法で利用するにあたり課題がありますか。現在又は将来想定される課題について具体的に御記入ください。また、そのような利用ができないために、既にビジネスに支障が生じている、又は支障が生じることが考えられる場合は、それについても具体的に記載をお願いします。

公的な記録保存所で保存しない限り、(放送事業者が放送の許諾を得て制作した)放送番組を6月を超えて保存できないことが原則となっている法44条3項はアーカイブが促進されるべき現代に適していない。記録保存所での保存も「記録として特に保存する必要があると認められるもの」に限定されている(施行令4条1項)。現在は、全ての番組についてアーカイブ保存をするべきであり、またそれが現実的に可能である時代であることから、一部に限定して保存を認め、それ以外は6月を超えれば消去すべきという規定のままでは、将来のアーカイブ利活用に支障が生じかねない。

(2)(1)で挙げる利用は、現在の著作権法のどの規定(権利に関する規定・権利制限規定)との関係で課題がありますか。

著作権法44条
著作権法施行令3条～7条

(3)(1)・(2)で挙げられた課題の解決方法について

①権利制限規定の見直しによって解決すべきであるとお考えの場合、具体的にどのような制度を望みますか。また、そのような制度設計が望ましいと思われる理由を述べてください。

一次的固定により、(6月を超えた)アーカイブ保存を自動的にできるような制限規定の制定を望む。過去のアーカイブ保存を万全なものにするという観点から、過去に遡って適用すべきである。公的な記録保存所への登録によりアーカイブ保存ができるというのでは、保存主体や責任があいまいになりがちで、アーカイブ保存の促進を図る点で不完全な制度である。放送事業者が永久にアーカイブを保存しても、二次利用については別途処理が行われるのが通常であり、著作権者等に特段の不利益は無いと考える。一方、放送事業者が保存行為が十分にできなかったり、保存行為が著作権侵害にあたりうる場合もあるとすれば、アーカイブの利活用が停滞する一因となりかねず、ひいては対価獲得の機会が失われる著作権者等にも不利益となる。

②権利制限規定の見直しによって解決すべきであるとお考えの場合、(1)に挙げた利用が著作権者等の利益を不当に害さない(著作権者等の正規のビジネスとの競合、衝突の有無や度合いを含む。)と判断する理由は何ですか。

番組が収録されることが前提になっており、保存によって著作権者等の利益が不当に害されることは想定し難い。

③著作権の集中管理の促進など、ライセンス体制の充実によって解決すべきとお考えの場合は、具体的にどのような環境整備を望みますか。

④その他の解決方法について御提案があれば、理由とともに具体的に御記入ください。

※2 募集事項は一定程度専門的な事項を含みますので、可能な限りで記載をお願いします。

※3 非公表を希望される情報につきましては、その旨を付していただくようお願いします。

(1)どのような種類の著作物等をどのような場面、方法で利用するにあたり課題がありますか。現在又は将来想定される課題について具体的に御記入ください。また、そのような利用ができないために、既にビジネスに支障が生じている、又は支障が生じることが考えられる場合は、それについても具体的に記載をお願いします。

入試問題や教科書に掲載された英語の著作物を教材に2次利用する際に、出典不明や教育上の配慮から改変されていることにより、出典調査や利用申請に手間やコストがかかるとともに、許諾がとれないことで、入試対策や授業補完として教材に提供できないケースが発生する。
 ※大学入試の英語の長文問題での出典明示率は40%程度【次ページ参考】。大学に問い合わせて回答いただける場合もあるが、明示率が低いことが出典調査の手間を増やし、裁定制度利用をせざるを得ないことにつながっている。

(2)(1)で挙げる利用は、現在の著作権法のどの規定(権利に関する規定・権利制限規定)との関係で課題がありますか。

①第20条(同一性保持権)2項一、四により、33条1項、36条1項の基での改変は「やむを得ない」と認められるが、それらをそのまま二次利用した教材においては適用されず、改変が認められないこと。
 ②第48条(出典の明示)1項三で、36条1項については「出所を明示する慣行があるとき」とされており、出典明示の強制力が十分でないこと。

(3)(1)・(2)で挙げられた課題の解決方法について

①権利制限規定の見直しによって解決すべきであるとお考えの場合、具体的にどのような制度を望みますか。また、そのような制度設計が望ましいと思われる理由を述べてください。

①33条1項、36条1項により掲載・複製された著作物をそのまま二次利用する場合は、それら権利制限を準用し、改変されたまま利用できるものとする。また、36条2項のように、事後的補償金を支払うことでの利用を認めることで、出典不明や改変によって事前に著作権者に許諾がとれない場合も、合法的に利用可能とする。
 ②入試問題における48条の出典明示の強制力を高め、二次利用の申請や事後補償金支払いを円滑に行えるようにする。
 以上により、入試問題や教科書掲載作品が教材で利用できないケースをなくし、学校補完の学習や入試対策をより効果的に進めることができる。

②権利制限規定の見直しによって解決すべきであるとお考えの場合、(1)に挙げた利用が著作権者等の利益を不当に害さない(著作権者等の正規のビジネスとの競合、衝突の有無や度合いを含む。)と判断する理由は何ですか。

教科書や入試問題に利用されることが著作権者の利益を不当に害さない以上、教材への二次利用において、事後補償金の制度を導入することで、著作権者の利益を害することはないと考える。
 事前許諾がとれる著作権者には従来通りの方法を使い、著作権者不明や申請に対して回答がない場合などは、事後補償金を運用する方法をとることで、教材をタイムリーにかつ合法的に提供できることになり、学習者のメリットはもとより、著作権者にとっても著作物の利用増が見込まれる。

③著作権の集中管理の促進など、ライセンス体制の充実によって解決すべきとお考えの場合は、具体的にどのような環境整備を望みますか。

教材において多く利用される入試問題や教科書に掲載された著作物の著作権情報の集中管理と共有する仕組みが作られること。また、申請を一括して著作権者に行うことができれば、利用申請にかかる間接費用(英語の場合は著作権料以上にかかる場合が多い)を低減できる。

④その他の解決方法について御提案があれば、理由とともに具体的に御記入ください。

※1 補足資料やデータ、関連文献等がありましたら、併せて御提出をお願いします。
 ※2 募集事項は一定程度専門的な事項を含みますので、可能な限りで記載をお願いします。
 ※3 非公表を希望される情報につきましては、その旨を付していただくようお願いします。

【参考 海外著作権連絡協議会HPより】

<http://kaicho->

[kvo.jp/wp/copyright/%e5%a4%a7%e5%ad%a6%e5%85%a5%e8%a9%a6%e8%8b%b1%e8%aa%9e%e5%95%8f%e9%a1%8c%e3%81%ae%e5%87%ba%e5%85%b8%e6%98%8e%e7%a4%ba%e7%8a%b6%e6%b3%81/](http://kaicho-kyo.jp/wp/copyright/%e5%a4%a7%e5%ad%a6%e5%85%a5%e8%a9%a6%e8%8b%b1%e8%aa%9e%e5%95%8f%e9%a1%8c%e3%81%ae%e5%87%ba%e5%85%b8%e6%98%8e%e7%a4%ba%e7%8a%b6%e6%b3%81/)

大学入試英語問題の出典明示状況【海外著作権連絡協議会調べ】

2010～2014 年度で公開された国公立大学一般入試における、英語の出典明示状況を調査いたしました。

集計対象は、「読解問題」で「会話・対話文」を除く「50 語以上ある問題文」で、2010 年度が 1,455 問、2011 年度が 1,391 問、2012 年度が 1,387 問、2013 年度が 1,389 問、2014 年度が 1,410 問でした。2014 年度は、例年同様、6 月までに収集・分析した約 160 大学を調査しています。

	2010 年度	2011 年度	2012 年度	2013 年度	2014 年度
国公立大	60.7%	66.0%	63.8%	68.7%	73.9%
私立大	22.6%	27.5%	31.2%	33.6%	30.6%
合計	31.5%	36.2%	39.3%	42.3%	40.9%

著作物等の利用円滑化のためのニーズの募集 提出様式

④団体名 日本放送協会

(1)どのような種類の著作物等をどのような場面、方法で利用するにあたり課題がありますか。現在又は将来想定される課題について具体的に御記入ください。また、そのような利用ができないために、既にビジネスに支障が生じている、又は支障が生じることが考えられる場合は、それについても具体的に記載をお願いします。

放送と通信の融合が言われて久しいが、コンテンツが無線で届けられているのか、インターネットで届けられているのか、ますますその境界線が分らなくなってきており、その最たるものが放送の同時配信である。NHKは、平成23年9月から、ラジオ番組のインターネットで同時配信「らじる★らじる」のサービスを始め、テレビ番組についても27年秋には同時配信による番組の「試験的提供」をおこなう予定である。同時配信のサービスが広がれば、利用者は、無線経由かネット経由かに関係なく番組コンテンツを様々なデバイスで楽しむことができるが、権利処理においては放送と配信を別々に行わざるをえず、迅速なコンテンツ提供の支障となっている。例えば、音楽については、支分権ごとに異なる管理事業者に管理を委託することができるため、放送と通信が融合しているサービスにおいて放送とネット配信を分けて、それぞれの使用料を適正に算定するのは極めて困難である。また、商業用レコードの放送での使用は報酬請求権であるが、ネットによる同時配信については許諾権となっており、厳密な権利処理はほぼ不可能である。

(2)(1)で挙げる利用は、現在の著作権法のどの規定(権利に関する規定・権利制限規定)との関係で課題がありますか。

著作権法 第2条第1項8号、9号、9号の4

(3)(1)・(2)で挙げられた課題の解決方法について

①権利制限規定の見直しによって解決すべきであるとお考えの場合、具体的にどのような制度を望みますか。また、そのような制度設計が望ましいと思われる理由を述べてください。

②権利制限規定の見直しによって解決すべきであるとお考えの場合、(1)に挙げた利用が著作権者等の利益を不当に害さない(著作権者等の正規のビジネスとの競合、衝突の有無や度合いを含む。)と判断する理由は何ですか。

③著作権の集中管理の促進など、ライセンス体制の充実によって解決すべきとお考えの場合は、具体的にどのような環境整備を望みますか。

④の著作権法改正が困難であれば、著作権等管理事業法の改正を検討してほしい。放送と通信の融合という観点からすれば、少なくとも放送とネットによる同時配信での著作物の利用については、同じ管理団体が管理しなければならない規定を設けてもらいたい。

④その他の解決方法について御提案があれば、理由とともに具体的に御記入ください。

海外において放送番組のネットによる同時配信は、放送と同じ扱い(放送に含まれる)をしている国が多い中、日本でも、著作権法における放送の定義を見直し、放送と同時のインターネット配信について「放送」とみなす規定を盛り込んだ著作権法の改正を強く要望したい。ネットでの同時配信は、視聴者からすると、放送と同じ時間帯に同じコンテンツをたまたまインターネットという別の伝送路で見ているに過ぎず、権利者の利益を不当に害するとは考えられない。

※1 補足資料やデータ、関連文献等がありましたら、併せて御提出をお願いします。

※2 募集事項は一定程度専門的な事項を含みますので、可能な限りで記載をお願いします。

※3 非公表を希望される情報につきましては、その旨を付していただくようお願いします。

著作物等の利用円滑化のためのニーズの募集 提出様式

④団体名	日本放送協会
(1)どのような種類の著作物等をどのような場面、方法で利用するにあたり課題がありますか。現在又は将来想定される課題について具体的に御記入ください。また、そのような利用ができないために、既にビジネスに支障が生じている、又は支障が生じることが考えられる場合は、それについても具体的に記載をお願いします。	
TPPの交渉がまとまれば、著作権の保護期間が、原則著作者の死後50年から70年に延長されることが予想される。保護期間が延びると、それだけ、権利者の所在が分からない「孤児著作物」や番組の出演者と連絡がつかない「不明実演家」等が増え利用できない著作物が多くなる可能性があり、コンテンツ流通の阻害要因になる。	
(2)(1)で挙げる利用は、現在の著作権法のどの規定(権利に関する規定・権利制限規定)との関係で課題がありますか。	
著作権法第67条等	
(3)(1)・(2)で挙げられた課題の解決方法について	
①権利制限規定の見直しによって解決すべきであるとお考えの場合、具体的にどのような制度を望みますか。また、そのような制度設計が望ましいと思われる理由を述べてください。	
ヨーロッパに見られるようなオプトアウトをベースにした「拡大集中許諾」制度についても著作権法で規定する等の検討をお願いしたい。こういった制度を新しく法的に位置づけることによって、権利者が不明でも著作物が使用可能となる選択肢が増え、コンテンツの円滑な利用が格段に促進されると考える。	
②権利制限規定の見直しによって解決すべきであるとお考えの場合、(1)に挙げた利用が著作権者等の利益を不当に害さない(著作権者等の正規のビジネスとの競合、衝突の有無や度合いを含む。)と判断する理由は何ですか。	
番組の二次使用により一定の利益が上がることで権利者への配分が行われるが、不明権利者も名乗り出ることによって使用料(配分)を受け取ることができる。結局番組が死蔵されてしまった場合と比較すると、明らかに権利者と利用者がWinWinの関係になる番組利用の方がメリットは大きい。	
③著作権の集中管理の促進など、ライセンス体制の充実によって解決すべきとお考えの場合は、具体的にどのような環境整備を望みますか。	
④その他の解決方法について御提案があれば、理由とともに具体的に御記入ください。	

※1 補足資料やデータ、関連文献等がありましたら、併せて御提出をお願いします。

※2 募集事項は一定程度専門的な事項を含みますので、可能な限りで記載をお願いします。

※3 非公表を希望される情報につきましては、その旨を付していただくようお願いします。

著作物等の利用円滑化のためのニーズの募集 提出様式

(1)どのような種類の著作物等をどのような場面、方法で利用するにあたり課題がありますか。現在又は将来想定される課題について具体的に御記入ください。また、そのような利用ができないために、既にビジネスに支障が生じている、又は支障が生じることが考えられる場合は、それについても具体的に記載をお願いします。

厚労省の設置基準により、医療系専門学校にも図書室を設置することが義務づけられているが、著作権法第31条の図書館等には含まれないため、図書室としての利用者サービスを十分に発揮できていない。

専門学校の図書館/図書室内での複写物管理が行えない。

(2)(1)で挙げる利用は、現在の著作権法のどの規定(権利に関する規定・権利制限規定)との関係で課題がありますか。

著作権法第31条

(3)(1)・(2)で挙げられた課題の解決方法について

①権利制限規定の見直しによって解決すべきであるとお考えの場合、具体的にどのような制度を望みますか。また、そのような制度設計が望ましいと思われる理由を述べてください。

専門学校の図書室も、著作権法第31条の図書館等に準じる図書館と位置付けてほしい。
厚労省で設置が定められている専門学校図書館を、文科省においても同等に認めてもらいたい。

②権利制限規定の見直しによって解決すべきであるとお考えの場合、(1)に挙げた利用が著作権者等の利益を不当に害さない(著作権者等の正規のビジネスとの競合、衝突の有無や度合いを含む。)と判断する理由は何ですか。

医療系専門学校は、社会貢献を行う人材を育成する施設であり、図書室はその支援のためには必要不可欠である。個人の利益を得ることが目的ではなく、あくまでも学習支援が目的なので、公益を害さないと考える。

③著作権の集中管理の促進など、ライセンス体制の充実によって解決すべきとお考えの場合は、具体的にどのような環境整備を望みますか。

④その他の解決方法について御提案があれば、理由とともに具体的に御記入ください。

※1 補足資料やデータ、関連文献等がありましたら、併せて御提出をお願いします。

※2 募集事項は一定程度専門的な事項を含みますので、可能な限りで記載をお願いします。

※3 非公表を希望される情報につきましては、その旨を付していただくようお願いします。

著作物等の利用円滑化のためのニーズの募集 提出様式

<p>(1)どのような種類の著作物等をどのような場面, 方法で利用するにあたり課題がありますか。現在又は将来想定される課題について具体的に御記入ください。また, そのような利用ができないために, 既にビジネスに支障が生じている, 又は支障が生じることが考えられる場合は, それについても具体的に記載をお願いします。</p> <p>海外の著作物を教材に利用する場合に, 許諾に要する経費が相当かかることと, 国内に比較して著作権料も高額な場合があり, 適正な価格で学生に教材を提供することに支障が出ている。(ただし, 海外の権利者からフェアユースだから使ってくれてかまわないという回答もそれなりの数がある。)</p>
<p>(2)(1)で挙げる利用は, 現在の著作権法のどの規定(権利に関する規定・権利制限規定)との関係で課題がありますか。</p> <p>第30条の2, 3, 4で日本版フェアユースが規定されているが, 一般的なフェアユースの規定がないことに問題がある。</p>
<p>(3)(1)・(2)で挙げられた課題の解決方法について</p> <p>①権利制限規定の見直しによって解決すべきであるとお考えの場合, 具体的にどのような制度を望みますか。また, そのような制度設計が望ましいと思われる理由を述べてください。</p> <p>アメリカのようなトランスフォーマティブな利用におけるフェアユースが認められれば, 著作物を鑑賞目的として利用するのではなく, 学力判定目的としての利用である教材への利用は, フェアユースとなるのではないかと考える。ただし, 慣行的にリーズナブルな対価の支払いは権利者が求めるであろうから, 強制許諾+補償金制度にしていきたい。</p> <p>②権利制限規定の見直しによって解決すべきであるとお考えの場合, (1)に挙げた利用が著作権者等の利益を不当に害さない(著作権者等の正規のビジネスとの競合, 衝突の有無や度合いを含む。)と判断する理由は何ですか。</p> <p>教材に著作物の一部を利用(俳句・短歌等は除く)することによって, 著作物が掲載されている媒体の売り上げを損なうことはなく, 教材に利用することにより, かえってその著作物の売り上げには寄与するのではないかと考えます。</p> <p>③著作権の集中管理の促進など, ライセンシング体制の充実によって解決すべきとお考えの場合は, 具体的にどのような環境整備を望みますか。</p> <p>集中管理団体へ著作物を委託させることを工夫して, 委託数を増加させることが重要であると考えます。そのためには, 補償金制度+強制許諾制度が必要になるのではないのでしょうか。</p> <p>④その他の解決方法について御提案があれば, 理由とともに具体的に御記入ください。</p>

※1 補足資料やデータ, 関連文献等がありましたら, 併せて御提出をお願いします。

※2 募集事項は一定程度専門的な事項を含みますので, 可能な限りで記載をお願いします。

※3 非公表を希望される情報につきましては, その旨を付していただくようお願いします。

著作物等の利用円滑化のためのニーズの募集 提出様式

(1)どのような種類の著作物等をどのような場面、方法で利用するにあたり課題がありますか。現在又は将来想定される課題について具体的に御記入ください。また、そのような利用ができないために、既にビジネスに支障が生じている、又は支障が生じることが考えられる場合は、それについても具体的に記載をお願いします。

看護師・助産師養成の専門学校図書室に正職員として7年勤務している者です。
 専門学校図書室が複製を認められている教育機関に該当するのかが明確ではないため、同じ学種の図書室の方に尋ねても、解釈が分かれており、「複写サービスをするべきではない(図書室に複写機を置いていない)」や「法的に問題があるとは思いますが、現実的に複写機は必要なので置いている」、「大学等と同じと解釈し、複写サービスを行なっている」など、統一できておりません。
 看護大学図書館では利用者教育の中で著作物利用に関して明確に講義ができますが、専門学校では法的根拠をもとにした教育ができません。看護師になって著作権者の利益を害したりしないかと心配です。

(2)(1)で挙げる利用は、現在の著作権法のどの規定(権利に関する規定・権利制限規定)との関係で課題がありますか。

第一条 図書館資料の複製が認められる図書館等
 第三十一条 図書館等における複製等

(3)(1)・(2)で挙げられた課題の解決方法について

①権利制限規定の見直しによって解決すべきであるとお考えの場合、具体的にどのような制度を望みますか。また、そのような制度設計が望ましいと思われる理由を述べてください。

第一条第三項で専門学校は該当するのかもしれないのか明確にしていきたいです。法的な根拠があれば、利用者が納得できる運営ができます。

②権利制限規定の見直しによって解決すべきであるとお考えの場合、(1)に挙げた利用が著作権者等の利益を不当に害さない(著作権者等の正規のビジネスとの競合、衝突の有無や度合いを含む。)と判断する理由は何ですか。

法律について全くの素人ですので、今回要望したことが著作権者へ何らかの害になるかどうか分かりません。ただ、現在の専門学校図書室は、個々の司書が利用者への口頭注意や掲示など、著作権者を守る業務をしているかどうかで、著作権者の利益は左右されている状況です。法的に「該当する」「該当しない」と明示されたほうが、学校側が法順守のもとで正しく著作権者の利益を守ることができるのではと思います。

③著作権の集中管理の促進など、ライセンス体制の充実によって解決すべきとお考えの場合は、具体的にどのような環境整備を望みますか。

④その他の解決方法について御提案があれば、理由とともに具体的に御記入ください。

- ※1 補足資料やデータ、関連文献等がありましたら、併せて御提出をお願いします。
 ※2 募集事項は一定程度専門的な事項を含みますので、可能な限りで記載をお願いします。
 ※3 非公表を希望される情報につきましては、その旨を付していただくようお願いします。

(1)どのような種類の著作物等をどのような場面,方法で利用するにあたり課題がありますか。現在又は将来想定される課題について具体的に御記入ください。また,そのような利用ができないために,既にビジネスに支障が生じている,又は支障が生じうることが考えられる場合は,それについても具体的に記載をお願いします。

代表的には店舗における BGM が判りやすい。JASRAC はインターネットのストリーミングを店内に流す事に対する対価を支払うよう求めているが、著作権の観点から見て明らかにおかしい。私の友人で店舗を経営している者も多いが、店では有線放送しか流せていない。ビジネス面ではマイナス効果である。

インターネットでの違法ダウンロードと言われるものについても、明らかにおかしな解釈がまかり通っている。宣伝行為的に流れているものも少なくないから、これが違法行為となると新規ビジネスの足を引っ張る事となるだろう。

何かと問題になる、コラージュも判りやすい例だろう。

そしていわゆるフェアユースの考え方が明確ではない。

これらの問題は著作権の本来の意味が曲解され、一部の企業または組織の都合のみが優先されているから起きている。3項で述べる。

(2)(1)で挙げる利用は,現在の著作権法のどの規定(権利に関する規定・権利制限規定)との関係で課題がありますか。

特に本件のサイトにある「文化審議会著作権分科会報告書(平成 23 年 1 月)」に基づく著作権法の改悪による影響が大きいと思う。私は法制の専門家ではないので、詳細は述べない。

(3)(1)・(2)で挙げられた課題の解決方法について

1 権利制限規定の見直しによって解決すべきであるとお考えの場合,具体的にどのような制度を望みますか。また,そのような制度設計が望ましいと思われる理由を述べてください。

簡単に言えば、著作者の定義を明確にする事である。

著作権とは英語で言えば、**CopyRight** である。複製権である。本来は著作者に対して複製の許可を求める権利である。

ところが今、盛んに伝えられている著作権法の問題というのは、著作者ではなくこの複製者の権利の話である。

例えば本だ。書籍を書けば、出版社からの印税は8%程度だ。CDを作ると売り上げから演奏者に戻って来るのは160円/枚程度だ。ここに見られるのは「複製しているだけの複製権利者が90%以上をピンハネしている」構図である。

上記JASRACのケースはさらに悪質で、権利を管理するだけの団体が勝手にロビー活動をして法律を改悪している。ストリーミングから料金を徴収するなど論外で、消費者が支払った金額がちゃんとストリーミングサイトを経由して「本来の著作者」へ支払われるかといえば、それはあり得ないだろう。即ち、JASRACへの「みかじめ料」に他ならない。これを合法化するなど、社会正義上も問題である。

更にご存知のとおり、アップルなどが既に定額で音楽聞き放題のサービスを行っている。支払われた金額はアクセス数に応じて著作者に分配される。極めて公平なビジネスである。金額の大小については議論もあるだろうが、そもそも音楽演奏（書籍でも同じだが）で巨額の富を築くなど、人類史では例外的な出来事だったという認識が先にあるべきである。

この場合には、JASRACの行為は二重徴収以外の何物でもない。これでJASRACが料金を徴収するなど、明確に違法であり社会正義上も論外で、しかも二重課税に匹敵する愚行である。

こうした論外なJASRACの横暴に見られるように、今の著作権問題の殆どは単なる権利管理者の保身である。「大量複製者」の横暴という切り口で全てについて説明ができる。

ここで歴史的経緯について考察すると、著作権の誕生はグーテンベルクの印刷発明で始まったと言われるが、技術によって大量生産、大量販売が可能となり、巨大な金額が動くようになって複製者が支配的地位を占めるようになった。

ところが、これまでは書籍には輪転機、レコードにはプレス機が必要だったのに、インターネットと高性能パソコンの出現がそのアドバンテージを消してしまった。そこでこうした「大量生産組織」がなんとかして実入りを確保しようとしているのが現代の問題である。

テレビ番組がインターネットで流れている問題については、被害者は誰かを考えれば答えは明らかだ。視聴者にとってみれば、インターネットから放送をダウンロードして見る事は、録画しておいたテレビ放送を見る行為と何ら変わりはない。またそうする事で、「そのコンテンツを作る本来の著作者」には迷惑はかからない。それによって収入が減る訳ではないからである。

これを放送局が嫌がるのは、CM を見てもらえないからに他ならず、それ以外の要因はない。

無論、CD や DVD などのコンテンツが流れるのは問題だが、実際にファンはディスクを購入しているのが現実だ。ネットでは原則として圧縮比が高くなるから、画質で言えば明らかにディスクが上回るし、欲しくない消費者はどのみち買わない。この構図は変わっていない。現在は休刊しているハッカー・ジャパンという本がかつて行ったアンケートでは、高校生たちは「ネットの音楽も聴くが、好きなアーティストのは CD を買う」と答えている。

従って、ネットに流れた分が著作者にとっての収入減であるという論理は最初から破綻している。それよりは愚にもつかない駄作も全て同じ値段で売りまくってきたのがこういう「複製権利者」であり、その商売が成り立たなくなっただけに過ぎない。

2 権利制限規定の見直しによって解決すべきであるとお考えの場合、(1)に挙げた利用が著作権者等の利益を不当に害さない(著作権者等の正規のビジネスとの競合、衝突の有無や度合いを含む。)と判断する理由は何ですか。

前項に書いたように、著作権の考え方を「一次著作者」をベースに構築し直すべきである。ネット時代では一次著作者と消費者が直接つながる事も容易である。その切り口で考えれば、いわゆるフェアユースについても、直接交渉の問題だから余計な法規制などなくし、ただの契約問題として考えるだけで良い。

文句を言うのはこれまで甘い汁を吸い、巨額な役員報酬を欲しいがままにしてきた「複製権利者」だけだろう。無論、JASRAC のような権利管理者もである。(B-CAS も忘れている訳ではないが、構図としては全く同じだ)

一次製作者が法人の場合(良く言われるディズニー問題)については、その著作物が最初に世に出た時点から数えれば良いだけだと思う。暴利を貪りたいが為に著作期限を次々と伸ばすのは、社会正義にも反するだけでなく、次なる著作物を構築できないおのれの無能

を示していると言ふべきだ。

3 著作権の集中管理の促進など、ライセンス体制の充実によって解決すべきとお考えの場合は、具体的にどのような環境整備を望みますか。

集中管理そのものが必要ない。ネット環境では一次作者と消費者とが直接、情報や著作物をやりとりする事すら容易だ。実際問題としては、こうした間を仲介する業者が居ればいい。ただ、公正な第三者として判断する公的な仕組みは必要だろうから、国会図書館のように権利物を登録し、分類・管理する仕組みがあれば有益であろう。国会図書館はデジタルデータの収納も始めているから、そことリンクが可能なのではあるまいか。

4 その他の解決方法について御提案があれば、理由とともに具体的に御記入ください。

世界の CD 売り上げではとくに(2014年に)データダウンロードがディスクを上回った。ネット環境だけで見れば世界のトップクラスに居る日本でそれが遅れているのは、一重にこうした「複製権利者」や「勝手に管理者」がのさばっている為に他ならない。

複製権利者という巨大「岩盤」をどう縮小させていくかが問題のコアだ。ちゃんと情報公開をし、世論に問えば問題は自然に明らかになり、民意が判断するだろう。

これまでも似たような問題は色々あった。国鉄やいわゆる三公社五現業の解体問題などだが、やれば出来た。

特定団体や組織に不要な権限が集中する事は弊害であり、それを取り除けば市場は活性化する。著作物の定義に難しい点はあるだろうが、「誰かがまとめて複製する」「誰かがまとめて管理する」という考え方そのものが既に時代錯誤なのである。

憲法 15 条 2 にあるように、公務員は全体の奉仕者であり、一部の奉仕者ではないのだから、正面での論理正当性がどちらにあるかは明白だろう。

(1)

種類：国民の財産である公共の電波で放送されたの著作物全て（有料放送は除く）

場面：日本の文化の国内外への宣伝

方法：ネットでの利用

課題：B-CAS 等による著作権保護機構と著作権法による過剰な規制

将来の課題：非権利者が非営利の個人に限り自由に加工、配信(アップロード)可能に。

支障：コピー制限及び記録メディアの寿命で文化の継承に支障。

(2) 著作権全般（素人なので分かりません）

(3)

[1] 他国のように無料放送への著作権保護機構、スクランブル適用 の廃止。著作権者の著作権を一部規制。

[2] 放送した時点でコンテンツの目的＝宣伝を終えている。番組＝売るための宣伝、試聴。

[3] 他国を参考にフェアユース、パロディ条項の創設

[4] 個人利用を妨げる無料放送での B-CAS、D-CAS 等の著作権保護機構の禁止。

加えて言うなら 非関税障壁になっている。

著作物等の利用円滑化のためのニーズの募集 提出様式

(1)どのような種類の著作物等をどのような場面、方法で利用するにあたり課題がありますか。現在又は将来想定される課題について具体的に御記入ください。また、そのような利用ができないために、既にビジネスに支障が生じている、又は支障が生じることが考えられる場合は、それについても具体的に記載をお願いします。

ある宗教的な出版物を多くの方に知ってもらう為に、著作の一部を引用してホームページに掲載している。著作者の言いたい事をけがさないように、自分の意見はあえて全く掲載しないようにしている。そして引用からネット書店へのリンクを張っている。勿論、著作の売り上げが増えても、私には何の経済的メリットも発生しない。

(2)(1)で挙げる利用は、現在の著作権法のどの規定(権利に関する規定・権利制限規定)との関係で課題がありますか。

本の一部とはいえ、自分の意見を掲載しない引用なので、権利に関する規定に完全に引っかかっている可能性が有る。著作者及び出版者を応援する為にしている著作からの引用が、著作権法違反に問われるのは、権利者にとっても出版社にとっても、国民の知的活動増進、福祉増進に対しても問題があるのではないかと？

(3)(1)・(2)で挙げられた課題の解決方法について

①権利制限規定の見直しによって解決すべきであるとお考えの場合、具体的にどのような制度を望みますか。また、そのような制度設計が望ましいと思われる理由を述べてください。

商業的な利用、該当著作から利益を得る、あるいは権利者にとって明らかに経済的不利益を与えていない時以外は、著作権法違反としない！

②権利制限規定の見直しによって解決すべきであるとお考えの場合、(1)に挙げた利用が著作権者等の利益を不当に害さない(著作権者等の正規のビジネスとの競合、衝突の有無や度合いを含む。)と判断する理由は何ですか。

私がSNSで引用し、紹介している著作は、今まではあまり知られていなかった。しかし私がSNSで引用し紹介する事によって、より多くの人々の目にとまり、Amazon書店では何度か宗教分野のベストセラーになった。これは、真理を、書物によって広く知らせたいという著作者(故人)の意思にも合致するし、明らかに出版社の利益にもつながっている。

③著作権の集中管理の促進など、ライセンス体制の充実によって解決すべきとお考えの場合は、具体的にどのような環境整備を望みますか。

④その他の解決方法について御提案があれば、理由とともに具体的に御記入ください。

※1 補足資料やデータ、関連文献等がありましたら、併せて御提出をお願いします。

※2 募集事項は一定程度専門的な事項を含みますので、可能な限りで記載をお願いします。

※3 非公表を希望される情報につきましては、その旨を付していただくようお願いします。

ご参考HP <http://p41.blog.fc2.com/>

故著作者の意思は、HPの右下のProfile欄に記載してあります。

以下の通りパブリックコメントを提出します。

(1)

動画投稿サイトにおける、ゲーム BGM やゲーム画面の利用——具体的には、実況などと合わせたプレイ動画、ゲーム画面を映像編集した MAD 動画、自作動画の BGM としてのゲーム BGM 利用などについて、今後利用が難しくなる局面もあるのでは無いかと危惧しております。

理由としては、現状グレーである部分が多いこと。また、今後 TPP により予想される著作権法の非親告罪化や法定損害賠償の導入で、非営利的な利用であっても厳しく取り締まられ、多額の損害賠償を負い、またそうしたペナルティを恐れて創作活動が致命的に萎縮する可能性があることを挙げます。

(2)

現状は特に問題があると権利者が判断した場合を除いて黙認、あるいは権利者が法的措置にまで及ばず動画投稿サイトの管理者に削除を依頼するに留まる（そして削除される）ため、個々の権利規定との衝突があっても特に問題は発生していませんが、TPP による導入が予想される著作権法の非親告罪化によって、取り締まりの対象となる事が懸念されます。

非親告罪化によって現在に本に存在する二次創作活動全般が危機にさらされる危険がありますが、

(1)において述べた事例は一般的な漫画やアニメの二次創作と異なり、既存の著作物をそのまま利用しているという点で、さらに厳しい立場に立つことが予想されます。（翻案権や同一性保持権のみならず、複製権や公衆送信権の侵害となる）

なお、ここでゲーム画面と並べてゲーム BGM について述べているのは、一般的な音楽作品と異なる特殊な事情があるためです。

一般的な音楽作品は JASRAC による権利の集中管理が行われ、動画投稿サイトなどと契約することでライセンス料を得るという形式になっており、動画投稿サイトで投稿者が合法的に利用できるようになっていますが、ゲーム BGM などは基本的に、ライセンス管理を特定の団体に委託していません。理由としては、「管理を委託すると権利者本人が利用しにくくなってしまふ」「楽曲そのものが収入に直結しにくい（無断使用に対処するため管理団体を使うインセンティブが無い）」という事情があります。

このため、ゲーム BGM の無断使用は黙認される傾向も強くなっていますが（テレビ番組などでも時々使われます）、著作権法が非親告罪化されればそうした利用が不可能になってしまう懸念があります。

(3)

そもそも非親告罪化なんていうアホみたいな事しなければ最大の解決になるのですが、どうやらそれはもう無理なようですので、現在利用されている著作物については基本的には利用が可能であるよう、また同時に、仮に権利者が利用を問題視した場合に利用の差し止めが可能なよう、制度設計をすべきであると考えます。

【1】

少し主語を大きくしてしまいましたが、こうした非営利的創作活動を権利制限の対象とはできないのでしょうか。

もちろん、創作性が無いデッドコピーや、原著作物による利益を害するものを合法化する物となつてはいけませんので、創作性（原著作物の枠に留まらない部分）があること、利益が競合（原著作物がどのように収入を得る著作物であったかを勘案する）しないこと、その上で創作者に金銭的利益がない事を要件として提案します。

また、判例によって「映画の著作物」とされているゲーム画面に関しまして、一部を除いてこれを映画の著作物から除外するよう法律として明確化するべきでは無いかと考えます。ゲームは自分自身で操作するインタラクティブな楽しみが大きく、映画とは異なり、いわゆるプレイ動画を見たからと言ってそれで満足するかと言えばそうではないと考えます。これらゲーム作品は「映画の著作物」とは異なる新たな立場を作り、画面写真や映像そのものを非営利的創作活動に利用できるようにできないかと考えております。

ただし、中にはサウンドノベルなど、ストーリーを読むことそのものがゲームの大部分を占める作品もあり、そうした作品に関しては従来の枠組みに残す事が適切であると考えます。もっとも、現状ではそうした作品群のプレイ動画も多く存在しており、「権利者の意志によって映画の著作物に当たるか選択できる制度」が実現できないだろうと考えます。

尚、これは(1)において述べた事案に対して限定的に有用なのであって、TPPによって被害を受けるであろう日本の二次創作文化を救済するには足りないものであると付言させていただきます。

【2】

TPPによる著作権法の変化全体について言える事ですが、意思表示の法制度化によって、実質的な現状維持とすることができないものだろうか、とも考えています。

（【1】で述べました非営利的利用への権利制限そのものも行われるべきだと考えますが、仮にそれが実現しても、例えば動画投稿サイトの運営会社はサイトを営利的に運営しており、場の提供者が罰される可能性などは残るかと考えます）

権利者側が利用を許諾する意思表示としましては、例に挙げましたニコニコ動画では既に現状、一部のゲーム企業が、ゲームのプレイ動画や作中 BGM の動画への利用を許可するなどしています。

また、日本ファルコム社などは「ファルコム音楽フリー宣言」としまして、自社作品の BGM 利用を広汎に許可しています。

(1)で挙げた事例からは外れますが二次創作一般に関して言うなら、「東方シリーズ」や「艦隊これくしょん」は二次創作のガイドラインを策定・公開することで、その枠内での二次創作活動を合法化しています。他に、漫画家の赤松健氏が提唱する、著者が自著の二次創作を許可する意思表示をするための「同人マーク」なども存在します。

しかし私は、むしろ取り締まりを求める側が意思表示を行うべきでは無いかと考えます。非親告罪であることや、著作権保護期間が作者の死後 50 年であることによって不利益を被っている（少なくとも権利者がそう考えている）事例は、著作権法が適用される対象全体から見ればむしろごく少数であり、例外的存在であると認識しています。

また、そうした事例はいわゆる「孤児著作物」等と異なり、権利の処理に関わる人間が常に存在しますので、意思表示を行うことも可能であると考えます。

この意思表示とは非親告罪における要件である告訴の事では無く、非親告罪の適用を求める場合（なんでしたら著作権の死後 70 年保護を求める場合も）、権利者側が事前にその意志を公にするものです。

例えば、既に存在する著作権の登録制度を再整備し、通常の登録とは別に「非親告罪の適用を求める著作物として登録する」などのオプションを設け、そうした登録がされていない著作物には従来通りの親告罪を適用する、という形にはできない物でしょうか。（申し訳ありません。私の見識不足により、実現可能性は判断できません）

他にもやり方があるかも知れませんが、私が求める方針としては、あくまでも「取り締まりを求める権利者の意思表示（および、意思表示の負担軽減策）」「そうではない著作物に対する従来通りの扱い」です。

この解決策について私が考えているのは、何よりも「態度の保留」を従来とは違う形で制度化して残す事です。登録を行わないことは、必ずしも全ての利用を許可するものではなく、後々に登録を行うという選択肢を残します。もし権利者が二次利用を公に認められるのであれば最善ですが、権利者に何らかの決断を迫る制度は、どうしても利用を窮屈にするのではないかと考えます。

その上で、著作権法の最大限に厳格な適用を求める権利者には、その体制を提供できるものとなり、二次創作を行うクリエイターも、登録された創作物には近寄らないという自衛が可能になります。



著作権に関しては自分なりに勉強しているつもりですが、付け焼き刃の知識であることは否めず、私の考えた解決策は法律論としてお見苦しい部分もあったこととは思います。ですが、現在活発に行われている創作活動が TPP によって壊滅するという危惧に関しては深い確信を持っています。

アマチュアクリエイターによる活発な創作活動は、次代の日本の文化活力の根幹であり、これを殺すことがあってはならないと考えます。そのためにも著作権制度をよりよき物にしていくよう、どうか慎重にご検討のほどをよろしくお願い申し上げます。

[8] ニーズ：TPP 締結に伴って、著作権保護期間の延長・著作権侵害の非親告罪化、法定賠償金の導入がおこなわれていると報道されている。報道が事実ならば、これらは日本の著作物の利用を大きく阻害する要因となる。

まず、著作権保護期間の延長だが、それにもなって著作権保持者が不明な孤児著作物が激増することが予測される。孤児著作物の利用を促すため、EUでおこなわれているように、孤児著作物はインターネットで公開し、2次利用等を自由とし、権利者が申し出てきた場合は、その著作物をネットから削除し、保護期間終了まで保護するという方策をとる必要があるのではないだろうか。

著作権侵害の非親告罪化・法定賠償金の導入は、ただ機械的に導入されるならば、著作権侵害を親告罪とすることを前提に、

著作権を厳重に保護し、著作物の利用に制約を課している日本では、著作物の利用はほぼ不可能になってしまい、企業で資料1つ作るにも大幅な制約が課されてしまうこととなる。そのため、アメリカ等で導入されているフェアユース制度を日本でも導入すると共に、著作権侵害の定義を「著作権者が禁止した用途で利用したこと」とし、著作権者が禁止した用途以外の著作物の利用を自由にするべきである。

TPP 交渉において著作権の非親告罪化を受け入れたとの報道がなされている。

もし、今の日本の著作権の親告罪規定をそのまま削れば著作権を利用できない著作権法だけが残ってしまう。それは絶対にあってはならない。

そうならないためにもアメリカのようなフェアユース規定の導入や、同人マークの法制化、著作権を登録制にし、登録された物のみを非親告罪とするなどのあらゆる方策を講じるべきである。

一部メディアで、著作権侵害サイトをブロッキングするという報道がなされている。スウェーデンなどで、児童ポルノサイトを見られないようにブロッキングするという措置が執られているが、スウェーデンがこれを導入して一年足らずで政府批判をするサイトが次々とブロックされるというような恣意的運用がなされているという。

どんな国でも、このようなシステムが導入されればいつか必ず中国やスウェーデンのような恣意的運用が行われると断言している。

児童ポルノブロッキングと一緒にこたにされると考えればなおさらである。そもそも権利侵害サイトはブロックする前に削除させればいい話である。

著作権侵害の非親告罪化に対応するためにはカラオケ法理や公衆送信権の廃止など、今の著作権法を抜本的に変えなければならない。

下記のように、要するに黙認をほぼ合法化するよう著作権侵害の定義を変えるという方法もある。

<http://together.com/li/851297#c2048455>

最後に、アメリカの著作権法は非親告罪であって親告罪である。被害者が警察による訴追に協力しようとしなない場合は、法律を執行しないことが原則だから。

私個人としては最も重要なのは被害者が逮捕、告訴などに NO といえば著作権侵害にならないことにする、権利者の意向を尊重することである。

著作物等の利用円滑化のためのニーズの募集 提出様式

(1)どのような種類の著作物等をどのような場面、方法で利用するにあたり課題がありますか。現在又は将来想定される課題について具体的に御記入ください。また、そのような利用ができないために、既にビジネスに支障が生じている、又は支障が生じることが考えられる場合は、それについても具体的に記載をお願いします。

現状、デッドコピーである海賊版と、pixivへのファンアートの投稿やパロディ同人誌、Twitterのキャラクターの似顔絵アイコンまでが法律上は「著作権侵害」で一括りにされている。今後TPPIにより著作権法違反が非親告罪化されるとの報道も相次いでおり、このまま放置すればpixivやtwitterのようなネットに合わせて発達してきたSNSやブログなどのすでに一般化したサービスが妨げられる。

(2)(1)で挙げる利用は、現在の著作権法のどの規定(権利に関する規定・権利制限規定)との関係で課題がありますか。

著作権法第32条(引用)、著作権法代20条(同一性保持権)など。

(3)(1)・(2)で挙げられた課題の解決方法について

①権利制限規定の見直しによって解決すべきであるとお考えの場合、具体的にどのような制度を望みますか。また、そのような制度設計が望ましいと思われる理由を述べてください。

一例であるが、文化審議会著作権分科会法制問題小委員会(第4回)の議事録にもあったように、引用にパロディとしての利用を認める、あるいは米国のような強力なフェアユースを導入するなど。ただし、現状のままでは主に著作者人格権との問題がある。

②権利制限規定の見直しによって解決すべきであるとお考えの場合、(1)に挙げた利用が著作権者等の利益を不当に害さない(著作権者等の正規のビジネスとの競合、衝突の有無や度合いを含む。)と判断する理由は何ですか。

昔から雑誌などの読者投稿でもファンによる好きなキャラクターのイラストなどは掲載されており、ネットが一般に普及した現在ではそれがpixivやTwitterなどに移行しているものである。またパロディ同人誌も数十年前からあるファン活動である。デッドコピーや海賊版と違い、pixivのファンアートやパロディ作品は正規作品の代替品ではない。よって正規ビジネスと競合するものではない。

③著作権の集中管理の促進など、ライセンス体制の充実によって解決すべきとお考えの場合は、具体的にどのような環境整備を望みますか。

④その他の解決方法について御提案があれば、理由とともに具体的に御記入ください。

現状の著作権は特にインターネットの利用との相性が悪すぎる。本来ならば建て増しよりインターネット時代の著作権を一から建て直すべきである。

※1 補足資料やデータ、関連文献等がありましたら、併せて御提出をお願いします。

※2 募集事項は一定程度専門的な事項を含みますので、可能な限りで記載をお願いします。

※3 非公表を希望される情報につきましては、その旨を付していただくようお願いします。

著作物等の利用円滑化のためのニーズの募集 提出様式

(1) どのような種類の著作物等をどのような場面、方法で利用するにあたり課題がありますか。現在又は将来想定される課題について具体的に御記入ください。また、そのような利用ができないために、既にビジネスに支障が生じている、又は支障が生じることが考えられる場合は、それについても具体的に記載をお願いします。

報道機関が他者の著作物を利用する場合。引用や報道目的といった権利制限規定にあたるかどうかをその都度検討するが、規定自体があいまいなため判断が難しい。過去の判例も少ないため、確実にセーフなのかどうか、判断がつかないことも多く、利用を控えることもある。利用者としては安心して、著作物を適法利用できるようにしてほしい。日々、著作物を創造し、活用している立場にあっても、権利制限規定にあたるかの判断は難しい。まして、一般の国民が著作権法の権利制限規定を正しく理解するのは、現状では難しいのではないか。さらに今後「柔軟性の高い権利制限規定」が成立した際、著作物を利用する側がそれを正しく理解し、運用するのは困難ではないかと思う。

(2) (1)で挙げる利用は、現在の著作権法のどの規定(権利に関する規定・権利制限規定)との関係で課題がありますか。

権利制限規定全般。

(3) (1)・(2)で挙げられた課題の解決方法について

① 権利制限規定の見直しによって解決すべきであるとお考えの場合、具体的にどのような制度を望みますか。また、そのような制度設計が望ましいと思われる理由を述べてください。

② 権利制限規定の見直しによって解決すべきであるとお考えの場合、(1)に挙げた利用が著作権者等の利益を不当に害さない(著作権者等の正規のビジネスとの競合、衝突の有無や度合いを含む。)と判断する理由は何ですか。

③ 著作権の集中管理の促進など、ライセンス体制の充実によって解決すべきとお考えの場合は、具体的にどのような環境整備を望みますか。

④ その他の解決方法について御提案があれば、理由とともに具体的に御記入ください。

以下の2点を提案します。

1) 現行著作権法の権利制限規定についてのガイドラインの策定。
ガイドラインが策定されていない規定について、権利者、利用者、有識者の協議によってガイドラインを作成し、具体的な基準を示すべきだと考える。

2) 著作者が自ら著作物の利用ルールを決める仕組み作りの推進。
ネット上の著作物だけをみても、制作の目的や著作者の立場等が多岐にわたる。それに対して、一律に権利制限規定を設けること、または著作権で保護することについて、著作者と利用者の間で双方に都合良く、バランスをとることは困難になっている。

著作権啓発の一環として国際プロジェクトでもある「クリエイティブ・コモンズ」の利用を促進すれば、著作者と利用者が共通ルールにのっとって、著作物を管理・利用することで、煩わしい手続きなしに利用できる著作物が一定程度増えると考え。

著作権は財産権であり、法律によって権利制限範囲が拡大されることには懸念がある。著作物に対して一律に権利制限されるより、著作者自らが利用ルールを決める方が「柔軟性がある」と考える。

※1 補足資料やデータ、関連文献等がありましたら、併せて御提出をお願いします。

※2 募集事項は一定程度専門的な事項を含みますので、可能な限りで記載をお願いします。

※3 非公表を希望される情報につきましては、その旨を付していただくようお願いします。

著作物等の利用円滑化のためのニーズの募集 提出様式

(1) どのような種類の著作物等をどのような場面、方法で利用するにあたり課題がありますか。現在又は将来想定される課題について具体的に御記入ください。また、そのような利用ができないために、既にビジネスに支障が生じている、又は支障が生じることが考えられる場合は、それについても具体的に記載をお願いします。

① 図書館のレファレンスサービスにおいて、電話で資料の一部を読みあげて回答とすることがあるが、聴覚障害者の場合はFAXやメールでの回答を希望される。また視覚障害者も自身で記録することが困難であるため、メールでの回答や、大きな文字にしてのFAX送信を希望される場合がある。メールで回答すると、視覚障害があっても合成音声で聞くことができ、かつ漢字辞書機能を活用して、使用されている漢字を確認することができるため、特に俳句や漢詩、あるいは東洋医学等で望まれる。しかし、現在は図書館から利用者に対する公衆送信は認められていないため、この希望に応えることができない。

② また、2009年改正された第37条第3項により、視覚著作物を視覚障害者等が読める形式に複製して自動公衆送信することは可能になったが、インターネットを十分に使いこなせない障害者も多く、インターネットを使えるかどうかによる著作物へのアクセスの格差が生じている。

(2) (1)で挙げる利用は、現在の著作権法のどの規定(権利に関する規定・権利制限規定)との関係で課題がありますか。

① 第31条の図書館における複製、あるいは第37条第3項の視覚障害者等のための複製等に公衆送信権の権利制限が含まれていないこと、また第37条の2の聴覚障害者等への複製等に、視覚著作物の公衆送信が含まれていないこと

② 第37条第3項の視覚障害者等のための複製等に公衆送信権の権利制限が含まれていないこと

(3) (1)・(2)で挙げられた課題の解決方法について

① 権利制限規定の見直しによって解決すべきであるとお考えの場合、具体的にどのような制度を望みますか。また、そのような制度設計が望ましいと思われる理由を述べてください。

視覚障害者等、あるいは聴覚障害者等に対して、公衆送信権の権利制限を認める。

- ・第37条第3項の「自動公衆送信」を「公衆送信」に改める。
- ・第37条の2に視覚著作物の公衆送信権の権利制限を含める。

② 権利制限規定の見直しによって解決すべきであるとお考えの場合、(1)に挙げた利用が著作権者等の利益を不当に害さない(著作権者等の正規のビジネスとの競合、衝突の有無や度合いを含む。)と判断する理由は何ですか。

すでに第37条第3項で規定された者が行う相手者を特定しての公衆送信は、自動公衆送信権の権利制限と同様、著作権者の権利を不当に害さないばかりか、国連障害者の権利条約第21条、第24条、第30条に記された障害者の権利をより保障するものとなる。

③ 著作権の集中管理の促進など、ライセンス体制の充実によって解決すべきとお考えの場合は、具体的にどのような環境整備を望みますか。

④ その他の解決方法について御提案があれば、理由とともに具体的に御記入ください。

※1 補足資料やデータ、関連文献等がありましたら、併せて御提出をお願いします。

※2 募集事項は一定程度専門的な事項を含みますので、可能な限りで記載をお願いします。

※3 非公表を希望される情報につきましては、その旨を付していただくようお願いします。

著作物等の利用円滑化のためのニーズの募集 提出様式

(1)どのような種類の著作物等をどのような場面、方法で利用するにあたり課題がありますか。現在又は将来想定される課題について具体的に御記入ください。また、そのような利用ができないために、既にビジネスに支障が生じている、又は支障が生じることが考えられる場合は、それについても具体的に記載をお願いします。

脳性麻痺やALS等により上肢に障害があったり重症心身障害の方、あるいは加齢や疾病により臥症状態にあるために本を読むことができない方は多い。2009年改正された第37条第3項は「視覚による表現の認識に障害のある者」を対象に著作権の権利制限を規定しているが、この規定では上述の人たちは除外されると思われる。WIPOで採択されたマラケシュ条約“Marrakesh Treaty to Facilitate Access to Published Works for Persons who are Blind, Visually Impaired, or otherwise Print Disabled”とも矛盾が生じている

(2)(1)で挙げる利用は、現在の著作権法のどの規定(権利に関する規定・権利制限規定)との関係で課題がありますか。

第37条第3項の「視覚障害者その他視覚による表現の認識に障害のある者」という規定

(3)(1)・(2)で挙げられた課題の解決方法について

①権利制限規定の見直しによって解決すべきであるとお考えの場合、具体的にどのような制度を望みますか。また、そのような制度設計が望ましいと思われる理由を述べてください。

第37条第3項の「視覚障害者その他視覚による表現の認識に障害のある者」という規定に、「及び身体障害等により、書物等を支えること、または扱うことができない人」を加える。

②権利制限規定の見直しによって解決すべきであるとお考えの場合、(1)に挙げた利用が著作権者等の利益を不当に害さない(著作権者等の正規のビジネスとの競合、衝突の有無や度合いを含む。)と判断する理由は何ですか。

日本文藝家協会と日本図書館協会は2004年に「公共図書館等における音訳資料作成の一括許諾に関する協定書」を締結したが、その利用「ガイドライン」には、「重度身体障害者」「寝たきり高齢者」を含めていた。2009年の第37条第3項改正後に権利者団体と図書館団体との協議のうえで定めた「図書館の障害者サービスにおける著作権法第37条第3項に基づく著作物の複製等に関するガイドライン」にも「視覚障害、聴覚障害、肢体障害、精神障害、知的障害、内部障害、発達障害、学習障害、いわゆる「寝たきり」の状態、一過性の障害、入院患者」等「の状態にあつて、視覚著作物をそのままの方式では利用することが困難な者」と定めて運用してきているが、著作権者の権利を不当に害した事例は出ていない。

③著作権の集中管理の促進など、ライセンス体制の充実によって解決すべきとお考えの場合は、具体的にどのような環境整備を望みますか。

④その他の解決方法について御提案があれば、理由とともに具体的に御記入ください。

※1 補足資料やデータ、関連文献等がありましたら、併せて御提出をお願いします。

※2 募集事項は一定程度専門的な事項を含みますので、可能な限りで記載をお願いします。

※3 非公表を希望される情報につきましては、その旨を付していただくようお願いします。

著作物等の利用円滑化のためのニーズの募集 提出様式

(1)どのような種類の著作物等をどのような場面、方法で利用するにあたり課題がありますか。現在又は将来想定される課題について具体的に御記入ください。また、そのような利用ができないために、既にビジネスに支障が生じている、又は支障が生じることが考えられる場合は、それについても具体的に記載をお願いします。

著作権法第37条第3項による視覚障害者等のために視覚著作物を複製できる者に、当事者団体が含まれていないため、自ら欲し、ボランティア等の協力を得て製作した複製物を個人利用にしか使えず、専門書など製作に専門知識を要する著作物を、専門職同業者間で共有することができない。著作権法施行令第2条二で規定する文化庁長官の指定を申請しても、認められなく納得できないまま日が経過している団体がある。

②障害児関係では、大学図書館、学校図書館以外には、著作権法施行令第2条一の児童福祉法第7条第1項の知的障害児施設および盲ろうあ児施設のみが規定されている。しかし、同項に記された児童厚生施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設及び児童家庭支援センターに入所する子供においても読字に困難を抱えている子供も多く、その子らの学習支援に適切な形式による著作物の複製が必要な子どもがいると思われる。また平成24年度より児童福祉法に新たに規定された障害児通所支援の児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービスでは、発達障害の子どもが多く利用しており、ロービジョン等の視覚障害児も利用している。ここにおいて適切な形式による著作物の複製により、より適切な支援ができるはずであるが、現在十分に活用されないままである。

(2)(1)で挙げる利用は、現在の著作権法のどの規定(権利に関する規定・権利制限規定)との関係で課題がありますか。

著作権法施行令第2条の視覚障害者等のために視覚著作物を複製できる者

(3)(1)・(2)で挙げられた課題の解決方法について

①権利制限規定の見直しによって解決すべきであるとお考えの場合、具体的にどのような制度を望みますか。また、そのような制度設計が望ましいと思われる理由を述べてください。

①著作権法施行令第2条二に視覚障害者等の当事者団体を加える。

②著作権法施行令第2条二で規定する複製できる者に児童厚生施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設及び児童家庭支援センターおよび、児童福祉法第21条の5の2の児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービスを加える。

②権利制限規定の見直しによって解決すべきであるとお考えの場合、(1)に挙げた利用が著作権者等の利益を不当に害さない(著作権者等の正規のビジネスとの競合、衝突の有無や度合いを含む。)と判断する理由は何ですか。

著作物にそのままではアクセスできない者であるが故、現在利用そのものがあまりない状態にある。複製できる者が増えることが、著作物そのものを購入したりする機会を増やし、利益を害するどころか利益をもたらすことになると思う。また、国連障害者の権利条約の第21条、24条、30条の権利保障につながる。

③著作権の集中管理の促進など、ライセンス体制の充実によって解決すべきとお考えの場合は、具体的にどのような環境整備を望みますか。

④その他の解決方法について御提案があれば、理由とともに具体的に御記入ください。

※1 補足資料やデータ、関連文献等がありましたら、併せて御提出をお願いします。

※2 募集事項は一定程度専門的な事項を含みますので、可能な限りで記載をお願いします。

※3 非公表を希望される情報につきましては、その旨を付していただくようお願いいたします。

ニーズ募集について

下の [4] にも意見を書きましたので、閲覧願いたいと存じます。

(1) どのような種類の著作物等をどのような場面、方法で利用するにあたり課題がありますか。現在又は将来想定される課題について具体的に御記入ください。また、そのような利用ができないために、既にビジネスに支障が生じている、又は支障が生じうることが考えられる場合は、それについても具体的に記載をお願いします。

・学習用の参考書が、基本書を利用する場合、
つまり、参考書において、試験範囲がその学界の権威となる書物（基本書）で、そこから試験が出題されることが多分に予定される場合に、当該書物を多数の引用をした参考書、まとめを出版したいが、
引用の範囲を超えることが予想され、侵害なく出版することが難しく、
しかし、その権威ある書物を使って学習した場合には、
当該書物が試験用途を全く考慮していないため、学習すべき内容が分厚い基本書の中で散乱していたり、見開きになっていないなど
学習効率が著しく低下し、
それゆえ、学習者各人がまとめざるを得ず、
資格試験などの習得に、多年を要するなど、社会全体で見て、2重、3重の無駄が生じている状態。
資格試験などの習得の時間のロスは、社会問題となっている。

要するに、「教科書のまとめ本」などが、許諾なしに一切出版できず、
学識経験者、研究者の説明が必ずしもうまいとはいえないところ、権威ある本に依拠せざるを得ないことが学習ではよくあるにも関わらず、
学識経験者の専門性と、説明してまとめるのが得意な者の業績と、の累積的貢献が容易にできないから、
各自まとめる必要があるか、能率のよくないまま勉強を進めることになり、
専門分野の習得につき、無駄の労力が生じ、
専門的人材の育成ひいては我が国の競争力、産業の発達面で、国家的な無駄が生じている。

・かつ、相当量の販売ができない場合に、毎月のロイヤリティが成り立たず、
また、出版する者に侵害の意図がなくても、ロイヤリティの支払いを確実にする方法が難しい状態。例えば、オンデマンド版。

・「支障が生じうること」

教科書、専門書のまとめノートの販売できない。

(2)

(1)で挙げる利用は、現在の著作権法のどの規定（権利に関する規定・権利制限規定）との関係で課題がありますか。

21 条

(3)

(1)・(2)で挙げられた課題の解決方法について

[1]

権利制限規定の見直しによって解決すべきであるとお考えの場合、具体的にどのような制度を望みますか。また、そのような制度設計が望ましいと思われる理由を述べてください。

・元になる著作物の、新品正規ルートで購入した著作物（現行の版。絶版になった場合は中古品の内最新版）との**抱き合わせ再販売**、利用側の販売価格の規制（元になる著作物の新品価格を超えること）、

「その後の販売においても抱き合わせすることを要求し、それに違反する商品の販売は侵害となること」を原書、参考書両方の表に注意書きすること

および、抱き合わせ相手方のシリアル番号を特定する表示によって、正当化される制度（別の抱き合わせ防止）。

・原文の文章を忠実にコピーしていること、そのコピー部分が分かるように示すこと。

ただし、改行や区読点の追加により見やすくすることが、許されること。例えば、文節単位による改行で見やすく。

・区読点についてはそれを特定する条件（別の文書体などにする）。

・原書の著作者自身が、原書に基づき、参考書、講義DVDを販売したときは、参考書等も抱き合わせ。

・上記注意書きの剥離、改変につき、罰則。上記に違反する「原書」の販売を、侵害とみなす。

・権利者への通知要求。

・独禁法の適用除外。

・理由：・出版から店頭販売者までの全ルートの利益を確保でき、原書の著作を十分に尊重できる。

・上記社会的な重複した無駄を省くことができるようになるとともに、学習者の負担を大幅に軽減する。

・原書の著作を十分に尊重した、簡易な許諾を促進し、まとめノートの市場販売を容易にし、

学習効率を高め、いわば知識の累積進歩を図り、
ひいては、専門家の育成の促進、国家の知識武装戦略、産業の発達に役立つ。

[2]

権利制限規定の見直しによって解決すべきであるとお考えの場合、(1)に挙げた利用が著作権者等の利益を不当に害さない（著作権者等の正規のビジネスとの競合、衝突の有無や度合いを含む。）と判断する理由は何ですか。

（参考）著作権に関する条約（ベルヌ条約，TRIPs 協定，WIPO 著作権条約等）においては、著作権者の利益を制限する場合、スリーステップテスト（(a) 特別の場合，(b) 著作物の通常の利用を妨げない，(c) 著作者の正当な利益を不当に害しない）を満たすことが、条約上の義務として求められています

・(a) 学習用途だから、「明確に特定され、範囲の狭い制限」だから、特別な場合に該当する（下の文献 p 211）。

(b)につき、「著作権法における権利制限規定の解釈と 3 step test - 北海道大学学術・・・」
(eprints.lib.hokudai.ac.jp/dspace/bitstream/2115/.../45_05.pdf) p 2 1 2 ~ p 2 1 3 によれば

「通常の利用を妨げない」とは、「経験的側面と、規範的側面に分かれ、経済的側面を重視すべき、また将来の競合を考慮すべき」ところ、

・経験的側面につき、著作物利用のニーズがあることを要求するが、受験生というニーズがある。

・また、規範的側面につき、「市場において競合し、権利者が経済的側面を失っている」ことがないことを要件とするが、

後述によれば、再販している以上、利用側の購入時に経済的利益を得るから、経済的側面を失っているとは言えないし、

そのコストが上乘せされる以上、競合しているとまでは言えない。むしろ権利者の利益になる。

・「将来」での原書の著作者による、まとめノートの進出が問題となっても、その進出がされると参考書も抱き合わせすることになるから、進出を躊躇することにもならない。利用者側がコスト面でより不利に立たされる。

・(c) 原書側の利益は、再販によって、出版から店頭販売者までの全ルート of 利益を確保しており、正当な利益を不当に害しないし、侵害の意図はない。

・(c) 改変時の原書へのアクセス可能性は、上記真正品の抱き合わせ販売により、担保され、また、改変は、あくまで学習習得の効率に限られ、原初の著作者の意図を汚染するなどの意図が生じない。

- ・上記表示により、取引の安全を害しない。
- ・参考書も抱き合わせすれば、衝突も回避される。

[3]

著作権の集中管理の促進など、ライセンス体制の充実によって解決すべきとお考えの場合は、具体的にどのような環境整備を望みますか。

・販売ルートという著作者でない第三者による、販売数量の、利用される側の権利者への通知義務制度。例えばアマゾンのオンデマンド版。
これは、小規模事業者の許諾制度全般における利用促進に言えることです。

[4]

その他の解決方法について御提案があれば、理由とともに具体的に御記入ください。

ヤフオクなどで「裁断されています」という本が、500件以上、平気で売られ、野放しとなっている。

コピーする意図であることが当初から濃厚であって、コピーが飛躍的に容易となり、受忍できない2重、3重の被害を助長している。

しかし、現状の49条では、複製物のみに限られ、文理上は、取り締まれない。

また、ロースクールに行けば、「新品の講座を買って、全部コピーして、それから、ヤフオクで出すのだよ」と自慢している者がいる。新品より安い値段で売ることになり、営業妨害が生じ、新たな侵害をもたらす。

転売者の属性（受験生、専門学校生、ロースクール生）、販売物の内容（裁断しています）、販売時期（受講開始時から1年経っていないなど）からすれば、手元にコピー物を置いていることが合理的に濃厚であり、証拠が偏在しているのに、立証責任転換の規定がないし、販売交流サイトでの取締規定もない。

そこで、

①少なくとも「裁断」された本についての、公的交流サイトや買取業者に対する規制をすべきではないでしょうか。

②また、上記所定の属性の場合には、

オリジナルを転売する場合でも、30条の適用除外及び立証責任転換をし、

③講座の転売については、さらに受験生でない、ないし、オリジナルが不要になった経緯の説明を、

転売サイトの説明文で要求すべきではないでしょうか（**手続規制**）。

手続規制によれば、受験生「でない」という悪魔の立証を要求することなく、いちいち個別の裁判にもならず、迅速に権利者の利益を保護できるのでは？

さらに、**コピー禁止**、**購入者のID**などの、透かしを「紙面」に設けても、それを削除された場合、対処できない。

なぜなら、現行法は、**電子透かし**に限られる。しかし、そのような規定で、限定する合理性はない。

④**紙の透かし**についても、少なくとも**転売時**においては、**罰則**を設けるべきではないでしょうか。

以上からすると、学習教材の分野では、

現在の著作権法は、**保護に抜け穴があるのに、利用が不十分で、**

保護と利用のバランスを欠き、**的を得ていない側面があるのではないかと思います。**

著作物等の使用円滑化のためのニーズとなります。よろしく申し上げます。

ニーズ①

(1) 映像や音楽の個人利用（二次利用）をもっと簡単、かつ著作者にもメリットのある制度を。

(2) 現状、パロディ作品や二次創作の世界はその大半が「著作権者のお目こぼし」によって成立している部分があり、これは表現の幅を狭めていると考えます。多種多様な作品を生み出す土壌として、パロディーや個人作品での利用（動画サイト等での作品発表を含む）を認める法制を検討していただきたいものです。

(3) 二次創作の場合、著作権の他に「同一性の保持」も問題であると考えます。作品そのものは権利で保障されるべきですが、パロディーや二次創作がグレーゾーンの上に成り立っているのは否定できません。こういったパロディーや二次創作、そして作品の二次利用を認める法律や制度の制定が不可欠であると考えます。

ニーズ②

(1) 販売促進としての映像や音楽の利用。

(2) JASRACが音楽を利用していたということで使用料を徴収するという事案が発生しましたが、これには大いに疑問が残ります。有線などのサービスは「特定商品の販売促進」には使い難く、またメーカー側から販売促進のための素材が提供されることは皆無です。

(3) 使用料を後追いで徴収する方式には無理があると考えます。そこで、音楽や映像のソフトを購入する際に、代金の中に使用料を含む形にすることを提案します。商品を購入した時点で使用料を同時に払うことができるので、権利者に直接使用料が支払われるのでメリットがあると思います。

著作物等の利用円滑化のためのニーズの募集 提出様式

(1)どのような種類の著作物等をどのような場面、方法で利用するにあたり課題がありますか。現在又は将来想定される課題について具体的に御記入ください。また、そのような利用ができないために、既にビジネスに支障が生じている、又は支障が生じることが考えられる場合は、それについても具体的に記載をお願いします。

テレビの教育番組、ドキュメンタリー番組、報道番組の一部などを録画して、大学の授業の教材に使うことがある。授業時間に見せることは教育用利用で問題ないと思われるが、学生に自習として見ることを勧めるのがむずかしい。大学の現場ごとの判断によるが、図書館業務と考えられた場合、図書館で上映可と明示された製品以外のビデオを保管・共用することはむずかしいようである。

(2)(1)で挙げる利用は、現在の著作権法のどの規定(権利に関する規定・権利制限規定)との関係で課題がありますか。

映画の著作物に関する著作権と著作隣接権が、商品化を念頭に置いてつくられており、公共的知識伝達にそぐわないのではないかと。ドキュメンタリー番組などはビデオ商品として採算がとれる見通しのないものが多いだろう。著作隣接権者(出演者など)が多すぎて許諾確認が困難なことがあるとも聞く。非商用を前提としたルールづくりが必要と思う。

(3)(1)・(2)で挙げられた課題の解決方法について

①権利制限規定の見直しによって解決すべきであるとお考えの場合、具体的にどのような制度を望みますか。また、そのような制度設計が望ましいと思われる理由を述べてください。

教育用の許諾不要の範囲は現実にはファジーだと思うが、大学が授業関連の自習用に提供する場合について、ここまでは許諾なしで合法、その他はどの権利者に許諾申請すること、という指針が明示されるとよいと思う。また権利者の側にこまごました許諾申請を軽くこなす体制を整備することを政策側からも推進してほしい。

②権利制限規定の見直しによって解決すべきであるとお考えの場合、(1)に挙げた利用が著作権者等

ビデオ商品があって発売中の場合は、それを買うまたは借りる形をとればよいので、ここで問題にしているのは、商品化されなかった番組、またはもし商品化されていても絶版となっている(オンデマンド送信の対象からはずされている)場合に限るとしてよい。

③著作権の集中管理の促進など、ライセンス体制の充実によって解決すべきとお考えの場合は、具体的にどのような環境整備を望みますか。

許諾使用料を有料とする場合、その支払い手続きが煩雑にならないような制度設計をくふうしてほしい。映像の公開のさまたげとなっているのが出演者などの著作隣接権者の許諾を得ることがむずかしいことであれば、番組の種類、出演者の役割、供用組織の利用条件などに応じて、許諾が得られなくても供用する道を開いたほうがよいのではないかと(異議申し立て審査の道も必要となるが)。

④その他の解決方法について御提案があれば、理由とともに具体的に御記入ください。

NHKのものに限らず、商品化される可能性が乏しい番組について、多くの受益者が広く浅く負担することによって、公共的アーカイブを維持・供用するのがよいのではないかと。(この件はささやかながら、著作権制度の枠の中でおさまる問題ではなく、それも人類の知的資源を活用するための手段のひとつという視野が必要な問題の例だと思います。)

※1 補足資料やデータ、関連文献等がありましたら、併せて御提出をお願いします。

※2 募集事項は一定程度専門的な事項を含みますので、可能な限りで記載をお願いします。

※3 非公表を希望される情報につきましては、その旨を付していただくようお願いします。

著作物等の利用円滑化のためのニーズの募集 提出様式

(1)どのような種類の著作物等をどのような場面、方法で利用するにあたり課題がありますか。現在又は将来想定される課題について具体的に御記入ください。また、そのような利用ができないために、既にビジネスに支障が生じている、又は支障が生じることが考えられる場合は、それについても具体的に記載をお願いします。

出版物、Web上の文章、写真、動画などを、学校教育の場で利用する場合に、現在の法制度では第35条にて例外規定がされているが、権利者の団体が発表した著作権法第35条のガイドラインでは、行き過ぎた権利の主張や、文部科学用語では定義されていない活動(クラブ活動など)が曖昧になっており、非常に著作物の利用がしにくい状況となっている。

(2)(1)で挙げる利用は、現在の著作権法のどの規定(権利に関する規定・権利制限規定)との関係で課題がありますか。

著作権法第35条の権利制限規定は問題ないが、その周辺として「補償金制度」や「包括契約」などを利用して、学校教育およびその周辺の活動において、著作権の権利制限を柔軟に運用できる必要があると考えられる。

(3)(1)・(2)で挙げられた課題の解決方法について

①権利制限規定の見直しによって解決すべきであるとお考えの場合、具体的にどのような制度を望みますか。また、そのような制度設計が望ましいと思われる理由を述べてください。

仮に、権利制限規定の見直しをする場合には、利用範囲を限定したのちに、補償金制度などを利用し、場所の自由度(どの学校でも利用できること)や時間の自由度(過去の素晴らしい教材のライブラリー化)などの柔軟性がもたせることが必要である。

②権利制限規定の見直しによって解決すべきであるとお考えの場合、(1)に挙げた利用が著作権者等の利益を不当に害さない(著作権者等の正規のビジネスとの競合、衝突の有無や度合いを含む。)と判断する理由は何ですか。

利益を不当に害さないために、補償金制度などを導入し、クリエイターへのインセンティブを与えるとともに、学校における著作物利用のサンプル調査などにより、著作物流通の実態把握を行う必要がある。

③著作権の集中管理の促進など、ライセンス体制の充実によって解決すべきとお考えの場合は、具体的にどのような環境整備を望みますか。

権利団体と学校関係者との溝が深まる中で、教育委員会などが積極的に学校内の著作物流通の調査把握を行うことで、音楽著作権と同様に集中管理により、煩雑な手続きの簡略化と、著作権料が還元されることによる文化への貢献が行える環境整備を求める。

④その他の解決方法について御提案があれば、理由とともに具体的に御記入ください。

ドイツでは教育利用であってもそれ相当の補償金を支払う仕組みが存在する。一方で、実際に現地の学校に訪問した際に、学校事務的には著作権料の支払いは各学校ごとではなく、市町村単位で権利団体に支払っていた。一方、ニュージーランドでは、全学校数の約1割が調査対象として、本や音楽、動画などの利用実態を調査しており、それに応じた著作権料を教育委員会が徴収していた。海外のよい制度をうまく日本式にして取り入れ、学校での著作物流通の促進が必要であると考えられる。

※1 補足資料やデータ、関連文献等がありましたら、併せて御提出をお願いします。

※2 募集事項は一定程度専門的な事項を含みますので、可能な限りで記載をお願いします。

※3 非公表を希望される情報につきましては、その旨を付していただくようお願いします。

著作物等の利用円滑化のためのニーズの募集 提出様式

(1)どのような種類の著作物等をどのような場面、方法で利用するにあたり課題がありますか。現在又は将来想定される課題について具体的に御記入ください。また、そのような利用ができないために、既にビジネスに支障が生じている、又は支障が生じることが考えられる場合は、それについても具体的に記載をお願いします。

著作権法31条が適用される図書館等として、病院及び専門学校図書室が認められていないことにより複写サービスができないことによる弊害が生じている。これらの図書室では、著作権法施行令第1条の3に規定される図書館等と同様のサービスを求められており、また利用者からみると同法同条に規定される図書館等と何ら変わりはないと捉えられているのが実情である。以上のことから、病院及び専門学校図書室が著作権法31条の適用される図書館等として認められることを望む。

(2)(1)で挙げる利用は、現在の著作権法のどの規定(権利に関する規定・権利制限規定)との関係で課題がありますか。

著作権法31条ならびに著作権法施行令第1条の3

(3)(1)・(2)で挙げられた課題の解決方法について

①権利制限規定の見直しによって解決すべきであるとお考えの場合、具体的にどのような制度を望みますか。また、そのような制度設計が望ましいと思われる理由を述べてください。

著作権法31条及び著作権法施行令第1条の3

②権利制限規定の見直しによって解決すべきであるとお考えの場合、(1)に挙げた利用が著作権者等の利益を不当に害さない(著作権者等の正規のビジネスとの競合、衝突の有無や度合いを含む。)と判断する理由は何ですか。

現状において、著作権法施行令第1条の3に規定される図書館等では認められているため

③著作権の集中管理の促進など、ライセンス体制の充実によって解決すべきとお考えの場合は、具体的にどのような環境整備を望みますか。

④その他の解決方法について御提案があれば、理由とともに具体的に御記入ください。

※1 補足資料やデータ、関連文献等がありましたら、併せて御提出をお願いします。

※2 募集事項は一定程度専門的な事項を含みますので、可能な限りで記載をお願いします。

※3 非公表を希望される情報につきましては、その旨を付していただくようお願いします。

著作物等の利用円滑化のためのニーズの募集 提出様式

(1)どのような種類の著作物等をどのような場面、方法で利用するにあたり課題がありますか。現在又は将来想定される課題について具体的に御記入ください。また、そのような利用ができないために、既にビジネスに支障が生じている、又は支障が生じうることが考えられる場合は、それについても具体的に記載をお願いします。

ライトアップされたスカイツリーや神戸ルミナリエのようなイルミネーションは、特定の地域・場所を象徴する存在になりやすいため、映画の中で、その地域・場所のイメージを表現しようとした場合には、これらを当該作品中に描く必要があります。

そして、ライトアップやイルミネーションは著作物に該当するとの見解がありますので、これらの著作権者に無断で描いた場合には、著作権侵害が成立するおそれがあります。

しかし、ライトアップやイルミネーションが美術の著作物であるならば、原作品であって、屋外の場所に恒常的に設置されているときには、所定の類型に該当する場合を除いて、いずれかの方法によるかを問わず、利用することができます(著作権法46条)。

ここで、ライトアップやイルミネーションなどの美術の著作物を利用した場合における法46条の適用に関して、以下の2点の課題があります。

第一に、「原作品」とは「著作者の思想感情が第一義的に表現されている有体物であって、第二義的な複製物を除く」意味であると説明されています(加戸・逐条講義192頁)。

ライトアップおよびイルミネーションのいずれも、有体物性を有しませんので、本条の適用に際して、「原作品」の要件を充足するののかについて疑義があります。

第二に、「恒常的に設置」とは、常時継続して公衆の観覧の用に供することをいうとされています(加戸・逐条講義305頁)。また、社会通念上、ある程度の長期間にわたり継続して、不特定多数の者の観覧に供する状態に置くことで足りると解するのが相当であるともされています(東京地判平13・7・25「はたらくじどうしゃ事件」)。

スカイツリーのライトアップは、夜間の数時間にわたり継続して、不特定多数の者の観覧に供する状態に置かれているとはいえませんが、「恒常的に設置」されているとはいえないようにも思われます。

しかし、前掲の裁判例(東京地判平13・7・25)によれば、公衆が観覧等できる状態が「常時」継続されていることは必要でなく、公衆に開放された公園でも夜間は立ち入りが制限されたり、休園日が設けられたりすることがあるが、だからといって恒常的設置でなくなるわけではないとされていますので、夜間の数時間であっても「恒常的に設置」の要件は充足する余地がありそうです。

映画の中で、例えば、ライトアップされたスカイツリーや神戸ルミナリエのような独特のイルミネーションで飾られた景観を描くことは、これらの著作権者による当該著作物の通常の利用を妨げるものではなく、著作権者の正当な利益を不当に害することもないと考えられます。また、これらの著作権者は多くの人に当該著作物を見せることを承諾しているはずであり、その意思に反することもないと解して差し支えなく、社会的な慣行にも合致していると考えられます。

それにもかかわらず、これらの著作物を描くことを抑制せざるを得ないという課題があります。

(2)(1)で挙げる利用は、現在の著作権法のどの規定(権利に関する規定・権利制限規定)との関係で課題がありますか。

著作権法46条

(3)(1)・(2)で挙げられた課題の解決方法について

①権利制限規定の見直しによって解決すべきであるとお考えの場合、具体的にどのような制度を望みますか。また、そのような制度設計が望ましいと思われる理由を述べてください。

美術の著作物に該当する著作物のなかには、上述したように、原作品を観念し難い著作物も存在することから、法46条から「原作品」の文言を削除し、同様に「恒常的に設置」の要件についても充足しているのか微妙な美術の著作物が存在することから「恒常的に」の文言も削除して、適用要件を緩和することが好ましいと考えます。

②権利制限規定の見直しによって解決すべきであるとお考えの場合、(1)に挙げた利用が著作権者等の利益を不当に害さない(著作権者等の正規のビジネスとの競合、衝突の有無や度合いを含む。)と判断する理由は何ですか。

ライトアップやイルミネーションを描くことは、これらの著作権者による当該著作物の通常の利用を妨げるものではなく、当該権者の正当な利益を不当に害することもないと考えられます。また、これらの著作権者は多くの人に当該著作物を見せることを承諾しているはずであり、その意思に反することもないと解して差し支えなく、社会的な慣行にも合致していると考えられるからです。

③著作権の集中管理の促進など、ライセンス体制の充実によって解決すべきとお考えの場合は、具体的にどのような環境整備を望みますか。

④その他の解決方法について御提案があれば、理由とともに具体的に御記入ください。

・ <http://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/needs/index.html>

上記 URL にて記載の意見募集に対して、以下応募します。

[8] ニーズ：

- (1) 著作物の複製物の私的領域における変更が同一性保持権侵害となり、
場合によっては刑事処分の対象となる問題を解消する必要がある
- (2) 著作権法 第 20 条 (同一性保持権) / 第 119 条 2 項 1 号

(3) [1]

譲渡・貸与・公衆送信・公衆伝達等を伴わない、私的領域にとどまる著作物の複製物に対する変更が同一性保持権侵害とならない旨の規定を著作権法 第 20 条 2 項 5 号として追加する

(3) [2]

譲渡等を伴わない私的領域における著作物の複製物の変更は創作者の
声望・名誉を損ねることはなく、また財産権を損ねることもない。
さらに、教育・学習や文化の継承、新たな創作等の過程において、
既存著作物に変更を加え、新たな価値を生み出すということは文化の
発展という面からみると必要であり、また意味のあることと考える。
ところが「ときめきメモリアル事件」最高裁判決等において、私的
領域で行われるものであっても著作物等への変更は同一性保持権侵害と
なる旨の判例が確立してしまっている。

現在の著作権法においては同一性保持権侵害に対する罰則は親告罪と
されているため、私的領域にとどまる著作物の改変は権利者の認識する
ところとならず、実際に問題とされることは少ない。

しかし、昨今報道されているような TPP による著作権侵害の非親告罪化が
同一性保持権侵害にも及んだ場合、全国民が警察等による強制捜査の対象と
なりかねないということを私は危惧する。

また、仮に同一性保持権侵害が非親告罪化の対象とならないとしても、
教科書等への書き込みですら同一性保持権侵害と解釈されて全国民が
潜在的侵害者とみなされるような現在の第 20 条の規定は問題であり、
改められるべきと考える。

一方、美術の著作物の原作品等のようにオリジナルしか存在しえない
ものに対して改変を加え、原作品を損なうことは重大な損失であり、
そうした行為は引き続き許されるべきではないと考えるため、同一性
保持権の制限は「著作物の複製物」に対する改変のみに留めるべきと
考える。

以上、よろしく申し上げます。

『著作物等の利用円滑化のためのニーズに関する意見』

● (1) どのような種類の著作物等をどのような場面、方法で利用するにあたり課題がありますか。現在又は将来想定される課題について具体的に御記入ください。また、そのような利用ができないために、既にビジネスに支障が生じている、又は支障が生じることが考えられる場合は、それについても具体的に記載をお願いします。

・現在の日本の著作権法の問題点

日本の著作権法はインターネットでの二次利用がほぼ不可能な構造になっている。例えばTVアニメのキャプ画像を、自分のツイッターや画像掲示板などにUPすると、それだけで複製権・公衆送信権の侵害になってしまう。

貼った本人がそのアニメキャプ画像になんからの形で手を加えていると、翻案権や同一性保持権の侵害も加わってくる。

これはアニメ画像に限らず、他の著作物でも同様である。

新聞記事や本の内容、町で見かけた映画のポスターや雑誌の表紙を取った写真、自作の版權物プラモの写真、既存のアニメや漫画を元にした自作のイラストや二次創作マンガ、コスプレ写真、キャラクターを模した弁当(キャラ弁)、耳コピーした音楽、アニメや映画など様々な動画や音楽を組み合わせるMAD動画……など等、こうした著作物の二次利用したものをネットにUPする行為は、全て日常的に見られる光景だ。

しかし法律上はこれら全て著作権違反である。親告罪だから黙認されているだけすぎない。

インターネットは基本的にコピー&ペーストの文化である。

様々な人の手を経て、コピーされ、改変されていく中で新たな創造性とビジネスチャンスを作るのが、インターネットの真髄と断言していい。

その好例はグーグルとYoutube、クラウド産業であろう。検索エンジンは日本の著作権法では違法なのだが、アメリカではそうならなかったため、世界有数の巨大企業となった。またYoutubeやクラウド産業も同様である。

フェアユースが整備され、その上著作人格権がほとんど認められていないアメリカでは、上記のような利用方法は違法となっていない。

合法的にビジネスが展開できる。

しかし日本では、事業者が著作権違反をし、権利者の黙認に頼らなければグーグルやYoutubeのような企業や、クラウド産業が育つ余地がない。

日本の権利制限規定はその用途や範囲がきわめて狭く、特に改変・翻案は一切認められてないので全く使い物にならない。

事実、MAD動画投稿サイト『ニコニコ動画』やイラスト投稿サイト『Pixiv』には、著作権違反に該当する動画やイラストが数多く投稿されている。しかしこれらの事業者は、著作権侵害幫助や公衆送信権侵害という著作権違反を犯しているという現実がある。

同じことは個人が行う二次利用にも言える。

日本では著作権侵害をしなければ、著作物の二次利用ビジネスや、先述したような個人レベルの二次利用が極めて困難だという問題が、大きく存在するのである。

・日本の著作権法によって起こりうる将来の支障

先述したように違法な著作物利用でも、現在は著作権法が親告罪なので、著作者が違法行為を黙認することができる。

逆に親告罪だからこそ、権利者の黙認という自由裁量が効くため、コミケなどに二次創作同人誌の流通や『ニコニコ動画』に投稿される数々のMAD動画など、特にファン活動としての著作物の二次利用、そしてそれを支える産業が、日本でもアメリカに負けないぐらい広がるようになったのである。

こうした二次創作・二次利用活動やそれに関する産業の重要性は、国の知財計画でもたびたび取り上げられている。

そして親告罪でも著作権侵害事案の取り締まりには何ら問題は起きていない。

しかしTPPによって著作権侵害の非親告罪化が導入されると、権利者の黙認が不可能になる。

非親告罪では権利者の意思に関らず、警察が機械的に摘発できるので、黙認だからこそ現在は可能となっている、個人レベルの著作物の二次利用（画像や動画をネットにUPすることや、二次創作など）、動画投稿サイト『ニコニコ動画』やイラスト投稿サイト『Pixiv』などの企業がやっている著作物の二次利用が、全て不可能になるのである。

非親告罪の導入は黙認を不可能にし、二次利用がほぼできない著作権法を残すだけという悲惨な状況をもたらす。

黙認によって成立していた日本のネット著作物利用環境はほぼ崩壊し、『ニコニコ動画』なども閉鎖を余儀なくされるのは容易に想像できる。

これによりアメリカでは可能となっている、著作物の二次利用産業や個人の二次利用が、日本ではほぼ出来ないという極めて不公正な状況が発生するのである。

これはコンテンツ大国日本の崩壊を意味し、国益の損失以外の何者でもない。

●(2) (1)で挙げる利用は、現在の著作権法のどの規定（権利に関する規定・権利制限規定）との関係で課題がありますか。

著作財産権、著作人格権（同一性保持権）、複製権、翻案権、公衆送信権。

侵害を行った当人ではなく、配信や場の提供を行った者（幫助）も、直接侵害したものと看做す判例。いわゆる「カラオケ法理」。

●(3) (1)・(2)で挙げられた課題の解決方法について

[1] 権利制限規定の見直しによって解決すべきであるとお考えの場合、具体的にどのような制度を望みますか。また、そのような制度設計が望ましいと思われる理由を述べてください。

アメリカ並みのフェアユースの導入を求める。

TPPで著作権侵害非親告罪化および、法廷賠償金を導入するのであれば、権利制限規定もまたアメリカと同様にしなければならないと考える。

なぜならただ単に著作権侵害非親告罪化および、法廷賠償金を導入するのでは、先述した様に二次利用がほぼできない著作権法を残すだけという悲惨な状況をもたらすからで

ある。

これはコンテンツを利用・製造する環境（ビジネス含む）がアメリカにとって有利で、日本にとっては極めて不利になるという状況をもたらす。

アメリカのフェアユースは、YoutubeにあるMAD動画はもちろん、既存の映画などのパロディ二次創作を商業ルートに乗せて販売する事も可能となっている。

罰則や規制がアメリカと同等にするのであれば、その権利制限規定の見直しを含めた、著作物の利用環境をアメリカと同等にするのが、国民にとっても国益の観点からも筋というものである。

なおアメリカの場合、著作権の二次利用をフェアユースによって円滑に行っているが、これは著作人格権（同一性保持権）の制限と、権利者の取り締まり執行拒否権があることが大きい。特に権利制限規定を見直す際は、著作人格権（同一性保持権）の制限と、アメリカには存在しない公衆送信権の廃止は必須である。

[2] 権利制限規定の見直しによって解決すべきであるとお考えの場合、(1)に挙げた利用が著作権者等の利益を不当に害さない（著作権者等の正規のビジネスとの競合，衝突の有無や度合いを含む。）と判断する理由は何ですか。

アメリカのフェアユースでは商業目的のデッドコピーは排除している。そして同時にデッドコピーに対しては、非親告罪や法廷賠償金などの懲罰精度を加えることで、正規ビジネスとの衝突や競合を避けているのである。また市場との競合性を重視し、著作権者の正規ビジネスを阻害しないようになっている。

すなわち日本も同様にすれば、著作権者との衝突は避けられる。

アメリカのフェアユースではtransformative(トランスフォーマティブ)が原則になっている。トランスフォーマティブ・ユースとは、元の著作物を改変して利用することである。

つまり二次創作的な、あるいはパロディ的な利用方法が、米国フェアユースでは重要視されている。

日本の著作権法では同一性保持権に見られるように、権利者の気持ちを害するものはダメという公正観念があるが、欧米の著作権法では著作物の自由な二次利用は、作品や権利者への批評・批判を含んでこそ文化的発展につながる、という認識が根底にあるのである。

[3] 著作権の集中管理の促進など、ライセンス体制の充実によって解決すべきとお考えの場合は、具体的にどのような環境整備を望みますか。

そのような環境は望まないで特になし。

[4] その他の解決方法について御提案があれば、理由とともに具体的に御記入ください。

公衆送信権の廃止、侵害を行った当人ではなく、配信や場の提供を行った者（幫助）も、直接侵害したものと看做す判例。いわゆる「カラオケ法理」の廃止。

TPP での著作権非親告罪化問題について以下のことを提案する。

現状の運用を変えずに実質的に非親告罪化に対応するために、著作権侵害の成立要件を、著作者が特定の利用者の個別の利用に対して、拒絶の意思を示した時点で侵害が成立する様に変えることを提案する。

具体的には、権利者が特定利用者の特定の二次利用方法に対する拒否を利用者自身に伝えた、あるいはその拒否を公に表明した、その拒否を警察に伝えた等、権利者が拒否の意思を示した時点で、著作権侵害が成立する。

権利者が拒否の意思を示さない限り、第三者の無断二次利用は合法となる。

つまり黙認の法制化である。

現行の著作権法では他者が無断で、著作物を二次利用した瞬間に著作権侵害が成立する。

この場合、第三者は著作者に特に確認することもなく、著作権侵害であると認識できる。

現在はここから告訴まで至らない様に、親告罪という壁でガードされているが、それが TPP でなくなるのが大問題となっている。

こうになってしまう理由は、現行の著作権法が著作権を包括的に守っていることが原因である。

現行の著作権法では仮に 1 万通りの利用方法があるとすると、1 通りの利用方法しか認められず、他の 9999 通りの利用方法が自動的に違法になる仕組み。

これを著作権者が個別の利用方法をピックアップして、拒否権を発動できる仕組みに変えてしまえばいい。

実はこの仕組みは、現行法の運用ですでに使われている。

著作権侵害事件を見れば分かるが、どれも著作権者が特定の相手の特定の違法な利用について拒否権を発動し、告訴をしている。

そして二次創作を筆頭に多くの著作権侵害は見ても見ぬふりをしている。

これは先述した”著作権者が個別の利用方法をピックアップして、拒否権を発動できる仕組み”に他ならない。

したがって現在の著作権法の条文にある、包括的に権利を守る仕組みを止めて、実際の運用で行われている、この”著作権者が特定の相手の個別の利用方法をピックアップして、拒否権を発動できる仕組み”に変えてしまえば、著作権者が特定の相手の特定の利用方法の拒否を公にしない限り、第三者からは著作権者の意思が確認できないので、濫訴が起り難い。

摘発する警察も現行で行っている捜査を先行させて、あとで意思確認をするという運用を変化させずにすむ。

この拒否権の行使の仕方（公表）は実際にはこうなる。

現在は”作品 A の二次創作、無断利用は禁じます”というガイドラインなどが幅を利かせているが、これは包括的な拒否なので拒否権の発動にならない。”団体〇〇配信の動画 A について、作品 A の利用を禁じます”という具合にする事が必須となる。

以上この案を、著作権侵害黙認法制化案と仮称する。

この著作権侵害黙認法制化案だと権利者が拒否の意思を示した瞬間が、著作権侵害成立の構成要件となるので、侵害成立以前の利益に対して請求が困難になるという問題が発生するが、そこは法廷賠償金でフォローをすればいいだろう。

元々法廷賠償金は、権利者にわざわざ損害の算出をしなくてすむ様に作られた制度なので、1作辺りいくら以上という具合に請求できるようにすれば、この問題は解決する。また営利目的の海賊版に対しては、海賊版を法律上定義し、そこに別途枠をかけて著作権侵害黙認法制化案の対象外にする。

具体的には著作権法 121 条の 2 にレコード複製違反を、完全な海賊版対策の条文に変更する。

現在はレコードだけ対象だが、これを全ての海賊版を対象にし、海賊版に対してだけは黙認ができず、過去の損害を追求できるようにすればいいだろう。

これにより法廷賠償金+過去の不当利益に対する請求ということで、海賊版の方が罪状が重くなり、著作権法の趣旨に乗っ取った刑のバランスが保てるようになる。

※補足資料

米国大使館発行「米国司法制度の概説」(p97)

<http://aboutusa.japan.usembassy.gov/pdfs/wwwf-outline-legal.pdf>

「被害者が警察による訴追に協力しようとしなければ、法律を執行しないことが原則である。」

『TPP の著作権非親告罪化もこうすれば怖くない？ 著作権侵害の定義変更のススメ。』

<http://togetter.com/li/851297>

『TPP 知財条項妥結後、えっちな同人誌はフェアユース規定で守られるのか』

<http://togetter.com/li/844989>

『秀逸過ぎる映画パロディ洋物 AV タイトルで腹筋崩壊した件。コンマビジョンよ俺の腹筋を返せ』

<http://otona.japandeeep.info/youmono-av-title/>

Filmography (アメリカの映画パロディ洋物 AV の原題集)

<http://www.imdb.com/name/nm1345701/>

商業的なパロディは、第 107 条にいうフェアユースとなり得るという合衆国最高裁判所判決。

『プリティ・ウーマン事件最高裁判決』

合衆国第 6 巡回区控訴裁判所への事件記録 移送命令第 92-1292 号 公判：1993 年 11 月 9 日、判決：1994 年 3 月 7 日

http://www.softic.or.jp/lib/cases/Campbell_v_Acuff.html

『2012/8/4 明大セミナー 「平成 24 年著作権法改正の評価と課題」』

<http://togetter.com/li/350376>

奥邨弘司 (神奈川大学経営学部国際経営学科准教授)曰く

「アメリカのフェアユースは transformative が原則となっている。」

[注]

transformative(トランスフォーマティブ)について。

トランスフォーマティブ・ユースとは、元の著作物を改変して利用することであるが、米国フェアユースでは重要視されている。

魚住真司二『米著作権制度とパブリックアクセス—市民メディアを育てるフェアユース—』

<http://www.ritsumei.ac.jp/acd/cg/ss/sansharonshu/451pdf/03-09.pdf>

より引用。

「フェアユースにあたるか否かの判断にあたっては、以下の要素が考慮されるべきである。

1 使用の目的および性質（その使用が商業性を有するかまたは非営利的教育目的を含む）

2 著作権のある（利用された方の）著作物の性質

3 著作権のある著作物全体との関連における使用された部分の量および実質性

4 著作権のある著作物の潜在的市場または価値に対する使用の影響」

「(1984年の連邦最高裁によるソニー・ベータマックス判決では)フェアユースの第1要素（使用の目的）における、商業目的かそうでないかの判断が、以降のフェアユース裁判で重要になった」

「ソニー判決における非商業性・非営利性重視を修正したのが、いわゆる「プリティ・ウーマン判決19)」である。」

「著作物の他者による利用が、本件のようにトランスフォーマティブ・ユースにあてはまるのであれば、商業的使用か非商業的使用かを問わずフェアユースの推定を与え（第1の要素）、さらに市場への影響も少ないと推定する（第4の要素）、としたわけである。」

非営利目的ならフェアユースと判断されやすいが、営利目的であってもトランスフォーマティブユースならば認められやすいということであろう。

以下、ニーズになります。

(1) どのような種類の著作物等をどのような場面、方法で利用するにあたり課題がありますか。現在又は将来想定される課題について具体的に御記入ください。また、そのような利用ができないために、既にビジネスに支障が生じている、又は支障が生じうることが考えられる場合は、それについても具体的に記載をお願いします。

既存の著作物を二次利用して各自が自分で話を作ったり、また既存の著作物に関係する一枚絵を描いて Web にアップロードしたり等、所謂「パロディ」「二次創作」に甚大な萎縮がある見込みです。

また、教育や研究、批評などといった公正利用にも同等の萎縮が出ると見えています。

「見込み」というのは、現行の著作権法ではまだその影響が出ていないからです。

(2) (1)で挙げる利用は、現在の著作権法のどの規定（権利に関する規定・権利制限規定）との関係で課題がありますか。

現行の著作権法 123 条で「親告罪」が規定されていますが、近々、これが削除されて「非親告罪」化の見込みが濃厚と目されています。

元々著作権法はこの「親告罪」を前提に設計されていますが、これが安易に削除されると、(1)で述べたパロディや二次創作、またそれ以外の公正利用でも、(摘発される事を恐れて) 甚大な萎縮を招く可能性が非常に高いと見られます。

特にパロディや二次創作は、「コミックマーケット」と呼ばれる該当作品の即売会が成り立つ程の規模になっており、経済効果も年間 1000 億円以上と目されています。

権利者が許しているのかという問題もありますが、こういった即売会は 1975 年からずっと続いており、慣例的に許されていると考えるのが妥当と見られます。

少なくとも、権利者がこぞって摘発を望んでいたなら、40 年近くも続いている筈です。権利者からの差し止めで一部作品の頒布がストップした前例もあり、現状でも力関係は「権利者 >> 二次利用者」ですが、それにも関わらず、今に至っても各地で即売会が開かれています。

また、そういった二次利用についてガイドラインを設けて、慣例的にどころか明確に容認している権利者も存在します。

(3) (1)・(2)で挙げられた課題の解決方法について →[4]を指定

[4] その他の解決方法について御提案があれば、理由とともに具体的に御記入ください。

著作権法非親告罪化の法整備にあたって、警察が独断で動けるのは「各権利者が満場一致で摘発を望む案件(具体的には作品の無断複製や無断転載、所謂海賊版)」のみ、な条文にするのが最良と考えます。

そもそも著作権法はあくまで各権利者の為のものであり、警察が各権利者の意に反して好き勝手に動く為のものではない筈です。権利者側に違反が無い限り、あくまで力関係は「権利者 > 警察」でなければ、著作権法は存在意義すら失いかねません。

これは権利制限規定やフェアユースでやるべきとの声もございしますが、もっと根本的に、非親告罪化

の条文そのものでやってしまう事が可能と判断しました。

拙いながらも、「どういった条文にするべきか」を、こちらで拵えてみました。非親告罪化の法整備を行う機会がありましたら、ご検討頂ければ幸いです。

■現行の、親告罪を規定する条文

第二百三十三条 第百十九条、第二百十条の二第三号及び第四号、第二百一十一条の二並びに前条第一項の罪は、告訴がなければ公訴を提起することができない。

2 無名又は変名の著作物の発行者は、その著作物に係る前項の罪について告訴をすることができる。ただし、第百十八条第一項ただし書に規定する場合及び当該告訴が著作者の明示した意思に反する場合は、この限りでない。

↓

■拙作改正案

第二百三十三条 第百十九条、第二百十条の二第三号及び第四号、第二百一十一条の二並びに前条第一項の罪は、公訴の提起が著作者、著作権者、出版権者、実演家又は著作隣接権者の意に反するおそれがある場合は、公訴を提起することができない。ただし、告訴があった場合は、この限りではない。

2 無名又は変名の著作物の発行者は、その著作物に係る前項の罪について告訴をすることができる。ただし、第百十八条第一項ただし書に規定する場合及び当該告訴が著作者の明示した意思に反する場合は、この限りでない。

■補足

拙作改正案は、現行の条文を、以下のように挿げ替えています。

旧：「告訴がなければ」

新：「公訴の提起が著作者、著作権者、出版権者、実演家又は著作隣接権者の意に反するおそれがある場合は、」

但しこれだけだと権利者の意向による摘発が出来ないので、既存の親告罪規定を變形させて付け加えました。

また、「著作者、著作権者、出版権者、実演家又は著作隣接権者」は、各権利者という意味です（これで全部網羅出来ているかは、自信がございませんが）。

■意図

この改正案の意図は、「各権利者が公訴の提起を望まない可能性が1%でもある場合、警察は独断で動けない」です。

これで非親告罪として機能するのか、という点に関しては、機能する見込みだと述べさせていただきます。この場合でも、警察が独断で動ける（＝各権利者が公訴の提起を望まない可能性が0%）状況は存在するからです。

具体的には、現在流通中商品の海賊版の取り締まりを行う場合です。二次利用は権利者によって意見が分かれますが、さすがに「現在流通中商品の海賊版の取り締まり」に難色を示す権利者がいるとは思えません。

更に、警察の判断とは別に、各権利者が望んだ場合もこれまで通り摘発可能なように、親告罪の条文も変形させて盛り込んであります。

著作物等の利用円滑化のためのニーズの募集 提出様式

団体名:富士通株式会社

【本資料の内容のうち、(3)②部分是非公表を希望します】

※本書面において、条文番号について特に指定がない場合は、著作権法の条文番号を指す。

(1)どのような種類の著作物等をどのような場面、方法で利用するにあたり課題がありますか。現在又は将来想定される課題について具体的に御記入ください。また、そのような利用ができないために、既にビジネスに支障が生じている、又は支障が生じることが考えられる場合は、それについても具体的に記載をお願いします。

《サイバーフィジカルシステムにおける著作物の利用》

- サイバーフィジカルシステム(CPS)は、サイバーシステム内に、著作物を含む莫大な情報を蓄積し、係る情報を分析・解析することによって得られた付加価値情報とともに活用されることによって、社会のテクノロジーやビジネスのイノベーションを起こす鍵となることが期待されている。これらの情報は、利用者の求めに応じて取り出され、またはシステム側から自動的に(プッシュ型で)出力され得る状態でサーバー内に蓄積されることが想定される。(添付図1参照)
- 今後、こうした CPS に類型される多様なビジネスが生まれていくと考えられるが、以下に想定され得る三つの例を挙げる。

<例1> 機械翻訳サービス

- 機械翻訳の精度を上げるために、システムの研究が進んでいる。機械翻訳の精度を上げる方法としては、事業者が翻訳の用例をデータベースとして蓄積した機械翻訳システムにおいて、(a) システムの利用者が翻訳の対象としてシステムに入力した原文に近い用例をデータベースから検出し、その差分によって翻訳文を作成する「用例ベース翻訳」と、(b) データベースとして蓄積された用例を統計的処理してモデル化したうえで翻訳文を作成する「統計的機械翻訳」の研究が進んでいる。これらにより多言語の翻訳システムを実現できるとされており、社会効率の点からも期待が高まっている。(添付図2参照)
- いずれの方式であっても、現実世界に多く実在する翻訳用例をシステムに取り込み蓄積したうえで、翻訳結果を表示することになるが、当該蓄積および翻訳行為が、複製権および翻案権を侵害する行為と評価される可能性を否定できないために萎縮効果が生じている。

<例2> 教育支援サービス

- ICTを活用しより質の高い教育を実施していくことが可能となる。例えば、授業に用いる教材を作成するための素材をサービス事業者が用意し、その教材を、教育を担当する者・授業を受ける者が活用する場合が考えられる(添付図3参照)。素材の著作権者が提供する場合だけではなく、例えばサービス事業者が、教育を担当する者・授業を受ける者自らが直接利用できないような遠隔地にある素材(第三者の著作物)を写真撮影し、当該写真を教育支援DBに保存して提供する場合も考えられる。また、インターネット内で公表され散在する第三者の著作物を、教材素材として利用しやすいように分類し、教育支援DBに保存することも考えられる。しかしながら、現行法下ではこうしたサービス事業者による第三者の著作物のDBへの保存(複製)、授業を担当する者・授業を受ける者への提供行為(公衆送信)は、それが非営利の教育機関に対するサービスとして限定されて提供されるとしても、著作権侵害となり、実現ができない。
- なお、サービス事業者が、支援サービスに自ら取り込む素材が著作物である場合に、それが「美術の著作物の原作品」あるいは「建築の著作物」に該当する場合は、現行46条によって許容される場合がある。

＜例3＞ 障がい者等支援システム

- 障がい者や高齢者等、情報へのアクセシビリティに支障のある者に対する支援は、今や社会的要請としてあらゆる場所、あらゆる時に必要となる。ICT 技術により、クラウド及び情報端末を、本人、また支援者が活用することにより、障がい者や高齢者等への支援のレベルを向上させることが可能となる。例えば、障がい者等支援サービスを提供する事業者が、公表された著作物から障がい者等が視聴するデータ(音声データ、文字データ、映像データ等)を作成して、蓄積し、障がい者等の求めに応じて提供する場合(添付図4参照)が考えられる。しかしながら、事業者が、公表された第三者の著作物から、障がい者が視聴するデータ(音声データ、文字データ、映像データ等)を作成して、事業者の DB に蓄積することは、許容されていない。

(2) (1)で挙げる利用は、現在の著作権法のどの規定(権利に関する規定・権利制限規定)との関係で課題がありますか。

- CPS の実現には、著作物の取り込み、蓄積及び出力を許容することが必要となる。第47条の6は、行為主体が限定的であるほか、「送信可能化された」ものに限定されており、CPS サービス提供者が自ら送信可能化する著作物には適用されず、また「公衆からの求めに応じ」の解釈によっては自働的出力には適用が難しいと考えられる。また第47条の7では、利用目的が「情報解析」に限定されており解析目的以外の蔵置には適用が難しく、蔵置した複製物・翻案物の出力は許されない。第47条の5は、送信の障害防止、効率化を目的として特定の主体にのみ蓄積が認められるに過ぎない。第47条の9は、「情報提供の準備」該当性の問題があり、また複製物・翻案物の出力は許されない。

(3) (1)・(2)で挙げられた課題の解決方法について

① 権利制限規定の見直しによって解決すべきであるとお考えの場合、具体的にどのような制度を望みますか。また、そのような制度設計が望ましいと思われる理由を述べてください。

- CPS がどのような場面、どのようなビジネスにおいて実現されるかは、現段階ではすべてを特定できないが、CPS に類型される利用形態においては、その著作物の蓄積、出力等について、次項に述べるように一律に是非を判断できない場合が多いと考えられ、個別の事例について柔軟に判断ができる可能性を有する権利制限が置かれるのが望ましい。裁判所は、個別事例において既に行為の目的や態様及びそれらが著作権者に及ぼす影響を考慮して柔軟に著作権法を解釈しており、そうした解釈態度を踏まえた制度が導入されることが、著作者の保護を基調としつつ、著作物の利用・流通を促進して、文化の発展に寄与するという著作権法の趣旨に合致するものであると考えられる。また、ここではCPSを想定しての制度検討をしているが、技術的進展が止まることはないことから、極力、特定の技術的な観点からの要件を設定しない権利制限規定であることが望ましい。そこで、以下のような行為を対象とした権利制限規定を設けるべきと考える。

(a) 将来の利用に備えて、情報を特定のサーバーに蓄積する行為に伴い著作物を記録する行為であって、当該行為のみによっては、行為者が著作物の表現を知覚することを通じてこれを享受するものではない行為

(b) 上記(a)の行為によって蓄積された情報について、行為者の行為の全体を評価して、(個々の)著作物の表現の本質的な特徴を利用者に享受させない態様もしくは権利者に経済的不利益を実質的に及ぼさない態様での利用行為(複製、翻案、公衆送信等に該当する行為)。いわゆる変容的利用はこれに含まれるが、これに限られない。

② 権利制限規定の見直しによって解決すべきであるとお考えの場合、(1)に挙げた利用が著作権者等の利益を不当に害さない(著作権者等の正規のビジネスとの競合、衝突の有無や度合いを含む。)と判断する理由は何ですか。

【非公表希望】

③ 著作権の集中管理の促進など、ライセンス体制の充実によって解決すべきとお考えの場合は、具体的にどのような環境整備を望みますか。

④ その他の解決方法について御提案があれば、理由とともに具体的に御記入ください。

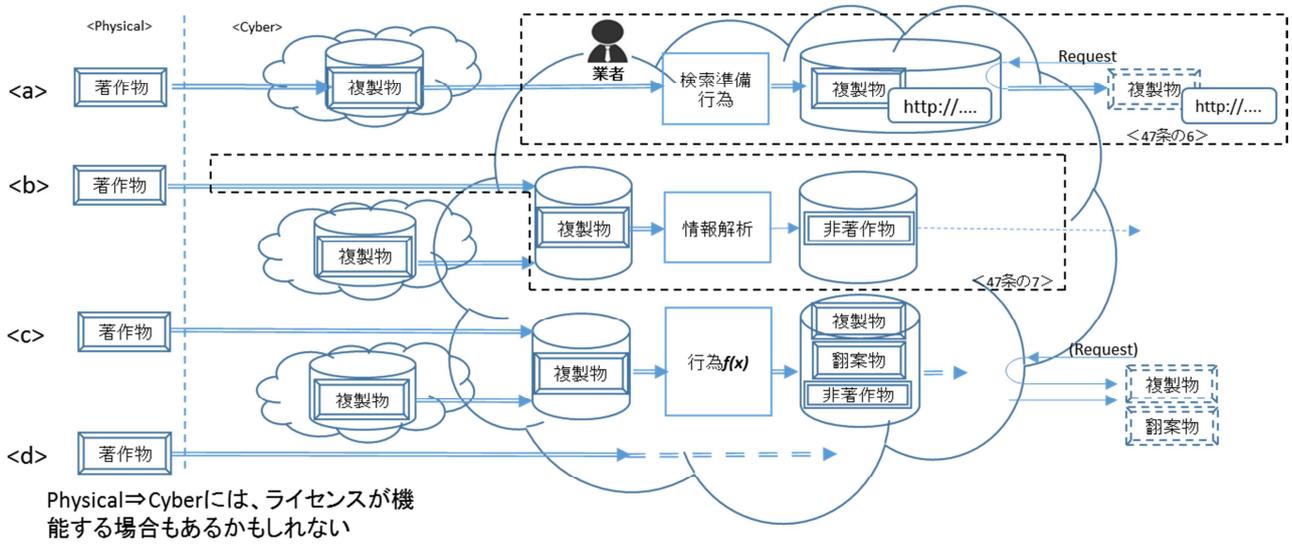
なし。

※1 補足資料やデータ、関連文献等がありましたら、併せて御提出をお願いします。

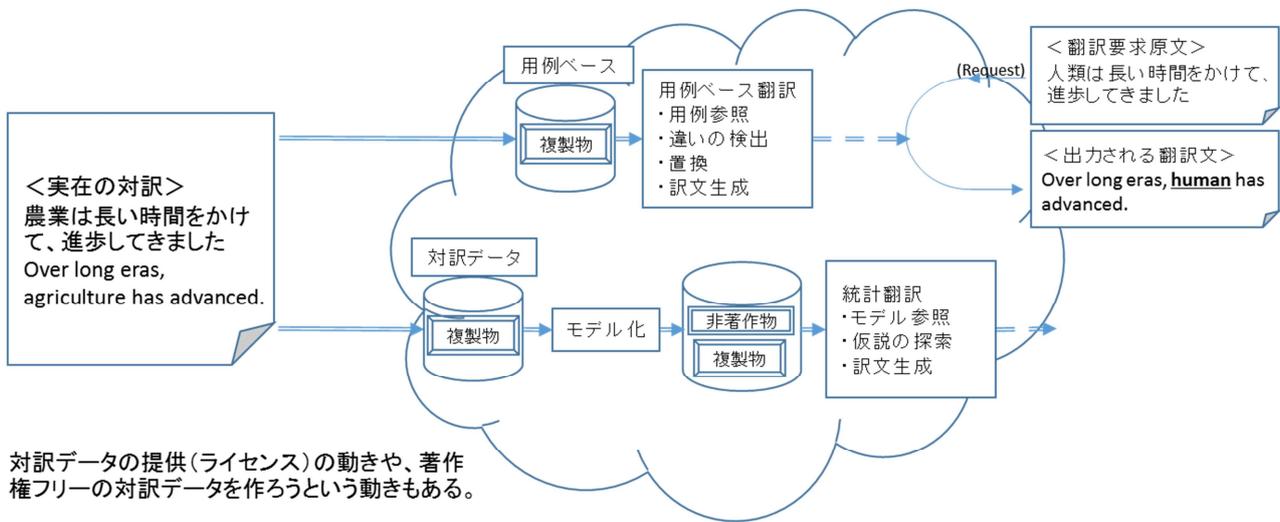
※2 募集事項は一定程度専門的な事項を含みますので、可能な限りで記載をお願いします。

※3 非公表を希望される情報につきましては、その旨を付していただくようお願いします。

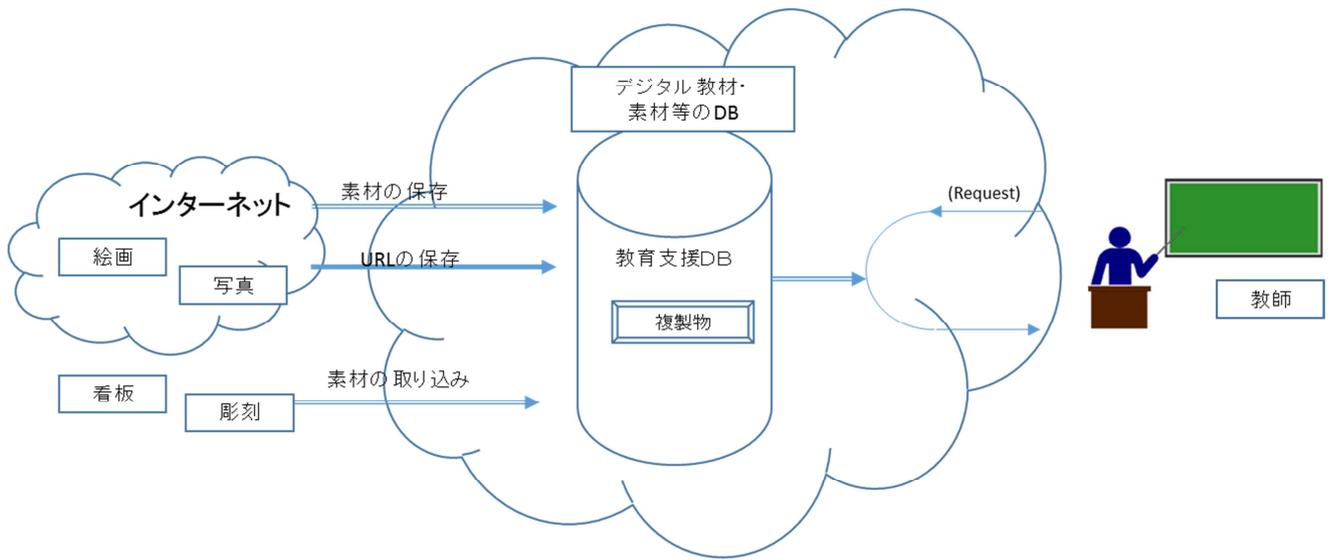
(添付:図1 サイバーフィジカルシステム)



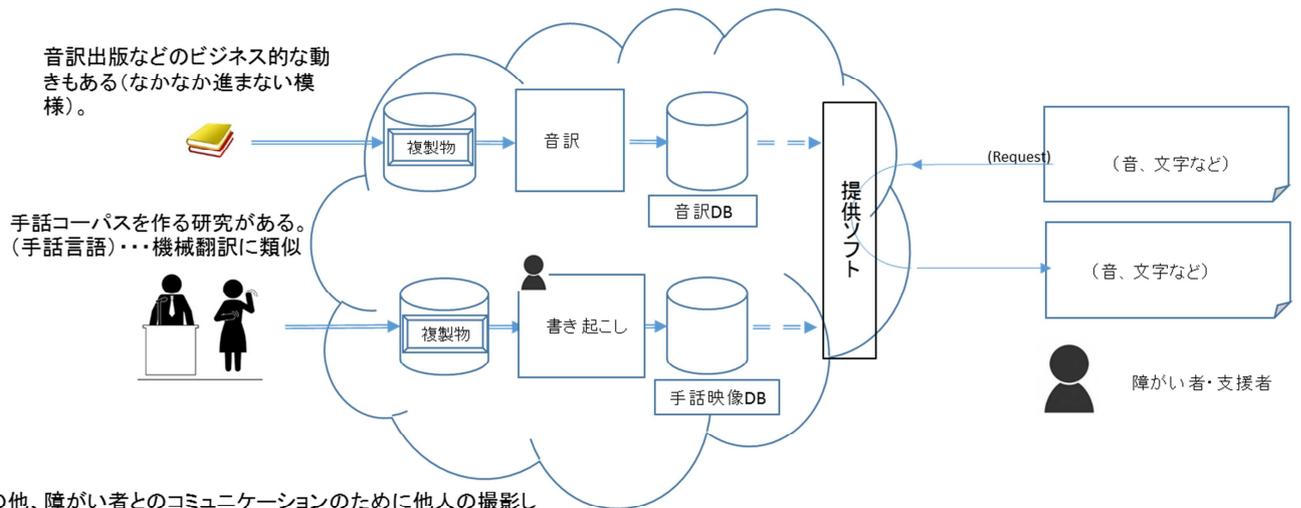
(添付:図2 機械翻訳サービス)



(添付:図3 教育支援サービス)



(添付:図4 障がい者等支援サービス)



この他、障がい者とのコミュニケーションのために他人の撮影した写真等の著作物を自由に活用できるとい場合がある。
 ...教育支援システムの素材に類似

著作物等の利用円滑化のためのニーズの募集 提出様式

団体名:富士通株式会社

【本資料の内容のうち、(3)②部分は非公表を希望します】

※本書面において、条文番号について特に指定がない場合は、著作権法の条文番号を指す。

(1) どのような種類の著作物等をどのような場面、方法で利用するにあたり課題がありますか。現在又は将来想定される課題について具体的に御記入ください。また、そのような利用ができないために、既にビジネスに支障が生じている、又は支障が生じることが考えられる場合は、それについても具体的に記載をお願いします。

《教育機関等における著作物利用》

- ・ 初等中等教育、高等教育のいずれの場においても、ICTを活用した協働型・双方向型の教育環境の実現に向けて、民間の活力を利用したデジタル教材の充実等が期待されている。教育機関における著作物の具体的な利用想定場面について、以下のとおり考えられる。
- (a-1) ある教師が、自身の授業で利用するために説明用の資料や問題(以下、「資料等(*)」という)を作成し、教育支援サービスを提供する事業者のデータベース(以下、「教育支援DB」という)に保存(複製)し、自らの授業において学生に配布する。(*)この場合の「資料等」には、第三者の著作物も含まれているものとする。
- (a-2) ある教師の作成した(a-1)の資料等を、自校の他の教師と共有し、当該他の教師が研修に用いたり自身の授業において使用、又は他校の教師が同様の使用をする。
- (a-3) 学生が、授業の復習や欠席の補講のため、当該学生の家庭において教育支援DBに保存された(a-1)の資料等を使用する。
- (a-4) ある教師が、自校の教師との共有、又は他校の教師が自身の授業において使用することを想定して、インターネット上に存在する写真や絵画(以下、「素材等」という)を教育支援DBに保存する。

(2) (1)で挙げる利用は、現在の著作権法のどの規定(権利に関する規定・権利制限規定)との関係で課題がありますか。

- ・ 第35条第1項では、教師が授業中に使用する目的で著作物を複製することが認められており、また同条第2項により授業が行われる場所以外の場所において、同時に授業を受ける学生に対して、当該著作物を公衆送信することも認められている。
- (a-2) 第35条では、授業の過程における使用を認めているのみであり、教師同士が教授のスキル向上や、ノウハウの共有等を目的として資料等を共有することは認められていない。また、資料等を作成した者以外の者が、同じ資料を自らの授業で使用することは目的外使用となり認められない。
- (a-3) 第35条第2項では、授業が行われる場所以外の場所において、当該授業を「同時に受ける者」に対して公衆送信を認めていることから、授業とは別の時間帯に学生が資料等を利用することは認められない。
- (a-4) 上述(a-2)と同様に、授業の過程における使用以外の目的での使用は、認められない。
- ・ なお、仮に「資料等」の著作権が、すべて教育支援DBを利用する教師自身に帰属していれば、(a-2)～(a-4)のような利用については教師の許諾の下で可能となると考えられるが、教師自身が資料等の著作権をすべて有しているか、の確認は極めて困難と考えられる。

(3) (1)・(2)で挙げられた課題の解決方法について

① 権利制限規定の見直しによって解決すべきであるとお考えの場合、具体的にどのような制度を望みますか。また、そのような制度設計が望ましいと思われる理由を述べてください。
<ul style="list-style-type: none"> より柔軟な著作物の利用を可能にすることが、ICTを活用した協働型・双方向型の教育環境の実現という目的を達することに資すると考える。とりわけ、ICTをツールとして活用して教育における質や利便性を向上させていくことを念頭に置いた場合に、極力、技術的な事情に依拠した要件を用いずに、権利制限を実現するのが望ましい。
② 権利制限規定の見直しによって解決すべきであるとお考えの場合、(1)に挙げた利用が著作権者等の利益を不当に害さない(著作権者等の正規のビジネスとの競合、衝突の有無や度合いを含む。)と判断する理由は何ですか。
【非公表希望】
③ 著作権の集中管理の促進など、ライセンス体制の充実によって解決すべきとお考えの場合は、具体的にどのような環境整備を望みますか。
④ その他の解決方法について御提案があれば、理由とともに具体的に御記入ください。
なし。

※1 補足資料やデータ、関連文献等がありましたら、併せて御提出をお願いします。

※2 募集事項は一定程度専門的な事項を含みますので、可能な限りで記載をお願いします。

※3 非公表を希望される情報につきましては、その旨を付していただくようお願いします。

著作物等の利用円滑化のためのニーズの募集 提出様式

団体名:富士通株式会社

【本資料の内容のうち、(3)②部分是非公表を希望します】

※本書面において、条文番号について特に指定がない場合は、著作権法の条文番号を指す。

(1) どのような種類の著作物等をどのような場面、方法で利用するにあたり課題がありますか。現在又は将来想定される課題について具体的に御記入ください。また、そのような利用ができないために、既にビジネスに支障が生じている、又は支障が生じることが考えられる場合は、それについても具体的に記載をお願いします。

《 障がい者等によるアクセシビリティの向上のための利用 》

- ・ 障がい者や高齢者等、情報へのアクセシビリティに支障のある者に対する支援は、今や社会的要請としてあらゆる場所、あらゆる時に必要となる。ICT 技術により、クラウド及び情報端末を、本人、また支援者が活用することにより、障がい者や高齢者等への支援のレベルを向上させることが可能となる。障がい者等の支援のためのソフトウェア等は様々開発されておりアクセシビリティ向上を図り得るが、企業内において活用する際には、行為主体の点で困難が生ずる場合がある。

(2) (1)で挙げる利用は、現在の著作権法のどの規定(権利に関する規定・権利制限規定)との関係で課題がありますか。

- ・ 第37条の2では、「福祉に関する事業を行う者」に主体が限定されており、一般企業などは行為主体としては認められないこととなる。

(3) (1)・(2)で挙げられた課題の解決方法について

① 権利制限規定の見直しによって解決すべきであるとお考えの場合、具体的にどのような制度を望みますか。また、そのような制度設計が望ましいと思われる理由を述べてください。

- ・ 障がい者のアクセシビリティの向上という公益的目的に基づいて、行為主体につき柔軟性を持たせる。

② 権利制限規定の見直しによって解決すべきであるとお考えの場合、(1)に挙げた利用が著作権者等の利益を不当に害さない(著作権者等の正規のビジネスとの競合、衝突の有無や度合いを含む。)と判断する理由は何ですか。

【非公表希望】

③ 著作権の集中管理の促進など、ライセンス体制の充実によって解決すべきとお考えの場合は、具体的にどのような環境整備を望みますか。

④ その他の解決方法について御提案があれば、理由とともに具体的に御記入ください。

なし。

著作物等の利用円滑化のためのニーズの募集 提出様式

団体名:富士通株式会社

【本資料の内容のうち、(3)②部分は非公表を希望します】

※本書面において、条文番号について特に指定がない場合は、著作権法の条文番号を指す。

(1) どのような種類の著作物等をどのような場面、方法で利用するにあたり課題がありますか。現在又は将来想定される課題について具体的に御記入ください。また、そのような利用ができないために、既にビジネスに支障が生じている、又は支障が生じることが考えられる場合は、それについても具体的に記載をお願いします。

《プログラム著作物の調査・解析(リバース・エンジニアリング)過程で必要となる複製等》

- ・ プログラム著作物の調査・解析(リバース・エンジニアリング。以下「RE」という)の過程で必要となる複製・翻案については、著作権分科会法制問題小委員会においても2008年の中間まとめにおいて、一定の場合には適法であるとの結論を示されている。即ち、相互運用性の確保を目的とするREはユーザーの利便性確保の観点からも必要であることから、また、障害の発見等(セキュリティ目的、侵害発見等)を目的とするREは、プログラムの適正・安全を確保するために必要であることから、一定の要件の下で、権利制限を早期に措置することが適当と答申されている。また、その他プログラムの開発の目的で行うREは、個別のケースごとにその社会的意義や権利者への影響のバランスを考え、要件等の詳細について、引き続き検討を行うことが必要と答申されている。
- ・ 昨今では、社会的にセキュリティ関係でのREの必要性(例えばマルウェアの駆除のための解析等)が高まっている。また、既存のプログラム資産のモダナイズのために、各プログラムを調査・解析する必要性が高まっており、膨大な量の既存資産をコンピュータ処理によって解析する際には、一旦、コンピュータ・システム内にプログラムの複製物を作成して行うことになる。それら資産の著作権を誰が保有するかは区々また不明確になっていることが往々にしてあり、必ずしも資産保有者が正当な著作権者であるとは限らない他、こうした調査・解析を第三者に委ねて行う場合が多い。その際には、解析対象となるプログラムの一つ一つ、またその各部分の著作権者を確認し、その許諾を得ることは現実的ではないため、当該委託を受ける第三者は、厳密には著作権侵害をしている可能性がある。
- ・ 新たなプログラムを開発するために、元のプログラムで用いるアルゴリズム(パラメータ)を解析した事案に関する裁判例として、平成22年4月27日判決(知財高裁 平成21年(ネ)第10070号)／平成21年10月15日判決(東京地裁 平成19年(ワ)第16747号)がある。被告・被控訴人が解析の過程で複製・翻案をなしたことにつき、原審では権利濫用により原告の権利行使は許容されないとされ、また控訴審では損害を認めず請求を棄却した。現実のビジネスの場面では、権利濫用や損害なしという判断基準によって、他社のプログラムを解析することは困難さを伴う。

(2) (1)で挙げる利用は、現在の著作権法のどの規定(権利に関する規定・権利制限規定)との関係で課題がありますか。

- ・ 第30条の3では、「利用に係る技術の開発又は実用化のための試験に供する場合」には、「必要と認められる限度において」利用を認めており、REでも、一部の 경우에는許容されることになるものと考えられるが、セキュリティ対策である場合も含めて、その余のほとんどの場合について適用は難しい。
- ・ 第47条の3では、プログラム著作物の複製物の所有者による必要な限度での、複製・翻案が許容されているが、モダナイゼーションの過程で第三者が委託を受けて行う場合などでは、適用されない。

(3) (1)・(2)で挙げられた課題の解決方法について

① 権利制限規定の見直しによって解決すべきであるとお考えの場合、具体的にどのような制度を望みますか。また、そのような制度設計が望ましいと思われる理由を述べてください。
・ 2008年の法制問題小委員会「中間まとめ」答申に沿って考えるならば、相互運用性達成、障害把握、セキュリティ対策等の目的が明確である場合について適法とする権利制限と、それら以外で目的を規定しにくい場合について、個別事案に応じて柔軟に判断ができるような要件を有する権利制限が導入されるのが望ましい。
② 権利制限規定の見直しによって解決すべきであるとお考えの場合、(1)に挙げた利用が著作権者等の利益を不当に害さない(著作権者等の正規のビジネスとの競合、衝突の有無や度合いを含む。)と判断する理由は何ですか。
【非公表希望】
③ 著作権の集中管理の促進など、ライセンス体制の充実によって解決すべきとお考えの場合は、具体的にどのような環境整備を望みますか。
④ その他の解決方法について御提案があれば、理由とともに具体的に御記入ください。
なし。

※1 補足資料やデータ、関連文献等がありましたら、併せて御提出をお願いします。

※2 募集事項は一定程度専門的な事項を含みますので、可能な限りで記載をお願いします。

※3 非公表を希望される情報につきましては、その旨を付していただくようお願いします。

著作物等の利用円滑化のためのニーズの募集 提出様式

(1)どのような種類の著作物等をどのような場面、方法で利用するにあたり課題がありますか。現在又は将来想定される課題について具体的に御記入ください。また、そのような利用ができないために、既にビジネスに支障が生じている、又は支障が生じることが考えられる場合は、それについても具体的に記載をお願いします。

東京オリンピックの開催をひかえ、今後ますます日本を訪れる外国人が増大すると予想されています。訪日外国人がより快適に日本を楽しんで頂けるよう、また災害情報等生命に関わる情報を迅速に伝達できるよう、訪日外国人向けに、日本語のコンテンツを外国語に自動翻訳して閲覧できるサービスの需要が想定されます。

各著作物の翻訳については、各権利者から許諾を得る必要がありますが、権利者を把握して各々から許諾を得ることは現実的ではないため、サービスの利便性向上を阻んでいると思われます。

(2)(1)で挙げる利用は、現在の著作権法のどの規定(権利に関する規定・権利制限規定)との関係で課題がありますか。

著作権法 第27条

(3)(1)・(2)で挙げられた課題の解決方法について

①権利制限規定の見直しによって解決すべきであるとお考えの場合、具体的にどのような制度を望みますか。また、そのような制度設計が望ましいと思われる理由を述べてください。

原著作物の所在を明らかにする(リンクを掲載する)等の、原著作物の原文を閲覧できることを条件として、著作物の翻案(翻訳)および公衆送信を可能とするような制度設計をお願いしたいと思えます。

②権利制限規定の見直しによって解決すべきであるとお考えの場合、(1)に挙げた利用が著作権者等の利益を不当に害さない(著作権者等の正規のビジネスとの競合、衝突の有無や度合いを含む。)と判断する理由は何ですか。

上記のような利用形態は、公益的な価値が高いこと、また原著作物の複製・送信数を不当に増加させるものではなく、閲覧者が原著作物の内容を確認できる限りは、翻訳の内容が原著作物の趣旨と大いに異なる場合を除き、著作権者の利益を不当に害さないと考えています。

③著作権の集中管理の促進など、ライセンス体制の充実によって解決すべきとお考えの場合は、具体的にどのような環境整備を望みますか。

④その他の解決方法について御提案があれば、理由とともに具体的に御記入ください。

※1 補足資料やデータ、関連文献等がありましたら、併せて御提出をお願いします。

※2 募集事項は一定程度専門的な事項を含みますので、可能な限りで記載をお願いします。

※3 非公表を希望される情報につきましては、その旨を付していただくようお願いします。

著作物等の利用円滑化のためのニーズの募集 提出様式

(1)どのような種類の著作物等をどのような場面、方法で利用するにあたり課題がありますか。現在又は将来想定される課題について具体的に御記入ください。また、そのような利用ができないために、既にビジネスに支障が生じている、又は支障が生じることが考えられる場合は、それについても具体的に記載をお願いします。

公的機関が有する美術館、博物館等、さらに一私企業が運営する当該施設等は、社会の中で文化の発展に大きな役割を担っています。またそのような施設では、数多くの文化財を所有しており、これらを後世に残すことが社会貢献のひとつの在り方となります。

一方、現行著作権法では、文化財に関しては著作権法第31条で、国立国会図書館、その他図書館等における一部の利用形態のみ認められており、上記のような施設においては、たとえ文化財保存の目的であったとしても、現状では適法とは認められていません。

また、多くの文化財保護のため、アーカイブ作業については、専門業者が複製サービス、クラウド等を用いたロッカーサービス(アーカイブした文化財へのアクセスサービス等含む)を提供することが想定されますが、当該サービスを提供する事業者自身による複製、公衆送信と判断される可能性があり、サービス提供に躊躇する場面も多く、我が国における文化の発展に対して委縮効果がはたらく可能性があるものと思われま。

(2)(1)で挙げる利用は、現在の著作権法のどの規定(権利に関する規定・権利制限規定)との関係で課題がありますか。

著作権法 第31条

(3)(1)・(2)で挙げられた課題の解決方法について

①権利制限規定の見直しによって解決すべきであるとお考えの場合、具体的にどのような制度を望みますか。また、そのような制度設計が望ましいと思われる理由を述べてください。

上記に挙げた施設等において、文化財保護のための複製については、権利制限の対象となるような制度設計をお願いしたいと思います。

また、当該施設にアーカイブに関連するサービス(複製、クラウド等を用いたロッカー機能、アクセスサービスを含む)を提供する事業者については、著作物の利用主体とみなされない制度設計をお願いしたいと思います。

②権利制限規定の見直しによって解決すべきであるとお考えの場合、(1)に挙げた利用が著作権者等の利益を不当に害さない(著作権者等の正規のビジネスとの競合、衝突の有無や度合いを含む。)と判断する理由は何ですか。

貴重な文化財等のアーカイブ化は、後世への文化伝承に必要であり、また著作物を不当に複製して第三者に送信する、複製物の数が不当に増加する等の利用方法を想定しているわけではないため、著作権者等の利益を不当に害すものではないと考えます。

③著作権の集中管理の促進など、ライセンス体制の充実によって解決すべきとお考えの場合は、具体的にどのような環境整備を望みますか。

④その他の解決方法について御提案があれば、理由とともに具体的に御記入ください。

※1 補足資料やデータ、関連文献等がありましたら、併せて御提出をお願いします。

※2 募集事項は一定程度専門的な事項を含みますので、可能な限りで記載をお願いします。

※3 非公表を希望される情報につきましては、その旨を付していただくようお願いします。

著作物等の利用円滑化のためのニーズの募集 提出様式

(1)どのような種類の著作物等をどのような場面、方法で利用するにあたり課題がありますか。現在又は将来想定される課題について具体的に御記入ください。また、そのような利用ができないために、既にビジネスに支障が生じている、又は支障が生じることが考えられる場合は、それについても具体的に記載をお願いします。

現行著作権法第35条においては、教育を担当する者が授業の過程で使用することを目的とする著作物について、複製して、授業を受ける者に配布することが認められていますが、第三者の著作物が含まれる資料等をサーバー(例:クラウドコンピューティングサービスとして提供されるインターネット上のサーバー)に複製するような利用形態は想定されていないと思われます。

今後の学校教育の在り方として、情報通信技術が積極的に活用され、電子情報端末等が授業を受ける者に配布された学習形態等を想定した場合、以下に挙げるような著作物の利用形態に対する要望が高くなると考えられます。

<情報通信技術を活用した利用実態>

・教育を担当する者が授業の過程で使用することを目的とする著作物について、サーバーに複製し、授業を受ける者の電子情報端末等に配信して授業を行ったり、授業を受ける者が授業中のみならず、授業外でも復習等の目的で当該著作物を閲覧したりする形態。

・授業を受ける者、すなわち生徒自身が、資料を作成する際に、第三者の著作物に関する情報を収集し、授業を担当する者や他の生徒に対して、電子情報端末等を通じて閲覧させる形態。

また、上記のような情報通信技術を活用した教育を実現していくためには、ネットワーク環境、サーバー、各種アプリケーション機能等をはじめとしたインフラの整備が必要であり、教育機関のみならず、当該環境を提供するサービス事業者の存在は不可欠です。しかしながら、現在の判例等の流れでは、サービス提供者自身による複製、公衆送信と判断される可能性があり、サービス提供に躊躇する場面も多く、我が国における教育環境の向上に対して委縮効果ははたらくおそれがあると思われま

(2)(1)で挙げる利用は、現在の著作権法のどの規定(権利に関する規定・権利制限規定)との関係で課題がありますか。

著作権法 第35条

(3)(1)・(2)で挙げられた課題の解決方法について

①権利制限規定の見直しによって解決すべきであるとお考えの場合、具体的にどのような制度を望みますか。また、そのような制度設計が望ましいと思われる理由を述べてください。

上記のような情報通信技術の活用および教育環境の向上を実現するためには、教育目的における著作物利用については、学習を行うにあたり必要となる第三者の著作物について、遠隔地で同時に授業を受ける者といった対象(著作権法 第35条2項)を拡大し、授業を行う者、授業を受ける者への公衆送信についても対象となるような権利制限規定を設計していただきたいと思ひます。

また、教育機関に対して情報通信技術を提供するサービス事業者については、著作物の複製主体、公衆送信主体とならないことについて明確にしていただければと思ひます。

②権利制限規定の見直しによって解決すべきであるとお考えの場合、(1)に挙げた利用が著作権者等の利益を不当に害さない(著作権者等の正規のビジネスとの競合、衝突の有無や度合いを含む。)と判断する理由は何ですか。

上記は、授業や学習の場面において、情報通信技術を活用するために必須の対応であると思ひます。授業を担当するものと授業を受けるものにとっては、従来紙を中心とした媒体で配布していた資料等の使用方法が、電子媒体を通じたものになったにすぎず、当該学習の範囲をこえて著作物を複製したり送信したりするものではないため、著作権者等の利益を不要に害すものではないと考えています。

③著作権の集中管理の促進など、ライセンス体制の充実によって解決すべきとお考えの場合は、具体的にどのような環境整備を望みますか。

④その他の解決方法について御提案があれば、理由とともに具体的に御記入ください。

※1 補足資料やデータ、関連文献等がありましたら、併せて御提出をお願いします。

※2 募集事項は一定程度専門的な事項を含みますので、可能な限りで記載をお願いします。

※3 非公表を希望される情報につきましては、その旨を付していただくようお願いします。

著作物等の利用円滑化のためのニーズの募集 提出様式

(1)どのような種類の著作物等をどのような場面、方法で利用するにあたり課題がありますか。現在又は将来想定される課題について具体的に御記入ください。また、そのような利用ができないために、既にビジネスに支障が生じている、又は支障が生じることが考えられる場合は、それについても具体的に記載をお願いします。

ICT技術の進歩により、各種テキストや音声をリアルタイムで音声化、あるいはテキスト化する技術が向上し、実用として使用できるようになっています。これらの技術の活用により、視聴覚に障がいを持つ者にとっては、各種情報(第三者著作物含む)を入手しやすくなり、生活の利便性を格段に向上させる可能性があります。たとえば、ICT技術を活用して、障がい者が、障がいを持たない者と、会議・イベント等でリアルタイムに情報共有することを可能としたり、あるいはカルチャーセンターにおいて、講師の講義をリアルタイムで画面上にテキスト化されたものを理解したりする等、その利用方法は無限に拡大するものと思われれます。

一方、視聴覚障がい者の著作物の利用については、一定の範囲で権利制限が認められているものの、現行著作権法第37条、第37条の2、著作権法施行令第2条等の定めにより、

・著作物を提供できる主体に制限がある

・対象となる著作物に制限がある

等、視聴覚障がい者が、障がいを持たない者とできるだけ同等に著作物を享受し、あるいは情報弱者にならずに生活できる環境が十分に整っているとは判断しがたいと思われれます。

また、視聴覚障がい者向けサービスを提供しようとする事業者にとっては、上記の制約が質の高い情報提供を阻害する要因になっているとおそれがあります。

(2)(1)で挙げる利用は、現在の著作権法のどの規定(権利に関する規定・権利制限規定)との関係で課題がありますか。

著作権法 第37条、著作権法 第37条の2、著作権法施行令 第2条

(3)(1)・(2)で挙げられた課題の解決方法について

①権利制限規定の見直しによって解決すべきであるとお考えの場合、具体的にどのような制度を望みますか。また、そのような制度設計が望ましいと思われる理由を述べてください。

主体が限定されることなく、聴覚障がい者の利便性の向上に繋がるサービスを提供できる制度設計をお願いしたいと思います。

②権利制限規定の見直しによって解決すべきであるとお考えの場合、(1)に挙げた利用が著作権者等の利益を不当に害さない(著作権者等の正規のビジネスとの競合、衝突の有無や度合いを含む。)と判断する理由は何ですか。

視聴覚障がい者が著作物を使用するための、音声→テキスト変換、テキスト→音声変換等における、著作物を提供できる主体の制限撤廃、および対象となる著作物の制限撤廃を望みます。

視聴覚障がい者は、第三者著作物について複製等の利用行為を実施するわけではなく、あくまで「使用」のために利便性の高いICT技術を使うために、中間的に著作物の利用行為が発生するにすぎず、著作権者等の利益を不当に害すものではないと考えております。

③著作権の集中管理の促進など、ライセンス体制の充実によって解決すべきとお考えの場合は、具体的にどのような環境整備を望みますか。

④その他の解決方法について御提案があれば、理由とともに具体的に御記入ください。

※1 補足資料やデータ、関連文献等がありましたら、併せて御提出をお願いします。

※2 募集事項は一定程度専門的な事項を含みますので、可能な限りで記載をお願いします。

※3 非公表を希望される情報につきましては、その旨を付していただくようお願いします。

(1)どのような種類の著作物等をどのような場面、方法で利用するにあたり課題がありますか。現在又は将来想定される課題について具体的に御記入ください。また、そのような利用ができないために、既にビジネスに支障が生じている、又は支障が生じることが考えられる場合は、それについても具体的に記載をお願いします。

ICT技術の発展により、様々な業種でビッグデータの活用が可能となってきました。経営判断や業務効率化等の分野のみならず、犯罪情報、災害情報、サイバーセキュリティ情報等といった公共性の高い分野においても、ビッグデータを用いた高度な情報サービスが創造される可能性があると思われます。これらのサービスにおいて、ビッグデータの解析結果提供に伴って、解析結果を補充する物証としての原著作物表示は、解析結果の利便性/視認性を格段に向上させることが想定されます。

<想定利用例>

- ・模倣品を列挙したウェブページの作成
- ・侵害コンテンツを注意喚起するためのウェブページの作成
- ・危険サイトを注意喚起するためのウェブページの作成
- ・災害/事故現場等の映像、画像
- ・上記が含まれた情報を、いわゆる「まとめサービス」として提供する場合

一方、現行著作権法では、電子計算機による情報解析等に関しては、記録媒体への複製、翻案のみが権利制限されているのみで、解析結果のWebページへの表示等(公衆送信)に伴った原著作物の表示(公衆送信)を行うことはその対象となっておらず、結果として利便性の高いサービス提供の足かせになっているおそれがあります。

(2)(1)で挙げる利用は、現在の著作権法のどの規定(権利に関する規定・権利制限規定)との関係で課題がありますか。

著作権法 第47条の7

(3)(1)・(2)で挙げられた課題の解決方法について

①権利制限規定の見直しによって解決すべきであるとお考えの場合、具体的にどのような制度を望みますか。また、そのような制度設計が望ましいと思われる理由を述べてください。

電子計算機を用いてビッグデータを解析するような情報解析サービスにおいて、利便性/視認性を向上させるための原著作物表示について、著作者の許諾が不要となるような制度設計をお願いしたいと思います。

②権利制限規定の見直しによって解決すべきであるとお考えの場合、(1)に挙げた利用が著作権者等の利益を不当に害さない(著作権者等の正規のビジネスとの競合、衝突の有無や度合いを含む。)と判断する理由は何ですか。

公共性の高い情報を、より利便性の高い状態で提供することは、安心・安全な社会構築のためには不可欠であり、迅速なサービス化が望まれます。事業者のサービス参入の障壁となりうる要素はできるだけ早く取り除かれるべきと考えます。またこのような著作物の利用方法は、著作物そのものの表現享受を目的としているわけではないため、著作権者等の利益を不当に害すものではないと考えます。

③著作権の集中管理の促進など、ライセンス体制の充実によって解決すべきとお考えの場合は、具体的にどのような環境整備を望みますか。

④その他の解決方法について御提案があれば、理由とともに具体的に御記入ください。

※1 補足資料やデータ、関連文献等がありましたら、併せて御提出をお願いします。

※2 募集事項は一定程度専門的な事項を含みますので、可能な限りで記載をお願いします。

※3 非公表を希望される情報につきましては、その旨を付していただくようお願いします。

(1)どのような種類の著作物等をどのような場面、方法で利用するにあたり課題がありますか。現在又は将来想定される課題について具体的に御記入ください。また、そのような利用ができないために、既にビジネスに支障が生じている、又は支障が生じることが考えられる場合は、それについても具体的に記載をお願いします。

業務効率化・高度化(利便性向上)の観点から、企業や行政機関(以下「団体等」)でペーパーレス化(電子化)が推進されています。この取組は、環境保護の観点でも非常に有用であるため、団体等では現在保有している膨大な紙資料の電子化がますます促進されると想定されます。

当該紙資料には、第三者の著作物が含まれている可能性があり、団体等による電子化については、保管が目的であったとしても適法とはみなされず、支障が生じる可能性があります。

また、電子化にあたっては、団体等が自ら当該作業を実施するのではなく、電子化した資料の保管サービス(クラウド上のロッカーサービス)や、電子化作業の請負を行う事業者へ委託し、電子化した資料等を使用する際には、インターネットを通じてダウンロードをすることが想定されますが、当該電子化(複製)作業や、顧客への資料の送信行為の主体が当該事業者であるとみなされる可能性があり、第三者著作物が含まれた資料については対象外とせざるを得ないなど、サービスの利便性向上を阻んでいると思われま。

(2)(1)で挙げる利用は、現在の著作権法のどの規定(権利に関する規定・権利制限規定)との関係で課題がありますか。

現在対応している条文はないと考えています。

(3)(1)・(2)で挙げられた課題の解決方法について

①権利制限規定の見直しによって解決すべきであるとお考えの場合、具体的にどのような制度を望みますか。また、そのような制度設計が望ましいと思われる理由を述べてください。

著作物の使用にあたって利便性を向上することを目的とした、団体等の内部で行われる資料等の電子化について、著作権者の権利が及ぶことのないような権利制限の制度設計をお願いしたいと思えます。

また、当該企業に電子化及び保管をサービスとして提供する事業者については、個別の顧客の求めに応じてロッカー機能とアクセス機能を提供しているにすぎず、ロッカーに保管された資料等についても第三者著作物の存在等に対して一切感知しないため、著作物の複製主体、公衆送信主体とならないことについて明確にしていただければと思えます。

②権利制限規定の見直しによって解決すべきであるとお考えの場合、(1)に挙げた利用が著作権者等の利益を不当に害さない(著作権者等の正規のビジネスとの競合、衝突の有無や度合いを含む。)と判断する理由は何ですか。

従来紙を中心とした媒体で保管し、使用していた資料等の使用方法が、情報通信技術の発展に伴って、電子媒体、クラウド等を通じたものになったにすぎず、資料保管や使用の目的をこえて著作物を複製したり送信したりするものではないため、著作権者等の利益を不要に害すものではないと考えます。

③著作権の集中管理の促進など、ライセンス体制の充実によって解決すべきとお考えの場合は、具体的にどのような環境整備を望みますか。

④その他の解決方法について御提案があれば、理由とともに具体的に御記入ください。

※1 補足資料やデータ、関連文献等がありましたら、併せて御提出をお願いします。

※2 募集事項は一定程度専門的な事項を含みますので、可能な限りで記載をお願いします。

※3 非公表を希望される情報につきましては、その旨を付していただくようお願いします。

「著作物等の利用円滑化のためのニーズの募集」

③ 著作権の集中管理の促進など、ライセンス体制の充実によって解決すべきとお考えの場合は、具体的にどのような環境整備を望みますか。

映像業界は、企業、団体、国等らと連携・協力のもと、各所でバラバラに記録されている「映像作品の基本情報」（ID+メタデータ）の集中化（DB共有）を早急に推進すべきである。

これら「基本情報」には公表できないような企業の秘密情報（取引価格・諸条件等）や個人情報（住所等）は含まれない（秘密情報等はこれまでどおり各社・各団体で保有）。基本的に共有したり、公開したりしても問題ないものとする。

各社がバラバラに管理せず、関係者間にて共有化を進め、日頃よりメンテナンスを行い、より正確なデータの収集・管理に努める方が、**映像著作物の流通促進、基本情報の正確性・信頼性の確保**（同じコンテンツであっても、内容の異なる情報が混在しているケースがある。情報が集約されることにより、最も正確なデータが保存されることにつながるのではないかと）、**将来にわたっての安定的な管理**（映像関係の企業は小規模なところが多い。倒産等の場合、権利情報やフィルム等原作品が消失するリスクがある。製作委員会方式で製作する作品も依然多いので情報が集約されている方が望ましい）が担保され、業界全体の発展に繋がるものとする。

（1）映像の「基本情報」の集中管理

（各社で保有している、例えば下記のような基本情報を一つのDB上に統合・反映できるような仕組みを構築すべきである）

- ① コンテンツ ID
- ② 種別
 - 劇場用映画 TVドラマ TVドキュメンタリー TVバラエティ
 - オリジナルビデオ ネットオリジナル その他
- ③ 初出媒体（当初の利用目的媒体）
 - 劇場 地上波 BS放送 CS放送 CATV ビデオグラム WEB
 - その他
- ④ 製作年／公表年
- ⑤ タイトル／サブタイトル
- ⑥ 原作
- ⑦ 監督
- ⑧ 脚本
- ⑨ 製作会社
 - ・映画：製作委員会方式の場合は参加企業すべて。+ 幹事会社情報
 - ・TVドラマ：局制番組・外部制作番組・製作委員会方式番組・その他の区別も明記。
- ⑩ プロデューサー
- ⑪ 主要キャスト（何度もリメイクされる作品の区別に役立つ）

- ⑫ 備考① (使用料に関する特別な合意事項の有無、等)
- ⑬ 備考② (原作品保管者／保管方法／保管状態)

(2) 著作権処理の申請・報告用プラットフォームの設置

(関係者でフォーマットを決め、WEB上で申請・報告処理ができるようにする)
(基本情報は共有し、秘密情報は各者で管理)

(以下、補足説明)

・映像業界の構図(個人と中小企業が支える構造)は変わらず、今後もIT・ICT化の流れは加速する。信頼性の高いデータが集積する受け皿(権利関係の集中管理DB)とそれを共有する仕組みができることにより、少なくとも次の課題が、解決に向けて一歩前進するのではないかと考える。

① 映像業界の実態把握が進む。

日本国内において、どのような種類の映像が、どの年に、どれだけ製作されたのか、総合的に把握できるようなデータベースがない(製作規模が大きい作品のデータは残るが、小さいものは残りにくい)が、これからの業界発展を考えれば、まずは実態把握こそ必要ではないのか。

基本情報が一つのDBに集約されるようになれば、国内の脚本家数や実稼働状況も明確になるだろうし、正確な「作品リスト」もすぐに作成できるだろう。それにより、当協会而言えば、脚本家という職業に就いている人、目指す人に対するサポート内容(将来の著作物の流通や創作環境整備を含む)も質的に向上していくことが期待できる。

② “正確”な基本情報の記録が次代に引き継がれ、権利者不明・孤児作品となるものが減る。

個人や中小企業がそれぞれのルールで別個に管理しては、正確な基本情報の記録は次代に残らない。特に創作者(個人事業者)や零細企業においては、データ管理が行き届いておらず、当事者がいなくなった時点で分からなくなってしまいう内容も多い。製作委員会方式でつくられた映画も、幹事会社倒産等で、権利関係の詳細が不明となったり、フィルム等が散逸したりするケースが見られる。権利関係の集中管理DBがあれば、そこを軸に、台本やフィルムの保存・継承状況等も管理させることができ、著作物の利用環境がより整っていくのではないかと。

③ 著作権継承時の税務申告上の課題が解決される。

著作権を相続等で引き継ぐ場合、税務処理が必要となる。脚本家の場合、個人で自身の「作品リスト」を作成・管理している者はまずいない。申告の際、お困りになる人も多いため、現在は協会がリスト作成を代行するなどして支援している。が、そうはいつでも協会にも使用料の分配データはあっても全作品の執筆記録などはない。結局、ネット情報等

に頼らざるを得ないのが実情である。映像作品の基本情報が、ある程度公的な場においてしっかりと整備されるのならば、税務処理においても役立つものになるのではないかと。

また、著作権管理団体は、「著作物に関し精通している者」として意見を述べ、著作権の財産評価に必要な印税収入期間の推算を行っている。こうした専門性のある職員を継続して雇用できる環境を各団体は維持していく必要があるが、二次利用のビジネスモデルが転換期を迎えており、今後の対応如何によっては、維持に黄色信号が灯る団体も出てくる可能性がある。基本情報の共有化は、予算も人員も限られている国内の多くの小規模著作権団体が、本当になすべき仕事に集中するためにも必要なのではないかと。

④ 共有の「基本情報」を軸に、著作物の利用申請・利用報告の共通プラットフォームを整備すれば、権利処理も簡便になる。

現在は、申請・報告フォーマットが各社・各団体でバラバラであり、苦労があるように聞いている。コンテンツ ID、基本情報等を使用して、著作物の利用申請・報告が簡便にできるようなプラットフォームがあれば、現場担当者の苦労も軽減され、引継ぎが円滑に進み、処理漏れや誤処理も減るのではないだろうか。近年は特に各社ともコスト意識が高く、人員は増やさないが、業務内容は広がる傾向にある（特に、+ネット対応という面において）。共通のフォーマット・プラットフォームの整備、利用相談・協議窓口の一本化等が徐々に進んでいけば、より迅速に意思決定できるようになると考える。ある程度定型化している業務は IT を利用して合理化を進め、人的資源は新しい利用の相談やトラブル事の調整等に回す方が有益である。

J-CIS 構想、コンテンツ ID 構想から 15 年余、この種の話が思うように進まなかった要因には、例えば下記のような事情があったように思われる。

- ① 既存の「自社システム」に変更を加えることは困難かつ高コストである
- ② 開発段階の手間・労力が大きい。「人員」に余裕がなく、対応できない
- ③ 現状でそれほど「不便」はない

現在はどうか。相変わらず、①②の懸念はあるだろうが、③に関しては、ネット利用、海外利用、複合的利用が増えて、不便さを感じる割合は増加しているのではないかと。また、自社システムも定期的に改修をしなくてはならないから、タイミングをみて連携しておいた方がメリット有りとする企業は相当数あるのではないだろうか。

最初から素晴らしい DB が出来るとは思わないが、次の 10 年後、20 年後を見据えて、今からできる部分から整備していくことが、将来の映像製作や流通においては重要なのではないだろうか。

<映像業界が抱える課題>

① 映像業界の実情

映像業界は中小企業や個人事業者が多く、おしなべて経済基盤が弱い。マンパワーも不足しがちで、コンプライアンス意識も醸成されにくい。日々の仕事に追われ、中長期的なスパンで計画を立てにくい。企業そのものも雇用者も流動性が高いため、情報の伝達が途切れてしまう

こともままある。セキュリティの確保された IT システムを整備したくても資金的な余裕がない。独自ソフトの開発費・更新費も決して安くはない。現在と同じように二次使用料収入があり続ける保証はないので、5年・10年単位で発生する纏まった金額のシステム維持費は、協会にとっても懸念材料である。

② 放置しては、孤児作品がますます増える可能性

こうした小規模の事業者によって支えられているため、業界全体の IT 化や情報共有はなかなか進んでいない。だが、こうした業界の事情を無視して状況を放置すれば、著作者等の権利情報は常に散逸の恐れに晒されることになる。結果、著作者不明、所在地不明等の孤児作品が増え、流通しないものが増えていく可能性もある。

現時点においても、IT・ICT を抜きにした著作物の流通・管理は想定し難いものがある。整備を進めるなら一日も早く着手すべきではないのか。

③ 一次・二次利用が融合し、団体の役割自体が変容していく可能性

現在、映像二次利用ビジネスは質的な転換期を迎えている。今の流れで考えれば、当初からインターネット配信が当然となり（現在のところネット配信は二次利用として団体が使用料を徴収しているが、一次利用に区分される可能性もある）、多くの利用がネットへと集約されていく可能性もある（現在でも、ビデオグラム等のパッケージ利用は激減している。放送と通信の融合もあり、従来のような再放送料・番販料は期待できない可能性がある）。

仮にそうなるとすれば、従前の二次使用料を前提とした団体運営はもはや通用しなくなるだろう。現在においても脚本エージェントとのせめぎ合いはあるが、団体もエージェント的な動きをしつつ、最初の脚本契約から絡んでいくこと（つまり、二次利用からの管理ではなく、一次利用から管理していく）が求められるかもしれない。

著作者団体は、声をあげにくい個人創作者の代弁者となって、企業等に対し、しっかりと意見を届けていく使命があるが、こうした既存の仕組みが変わろうとしている今、その業務は非常に重要なものであるはずだ。だが、問題意識を持たず漫然とした経営を続けていけば、いつの間にか資金的にも行き詰まり、結果、何もできない団体（現役世代が加入せず高齢化。経済基盤もなく、電話番号を置く程度の幽霊団体になる）へと転落していく可能性もゼロではない。

多くの著作者団体は、国内一分野において唯一無二に近い存在であるところが多く、単に少数だからと言って切り捨てていいような種類のものではないはずである。この国の多種多様な文化を下支えし、個人創作者の活動を後方支援するものとして、その存続が期待されている。団体はその期待を裏切らないためにも、時代に適応した行動をとらねばならない。枠を超えて連携すべき時は連携し、共有できるものは共有していく。単独では解決が難しい課題であっても、知恵を絞って取り組んでいく… そうあるべきであると考えている。

コンプライアンス推進や消費税アップ、マイナンバー対応など、細々とした事務も増え、中長期的な将来への対応まで手が回りにくい状況ではあるが、時機としては J-CIS 構想からかなり時間も経過し、改めて検討するにはよい機会と思うので、意見を提出させて頂く次第である。

2015年7月27日

文化庁長官官房著作権課企画審議係 御中

著作物等の利用円滑化のためのニーズの募集について

団体名：ヤフー株式会社

目次

1. 情報活用関連
2. メディア変換サービス
3. ウェブキャスト・サービス

1. 情報活用関連

(1) どのような種類の著作物等をどのような場面、方法で利用するにあたり課題がありますか。現在又は将来想定される課題について具体的に御記入ください。また、そのような利用ができないために、既にビジネスに支障が生じている、又は支障が生じうることが考えられる場合は、それについても具体的に記載をお願いします。

検索サービス

検索サービスに関する 47 条の 6 は、改正当時の検索サービスを想定した規定であって、かつ多くの細かい要件が課された適用範囲の狭い規定であるため、将来の検索サービスの発展にあたって課題が生じることが予想される。

将来的なサービスの発展には多様な方向性がありえるため、予想することは困難であるが、すでに生じている課題の例としては、公衆がアクセス可能なリアル等の情報（デジタル化されていない書籍や路上のカメラで撮影した情報であって、インターネット上にない情報等。言語の著作物や音楽の著作物、美術の著作物等さまざまな著作物を含む）を活用し、利用者の探す情報の所在を提供するサービス（リアル情報等の所在検索サービス）がある。

リアル情報等の所在検索サービスの具体例としては、①Google Books などの書籍検索サービス、②街中のカメラ等を活用した街中風景の検索サービス（Google Street View を活用する等）、③音楽の曲名を調べることのできる検索サービス（Shazam）が挙げられる

検索サービスの提供のためには、網羅的に情報を収集し、DB を作成する必要がある。バックエンドでの情報の複製、翻案等、結果情報の提供が行われ、これらの中には著作物が含まれるが、その全てについて著作権者から許諾を得て利用することは現実的ではない。

分析サービス

テキスト、動画、音楽等の著作物等を含むさまざまな情報を分析し、その分析結果を提供する、分析サービスの提供にあたっては、分析等の対象として著作物が利用されることが多いため、著作権法上の課題が生じるものと考えられる。

現在すでに存在するサービスとしては、①ブログ評判情報分析サービス、②メディアモニタリングサービス（TVEyes）、③論文剽窃検出サービス（Turnitin等）等のサービスがある。

これらのサービスにおいては、分析を行うために、網羅的に情報を収集しDBを作成する必要がある。バックエンドでの情報の複製、翻案等、結果情報の提供が行われ、これらの中には著作物が含まれるが、その全てについて著作権者から許諾を得て利用することは現実的ではない。

バックエンドでのデータ活用

デジタル化時代には非常に大量の多様なデータが生じるが、これらのデータを、バックエンドで本来の用途とは別の用途で活用することが考えられる。

例えば、以下のような活用である。

- ・ 視覚的に目に入るデータ、聴覚的に耳に入るデータがカメラやマイクを通じて収集され

- デジタル化され、サーバで分析されてコミュニケーションで利用される。
- ・ 音楽 CD データからフィンガープリントを作成し、海賊版探索や音楽の利用報告データ作成、曲名検索などに活用する。
 - ・ さまざまなデータを収集し、分析し、分析結果を調達、製造、流通、小売で活用する。
 - ・ さまざまなデータを収集し、分析し、分析結果を犯罪対応で活用する。

これらのデータの中には著作物が含まれるが、その全てについて著作権者から許諾を得て利用することは現実的ではない。

(2) (1)で挙げる利用は、現在の著作権法のどの規定（権利に関する規定・権利制限規定）との関係で課題がありますか。

(1)で挙げた利用は、以下のとおり、現行著作権法では対応することができない。

- ・ 著作権法 47 条の 6 による対応の可能性
「送信可能化された著作物」のみを対象としており、インターネット上にない情報、たとえば、デジタル化されていない書籍や雑誌、路上のカメラで撮影した情報、放送された番組等の複製等は認められていない。
- ・ 著作権法 47 条の 7（情報解析）による対応の可能性
47 条の 7 は、「・・・統計的な解析を行うこと」を権利制限の対象としており、検索サービスや分析サービスのバックエンドにおける情報の収集、蓄積がこれに該当しない。
また、本規定によっては、著作物を検索結果として表示すること等は認められない。
- ・ 47 条の 9 による対応可能性
情報提供を「円滑かつ効率的に行うための準備」における利用行為が含まれるにすぎず、検索サービスのような情報提供を行うための準備における利用行為まで対象とするものではない。
また、本規定によっては、著作物を検索結果として表示することまでは認められない。
- ・ 著作権法 32 条 1 項（引用）による対応の可能性
結果情報の提供のうち、32 条 1 項に該当するものもありうるが、すべてについてこれに該当するとはいえないと考えられる。
平成 21 年文化審議会著作権分科会報告書¹においても、「検索結果の表示方法の態様や、今後の検索技術またはサービスの発展如何によっては、引用の範囲を超える場合もありうるほか、キャッシュリンクについては、『引用の目的上正当な範囲内で行われるもの』と評価することは困難との指摘もある」としており、「公衆がアクセス可能なリアル等の情報」に検索の対象を拡大した場合にも同様の懸念が生じると考えられる。
また、検索サービスや分析サービス提供の準備のためのバックエンドでの複製等については、引用に該当しないものと考えられる。
- ・ 黙示の許諾論及び権利濫用の法理による対応の可能性
黙示の許諾論、権利濫用の法理のいずれによっても、予め適法性を保証するものとはいえず、法的リスクを払拭するものとはならないと考えられる²。

¹ 同報告書 58 頁

² 前掲注 1

(3) (1)・(2)で挙げられた課題の解決方法について

[1]権利制限規定の見直しによって解決すべきであるとお考えの場合、具体的にどのような制度を望みますか。また、そのような制度設計が望ましいと思われる理由を述べてください。

① 47条の6を柔軟化する改正による解決

前述の「公衆がアクセス可能なリアル等の情報の検索サービス」については、47条の6を柔軟化する改正による解決が、選択肢の一つとして考えられる。

現行著作権法47条の6は、検索サービスの提供にあたり、「送信可能化された著作物」の収集、蓄積および検索結果の表示のための著作物の複製、翻案、自動公衆送信を認めているが、47条の6を柔軟化することにより、送信可能化された情報だけでなく、公衆がアクセス可能なリアル等の情報の利用も、検索サービスにかかる権利制限規定の対象とすべきである。

理由は以下のとおりである。

・ 社会インフラ的な役割を担うこと

検索サービスは人々にとっては無数に存在する情報の中から求める情報の所在を容易に探索する手段であり、社会インフラ的な役割を担う。人々が所在を知りたい、調べたい情報は、送信可能化された情報に限らず、書籍や音楽、街中の風景等の情報も含まれる。

・ ライセンスによっては対応できないこと

検索の対象となる情報にはさまざまな権利が関連するため、検索サービス提供者がすべての権利者と契約してサービス提供することは事実上不可能である。権利者団体と契約をしたとしても、すべての権利が集中管理されているわけではなく、団体に属さないアウトサイダー権利者が存在する。また、権利者不明のケースも多い。

②権利制限の一般規定の導入による解決

今後の情報の活用に関し、サービスや技術の発展が現実的に見えてきた段階で、あるいは後追いで、限定的な個別規定を立法するという法改正を行うという対応では、その発展を阻害しかねない。サービスや技術の発展に萎縮を与えないようにするためには、現行著作権法の個別の権利制限規定に加え、これを補完するための受け皿規定（一般規定）を導入すべきである。

これに対し、個別権利制限規定の柔軟解釈や、黙示の許諾の推認、権利濫用の法理等により、企業は萎縮せずサービスを進めるべきだ、との考えもみられるところである。しかし、以下の2つの例に照らし、この考えは妥当とはいえない。

まず、第一に、インターネット検索サービスと47条の6の例がある。

法改正により47条の6が導入される以前は、インターネット検索サービスの提供は、引用や権利濫用の法理等によっても救うことはできず³、著作権侵害に該当していたと考えられる。そのため、個別規定の立法以前は適法にサービスを提供することができないおそれがあったのである。

第二に、オークション・サービスと47条の2の例がある。

オークションカタログ事件（東京地判平成21年11月26日）では、事業者がオークションの出品カタログ等に絵画の美術品の画像を掲載し、また、その一部をインターネット等で公開した行為について、改正法47条の2の施行前であったため、複製権および公衆送信権侵害であるとされた。

本件において、裁判所は、権利濫用の抗弁についても認めなかった。すなわち、当時改正が予定されていた著作権法47条の2の趣旨に照らし、「美術品を譲渡するに当たっては、その美術品がどのようなものであるかという商品情報の提供が不可欠であるとして、その

³ 前掲注1

ための複製等が著作権者の許諾を得ることなく認められるべきであるとの要請があることはある程度理解することができないわけではない」としつつも、その施行前であって該当する権利制限規定がない以上、「複製の必要性が認められるからといって、当然に著作権者の権利を制限すべきものとはいえない」とし、「著作権の行使を権利の濫用であるとするような事情も認められない」とした。

以上より、技術やサービスが生じてからその後追いで個別の権利制限規定の立法を行う方法では、その立法の施行前の行為が違法となってしまう、新規サービスを行う上で萎縮効果が生じることは明らかである。

技術革新やデジタル化の進展により、著作物の利用環境が劇的なスピードで変化している現在において、変化と多様性に対応するという観点から、権利制限の一般規定の導入が望ましいと考えられる。

[2] 権利制限規定の見直しによって解決すべきであるとお考えの場合、(1)に挙げた利用が著作権者等の利益を不当に害さない（著作権者等の正規のビジネスとの競合、衝突の有無や度合いを含む。）と判断する理由は何ですか。

(参考) 著作権に関する条約（ベルヌ条約、TRIPs協定、WIPO著作権条約等）においては、著作権者の利益を制限する場合、スリーステップテスト（(a) 特別の場合、(b) 著作物の通常の利用を妨げない、(c) 著作物の正当な利益を不当に害しない）を満たすことが、条約上の義務として求められています

① 47条の6を柔軟化する改正による解決

以下より、上記利用は、著作権者等の利益を不当に害さないものと考えられる。

(i) 軽微であること

著作物の提示や提供自体を目的としていないため、サービスのための著作物の利用は、軽微であるといえる。

- ・ 収集・蓄積はバックエンドで行われるにすぎず、著作物の表現を知覚的に享受されることはない。
- ・ 結果の提供は、サムネイルやスニペットに限る等、著作物の所在情報を知らせる範囲で行われる限りにおいて、軽微な利用であると言える。

(ii) 権利者自らが公開した情報であること

公衆がアクセス可能な状態に置かれた著作物は、基本的にはその所在を知らせるサービスにおいて利用されることについて、権利者は黙示的に許諾していると考えられる。

もっとも、権利者の許諾なく公衆がアクセス可能な状態に置かれている著作物については、黙示の許諾があるとは言えないため、そのような著作物を検索の対象としないよう（特に出力してしまわないよう）、検索サービス提供者が措置を講ずる必要がある。

この点、現行法 47 条の 6 では、以下を要求している。

- ・ ID/Pass 等の受信者の識別情報の入力を求めるなどの手段が講じられている場合は、その手段を講じたものの承諾を得る。
- ・ robot.txt などの収集禁止措置が置かれている場合には収集しない。
- ・ 違法に複製され、送信可能化された情報であることを知ったときは、その後スニペットやサムネイルとして表示しない。

(iii) 元の情報へのアクセスが確保されること

検索結果としてリアル等の情報の「出所」を表示して、元の情報へのアクセスを提供することにより、権利者のコンテンツの認知度が増す等のメリットが権利者に生

ずる。

この点、現行法 47 条の 6 は、元のページへのアクセスを可能とするため、URL とともに結果の提供を行うことを義務付けている。

② 権利制限の一般規定の導入による解決

- ・ 以下のような著作権者の利益との調整を図る仕組みをもつ一般的な規定を設けることにより、著作権者の利益が不当に害されないこととすべきであるとする。
- ・ 「・・・に定める行為のほか、著作物の性質並びにその利用の目的及び態様に照らし、やむを得ないと認められる場合は、その著作物を利用することができる。ただし、著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。」
- ・ また、個別規定の受け皿規定とすることにより、利用者が、どのようなサービス等であれば許容されるのかあるいは許容されないのか、予測がしやすくなる。これにより、居直り的な侵害などによる被害は生じにくくなるものと考えられる。

2. メディア変換サービス

(1) どのような種類の著作物等をどのような場面、方法で利用するにあたり課題がありますか。現在又は将来想定される課題について具体的に御記入ください。また、そのような利用ができないために、既にビジネスに支障が生じている、又は支障が生じうるものが考えられる場合は、それについても具体的に記載をお願いします。

技術が発展して新たな機器、媒体が登場し、カセットテープやビデオカセットのような過去の媒体の使用ができなくなって、そこに格納されたコンテンツ（動画や音楽等の著作物を含む）の視聴ができなくなってしまうことがある。また、デジタル化の進展に伴い、本などの情報を電子化して、便利に活用したいという大きなニーズがある。

しかし、書籍や音楽の入ったカセットテープなどのアナログ情報をデジタルデータに変換する、映画のビデオテープなどメディアが古くなった際にBlu-rayなどの新たなメディアに変換するなどの行為は、利用者個人が私的に行う限りは著作権法上適法であるが、事業者が利用者の委託により変換を行うと、その複製行為は、利用者の私的複製にはあらず、事業者が侵害主体となると考えられる⁴。そのため、メディア変換サービスは、現行著作権法下において、適法に提供することは困難であると考えられる。

(2) (1) で挙げる利用は、現在の著作権法のどの規定（権利に関する規定・権利制限規定）との関係で課題がありますか。

前述のとおり著作権法30条1項との関係で、問題がある。

(3) (1)・(2) で挙げられた課題の解決方法について

[1] 権利制限規定の見直しによって解決すべきであるとお考えの場合、具体的にどのような制度を望みますか。また、そのような制度設計が望ましいと思われる理由を述べてください。

古くなったメディアの変換の代行を適法とする個別の権利制限規定を新設すべきである。権利制限すべきと考える理由は以下のとおりである。

⁴ 知財高判平成 26 年 10 月 22 日（自炊代行事件）

- ① デジタル化の進展に伴い、保有するコンテンツが視聴できなくなるという事態が生ずるが、いつまでも視聴できる状態で保持したいという利用者のニーズに照らし、このようなメディア変換の代行を認めるべきである。
- ② 権利者団体と事業者がライセンス契約を締結することによって、メディア変換サービスを実現することも理論的には可能である。しかし、音楽や書籍等のコンテンツの権利者のすべてが権利者団体に属しているわけではなく、実際にはアウトサイダー権利者と呼ばれる団体に属さない権利者が多く存在しているという実態がある。メディア変換サービスのように大量のコンテンツを網羅的に扱うサービスに関しては、カバーされない権利があり部分的であっても全体として許諾が得られない。従って、ライセンスによってサービスを適法化することは困難である。

また、個別の権利制限規定を新設すべきとする理由は、以下のとおりである。

- ・ 古い媒体から新しい媒体向けにコンテンツを変換するという行為は、技術発展に伴う新たな機器、媒体の登場に照らしても、その性質は特に変わらないため。

なお、事業者が介在することで、大量のメディア変換やデジタル化が可能となる。サービスを提供する事業者の利益や利用者の享受する利便性に鑑み、一定の補償金の支払いを義務付けることも選択肢の一つであると考える。

[2] 権利制限規定の見直しによって解決すべきであるとお考えの場合、(1)に挙げた利用が著作権者等の利益を不当に害さない（著作権者等の正規のビジネスとの競合、衝突の有無や度合いを含む。）と判断する理由は何ですか。

媒体に格納されているコンテンツは、もともとは利用者が適法に入手したものである。そのメディアを変換するのみで、著作権者等に特段の不利益を及ぼすとは考え難い。メディア変換を禁止すれば、古くなったコンテンツの利用を認めないこととなり、利用者の利益が阻害される結果となる。

3. ウェブキャスト・サービス

(1) どのような種類の著作物等をどのような場面、方法で利用するにあたり課題がありますか。現在又は将来想定される課題について具体的に御記入ください。また、そのような利用ができないために、既にビジネスに支障が生じている、又は支障が生じうるものが考えられる場合は、それについても具体的に記載をお願いします。

ウェブキャストとは、TV番組などをインターネットにてリアルタイムで配信することをいう。

以下の表に整理したとおり、アメリカやヨーロッパでは、ウェブキャストは放送と同様、強制許諾や報酬請求権の対象となるが、日本では、レコード製作者の権利等について、許諾を得なければならない。しかし、大量のコンテンツ利用を伴うため権利処理が困難となり、ウェブキャスト・サービスの発展が阻害されている。

	日本	アメリカ	欧州
ウェブキャスト	許諾権 (送信可能化権)	強制許諾	報酬請求権
WIPO条約上の「利用可能化」※	該当	該当しない	該当しない

※WIPO条約の「利用可能化」(WPPT10,14条)の解釈が異なっている。欧州では、ウェブキャストを、WIPO条約上の「利用可能化」ではなく「放送」にあたりと解釈しているようである。

(2) (1)で挙げる利用は、現在の著作権法のどの規定(権利に関する規定・権利制限規定)との関係で課題がありますか。

著作権法92条の2、96条の2(商業用レコードの二次使用等)および23条(公衆送信権)

[3]著作権の集中管理の促進など、ライセンス体制の充実によって解決すべきとお考えの場合は、具体的にどのような環境整備を望みますか。

環境整備として、以下のいずれかを進めるべきであると考えます。

- ① ウェブキャストに関し、著作隣接権(レコード製作者の権利等)を報酬請求権とする。
- ② レコード製作者の権利、実演家の権利について、スムーズに権利処理できるよう、集中管理を進めることにより、大量のコンテンツ利用における権利処理を円滑にする。特に、レコード製作者の権利については、個々のレコード会社より許諾を得なければならないケースが多いが、楽曲使用におけるJASRAC等のように、レコード協会などが集中して管理を行うことで、利用流通促進をはかるべきである。

以上

「著作物等の利用円滑化のためのニーズ」について

【はじめに】

女子現代メディア文化研究会の [REDACTED] と申します。

私の職業はキャラクター商品をデザインするライセンス・ビジネスに関わるデザイナーです。ハローキティ等のキャラクター商品のデザインを手がけております。この度は、団体を代表し、クリエイターの現場目線で意見を述べさせていただきます。

【意見趣旨】

デザイン業の中でも商品デザインの業務は、新商品のための商品カンプ・企画書・資料作成を通し行われます。また、デザイナーは自己紹介や営業の業務では、個々に自身が過去に手がけた商品をポートフォリオ（作品集）としてまとめ、使用しております。

こうした業務の過程には、デザイン業界で正統な業務として認められていながら、著作権の制限がないために、著作権法と照らし合わせた際に違法あるいはグレーゾーンとなる部分が含まれます。こうしたケースにつきましては、著作権の制限規定を設け明確化し、業務が円滑に行われることを促し、我が国の文化を生み出す土壌を守っていけるような改正を希望します。

●設問（1）について

（ア）商品デザインの業務において商品カンプ・企画書・資料作成をする際、例として用いるためにインターネットからダウンロードした画像を利用するにあたっての課題。

（イ）デザイナーが作品集として営業や自己紹介にポートフォリオを使用する際、いわゆる「買い取り」ではない画像等が用いられている作品を利用するにあたっての課題。

（ア）についての詳細

商品デザインの業務において商品カンプ・企画書・資料作成をする際、例として用いるためにインターネットから画像をダウンロードして利用する場合があります。

例えば、柄がついたある商品をデザインする場合がありますが、こうした際には他のブランドや他社の柄の画像を集めて資料を作成します。現在ではこうした画像はインターネットからダウンロードして利用することが多いです。こうした資料を作成する目的は、第一に流行の様式を知るため、第二に既にある著作物とあまり類似しないように他のデザインを知る

ためです。

こうした商品デザインのための資料作成における画像の利用ですが、著作権者に無許可での利用となり著作権侵害の恐れがあります。しかしながらこれは、既にある著作物と類似しないことあるいは同一とならないことを目的としており、新たなデザインをするにあたり著作権侵害を回避するために行っております。

これはいわば正当な範囲内での著作権侵害に該当し、著作権の制限規定が必要なケースであると考えます。

（イ）についての詳細

デザイナーは営業や自己紹介の業務で、過去にデザインした商品をポートフォリオ（作品集）としてまとめ使用しております。こうした商品の中に著作権が譲渡されていないいわゆる「買い取り」ではないイラスト等の画像を模様等として用いている場合があります。キャラクター商品のデザインもこうした場合に該当します。

キャラクター商品のデザインはライセンサーからの支給アートとしての著作物を使用しますが、こうした商品を集めたポートフォリオを使用しての営業活動は、著作権がライセンサーのものでデザイナーに譲渡がされていない場合、現行の著作権法ではグレーゾーンにある可能性があります。

しかしポートフォリオなしに自己紹介をしたり営業をしたりということは、せっかく機会を設けてくださったクライアントへの背信行為です。厳密にはこうしたポートフォリオの使用は著作権侵害に該当する可能性があります。特別なこととしてライセンス・ビジネスの業界内では認められております。こちらもいわば正当な範囲内での著作権侵害に該当し、著作権の制限規定が必要なケースであると考えます。

●設問（2）について

（ア）第三十条三は企画書作成業務過程を想定していると考えられるので、これに関係があると考えます。

（イ）第三十二条は引用についての規定なので、これに関係があると考えます。ただし、明確にデザイナーのポートフォリオを想定しているわけではないので、「あえていえば」という程度です。

●設問（3）について

[1]

（ア）商品デザインの業務の過程で、既にある著作物と酷似しないことを目的とし、新たなデザインをするにあたり著作権侵害を回避するための資料作成である場合であるならば、たとえ著作者に無断でインターネットからダウンロードした画像を用いることにより著作権侵害となっていたとしても、著作権の制限ができることを旨とする条文の追加。

（イ）ポートフォリオの場合、ライセンサーとの契約に反しない限りは、ある作品の中にライセンサーの著作物が含まれ著作権侵害となっていたとしても、著作権の制限ができることを旨とする条文の追加。

[2]

上記（ア）（イ）の例について、スリーステップは満たしていると考えます。

（ア）は著作物の通常の利用を妨げないように、また、著作者の正当な利益を不当に害しないようにという目的での資料作成であって、その過程での著作権侵害なので特別の場合と判断するべきではないでしょうか。

（イ）はライセンサーの業務を妨害しておらず、著作物の通常の利用を妨げないように、また、著作者の正当な利益を不当に害しないものとなっています。デザイン業務の前段階として自己紹介をする上でも、ポートフォリオは欠かせず、デザイン業界では自己紹介すら円滑に行われないのであれば、業界全体が混乱し、クライアントやライセンサーにも迷惑がかかると考えられ、これも特別の場合と判断するべきではないでしょうか。

[3]

まず、著作権という権利について社会に啓蒙していくことだと考えます。仕事をしている時に、クライアントによっては、著作権についての理解が乏しいと感じる時もあります。

[4]

現在 TPP 交渉が行われていますが、非親告罪化となった場合、告訴がなくても起訴・処罰が可能です。これまで私どものようなライセンス・ビジネスに携わるデザイナーは、ライセンサーやクライアントとの信頼を築き円満にビジネスを行い、さらには我が国の文化を支えて来ました。しかし非親告罪化となれば、こうしたデザインの現場を知らない第三者である捜査機関が介入し、かえって業界をかき乱し我が国の文化を生み出す土壌を荒らし

てしまう懸念があります。

つきましては、著作権侵害として罪に問われた場合にスリーステップを満たしているならば異議申し立てが出来るという旨を、条文に付け加えていただければと存じます。

また、いきなり起訴・処罰するのではなく、それ以前に警告を行い警告に従わなかった場合に起訴・処罰とするべきであると考えます。

【まとめ】

著作権法の目的は「文化の発展に寄与すること」（第一条）です。したがって、著作権法を考える際には我が国の「文化」の発展とは何かという原点について改めて振り返るべきであると考えます。

私もデザイナーとして著作権者であり、著作権が適切に守られることを願います。

ただ、これまでのように円滑にビジネスが行われ文化を生み出す土壌を健全に保つためには、場合によっては著作権の制限が必要です。

こうしたこともふまえ、著作権法につきましては我が国の文化の発展に寄与するよう、場合によっては権利制限規定を設ける等のバランスのよい法律に修正していただくことを希望します。

平成 27 年 7 月 27 日
女子現代メディア文化研究会



「著作物等の利用円滑化のためのニーズの募集について」に対する意見

[4] 団体名 一般社団法人日本映像ソフト協会

[8] ニーズ 以下のとおり

御庁におかれましては、「デジタル・ネットワークの発達に伴う新たなニーズ及び課題の解決に向けて、柔軟性の高い権利制限規定や円滑なライセンス体制などの在り方を検討」するとのことですが、そのニーズ及び課題の解決策として提示されておられます「柔軟性の高い権利制限規定」の導入には、立法目的の正当性、手段の相当性及び条約適合性等の点で問題があり、当協会はそのような規定を導入すべきではないと考えております。特に当事者間でのビジネスレベルでの解決可能性があると考えておりますので、その場合には権利制限をしなくても立法目的は達成できるのですから、権利制限規定の導入という手段は相当性を欠くということになると思われまます。

つきましては、上記課題の検討にあたっては、立法目的の正当性、手段の相当性及び条約適合性について、比較法的検討も含めた慎重な検討を要望するものです。

1. 立法目的の正当性について

「知的財産推進計画 2015」では「創作物を利用したサービスを我が国において創出し発展させていくためには、柔軟性の高い権利制限規定がますます必要になっている」(41頁)と記述されていますので、「柔軟性の高い権利制限規定」の立法目的は、「創作物を利用したサービスの創出・発展」であると解されます。

また、「知的財産推進計画 2015」策定に向けた意見募集に対して提出された「柔軟性の高い権利制限規定」を求める意見では次のような主張がなされています。

- ・「日々刻々と変化する技術の発展に合わせて、環境変化に柔軟に対応できるような規定のあり方の検討」(知的財産協会)
- ・「新しいサービスが著作物の利活用を促進し且つ権利者の利益を不当に害しないものであっても、現行法の規定から逸脱すれば侵害のおそれがあるため、事業者が萎縮してサービスの提供が困難になるという問題を抱えている。」「世界各地で著作権法に柔軟性のある規定を導入する動きが相次いでいる。それらの国では、著作権の保護と利用のバランスを確保しつつ、イノベーションを促進させることを目的にそのような改正を行っており、国際競争に勝つためには我が国も同等かそれ以上の改革が必要」(JEITA)
- ・私的使用目的の複製の範囲とクラウドサービスとの関係が不明確であるために、事業者がサービス展開を萎縮しているという背景があることからすれば、クラウドサービスの拡大促進を図る上で一般的な権利制限規定の導入について検討することも意義がある。(日本弁理士会)
- ・サービスは容易に国境を越えるため、日本の法制度が米国等の他国の制度に遅れをとると、日本の産業の発展が阻害されるおそれが生じかねない。(ヤフー株式会社)
- ・ユーザーによるアーカイブされたコンテンツの利用の利便性の向上及び国内産業の活性化を目指すべきである。(インターネットユーザー協会)

これらの意見も、「柔軟性の高い権利制限規定」の立法目的は「知的財産推進計画 2015」と同様「創作物を利用したサービスの創出・発展」にあるといえようかと思えます。

著作権は憲法 29 条で保障された財産権のひとつですので、その制限の立法目的は憲法 29 条との関係でも検討が必要です。御庁の文化審議会著作権分科会法制問題小委員会権利制限の一般規定ワーキングチームで行われた憲法の専門家(長谷部恭男教授)へのヒアリングでは、憲法 29 条 3 項との関係について、著作権の制限が「本来利用者に認められる著作物の利用を確認しているに過ぎないものと整理されれば、補償は不要である」(平成 22 年 1

月「権利制限一般規定ワーキングチーム報告書」26頁）とされています。憲法29条3項は、「私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用ひることができる。」と規定していますので、「本来利用者に認められる著作物の利用を確認しているに過ぎないもの」に該当しない場合には、「公共のために用ひる」ときは補償が必要であり、「公共のために用ひる」に該当しないときには権利制限が許容されないことになると思われます。

著作権は、著作権者が著作物を利用する事業者はその利用を許諾する権利ですから、「創作物を利用したサービス」は本来著作権者の許諾を得て行うべきであり、既存の著作物を利用したサービスも著作権者の許諾を得て行われているところです。そうすると、「創作物を利用したサービスの創出・発展」という著作物利用者の利益のための制限が、「本来利用者に認められる著作物の利用を確認しているに過ぎないもの」といえるかは大いに疑問です。加えて、「創作物を利用したサービスの創出・発展」はそのサービスを提供する事業者の利益のために著作物を用いる場合であり、「公共のために用ひる」場合に該当しないのではないかと思います。

そこで、「創作物を利用したサービスの創出・発展」を立法目的とする著作権の制限は、憲法上の疑義があると考えますので、その点につき憲法の専門家の意見を聞いていただくことを要望いたします。

また、国際著作権条約上も著作権の制限はスリー・ステップ・テストによって許容される場合に限定されています（ベルヌ条約9条(2)項、WIPO著作権条約10条、TRIPS協定13条）。そして、スリー・ステップ・テストの第一ステップである「特別の場合」については、権利制限の範囲が制限されていなければならないということと、その制限が特別で妥当な法的・政治的正義がなければならないはずです（ミハイリ・フィチョール著〔大山幸房ほか訳〕「WIPOが管理する著作権及び隣接権条約の解説並びに著作権及び隣接権用語解説」（著作権情報センター 2007年）66頁）。そして、著作物を利用したサービス提供者の利益のための制限は特別で妥当な法的・政治的正義があるとはいいたいと思われま

すが、したがって、「柔軟性の高い権利制限規定」の立法目的の正当性に疑問がありますので、その検討に当たっては、比較法的検討も含め、かかる立法目的の正当性について精査されることを求めます。

2. 手段の相当性について

「柔軟性の高い権利制限規定」は、事業者の萎縮除去や国際競争に勝つ手段として導入が求められているようです。

まず、事業者の萎縮除去の目的を達成する手段として「柔軟性の高い権利制限規定」が相当性のある手段であるか大いに疑問があるところです。

なぜならば、「柔軟性の高い権利制限規定」は権利制限の範囲内が否か文理上明らかではなく、萎縮を除去する手段としてはふさわしくないからです。現に、「柔軟性の高い権利制限規定」と称されるフェアユース規定を有する米国においても、「たとえ訴訟をすればフェアユース抗弁で勝訴しそうな場合であっても利用許諾を得るか又は利用を控える」事例があると指摘されているところです（Neil Weinstock NETANEL 著〔石新智規・井上乾介・山本夕子訳〕「フェアユースを理解する(1)」『知的財産法政策学研究』第43号（北海道大学大学院法学研究科・北海道大学情報法政策学研究センター 2013年）28頁）

また、検索エンジンに関し、わが国の企業がGoogle社に負けたのは「柔軟性の高い権利制限規定」がなかったからだとの主張がありますが、「柔軟性の高い権利制限規定」の有無との関連性については疑問があります。

なぜならば、Google社の検索サービスは相当早い時期からわが国でも提供されており、Google社にとってはわが国の著作権法によって萎縮することはなかったと思われるからです。そして、Google社の検索サービスについては、米国、ドイツ、韓国等で訴訟が提起されたようですが、わが国では訴訟が提起されてはいなかったと思われま

で、「柔軟性の高い権利制限規定」の有無と萎縮とは関連性がないと思われま

次に、国際競争に勝つ手段としての「柔軟性の高い権利制限規定」も相当性があるとはい

いがたいように思われます。JEITAは「柔軟性の高い権利制限規定」を導入した諸国と「同等かそれ以上の改革が必要」としてはいますが、そのような権利制限規定を導入している国としてJEITAがあげているのは、アメリカ、台湾、フィリピン、シンガポール、イスラエル、韓国、マレーシアの7か国です（文化審議会著作権分科会著作物等の適切な保護と利用・流通に関する小委員会（第7回）配布資料2-1、2014年10月31日付JEITA「意見書」4頁）。

これらの諸国より大きな権利制限規定をわが国が導入し、これら諸国の権利制限規定を越える権利制限を利用した事業を行った場合、たとえわが国では著作権侵害に問われないとしても、これら7か国を含む大多数の国の著作権法では著作権侵害に問われることになりかねません。それゆえ、そのような事業は海外展開することはできず、国際競争に勝つことはおろか、国際競争の土俵に上がることもできないのではないのでしょうか。

著作権制度は国際著作権条約等により普遍化されており、わが国だけが特異な権利制限規定を創設しても、国際競争に勝つ手段とはなりえないと思われま

ところで、比較法的検討を行う上でぜひお調べいただきたい点があります。それは書籍のスキャンサービスについてです。JEITAはドイツ法53条に関連して書籍のスキャンサービスについて次のように述べています（文化審議会著作権分科会著作物の適切な保護と利用・活用に関する小委員会（第7回）。

「ドイツの例で、書籍以外にも適用されるのかと、これは浅石委員からの御質問であったと理解してはいますが、具体的な事例でドイツの弁護士に聞きましたので、この第4回のドイツの資料ですね、これを前提にしますと、書籍で、ユーザーが所有をする書籍であるということと、スキャン後は廃棄することの条件の下に適法であるということ、これは53条の解釈であると理解しています。53条はコンテンツについて特に書き分けていなかったと思いますので、53条の各要件を満たせばということだろうと思います。」

ドイツ法53条は1項から7項までありますが、4項では次のように規定しています（以下のドイツ法の邦訳は本山雅弘訳「外国著作権法令集(43)―ドイツ編―」（2010年 著作権情報センター）によります。）。

- 「(4) 次に掲げるものの複製は、その複製が筆写によらずに行われる場合にあつては、常に権限を有する者の同意を得たときのみ許されるものとし、その他、第2項第1文第2号の要件が充たされるときに、又は少なくとも2年前から絶版となっている書籍又は雑誌の著作物について自己の使用に供するために、許されるものとする。
- a) 音楽の著作物の文字記号による採譜物
 - b) 書籍又は雑誌で、実質的に完全複製が行われるもの」

この法文を文理解釈するならば、書籍の全部のスキャンサービスは許容されていないと解されます。そして、本項では「音楽の著作物の文字記号による採譜物」「書籍」「雑誌」を明記しており、コンテンツについて「特に書き分けて」います。本条1項においても有償で他人にコピーさせることができるのは「複製が任意の写真製版の方法その他類似の効果を有する方法を用いて紙若しくは類似の支持物に行われるものと認められる場合に」と規定していますので、「紙若しくは類似の支持物」に複製でき、写真製版その他類似の方法で複製できるコンテンツとそれ以外のコンテンツを「特に書き分けて」と解されます。

また、「ユーザーが所有する書籍であること」「スキャン後は廃棄すること」という条件

を挙げていることから、第2項第1文第2号の場合を言っているのかもしれませんが、その場合には、「その目的上必要があるとき」という要件に加えて、第2項第2文で次のように規定されていますので、「公共の利益（Öffentlichen Interesse）において業務している（tätig）記録保存所（Archiv）」（2項2文3号）に該当しないかいかぎり、紙又は類似の支持物に複製する場合（2項2文1号）か、アナログによる使用が行われるとき（2項2文2号）でなければならないと思われます。

「第1文第2号の場合においては、次の各号のいずれかに加えて掲げるときにかぎり、許される。

1. 複製が、任意の写真製版の方法その他類似の効果を有する方法を用いて、紙又は類似の支持物に行われるとき。
2. 専らアナログによる使用が行われるとき。
3. 記録保存所が公共の利益において業務を行い、かつ直接的であるか又は間接的であるかを問わず、経済的又は営利の目的を追求しないとき」

ところが、JEITAの説明では、ドイツの弁護士に聞いた内容として単に53条を挙げるのみですので、法解釈に基づく説明になっていません。

加えて、JEITAは、過去に放送番組を録画したVHSからDVDディスクやBDディスクにメディア変換するサービスが本条で許容されているとの主張もしていますが「53条の各要件を満たせば」というのでは法解釈上の根拠を何ら示したことはないのですから、本条のどの項で許容されるのかあるいは許容されないのか等、法解釈に基づく当たり前の比較法的検討を要望いたします。

3. 条約適合性について

「柔軟性の高い権利制限規定」とされる米国の「フェアユースの法理」は、1989年3月まで著作権制度の国際標準を定めるベルヌ条約に加盟せず、未加盟の状況下において判例が積み上げられて発展を遂げた法理です。それゆえ、米国内においてもベルヌ条約加盟にあたって同条約に定めるスリー・ステップ・テストの法理との整合性についての論争があるところです（マーシャル・A・リーファー著（牧野和夫監訳）「アメリカ著作権法」（レクシスネクシス・ジャパン、2008年）721頁）。

スリー・ステップ・テストの法理によれば、加盟国が権利制限規定を設けることができる場合は「特別の場合」であること、著作物の通常の利用を妨げないこと、著作権者の正当な利益を不当に害さないことの3要件を充たす必要がありますが、「柔軟性の高い権利制限規定」は特に「特別な場合」の要件に反するおそれがあります。

（1）第1ステップの「特別な場合であること」について

フィチョール博士の前掲245頁によれば、第1ステップの特別な場合について、「例外又は制限によって著作物を利用できる範囲が、厳密に、かつ狭く特定されていなければならない」とした上、「例外・制限を設ける目的が、明確な公共政策的配慮によって正当化し得る」という意味で、「特別」なものでなければならないとしています。

「創作物を利用したサービスの創出・発展」という目的は「明確な公共政策的配慮によって正当化し得る」とはいいたいとありますが、仮にそれが肯定できるとしても限定的な場合に限られると思われます。それゆえその権利制限の目的がかかる意味で特別な場合に限定されている必要があります。

（2）第2ステップの「通常の利用を妨げない」について

フィチョール博士の前掲書245頁では、第2ステップについて、「例外又は制限は、権利者自身による複製権の行使と（いかなる形でも、その著作物のマーケットを損なうものであってはならないという意味で）経済的に対立するものであってはならない。」と記されて

います。今回の意見募集の募集要項では著作権者等の利益を不当に害さない理由を問う項目に「著作権者等の正規のビジネスとの競合、衝突の有無や度合いを含む。」と記されていますので、申し上げるまでもないことかもしれませんが、米国のフェアユース規定とスリー・ステップ・テストに関するフィチョール博士の見解とは微妙な相違があるように思われます。

フィチョール博士の見解では「いかなる形でも、その著作物のマーケットを損なうものであってはならない」とされるのに対し、米国のフェアユース規定では、法文上は考慮要素のひとつとして「著作権のある著作物の潜在的市場または価値に対する使用の影響。」が掲げられているに留まります。「著作物の通常の利用を妨げないこと」を考慮要素のひとつとするような「柔軟性の高い権利制限規定」は、条約適合性の点で問題があると考えます。

(3) 第3ステップの「著作権者の正当な利益を害しないこと」について

フィチョール博士の前掲 245 頁では、第3ステップの正当な利益について「複製権をできる限り完全に享有し、かつ行使することが権利者の利益となる」としつつ、上記第1ステップ及び第2ステップを充足する場合には、権利制限が許される旨を述べた後、その権利制限は「特別な、かつ強固な基盤を有する公共政策的配慮を考慮することによって正当化され得るような、一定のレベルの利益侵害を超えるものであってはならない——という意味で、リーズナブルなものでなければならない。」と述べています。

この点、わが国の権利制限規定の中で、権利制限の目的に照らして必要な範囲に利用を限定するとともに、著作権者の正当な利益を害さない場合に限定する文言を置いていることは、条約に適合的だと思われま

す。多くの国々はベルヌ条約や TRIPS 協定等のスリー・ステップ・テストを定めた条約に加盟しており、「フェアユースに関しては、米国のみが国際知的財産権コミュニティで取り残されている。」(マーシャル・A・リーファー前掲書 720 頁)といわれる状況にあります。従来からのベルヌ条約加盟国であるわが国が国際標準から外れる権利制限規定を設ける必要があるとも思えません。

Neil Weinstock NETANEL「フェアユースを理解する(1)」前掲 3 頁によれば、JEITA 委員が「柔軟な規定」と称する米国のフェアユースの法理については「恣意的でその場限りのものである」という認識は、米国内外において広く共有されている」とされ、そのような指摘をしている著名な研究者として David Nimmer や Lawrence Lessig を挙げています。

それゆえ「柔軟性の高い権利制限規定」の条約適合性についても慎重な検討を要望いたします。

4. 著作物の利用促進と個人の尊厳の尊重について

インターネットユーザー協会が「知的財産推進計画 2015」策定に向けた意見募集に対して提出された「意見」の中に次のような一文があります。

「我が国においては、肖像権は明文化された権利ではなく、判例によって一部パブリシティ権などが認められた例があるに過ぎないが、一般市民の間では過剰に権利を拡大して解釈する傾向が強まっているのも事実である。」

自己が著作権を有する映画の著作物の円滑な利用のために、映画の著作権者である映画製作者は、出演者の了解をえることなく二次利用ができる必要があり、その点ではインターネットユーザー協会の上記主張は首肯できる一面があります。しかしながら、一般市民の肖像権をここまで軽んじた表現には躊躇を覚えます。

まず、京都府学連事件最高裁大法廷判決(昭和 44 年 12 月 24 日 昭和 40 年(あ) 1187 号)は「個人の私生活上の自由の一つとして、何人も、その承諾なしに、みだりにその容ぼう・姿態(以下「容ぼう等」という。)を撮影されない自由を有するものというべきである」と判示していますので、「一部パブリシティ権などが認められた例があるに過ぎない」

というのは事実誤認です。

また、一般市民が、その写真をウェブサイトに掲載されたことにより、心無いインターネットユーザーの理不尽な誹謗中傷にさらされ、「屈辱感、不快感、恐怖感等の精神的苦痛を受けた」という事件が現に発生しています（「街の人事件」（平成17年9月27日東京地裁 平成16年（ワ）第18202号））。もちろんインターネットユーザー協会の会員にはこのようなユーザーはいないと信じていますが、この事件の判決の指摘する「インターネット社会においては、ある個人情報ウェブサイトに掲載された場合、それを契機として当該個人に対する誹謗中傷が行われる潜在的なおそれが存することは否定できないところである。」という点は、著作物の利活用に関する政策立案にあたっては、忘れてはならないと思われま。著作物の利用促進によって得られる社会全体の利益に優越する権利や利益もあることに配慮した政策立案を要望するものです。

以上

著作物等の利用円滑化のためのニーズの募集について

団体名	株式会社 日本国際映画著作権協会
<p>私ども株式会社日本国際映画著作権協会（以下「当社」といいます）は、世界的に著名な映画製作・配給会社 6 社（パラマウント・ピクチャーズ・コーポレーション、ソニー・ピクチャーズ・エンターテインメント・インク、20 世紀フォックス・フィルム・コーポレーション、ユニバーサル・シティ・スタジオズ LLC、ウォルト・ディズニー・スタジオ・モーション・ピクチャーズ、ワーナー・ブラザーズ・エンタテインメント・インク）を代表する米国の事業者団体モーション・ピクチャー・アソシエーション（「MPA」）の日本における子会社でございます。</p> <p>このたびは「著作物等の利用円滑化のためのニーズ」に関して貴重な意見提出の機会を賜り、誠にありがたく存じます。</p> <p>当社はこの機会に、以下の意見をご提案申し上げます。</p> <p>非営利上映等の範囲の制限</p> <p>著作権法第 38 条 1 項によると、営利を目的とせず観衆から料金を受けない上映は著作権者の許諾は不要とされています。当社はこの条項は映画については見直されるべきと考えます。</p> <p>映画がフィルムでしか上映できなかった時代は、フィルムの貸出しを通じて、映画会社はかかる上映を適切に把握することができました。</p> <p>しかし、現在ではブルーレイディスクやオンライン配信ファイルなど、消費者への映画供給方法は多岐に渡っており、現在では誰でも容易に高品質の映画を利用することができます。特にオンライン配信に関しては、映画会社は共同でオンライン配信プラットフォームを立ち上げるなどインターネットを介しての映画の供給を推進しております。</p> <p>インターネットの普及に、よりますますオンライン配信の割合は増加するものと考えられます。</p> <p>消費者の皆様方に家庭内視聴用に提供された高品質の映画を使用して映画上映会を開催した場合でも、営利を目的とせず観衆から料金を受けない場合は著作権者の許諾は不要です。映画会社が把握出来ない、家庭内視聴用の映画データを使用しての上映会の開催が益々容易になっています。</p> <p>また、高画質の映画データを使用すると大規模な施設での上映が可能になります。ときには 1,000 名を超える規模の上映が、非営利上映として、権利者の把握していないところで行われるケースもあります。これは法の予定していた上映形態ではないと考えます。</p> <p>当社は映画のオンライン配信を推奨する為にも、かかる非営利上映に一定の制限を設け、たとえば 100 人以下または 100 人収容のホールの平均的な広さである 100 平方メートル以下の会場といった定量的な基準に合致する場合に限って、無許諾の非営利上映を認める事を提案します。</p>	

(1) どのような種類の著作物等をどのような場面、方法で利用するにあたり課題がありますか。現在又は将来想定される課題について具体的に御記入ください。また、そのような利用ができないために、既にビジネスに支障が生じている、又は支障が生じうることが考えられる場合は、それについても具体的に記載をお願いします。

<課題の場面> 学校教育の情報化（とくに初中等教育学校）
 <課題の利用方法> ICT を活用した教育・学習
 <課題の種類> デジタル学習資源一般（文部科学大臣検定の教科用図書のデジタル化等を含む）
 <課題> デジタル学習資源の制作・流通ビジネスの阻害とその利用・二次利用による教育・学修の高度化の停滞
 <関係する規定> 第 33 条、第 34 条、第 35 条、第 38 条等
 <解決手段の提案> フェアユース規定の導入と学習資源クリアリングハウスの構築（ライセンス体制の構築）

※（3）③、④に詳述

<課題の背景>

我々は、小学校や中学校などの学び・大学における学修の高度化のために活用されるデジタルコンテンツを「デジタル学習資源」と位置付けている。いわゆるデジタル教科書（文部大臣検定の教科用図書のデジタル化等）もこのデジタル学習資源の一部を構成する。

デジタル学習資源の制作・流通ビジネスは、学校における学び・学習の高度化に資するとともに、今後コンテンツ産業の重要な構成要素となることが期待される。したがって、学校におけるデジタル学習資源の円滑な活用を実現するとともに、事業者が健全に事業を継続・発展させるに足る十分な利益を確保できるだけの法・社会制度の整備が求められる。

ところが、技術的条件は整備されつつあるにもかかわらず、現在のところデジタル学習資源ビジネスも、学校におけるデジタル学習資源の活用も十分には進んではない。

デジタル学習資源の活用の側面から見ると、確かに、周知の通り、小学校や中学校など学校は、著作権法第 35 条等の権利制限規定によって、「授業」については一定程度、著者・権利者への許諾を要しない著作物の利用（複製使用含）が可能である。

ところが、学習者がソーシャルネットワーキングサービス等でデジタル学習資源を共有し、互いに学び合うような新しい形態の学び・学習で活用する場合、これらの規定によって著作権が制限されるかどうかは、議論の余地が残るところである。

その一方で、デジタル学習資源を構成するコンテンツの著作者や流通事業者（出版者、配信事業者等）から見れば、コンテンツが無制限に活用され、転々流転することには不安が残るだろう。

そのため、利用者側の視点から見て、過剰に高額と思われる利用料金の設定が行われたり、デジタル学習資源の活用に対して過剰な制約を求めたりする傾向があるように思われる。たとえば、約款上デジタル教科書の複製の制限を行ったことで、学校の授業時間内にデジタル教科書・教材を利用者がダウンロードできず、スムーズに授業が実施できなかったなどの例がすでに知られている。

しかし、利用者の視点から課題と思われる料金設定、過剰と思われる制約があつては、デジタル学習資源の活用が進まず、結果として、今後コンテンツ産業の大きな構成要素となると期待されるデジタル学習資源ビジネスの芽も潰されてしまうと思われる。

初中等教育・高等教育における著作物利用は、教室で行われる授業だけでなく、さまざまな場面で活用が行われようとしている。たとえば、学校教育の充実を目的として、教員が授業研究を行うため、教科書や副読本、その他資料を含む著作物を活用する授業映像をデジタルビデオで撮影し、研究会やネットワークで情報を共有し、講評・研究する場合、その収録活動は、著作権法上の著作権の制限規定の対象とはならないように思われる。

また、たとえば、文部科学省中央教育審議会の「初等中等教育における教育課程の基準等の在り方について（諮問）」等から、今後、初中等教育学校や大学の学びにアクティブ・ラーニングを取り入れることが明記されており、従来の学習方法とは異なる新たな教育・学習方法のニーズが高まることは間違いない。そうした新しい教育活動の中での著作物利用は、教室を超えて、教える者と学習者・学修者の個人やグループによってシームレスに行われるようになる。このような、デジタル学習資源活用による新しい形態の教育や学び・学修は、このシームレスな著作物利用の輪をさらに広げることで、より高度な教育や学び・学修を可能とすることが期待される。ここに寄与する新たなビジネス創出の可能性も極めて大きい。

従来の授業の枠組みを超える著作物利用に関して、逐一、著者・権利者に許諾を得るという解決もあるかもしれない。しかし、教員が児童・生徒の代わりに行うなどの現場での対応措置を取ったとしても、これは利用者側の負担が大きく、やはり上記のように過剰な制約と受け取られるだろう。

結果として、教育における著作物利用が停滞するだけでなく、学習資源ビジネスの成長も損なわれる。

さらに、著作権の利用許諾にもなう取引コストの増大は、やがて著作権侵害をよしとする風土を生みかねない。よって、今後わが国のコンテンツ産業の発展の基盤として不可欠となる国民における健全な著作権意識の涵養にもネガティブな影響を及ぼすことにもつながる。

デジタル学習資源の教育・学修における活用を促進することで教育・学修の高度化を図るとともに、それらを支えるデジタル学習資源ビジネスの健全かつ持続的な成長・発展を可能とするためにも、権利保護の複雑性を解消して権利侵害を回避しつつ、学校教育で活用するデジタル著作物の制作および流通、そして、その利用/二次利用を活性化させる社会・法制度の創出は急務であると考ええる。

(2) (1) で挙げる利用は、現在の著作権法のどの規定（権利に関する規定・権利制限規定）との関係で課題がありますか。

(1) で述べたように、本課題は第 33 条、第 34 条、第 35 条、第 38 条等と関係した課題である。これらの規定にフェアユースを導入するなどして権利制限規定を見直すことは、確実に著作物の利活用を促進すると思われる。

著作物の利活用を円滑にすることで、教育・学修の高度化が促進されるとともに、新しいデジタル学習資源活用ビジネスの可能性も開かれるであろう。その点でフェアユース規定導入には強く賛同する。

しかしながら、フェアユース規定の運用に当たっては、米国の例を見ても、個々の事例がフェアユースに相当するかどうかの解釈をめぐる紛争が頻発することが予想される。

米国と比較して弁護士人口が少ないわが国においては、法廷での解決や法定外の和解による解決が追いつかず、フェアユース規定を導入することでかえって混乱が増す可能性もある。

特に、デジタル著作物の場合、関連のステークホルダーが多岐に渡る（場合によっては海外との協力体制の構築が必要な）ため、フェアユースに該当するかどうかの紛争は複雑化する。

したがって、著作者・著者・権利者の権利を保護し、かつ、公教育や教育ビジネスの利益に資するた

めには、我々は、むしろ、ライセンス体制の充実によって課題に取り組むことが現実的解決策であると考えている。

そこで(3)の③および④にてその解決策を提示する。

(3)(1)・(2)で挙げられた課題の解決方法について

①権利制限規定の見直しによって解決すべきであるとお考えの場合、具体的にどのような制度を望みますか。また、そのような制度設計が望ましいと思われる理由を述べてください。

②権利制限規定の見直しによって解決すべきであるとお考えの場合、(1)に挙げた利用が著作権者等の利益を不当に害さない(著作権者等の正規のビジネスとの競合、衝突の有無や度合いを含む。)と判断する理由は何ですか。

③著作権の集中管理の促進など、ライセンス体制の充実によって解決すべきとお考えの場合は、具体的にどのような環境整備を望みますか。

<学習資源クリアリングハウスの構築>

昨今、米国でも著作権の集中管理体制の構築などが検討されているように、我々も著者・権利者の権利保護を確実にしつつ、学校教育のデジタル学習資源の十全な利活用、ならびに学習資源の著作・流通を促進する公共的な「学習資源クリアリングハウス」の構築を提案する。

我々が提案する「学習資源クリアリングハウス」は、以下のような機能を持たせるべきであると考えている。なお、「クリアリングハウス」とは、学習資源を取り扱うための事前調整・準備・処理(クリアリング)を行う場所の意である。

- (1) 関係のステークホルダー間の対話を促進する。
- (2) 著者・権利者(著作権管理団体含む)と包括的利用許諾契約を締結するなどして著者・権利者の利益に資するとともに、公正な市場を形成する。
- (3) (2)によって、学校現場で従来必要な煩雑な著作権処理手続きを簡略化する。
- (4) 公教育の発展に資するデジタル学習資源の適切な利用と利用許諾契約のためのガイドラインを提示し、実際の利用許諾契約の精査等を行う。過剰な利用制限等が認められた場合、(2)のように著者・権利者と交渉する。
- (5) 学校教育現場でのデジタル学習資源の公正な利用が、著者・権利者、産業(経済)にどの程度の利益・不利益を与えるかといった議論、分析、学術的検討を推進する。
- (6) デジタル学習資源の教育利用に関わる紛争が発生した際に、ADR(Alternative Dispute Resolution: 裁判外紛争解決手続)の場として機能させる。
- (7) これらの諸活動の蓄積によって優良著作物や優秀なクリエイターを発掘するとともに、新たな教育ビジネスの在り方を示し、初中等教育におけるデジタル学習資源の利活用の観点から将来の教育の情報化ビジョンを示していく。

ただし、このクリアリングハウスの役割を適切に機能させるには、情報テクノロジーを有効に活用しながら、産・官・学の協力体制を構築するなど、いくつかの工夫が必要である。たとえば、2015年に設立された「みらい学び共創会議(ICT CONNECT21)」といった産・官・学が一体となった公共的な団体等での議論が必要となるだろう。

④その他の解決方法について御提案があれば、理由とともに具体的に御記入ください。

<学校教育市場の範囲を情報テクノロジーによって規定する ED.JP クラウド構想>

～インターネット・ドメイン ED.JP の活用～

③で述べたクリアリングハウスが実現した場合にも、その運用では様々な困難が予想される。

特に、(1)(2)で述べたように、情報化された学校教育では、利用(市場)の範囲(区別)が曖昧であることが著作権の取扱いを難しくする。情報化された学校は、インターネットによって学校と学校外との区別が不明確になるからである。

したがって、クリアリングハウスが、学校教育利用として著者・権利者と包括的利用許諾契約を結ぶために著作権交渉をする際、著者・権利者側からすると、もはや学校教育市場としては想定できない可能性がある。仮に、学校教育でのデジタル学習資源利用に対して、著者・権利者が一般市場と同等の利用であると見なしたならば、著者・権利者はそれに見合う大きな対価を要求するか、あるいは、包括的利用許諾契約は成立しないだろう。

したがって、デジタル学習資源のライセンスにおける利用範囲は、学校内限定とせざるを得ないが、情報化された学校では、そうしたライセンスは現実味がない。おそらく、デジタル学習資源は利用者らの手によって、著者・権利者に許諾なく、公開されたインターネットサイトに複製、転載されてしまうだろう。

そこで、学校教育用インターネット・ドメイン ED.JP 内での利用ライセンスとし、そのための情報システムの構築を進めることを提案する。たとえば、公共団体のみならず、民間企業が提供している各種ウェブサービスやストレージ(クラウド)サービスにおいても、ED.JP 限定利用サービスを構築してもらおう。

これによって、著者・権利者は、たとえインターネットサイトに著作物が複製・転載されても、それは ED.JP(学校)利用に限られると見なせるだろう。クリアリングハウスは、ED.JP 内利用であれば著者・権利者に許諾なく二次利用等が可能ないように、著者・権利者と包括的利用許諾契約を締結することが可能となる。

<利益分配に資する学習資源データセンターの構築>

クリアリングハウスによって包括的利用許諾契約が成立した場合、契約締結先が著者・権利者の著作権管理団体であった場合には、利用許諾契約で得られた利益を著者・権利者に分配する方法が問題となる。

そこで、情報テクノロジーを活用し、利用者が、上の ED.JP 内でデジタル学習資源を、いつ、どれほど利用したかをデジタルデータで自動的に収集するデータセンターを構築することを提案する。

このデータセンターに集められた情報に基づき、クリアリングハウスは著者・権利者(団体)と、一定の科学的根拠に基づき利用許諾契約の締結あるいは見直し交渉が可能となるだろう。

また、そうしたデータによる利用頻度の可視化は、著者・権利者の著作モチベーションを高め、新規に教育市場に参入しようとする者への戦略確立の有力な支援につながると考えられる。さらに、学習指導者が自らの学習環境を向上させ、教育の質を高めるためのデータとしても利用できる可能性がある。

※なお、本意見書の参考として、以下の資料を添付する。ただし、添付のファイルの著作権は、電子情

報通信学会が保持しており、参考資料ファイルそのものの公開には、電子情報通信学会の許諾が必要となる。(以下の資料タイトル等については特に学会の許諾は必要ない)。

[1] 芳賀高洋,大谷卓史,”小中学校の授業映像・音声のアーカイブ化やネット配信に関する倫理的諸問題”,電子情報通信学会信学技報 IEICE-113 no.135(ISEC),39-46,Jul.2013.

[2] 芳賀高洋,大谷卓史,”小中学校の教室授業のリアルタイム・ビデオ中継に関する倫理的諸問題の考察”,電子情報通信学会信学技報 IEICE-113 no.274(SITE),1-6,Oct.2013.

[3] 芳賀高洋,大谷卓史,”小中学校授業のビデオ撮影やネット配信等に関する運用ガイドラインの策定”,電子情報通信学会信学技報 IEICE-113 no.442(SITE),103-108,Feb.2014.

[4] 芳賀高洋,大谷卓史,”授業のビデオ撮影、映像/音声情報の共有や利用に関する同意書の取扱い”,電子情報通信学会技術研究報告 IEICE-114 no.25, 47-52,May.2014.

[5] 大谷卓史,芳賀高洋,”学校授業の録音・録画とそのデータ利用に係る著作権問題”,電子情報通信学会技術研究報告 IEICE-114 no.25,41-46, May.2014.

[6] 芳賀高洋,鈴木二正,大谷卓史,”検定済教科書等のデジタル化に関する課題の検討:デジタル(検定済)教科書の無償化やオープンアクセス化の可能性”,電子情報通信学会技報 IEICE-114 no.116 SITE2014-25,221-228,Jul.2014.

[7] 芳賀高洋,鈴木二正,大谷卓史,”教育用デジタル著作物の権利処理・調整コンソーシアム設立の提案”,日本デジタル教科書学会 2014 年度次大会(新潟)発表原稿集第 3 号,97-98,Sept.2014.

[8] 芳賀高洋,鈴木二正,小野永貴,大谷卓史,”教育用デジタル著作物をめぐるステークホルダー(利害関係者)の布置状況分析:デジタル著作物の教育利用に関する著作権調整コンソーシアム設立を目指して”,電子情報通信学会技報 IEICE-114 no.494 SITE2014-83,267-272,Mar.2015.

[9] 芳賀高洋,鈴木二正,小野永貴,大谷卓史,”初中等教育におけるデジタル著作物の利用許諾契約に関する課題～指導者用デジタル教科書を例に～”,電子情報学会技報,vol. 115, no. 57, SITE2015-4, pp. 17-22, May.2015.

※1 補足資料やデータ, 関連文献等がありましたら, 併せて御提出をお願いします。

※2 募集事項は一定程度専門的な事項を含みますので, 可能な限りで記載をお願いします。

※3 非公表を希望される情報につきましては, その旨を付していただくようお願いします。

著作物等の利用円滑化のためのニーズについて

「図書館による図書全文検索サービスの展開の意義と可能性」

. [8] ニーズ 下記を参照されたい。

(1) どのような種類の著作物等をどのような場面、方法で利用するにあたり課題がありますか。現在又は将来想定される課題について具体的に御記入ください。また、そのような利用ができないために、既にビジネスに支障が生じている、又は支障が生じうることが考えられる場合は、それについても具体的に記載をお願いします。

米国の大学図書館連合である Hathitrust では、図書館が著作権保護期間中の図書をスキャンして OCR したデータを単語により検索することが可能である(参考資料1)。ただし、図書の内容自体については、特別な場合を除き当該図書を所蔵している図書館でも閲覧できず、当該図書館以外の場所でも、図書の検索のみが可能であり図書の内容そのものの閲覧まではできないこととなっている。かかる図書検索サービスの適法性については、米国の裁判所において、フェアユースの観点から、著作権侵害ではないとの判決が下されており、適法なものとして是認されている。(参考資料：時実 象一「大学図書館書籍アーカイブ HathiTrust」『情報管理』https://www.jstage.jst.go.jp/article/johokanri/57/8/57_548/_pdf)。

我国においても、図書館等を中心としてこのような検索サービスが展開できたなら、文献の検索性が飛躍的に向上し、適時かつ的確な情報へのアクセスが達成される結果、学術研究全般、特に人文社会科学を大いに発展させるのみならず、社会一般の公衆にとっても様々な利益がもたらされることは多言を要しないところである。

しかしながら、次項「(2)」で述べるとおり、現状、我国では、こうしたサービスが展開できないために、Hathitrust またはこれに類似したサービスを通じた情報へのアクセス基盤が整備された諸外国における各種研究に比して、我国の各種研究が不十分なものとなってしまい、著作物を用いた研究活動等について先進国として立ち後れてしまっている大きな原因の一つとなっている。我国の著作権法上、Hathitrust のようなシステムは、違法となる可能性が高く、実際、日本国内で導入・展開されていないことから、著作物の効用享受及びこれを用いた研究活動における他国との格差は将来的に拡大の一途を辿ることは想像に難くない。我国では、図書をはじめとする各種資料の内容を検索できないため、適時かつ的確な資料の検索・発見ができず、その結果、資料の内容を直接検索できる米国をはじめとした諸外国に比して、国民が図書等資料に触れる機会が不当に制限されていると言わざるを得ず、適時かつ的確に資料(ひいては情報)へアクセスできる状況の下において本来もたらされるであろう利益を十分に享受できていない現状にある。そして、内容による検索ができず、図書等資料の発見が適切になされないという状況においては、結果として、図書等資料の販売量は現在の情報技術環境を前提とした時に本来期待し得るものと比較して不十分な状況であると言わざるを得ず、著作権者にとっても書籍流通業界にとっても逸失利益は少なからぬものであり、現状を放置したままではさらに大きくなるばかりである。

上記の Hathitrust のようなサービスを我国でも展開することで、技術や文化等の発展から本来得られるべき効用・利益を十分に享受することのできる情報へのアクセス基盤を作出することが可能となり、ひいては文化及び経済の発展に寄与するものであると期待される。

(2) (1)で挙げる利用は、現在の著作権法のどの規定（権利に関する規定・権利制限規定）との関係で課題がありますか。

我国の著作権法上、情報解析のための複製等として書籍等をデータベース化することは適法とされている（著作権法第 47 条の 7）。ただし、同条により認められる利用は、記録媒体への記録と翻案に限られており、譲渡や公衆送信等の利用は一切認められていない。また、当該データベース（複製したデジタルデータ）について、情報解析目的以外の目的で利用することはできず、かかる利用を行った場合、その時点で目的外利用として複製権（同法第 21 条）侵害となり得る（同法第 49 条 1 項 5 号）。そして、ここでの「利用」とは、必ずしも支分権の対象となる行為のみを意味するのではなく、視聴行為等、それ自体が支分権の対象とならない行為であっても、著作物の表現の効用を享受する目的で行われる行為であれば、目的外利用の対象に含まれる。

したがって、現行法を前提にする限り、例えば、著作権法上の「図書館等」（同法第 31 条第 1 項）において、情報解析目的で適法に複製された著作物が蓄積されたデータベースを検索システムとして導入したとしても、図書館の利用者はかかる検索システムを適法に用いることはできない。また、例えば、Hathitrust のように、当該検索システムを図書館外でも利用可能とし、外部において特定の検索ワードによる著作物の内容の検索を可能とするシステムとして構築した場合には、複製権の侵害に加えて、公衆送信権（同法第 20 条）等の侵害をも構成することとなり、やはり適法な利用はできない。

(3) (1)・(2)で挙げられた課題の解決方法について

(3)-[1] 権利制限規定の見直しによって解決すべきであるとお考えの場合、具体的にどのような制度を望みますか。また、そのような制度設計が望ましいと思われる理由を述べてください。

図書館において、著作権保護期間中の図書であっても検索等の処理のためにテキストデータを作成・蓄積するとともに、作成・蓄積したデータベースをそこに含まれる単語ごとに検索可能な検索システムを構築し、Hathitrust のように、検索結果のみを表示して内容の閲覧を制限するという図書検索システムを、もしくは、これに加えてさらに、所蔵図書館においては図書の内容を閲覧することについても著作権を侵害することなく適法に運営・利用できるようにする制度。具体的には、検索目的での著作物の複製等を適法とする権利制限規定を新設することが考えられる。

(3)-[2] 権利制限規定の見直しによって解決すべきであるとお考えの場合、(1)に挙げた利用が著作権者等の利益を不当に害さない（著作権者等の正規のビジネスとの競合、衝突の有無や度合いを含む。）と判断する理由は何ですか。

仮に、我国において上述のような図書検索システムを適法に運用することを可能とする法整備を行っ

たとしても、著作物の内容を閲覧できないとの制限を課することで、著作権者の権利が侵害される可能性は極めて低い。さらには、所蔵図書館のみにおいて内容を閲覧できるようにしたとしても、所蔵図書館以外では図書資料等の著作物の内容を閲覧できないとの制限を課することで、所蔵図書館以外における当該著作物の複製、公衆送信その他の利用を防ぐことができるため、著作権者の権利が侵害される可能性は極めて低い。そもそも、現行の著作権法を前提としても、著作物のタイトル自体をデータベース化し、タイトルを対象に図書を検索するシステムを公衆に提供することは適法であるところ、さらに一歩進んで、タイトルのみならず著作物に含まれる単語等も含めて検索対象としても、著作権法上保護される創作的表現そのものを公衆一般に提供するわけではないことからすると、著作権者の権利が侵害される蓋然性の点で変わりはなく、タイトルのみの検索システムと実質的に同視されて然るべきものである。

また、図書館における著作物のコピーサービスは、利用方法が制限されているところ(著作権法31条)、上記図書検索システムにおいても、図書自体の閲覧は図書館内でのみ認められるものとし、複製については現行法と同様に限定的に許容することとすれば、(著作物に触れる機会が増えることにより)著作物の発行部数の上昇に資することこそあれ、減少させることはなく、出版権を有する出版社等への影響(著作権者等の正規のビジネスとの競合、衝突)という観点からも、問題はないものと思料する。

以上のとおり、我国において上述のような図書検索システムを適法に運用することを可能とする法整備を行ったとしても、著作権者等の利益を不当に害する可能性は極めて低い。他方で、同検索システムの利用が可能となった場合、著作物の有効利用が促進され、ひいては、著作権法の目的たる「文化の発展」に資する結果となることは明らかである。現状では、図書等資料を探そうとしても、著作のタイトルや章タイトル等を対象に検索を行える程度であり、文中に含まれる単語で探すことができないことから、結局、目的の文献等を探し出すことができず、当該文献等に化体した創作的表現や情報に到達することができないという事態が生じている。上記図書検索システムを利用することで、利用者が自らの目的に合致する文献を適時かつ的確に探し出すことが可能になれば、これまで眠っていた著作物(ひいては、そこに化体した創作的表現や情報)がより広く社会に還元されることになり、「文化の発展」という著作権法の目的に資する結果となることは明白であり、同検索システムを導入すべき社会的要請は極めて高いものといえる。

また、著作権法上、図書館においてコピーサービスを提供することが認められているが、その趣旨は、図書館が研究者・学生にとって学術研究・教育・学習の中心であり、一般国民にとっても文化を享受し、その効用を高め、さらに研究・教育・学習を続ける施設であることに鑑みて、利用の必要性和著作権者の権利保護との調整を図ることにある。上記図書検索システムはかかる趣旨の達成に資することは明らかであって、むしろ、特段の問題がないにもかかわらず、同検索システムの利用を否定すれば、結局、図書等を学術研究や教育、学習等に活用し、もって文化を発展させるという上記趣旨、さらには著作権法の目的に逆行することともなりかねない。

以上のとおり、上記図書検索システムの利用は、著作権法の目的に資するものであり、また、著作権者等のビジネスとも競合せず、逆に、適時かつ的確な図書等の検索性が飛躍的に高まることにより図書等の購入者が増えることになる可能性が高く、結果として、著作権者等の利益に資すると同時に書籍流通ビジネスを活性化させる可能性がある。

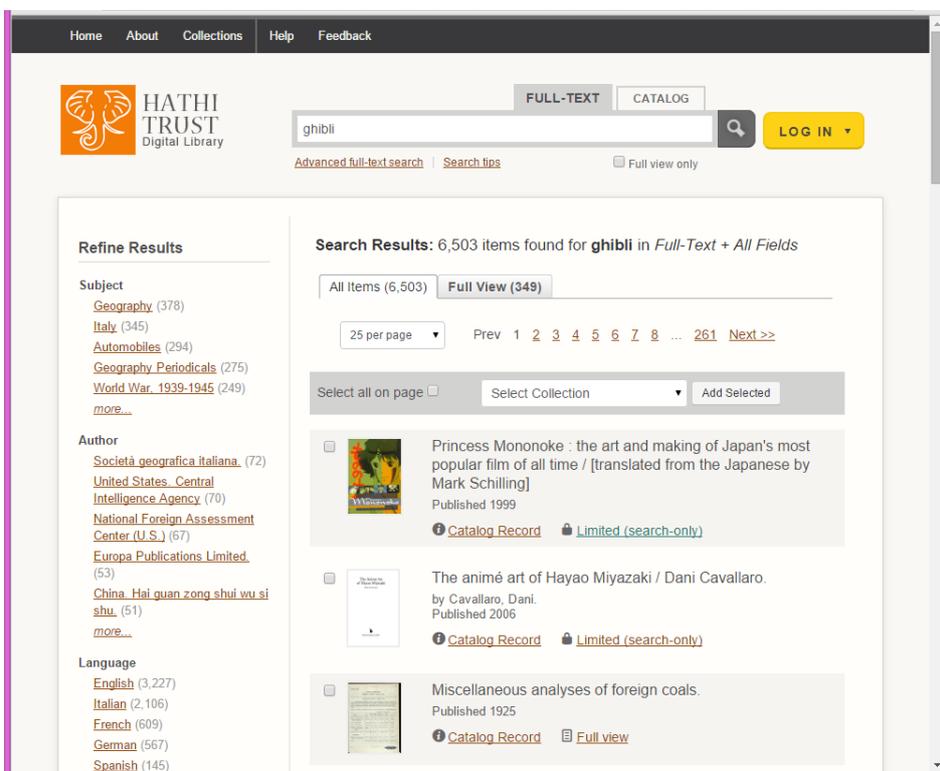
[3] 著作権の集中管理の促進など、ライセンス体制の充実によって解決すべきとお考えの場合は、具

体的にどのような環境整備を望みますか。

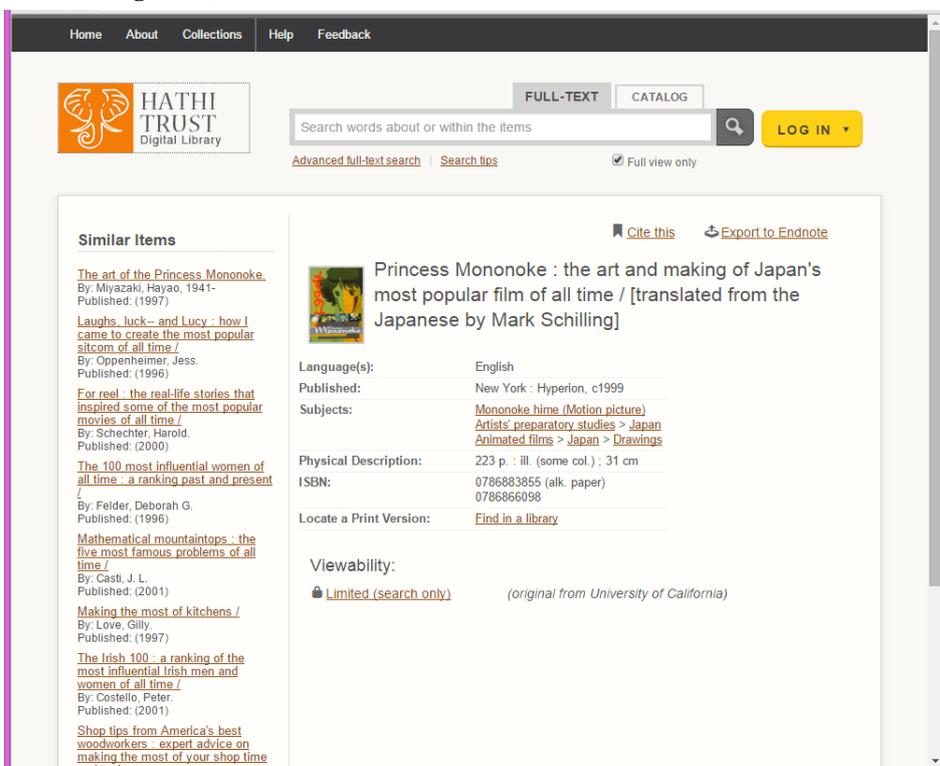
[4] その他の解決方法について御提案があれば、理由とともに具体的に御記入ください。

フェアユース規定を一般に導入することは、裁判の負担が相対的に大きい我国では運用が困難であると想定されるため、上記[1]で提案した制度を設けることが現実的かつ効果的であると思われる。

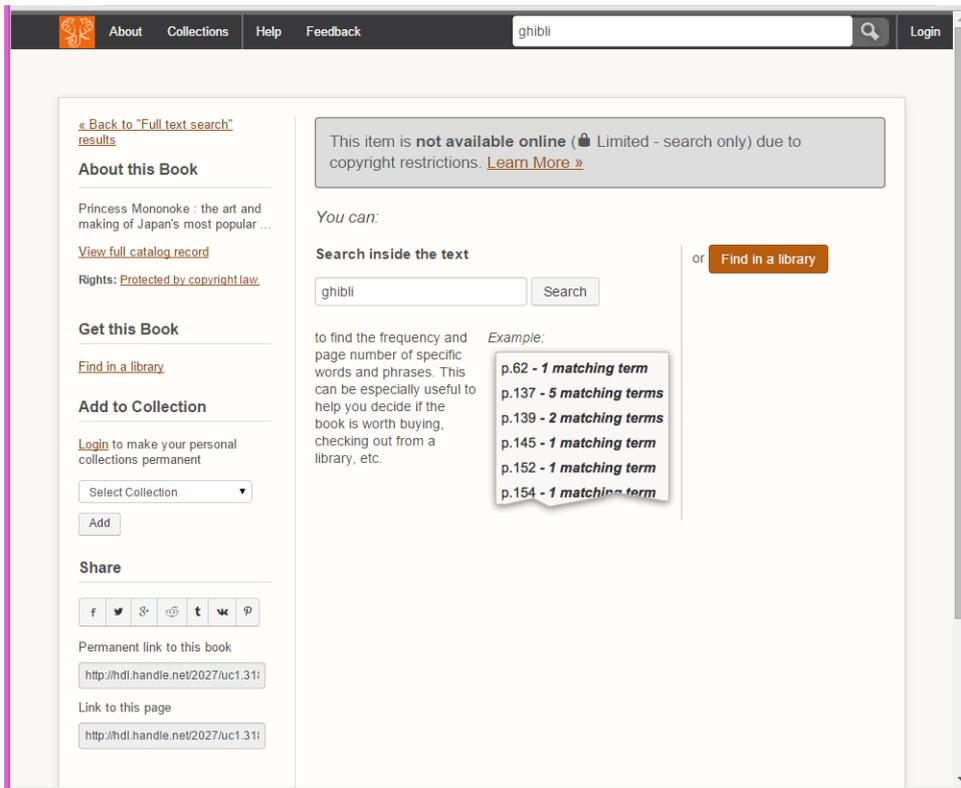
参考資料 1 : Hathitrust での著作権保護中図書の内容検索の例 (下記、図 1 ~ 4)



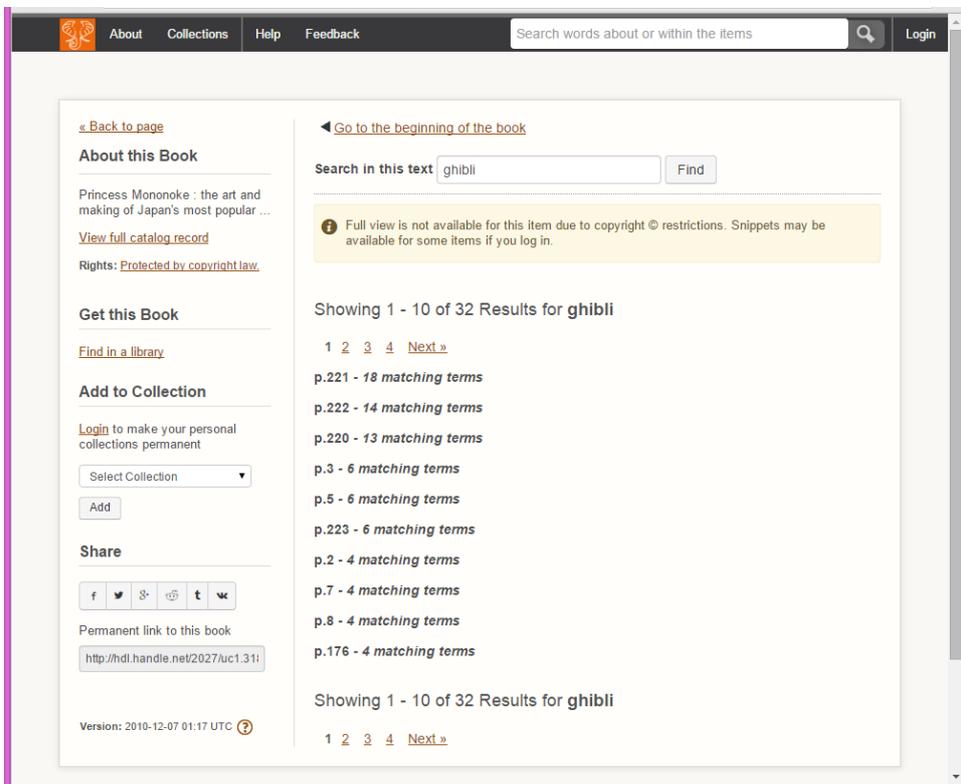
(図 1 : 「ghibli」で検索し、その語を含む図書がリスト表示された画面)



(図 2 : ヒットした図書の一つの書誌情報を表示した画面)



(図 3 : 本の内容を検索する画面)



(図 4 : 本の内容を検索して登場ページと登場回数が表示された画面)

著作物等の利用円滑化のためのニーズの募集 提出様式

④団体名 一般社団法人情報科学技術協会著作権委員会

(1)どのような種類の著作物等をどのような場面、方法で利用するにあたり課題がありますか。現在又は将来想定される課題について具体的に御記入ください。また、そのような利用ができないために、既にビジネスに支障が生じている、又は支障が生じることが考えられる場合は、それについても具体的に記載をお願いします。

医学医療分野では、EBM (Evidence Based Medicine) の考え方に基づきシステムティック・レビュー(系統的レビュー)による文献的考察によって、より正しい情報知識を導き出すことで重複する臨床研究を少しでも減少させ、その成果を診療ガイドラインなどとしてより正しいと思われる治療法の普及を図ることは、国際的な潮流にもなっている。システムティック・レビューにしても診療ガイドラインであってもそれぞれ、数百件から数千件以上の文献を個別に吟味し、基礎データとしての症例についての評価も加え、レビュー対象の文献と非対象文献について採否理由を付して明示化し、対象文献の症例データをメタ分析することで結論を分かりやすく表現するものである。診療ガイドラインは3年に1回の改定も求められる。学術文献の典型的かつシステムティックな活用そのものである。

(2)(1)で挙げる利用は、現在の著作権法のどの規定(権利に関する規定・権利制限規定)との関係で課題がありますか。

システムティック・レビューの実施や診療ガイドラインの作成を行うグループとその構成メンバーはともすると数多くの学術文献を個人の負担で収集し同一文献を複数メンバーで共用して吟味し、メタ解析によって図表データの再構築を行い、採択文献・非採択文献について原文の内容を紹介する構造化抄録を作成し、公開することが必要となっている。著作権法上の「私的利用」にあらず、1件1件PDF化して情報交換し原文を読まなくても済むよう構造化抄録をその都度作成しているが(結果的に公開されない場合も多いことなどから)必ずしも個別許諾を得てはられない実態も多く、「複製権」「公衆送信権」の他、「二次的著作物」「公正な慣行」「共同著作物」の考え方にもすると抵触しかねない事項も散見される。

診療ガイドラインの利用者(臨床家)にとってもこれを鵜呑みとするのでは無くいつでも根拠となっている原文を参照し活用すべきものであるにも関わらず、現状は決して原文参照も容易となっていない。

システムティック・レビューや診療ガイドライン作成の活動は、医学医療の国際性・普遍性ともあいまって、非常にグローバルな活動となっており、国内の著作権法のみでは考えられない状況にもなっている。

(3)(1)・(2)で挙げられた課題の解決方法について

①権利制限規定の見直しによって解決すべきであるとお考えの場合、具体的にどのような制度を望みますか。また、そのような制度設計が望ましいと思われる理由を述べてください。

学術文献の活用として極めて組織的かつ実際的なものであり、その成果の公共性は高いことから、システムティックに定められた手順で行われるこの種の活動はアカデミック性からも二次的活用も含めて権利制限の対象と考えられる

②権利制限規定の見直しによって解決すべきであるとお考えの場合、(1)に挙げた利用が著作権者等の利益を不当に害さない(著作権者等の正規のビジネスとの競合、衝突の有無や度合いを含む。)と判断する理由は何ですか。

学術文献として発表された臨床研究文献は、著作者としても公の批判と評価を受けるべく発表しているものであると同時に、当該臨床研究の被験者はその材料とも言える存在であり正しい評価や無駄な重複を避けることの意義は極めて大きい。対象文献として採択された臨床研究そのものも、適切な臨床研究で価値あるものとの評価を受けたことでもあり、著作権者自身の国際的評価でもあり、利益あるものと言える。

③著作権の集中管理の促進など、ライセンス体制の充実によって解決すべきとお考えの場合は、具体的にどのような環境整備を望みますか。

当初は、システムティック・レビューや診療ガイドライン作成の学術文献利用活動、その成果の普及・活用が、アカデミックかつグローバルでパブリックなことから権利制限対象であることの明示化だけで良いが、近い将来に向けて国内的にはシステムティック・レビューの登録化と推進機関のライセンスによって、誰でも勝手に勝手な方法で、とはならない環境整備も考慮が必要かもしれない。

④その他の解決方法について御提案があれば、理由とともに具体的に御記入ください。

学術文献のフェアユーズとしての解決方法もある。

※1 補足資料やデータ、関連文献等がありましたら、併せて御提出をお願いします。

※2 募集事項は一定程度専門的な事項を含みますので、可能な限りで記載をお願いします。

※3 非公表を希望される情報につきましては、その旨を付していただくようお願いします。

著作物等の利用円滑化のためのニーズの募集 提出様式

④団体名	一般社団法人情報科学技術協会著作権委員会
<p>(1)どのような種類の著作物等をどのような場面、方法で利用するにあたり課題がありますか。現在又は将来想定される課題について具体的に御記入ください。また、そのような利用ができないために、既にビジネスに支障が生じている、又は支障が生じることが考えられる場合は、それについても具体的に記載をお願いします。</p> <p>著作権等管理事業法制定時の文化庁による説明会の際の記憶では、内国民待遇を前提として、集中管理から管理事業団体の登録化・複数化による競争原理を促すことでの低料金化もメリットとしていた。しかし現状では、管理事業団体が海外集中処理機関業務の受託によって内国民待遇は崩れ、国内管理事業団体が競って複製権料値上げを図ってきた実態がある。管理事業団体の複数化は、学術文献の利活用面からみると複製権の処理を複数団体から複数手順で行わなくてはならないこと、いわゆる孤児著作物は減らないこと、など課題は解消方向に向かっているとは思えない。また、電子化許諾については、より複雑化傾向にある。</p>	
<p>(2)(1)で挙げる利用は、現在の著作権法のどの規定(権利に関する規定・権利制限規定)との関係で課題がありますか。</p> <p>著作権法と著作権等管理事業法との関連課題自然科学の新しい研究のほとんどは先人の研究成果の基にこそ生まれるものであり、先人の研究成果の集大成である学術著作物の利用無くしては研究活動が進まない。文芸書などが広く一般の人に利用され場合によっては利用の代替性があることは学術著作物と大きく異なっている。学術文献の複製、電子化による活用拡大は、研究を進めるための欠かせない手段となっている。更に、学術著作物における特徴的なこととして、ほとんど例外なく著作者は利用者であり、利用者は著作者もしくは将来の著作者でもある。こういった実態から、利用者には負担を強いる学術著作物の著作権処理の現状は、著作権法の趣旨、そして管理事業法第一条の目的にあげられている「利用を円滑にし、もって文化の発展に寄与する」に反していると考えられる。</p>	
<p>(3)(1)・(2)で挙げられた課題の解決方法について</p>	
<p>①権利制限規定の見直しによって解決すべきであるとお考えの場合、具体的にどのような制度を望みますか。また、そのような制度設計が望ましいと思われる理由を述べてください。</p> <p>学術文献の電子化を含めた複製権処理を集中管理方式とし、複写・電子化、いずれもワンストップの権利処理と、内国民待遇の原則に基づく国内利用全般の権利処理を可能とする。現在の権利制限を個別指定する方式を踏襲するのであれば、集中管理機構内に権利者・利用者・第三者から構成される審査会において、いずれかからの提案を審査し、年限を決めて権利制限事項に追加することとし、技術や社会環境などの変化に柔軟に応じて行けるようにする。集中管理機構は、現在IFPRO加盟の国内2機関が合併することが望ましいが、現体制では権利者側代表に偏りすぎており、集中管理の中立性を保つべく全面的改善が必要であろう。</p>	
<p>②権利制限規定の見直しによって解決すべきであるとお考えの場合、(1)に挙げた利用が著作権者等の利益を不当に害さない(著作権者等の正規のビジネスとの競合、衝突の有無や度合いを含む。)と判断する理由は何ですか。</p> <p>権利者・利用者・第三者の協議によるが、権利者が利用者になる場合も利用者が権利者になる場合もあり、それぞれ1/3比率であっても著作権者の権利を不当に害することにはならない。但し、現在のシステムで得られている利益がそのまま権利者に保障されるものには無い可能性は大きい。現在の利益を保障するのでは、新規ビジネスの創出にも、技術的・社会的変化やニーズを踏まえての進歩が望めない。</p>	
<p>③著作権の集中管理の促進など、ライセンス体制の充実によって解決すべきとお考えの場合は、具体的にどのような環境整備を望みますか。</p> <p>中立的立場での集中処理機構整備のみ</p>	
<p>④その他の解決方法について御提案があれば、理由とともに具体的に御記入ください。</p> <p>著作権の問題は現状でも利害関係が複雑であり、新規ビジネス創出を考えると更に混沌としてくることは明らかであろう。失敗しないためには、集中管理機構の中立性と共に、文化庁その他の各種委員会メンバーなどの利益相反を明らかにすることが必要である。</p>	

著作物等の利用円滑化のためのニーズの募集 提出様式

④団体名 公益社団法人日本図書館協会

(1)どのような種類の著作物等をどのような場面、方法で利用するにあたり課題がありますか。現在又は将来想定される課題について具体的に御記入ください。また、そのような利用ができないために、既にビジネスに支障が生じている、又は支障が生じることが考えられる場合は、それについても具体的に記載をお願いします。

- ・現在、図書館等は、著作権法第31条により、その所蔵資料の複写を自由に行うことが認められている。
- ・しかし、同条で認められている複写の範囲は、「発行後相当期間を経過した定期刊行物に掲載された個々の著作物」を除き、著作物の一部分に限定されている。
- ・このため、現行法においては、公的機関が作成した広報資料、調査統計資料、報告書のように、たとえ一般に周知させることを目的として作成された公的著作物であっても、作成者である国、地方自治体、独立行政法人等(以下「国等」という。)から個別に許諾を得ないその一部分しか複写できない。
- ・このことは、現在ウェブ上においてこれらの著作物を気軽にダウンロードやプリントアウトすることができることや、情報公開制度により原則として著作物全文の開示が可能であることを鑑みると、著しく不合理なことではないかと思われる。
- ・図書館は、政府出版物を一般公衆に提供するための施設としての機能を有している。このことは、図書館法(昭和25年法律118号)第9条において、都道府県立図書館への政府刊行物の提出義務及び公共機関出版物の図書館への寄贈が規定されていることから明らかである。図書館がこのような機能を十全に発揮するためには、官公庁作成広報資料、報告書等を自由に複製し、また、必要に応じ、ファクシミリ等の手段を用いて利用者に提供することが認められる必要がある。
- ・本件については、「文化審議会著作権分科会報告書(平成18年1月)」で検討がなされ、「基本的に何らかの措置を検討すべき事項と考えるが、著作権者である国等が「図書館における複製可」などの表記を行えば問題は解決し、あえて権利制限規定を見直す必要はないという意見もあったところであり、今後、「自由利用マーク」等の積極的な活用も含め、著作権処理の運用が適切に行われなければならない場合には、複写の実態を踏まえ、権利制限を行うべき官公庁(国若しくは地方公共団体の機関、独立行政法人又は地方独立行政法人)の対象範囲などについて、必要に応じ検討することが適当である。」という結論になっている。
- ・ところが、現時点に至っても、「自由利用マーク」等の積極的な活用等が十分に図られておらず、このため、前述のような図書館の機能が十全に果たされているとはいえない状況である。
- ・なお、官公庁作成広報資料や報告書が国民に広く周知されることを目的として作成・公表され、近年では官庁のHPでも全文公開されていることを踏まえると、図書館がこれらの資料をスキャンして公衆送信されないというのは、図書館の情報提供機能が十全に発揮されていないと言わざるを得ず、課題となっているものとする。

(2)(1)で挙げる利用は、現在の著作権法のどの規定(権利に関する規定・権利制限規定)との関係で課題がありますか。

- ・官公庁作成広報資料、報告書等が、著作権法第31条の「図書館資料」と同様の扱いであること。

(3)(1)・(2)で挙げられた課題の解決方法について

①権利制限規定の見直しによって解決すべきであるとお考えの場合、具体的にどのような制度を望みますか。また、そのような制度設計が望ましいと思われる理由を述べてください。

- ・国等が一般に周知させることを目的として作成し、その著作の名義の下に公表する広報資料、調査統計資料、報告書等については、その所蔵の有無を問わず(インターネット上に掲載されているものも含む)、図書館の利用者の求めに応じ、(目的の如何を問わず)その全部又は一部を複製(複写以外の方法を含むものとする)して当該利用者に提供し(部数の制限は設けない)、また、公衆送信(放送又は有線放送を除き、送信可能化を含む。)することができるという権利制限規定を設ける。
- ・望ましい理由は、これにより、官公庁作成広報資料や報告書が国民に広く周知されるという作成目的を十全に果たすことができるためである。

②権利制限規定の見直しによって解決すべきであるとお考えの場合、(1)に挙げた利用が著作権者等の利益を不当に害さない(著作権者等の正規のビジネスとの競合、衝突の有無や度合いを含む。)と判断する理由は何ですか。

・図書館によりこのような資料が自由に複製されて利用者に提供されたとしても、もともと情報公開制度のもとでは複製物の提供義務を負っていることから考えても、国等に生じさせる経済的利益の損失は存在しない。

③著作権の集中管理の促進など、ライセンス体制の充実によって解決すべきとお考えの場合は、具体的にどのような環境整備を望みますか。

④その他の解決方法について御提案があれば、理由とともに具体的に御記入ください。

※1 補足資料やデータ、関連文献等がありましたら、併せて御提出をお願いします。

※2 募集事項は一定程度専門的な事項を含みますので、可能な限りで記載をお願いします。

※3 非公表を希望される情報につきましては、その旨を付していただくようお願いします。

著作物等の利用円滑化のためのニーズの募集 提出様式

④団体名	公益社団法人日本図書館協会
<p>(1)どのような種類の著作物等をどのような場面、方法で利用するにあたり課題がありますか。現在又は将来想定される課題について具体的に御記入ください。また、そのような利用ができないために、既にビジネスに支障が生じている、又は支障が生じることが考えられる場合は、それについても具体的に記載をお願いします。</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・インターネットの普及とともに、政府情報をはじめとする重要な情報が、インターネット上に公表され、その情報時期の早さから、最も重要な情報源の一つとなっている。 ・このため、図書館利用者の情報収集活動においては、インターネット上の情報が必要不可欠となっている。 ・近年、多数の図書館において、インターネット端末を設置し、住民に利用させている。 ・しかしながら、インターネット上の情報は、一般的な解釈においては、著作権法第31条の「図書館資料」には含まれないものとされていることから、現在のところ図書館においては、インターネット上の情報をプリントアウトして提供することができない。 ・このため、インターネット端末を住民に利用させている図書館であっても、インターネット上の情報をプリントアウトするための機器を設置できない状況となっている。 ・このような状況は、図書館の「地域の情報拠点」としての役割を十分に果たせないところとなっている。 ・また、インターネット上の情報は、世界中の人々から提供されていることを考えると、プリントアウトすることに個別に許諾手続きを行うことはほぼ困難であると考えられる。 ・なお、当協会から当時の文化審議会著作権分科会法制問題小委員会に発出した「図書館に関する権利制限の要望の背景となる「図書館像」について」(平成19年8月2日)でも言及しているとおり、図書館は、他の様々な公共施設に比べ、地域の情報拠点という役割が国の政策としても求められていることから、とりわけ図書館においてこのサービスを行えないことは、課題であると考えている。 ・図書館がインターネット情報へのアクセスを保障することは、端末やネットワークを有しない、いわゆる「情報弱者」の「知る権利」を保障するためには、必要不可欠のことである。とくに、インターネット情報のプリントアウトの入手の機会を保障することは、この「情報弱者」が情報を自宅に持ち帰り、活用することができるということを意味し、図書館の情報提供機能を果たす上では不可欠のものと考えられる。 	
<p>(2)(1)で挙げる利用は、現在の著作権法のどの規定(権利に関する規定・権利制限規定)との関係で課題がありますか。</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・著作権法第31条における「図書館資料」の範囲 	
<p>(3)(1)・(2)で挙げられた課題の解決方法について</p>	
<p>①権利制限規定の見直しによって解決すべきであるとお考えの場合、具体的にどのような制度を望みますか。また、そのような制度設計が望ましいと思われる理由を述べてください。</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・図書館等において、利用者の求めに応じ、(目的の如何を問わず)自動公衆送信された著作物の全部又は一部を(部数を問わず)複製(印字によるものに限る。)し、利用者に提供することができる、という条文を設ける。 	
<p>②権利制限規定の見直しによって解決すべきであるとお考えの場合、(1)に挙げた利用が著作権者等の利益を不当に害さない(著作権者等の正規のビジネスとの競合、衝突の有無や度合いを含む。)と判断する理由は何ですか。</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・インターネットに情報を提供するという行為は、黙示的にその情報をプリントアウトすることを承知の上で行なっているものと考えられ、また、プリントアウトによって生じる経済的損失もほとんどないものと考えられる。 	
<p>③著作権の集中管理の促進など、ライセンス体制の充実によって解決すべきとお考えの場合は、具体的にどのような環境整備を望みますか。</p>	
<p>④その他の解決方法について御提案があれば、理由とともに具体的に御記入ください。</p>	

※1 補足資料やデータ、関連文献等がありましたら、併せて御提出をお願いします。

※2 募集事項は一定程度専門的な事項を含みますので、可能な限りで記載をお願いします。

※3 非公表を希望される情報につきましては、その旨を付していただくようお願いします。

著作物等の利用円滑化のためのニーズに関し、次の(1)～(3)の観点に沿って、御提出ください。

(1) どのような種類の著作物等をどのような場面、方法で利用するにあたり課題がありますか。現在又は将来想定される課題について具体的に御記入ください。また、そのような利用ができないために、既にビジネスに支障が生じている、又は支障が生じうることが考えられる場合は、それについても具体的に記載をお願いします。

既存の著作物のキャラクターや世界観などを題材に新たな創作を行う、いわゆる(広義の)「パロディ」(ないし二次創作)は現在広く行われているところであり、またそうした創作物の流通を支える事業も様々に行われているところである(たとえば、同人誌即売会、同人誌書店、コスプレイベントや、インターネット上の画像投稿サイト、動画投稿サイト等がこうした事業として挙げられよう)。かかるパロディに関しては、パロディが原作品の「複製」または「翻案」にあたる場合もあり(とはいえあたらない場合もあり、その判断は微妙なものがある)、原作品の著作権の侵害の追及の可能性(とりわけ損害賠償請求や刑事罰等の可能性)が、創作そのものや創作物の流通に関わる事業の阻害要因となりうる。

この問題については既に、文化審議会著作権分科会法制問題小委員会パロディワーキングチーム「報告書」<http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/chosakuken/hosei/parody/>が公表されているところであるが、いくつか付言したく意見を提出するものである。

(2) (1)で挙げる利用は、現在の著作権法のどの規定(権利に関する規定・権利制限規定)との関係で課題がありますか。

いわゆる「パロディ」においては、原作品のキャラクターなどを題材として新たな創作を行う。著作権者の許諾なく、他者の「既存の著作物に依拠」して、「その内容及び形式を覚知させるに足りるものを再製する」(最判昭和 53.9.7 判時 906-38 参照)場合は著作権侵害(複製権・翻案権侵害)となるのであるが、「パロディ」創作においては依拠をしていることは明白であるので、あとは(原作品の著作権期間経過などの事情がない限り)表現の再製があるかどうかの問題となる。この判断はケースバイケースの判断であり、関係者にとって侵害該当性を判断することは困難なところもある。しかし、権利侵害の可能性を過剰にとらえることは、本来なら許されるべき表現に萎縮効果を生じさせることになるように思われる。

権利侵害の可能性があること、とりわけそれにより事後的に損害賠償請求義務を負ったり刑事罰を科されたり、またそこまでに至らないにしても民事訴訟の被告となったり

強制捜査・刑事訴追の対象となったりする可能性があることにより、「パロディ」創作に萎縮効果を生じる。

また、「パロディ」創作物の流通を支える事業についても、権利侵害の幫助という形で民事・刑事の責任を負うこととなる可能性はある。ファイル交換ソフトの公開、提供が著作権侵害の幫助犯となるかにつき、(1)現に行われようとしている具体的な著作権侵害を認識、認容しながら当該ソフトを公開、提供を行ったものであるとき、(2)例外的とはいえない範囲の者が当該ソフトを著作権侵害に利用する蓋然性が高いことを認識、認容していたときに幫助犯の成立を認めるとする判例があるが（最決平成 23.12.19 刑集 65-9-1380）、こうした判例の考え方に照らして「パロディ」創作物の流通を支える事業者が現状において責任を負わないようにリーガルリスクをコントロールできているかは判然としない。結果として事業が過剰に萎縮し、そのために「パロディ」創作が萎縮する可能性もある。

こうしたパロディに関する問題はすでにある程度は「報告書」で議論されているところであるが、以下もう少し検討したい。

(3) (1)・(2)で挙げられた課題の解決方法について

[1] 権利制限規定の見直しによって解決すべきであるとお考えの場合、具体的にどのような制度を望みますか。また、そのような制度設計が望ましいと思われる理由を述べてください。

[2] 権利制限規定の見直しによって解決すべきであるとお考えの場合、(1)に挙げた利用が著作権者等の利益を不当に害さない（著作権者等の正規のビジネスとの競合、衝突の有無や度合いを含む。）と判断する理由は何ですか。

（参考）著作権に関する条約（ベルヌ条約、TRIPs 協定、WIPO 著作権条約等）においては、著作権者の利益を制限する場合、スリーステップテスト（(a) 特別の場合、(b) 著作物の通常の利用を妨げない、(c) 著作者の正当な利益を不当に害しない）を満たすことが、条約上の義務として求められています

「報告書」は「関係団体等のヒアリングでは、おおむねパロディに係る法制化について消極的な意見が出され、法制化を望む意見は見られなかった」とし、「立法による課題の解決よりも、現行著作権法による解釈ないし運用により、より弾力的で柔軟な対応を図る方策を促進することが求められているものと評価」しているが、このような方向性に概ね賛同するところである。「パロディ」一般に権利制限規定を導入することは、表現の自由のみを理由としては難しいだろうし、線引きをしてしまうことで「黙示の許諾」によって成り立っていた「パロディ」の土壌を覆す危険性もあるところである。

非営利利用の著作権制限規定（著作権法 38 条）との均衡で、非営利の「パロディ」につき原作品の著作権制限を認めるようなことも考慮しうるかもしれない。しかし、これ

にしても「パロディ」が「翻案」にあたる場合、著作者の名誉または声望を害する方法によりその著作物を利用する行為（著作権法 113 条 6 項）を防止する必要性はあろうし、また著作者の同一性保持権（著作権法 20 条）との調整を要しよう。やはり単純な権利制限規定で対処することは適切ではないだろう。もっとも、権利制限規定を置くのではないにしても、他の形で著作権法の規定を見直すことで対処ができるのではないだろうか。以下、「黙示の許諾」に関わる規定の新設と、刑事罰規定の見直しについて検討したい。

[3] 著作権の集中管理の促進など、ライセンス体制の充実によって解決すべきとお考えの場合は、具体的にどのような環境整備を望みますか。

「パロディ」に関しては、「報告書」において「著作権者による明示の許諾がなくても著作物の利用の実態からみて一定の合理的な範囲で黙示の許諾を広く認める」などといった「現行著作権法による解釈ないし運用により、より弾力的で柔軟な対応を図る方策」が示唆されている。かかる方向性には賛同するところであるが、「黙示の許諾」に関しては解釈ないし運用にとどまらず、著作権法上明確化されることで著作権法の「パロディ」に及ぼす萎縮効果を除去ないし縮小することができるのではないかと考える（ライセンス体制の充実による解決とは多少異なるが、許諾に係る話なのでここで述べる）。

条文上の明確化の手法として、一例として以下のような規定を提案する。

1. 非営利の「パロディ」利用に対する善意擬制規定

「報告書」でも述べられているように、「各業界において形成された慣行や秩序の下、一定の範囲ではパロディが権利者によって黙認等されている土壤が存在し、その枠内において行われている」ところであるが、そのような慣行・秩序が成熟しつつある領域においては、「慣行や秩序」への信頼（つまり特に何も言われなくても「黙示の許諾」があったものとする信頼）を保護することも、表現の自由との観点では必要ではないかと思われる。このため、たとえば非営利の「パロディ」による利用（線引きは難しいが、原作者・著作権者の利益との衝突の観点からは、デッドコピーではなく新たな創作性が付加され、原著作物の表現と新たな創作が不可分であるような利用などといった限定が考えられよう）については、著作者・著作権者が明示的に利用差止め（著作権法 112 条）の意思表示を行い合理的期間が経過するまで、許諾された著作権利用と認識しているものと見做す（著作権侵害につき善意擬制する）のはどうであろうか。このような擬制を置くとすれば、差止請求の意思表示があるまでは損害賠償義務（民法 709 条）は発生せず、また故意犯である著作権侵害罪（著作権法 119 条 1 項）は成立しないこととなる。このような規定により、不都合な「パロディ」に対処する手段は権利者に与えつつ（権利者の利益を過剰に制約することなく）、多くの通常の（権利者としても権利を行使することのない）「パロディ」につき萎縮を生じさせないことができるのではなかろうか。

2. 「パロディ」創作物流通事業者の責任軽減

1. のような規定を置くことで、「パロディ」の流通に関わる者もまた（差止請求の意思表示があるまで著作権侵害につき善意が擬制されることで）いきなり損害賠償請求を受けたり刑事罰を科されたりする危険性が消滅することとなろう。また、「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」（プロバイダ責任制限法）3条に見られるような責任制限ルールを置くことも（権利者の利益を過剰に制約することなく）萎縮を防止することに役立つのではないかと考える。

[4] その他の解決方法について御提案があれば、理由とともに具体的に御記入ください。

加えて、刑事罰規定の見直しも提案したいところである。

現行の著作権法 119 条 1 項は、「著作権、出版権又は著作隣接権を侵害した者…は、十年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する」とし、著作権侵害の場合（著作権法 30 条違反の私的使用目的複製など一部の例外を除き）一律に同一の罪となることとしている。しかし、著作権には多様な支分権があり、著作権侵害の態様も多様であるところ、果たして一律にこれだけの重罪とすることが妥当であるかは疑問なしとしない。もちろん海賊版の頒布などであれば著作権秩序の維持ということなど考え併せ、刑事罰を用いたエンフォースメントに意義があると言えよう。しかし、上述のように権利侵害の該当性判断すら微妙な「パロディ」による「翻案」が、刑事罰によりエンフォースメントされる（つまり、権利者によるエンフォースメントを公権力が代替する）ことが妥当であろうか、大いに疑問視するところである（著作権侵害の成否が明らかではない事案について刑事手続が進められることに反対するものとして、「ハイスコアガール」事件について ―著作権と刑事手続に関する声明― <http://www.kisc.meiji.ac.jp/~ip/20141222seimei.pdf>。また、明治大学知的財産法政策研究所シンポジウム「著作権・表現の自由・刑事罰」 <http://www.kisc.meiji.ac.jp/~ip/archive.html#20150324> も参照）。

こうしたことを考えるならば、現行の著作権侵害罪につき見直しを行い、たとえば「翻案」については非犯罪化する、ないしは原則として逮捕状による逮捕の対象とはならない（刑事訴訟法 199 条 1 項）二万円以下の罰金、拘留または科料に当たる罪にまで軽罪化するべきではないか検討しても良いのではないか。

以上、取り急ぎで未だ検討の足りない提案ではあるが、折角の機会であるので提出することとする。著作権法の将来を築く一助となれば幸いである。

著作物等の利用円滑化のためのニーズの募集 提出様式

④団体名 高知県視力障害者の生活と権利を守る会 視覚障害児を持つ親の会

(1)どのような種類の著作物等をどのような場面、方法で利用するにあたり課題がありますか。現在又は将来想定される課題について具体的に御記入ください。また、そのような利用ができないために、既にビジネスに支障が生じている、又は支障が生じうることが考えられる場合は、それについても具体的に記載をお願いします。

37条3項の複製ができるものを規定した著作権法施行令で、障害当事者団体や、子供たちの学習支援のために児童福祉法の通所施設を加える。
この後者は、視覚障害児や発達障害児の放課後デイサービス(小学生から高校生の学校外の療育の場)などで、精神科医や作業療法の先生方には知っておいてほしい事業です。放課後デイサービスは、放課後のほか、夏休みなどの長期休暇に、障害を持った子供たちが過ごす学童保育のような場です。

(2)(1)で挙げる利用は、現在の著作権法のどの規定(権利に関する規定・権利制限規定)との関係で課題がありますか。

平成24年度より児童福祉法に放課後等デイサービスという、18歳以下の就学児のための通所サービスが始まった。ここには、多くの発達障害の子どもが多く利用しており、ロービジョン等の視覚障害児も利用している。発達障害やロービジョンの子供たちは、読むことが困難なために学習がうまくできずに自信をなくしたりして2次障害ともいえる症状を出すことがある。放課後デイサービスでその子が読みやすい形でいろいろな読み物などを読む機会を作れば、その子の学習のみならず、心の発達を支援することも可能になる。しかし、現在は著作権法による複製ができる者と位置付けられていないこともあり、十分に活用されないままである。

(3)(1)・(2)で挙げられた課題の解決方法について

①権利制限規定の見直しによって解決すべきであるとお考えの場合、具体的にどのような制度を望みますか。また、そのような制度設計が望ましいと思われる理由を述べてください。

著作権法施行令第2条二で規定する複製できる者に児童福祉法第21条の5の2の放課後等デイサービスを加える。

②権利制限規定の見直しによって解決すべきであるとお考えの場合、(1)に挙げた利用が著作権者等の利益を不当に害さない(著作権者等の正規のビジネスとの競合、衝突の有無や度合いを含む。)と判断する理由は何ですか。

③著作権の集中管理の促進など、ライセンス体制の充実によって解決すべきとお考えの場合は、具体的にどのような環境整備を望みますか。

④その他の解決方法について御提案があれば、理由とともに具体的に御記入ください。

※1 補足資料やデータ、関連文献等がありましたら、併せて御提出をお願いします。

※2 募集事項は一定程度専門的な事項を含みますので、可能な限りで記載をお願いします。

※3 非公表を希望される情報につきましては、その旨を付していただくようお願いします。

著作物等の利用円滑化のためのニーズの募集 提出様式

④団体名 視覚障害をもつ医療従事者の会(ゆいまーる)

(1)どのような種類の著作物等をどのような場面、方法で利用するにあたり課題がありますか。現在又は将来想定される課題について具体的に御記入ください。また、そのような利用ができないために、既にビジネスに支障が生じている、又は支障が生じうることが考えられる場合は、それについても具体的に記載をお願いします。

2009年改正された第37条第3項により、視覚著作物を視覚障害者等が読める形式に複製して自動公衆送信することは可能になったが、インターネットを使えるかどうかによる著作物へのアクセスの格差が生じている。テキストデータ等をメールで送ってもらえると、読める視覚障害者が増える。

また、調べ物があって図書館のレファレンスサービスを利用する際、電話だけでは自分で記録することができず、レファレンスサービスも使いづらい。医学書や俳句など、使われている漢字を知りたい場合もありメールを希望するが原文のメールで送ることはできないと断られる。メールであれば合成音声で聞くことができ、かつ漢字辞書機能を活用して、使用されている漢字を確認することができる。

(2)(1)で挙げる利用は、現在の著作権法のどの規定(権利に関する規定・権利制限規定)との関係で課題がありますか。

第37条第3項の視覚障害者等のための複製等に公衆送信権の権利制限が含まれていないこと

(3)(1)・(2)で挙げられた課題の解決方法について

①権利制限規定の見直しによって解決すべきであるとお考えの場合、具体的にどのような制度を望みますか。また、そのような制度設計が望ましいと思われる理由を述べてください。

視覚障害者等、あるいは聴覚障害者等に対して、公衆送信権の権利制限を認める。

・第37条第3項の「自動公衆送信」を「公衆送信」に改める。

・第37条の2に視覚著作物の公衆送信権の権利制限を含める。

②権利制限規定の見直しによって解決すべきであるとお考えの場合、(1)に挙げた利用が著作権者等の利益を不当に害さない(著作権者等の正規のビジネスとの競合、衝突の有無や度合いを含む。)と判断する理由は何ですか。

すでに第37条第3項で規定された者が行う相手を特定しての公衆送信は、自動公衆送信権の権利制限と同様、著作権者の権利を不当に害さないばかりか、国連障害者の権利条約第21条、第24条、第30条に記された障害者の権利をより保障するものとなる。

③著作権の集中管理の促進など、ライセンス体制の充実によって解決すべきとお考えの場合は、具体的にどのような環境整備を望みますか。

④その他の解決方法について御提案があれば、理由とともに具体的に御記入ください。

※1 補足資料やデータ、関連文献等がありましたら、併せて御提出をお願いします。

※2 募集事項は一定程度専門的な事項を含みますので、可能な限りで記載をお願いします。

※3 非公表を希望される情報につきましては、その旨を付していただくようお願いします。

著作物等の利用円滑化のためのニーズの募集 提出様式

④団体名	視覚障害をもつ医療従事者の会 (ゆいまーる)
<p>(1)どのような種類の著作物等をどのような場面、方法で利用するにあたり課題がありますか。現在又は将来想定される課題について具体的に御記入ください。また、そのような利用ができないために、既にビジネスに支障が生じている、又は支障が生じうることが考えられる場合は、それについても具体的に記載をお願いします。</p> <p>私たちは、医療に従事する視覚障害当事者の会である。 精神科や総合診療科、漢方内科をはじめとする医師、理学療法士等がおり、最新の医学情報を継続的に学びつつ、視覚障害があってもしっかりした仕事をしたいと思っている。 そのために当事者のほかに協力会員を得て論文等の文献のほか医学雑誌など主にテキストデータ化等、読める形に複製してもらい、日々の臨床や教育に生かしている。 2013年、文化庁長官指定の申請をしたが認められないため、現在テキストデータなどは会員の私的利用にとどめている。しかし、複製に専門的知識も要し協力会員が苦勞して作ったものであるだけに、必要とする者、特に視覚障害をもつ医療従事者および医系学生にもっと活用してもらいたいと思っている。</p>	
<p>(2)(1)で挙げる利用は、現在の著作権法のどの規定(権利に関する規定・権利制限規定)との関係で課題がありますか。</p> <p style="text-align: center;">著作権法施行令第2条の視覚障害者等のために視覚著作物を複製できる者</p>	
<p>(3)(1)・(2)で挙げられた課題の解決方法について</p> <p>①権利制限規定の見直しによって解決すべきであるとお考えの場合、具体的にどのような制度を望みますか。また、そのような制度設計が望ましいと思われる理由を述べてください。</p> <p style="text-align: center;">著作権法施行令第2条二に視覚障害者等の当事者団体を加える。</p> <p>②権利制限規定の見直しによって解決すべきであるとお考えの場合、(1)に挙げた利用が著作権者等の利益を不当に害さない(著作権者等の正規のビジネスとの競合、衝突の有無や度合いを含む。)と判断する理由は何ですか。</p> <p>著作物にそのままではアクセスできない者であるが故、現在利用そのものがあまりない状態にある。複製できる者が増えることが、著作物そのものを購入したりする機会を増やし、利益を害するどころか利益をもたらすことになると思う。また、国連障害者の権利条約の第21条、24条、30条の権利保障につながる。</p> <p>③著作権の集中管理の促進など、ライセンス体制の充実によって解決すべきとお考えの場合は、具体的にどのような環境整備を望みますか。</p>	
<p>④その他の解決方法について御提案があれば、理由とともに具体的に御記入ください。</p>	

※1 補足資料やデータ、関連文献等がありましたら、併せて御提出をお願いします。

※2 募集事項は一定程度専門的な事項を含みますので、可能な限りで記載をお願いします。

※3 非公表を希望される情報につきましては、その旨を付していただくようお願いします。

著作物等の利用円滑化のためのニーズの募集 提出様式

(1)どのような種類の著作物等をどのような場面、方法で利用するにあたり課題がありますか。現在又は将来想定される課題について具体的に御記入ください。また、そのような利用ができないために、既にビジネスに支障が生じている、又は支障が生じることが考えられる場合は、それについても具体的に記載をお願いします。

映画の著作物を利用する際に、明らかに著作権が切れている1930年代以前の作品(例えば無声映画の上映など)についてまで著作権利用料を請求されたことがあった。

(2)(1)で挙げる利用は、現在の著作権法のどの規定(権利に関する規定・権利制限規定)との関係で課題がありますか。

保護期間の無視。法の目的からの逸脱。

(3)(1)・(2)で挙げられた課題の解決方法について

①権利制限規定の見直しによって解決すべきであるとお考えの場合、具体的にどのような制度を望みますか。また、そのような制度設計が望ましいと思われる理由を述べてください。

行政は、著作権の切れた作品は公共の文化財であることを強くアピールし、誰でも自由に利用できると広く啓蒙すること。

②権利制限規定の見直しによって解決すべきであるとお考えの場合、(1)に挙げた利用が著作権者等の利益を不当に害さない(著作権者等の正規のビジネスとの競合、衝突の有無や度合いを含む。)と判断する理由は何ですか。

③著作権の集中管理の促進など、ライセンス体制の充実によって解決すべきとお考えの場合は、具体的にどのような環境整備を望みますか。

著作権の切れた作品のタイトル等を、フィルムセンターや国会図書館等が一覧を作成・公開し、なおかつ本編動画の公開まで行うべきではないか。アメリカ議会図書館を見習うべき。

④その他の解決方法について御提案があれば、理由とともに具体的に御記入ください。

行政や権利団体は、権利が無いにも関わらず利用料を徴収しようとするような「タダ乗り」の発想については、権利者団体等のイメージ低下のみならず文化に悪影響を及ぼすものである以上、強く戒めるべきである。行政も業界も、利用料の徴収を超えたCSR的な啓蒙活動が明らかに不十分。だから反発されるのだ。

※1 補足資料やデータ、関連文献等がありましたら、併せて御提出をお願いします。

※2 募集事項は一定程度専門的な事項を含みますので、可能な限りで記載をお願いします。

※3 非公表を希望される情報につきましては、その旨を付していただくようお願いします。

「著作物等の利用円滑化のための二一ズ」意見

一般社団法人インターネットユーザー協会 (MIAU)

(1) どのような種類の著作物等をどのような場面、方法で利用するにあたり課題がありますか。現在又は将来想定される課題について具体的に御記入ください。また、そのような利用ができないために、既にビジネスに支障が生じている、又は支障が生じうることが考えられる場合は、それについても具体的に記載をお願いします。

1. いわゆる自炊代行など、ユーザーが合法的に入手した著作物のデジタル化・アーカイブを、有償無償問わず第三者に依頼することができない。

デジタル化やアーカイブ化はユーザーにとっても重要な視点である。書籍を例にとると、自身が合法的に所有する書籍をデジタル化しようとした場合、現状では所有者自身がスキャンせねばならないことになっている。しかし高齢者や蔵書が大量にある人にとって、それは敷居が高く、また時間もかかる。その点を解消するためにいわゆる自炊代行業が存在するが、現在権利者が自炊代行業者に対して訴訟を起こし、その利用や発展が止まってしまっている。

また VHS テープやレコードなどのアナログメディアも、その再生機器が今後は入手困難になることが予想される。そのためにもメディアチェンジを代行する事業者を認める必要がある。

2. ユーザーが合法的に入手、あるいは自身が作成したソフトウェアが携帯電話やタブレット端末などの OS によって実行させることができない場合、その制限を解除 (いわゆる Jailbreak や Root 化) して、それらのソフトウェアを実行させることができない。

現状 iOS などのスマートデバイス向け OS では、そのソフトウェアの実行や配布に対して、OS を提供するベンダーとの有償契約が必要となっている。またそのベンダーが不適切だと判断したソフトウェアは、アプリストアに並べることもできない。またその判断理由が明らかにされないことも多い。

しかし任意の端末の上で動作するソフトウェアを記述し、それを実行することは、プログラマおよびその端末を購入したユーザーの自由である。教育の現場では、教員が開発した教材を生徒のタブレット上で動作させられないなどの弊害も出てきている。

3. 教育や批評、セキュリティ検証、公正に入手したコンテンツの視聴やアーカイブ目的などの公正かつ必要な複製を行うために、コピーコントロールやアクセスコントロールを回避する行為ができない。

教育や批評を行う場合、手法として対象の引用は必要不可欠である。しかし DVD や Blu-ray などの映像媒体やテレビ番組には、コピーコントロールないしアクセスコントロールがかけられており、現状ではその解除は目的を問わず違法とされている。

現在そのアクセスコントロールが事由により、ユーザーが合法的に入手したコンテンツにもかかわらず、オープンソースプラットフォームでは視聴することができない。あるいはそのコンテンツをバックアップする目的で私的複製する際も同様である。SACD や DVD Audio、DTS Music Disc など、今後プレイヤーの普及が望めないソフトについても、ユーザー自身でのリッピングによるデータ取り出しやバックアップを認めるべきである。

一方でソニー-BMG 製 CD XCP 問題のように、コピーコントロールのソフトウェアにセキュリティ上の問題があることがユーザー自身の検証によって初めて明るみになるなど、ユーザーによるセキュリティ検証が重要な役割を果たすことがある。この事例を考えれば、コピーコントロールやアクセスコントロールを回避することを一律に違法とすることは、消費者の財産やプライバシー保護の観点で大きな問題がある。

4. 読み上げ機能や点字変換機能を利用するため、電子書籍の DRM を解除する行為ができない。

我が国においても電子書籍市場は拡大し、一般的なものになりつつある。電子書籍の利点として、紙の本では難しかった自動読み上げや点字ディスプレイへの対応が容易であることが挙げられる。

しかし現実として、電子書籍には DRM がかけられており、そのような利点を活かすことができない状況がある。これは障害者への情報アクセスを不当に害している。

5. ハードウェア dongle が実行に必要なソフトウェアにおいて、そのソフトウェアのサポート切れやハードウェアインターフェースの進化によって、そのハードウェア dongle が物理的に利用できなくなった場合、そのソフトウェアに dongle を回避するような改変を加えることができない。

6. 情報公開請求によって開示された行政文書や、行政が公開しているデータを、ユーザーがウェブサイト上で公開したり、利用したりすることができない。

情報開示請求に応えるための行政文書の複製は権利制限されているが、それを広く知らしめ、批評のためにウェブサイトなどにアップロードすることが、時に複製権や公衆送信権、あるいは送信可能化権によって問題となったケースがある。これは市民の知る権利や、ジャーナリズムを害することがある。またこれは政府の進めるオープンデータおよびオープンガバメント推進政策を阻害する。

7. 批評やオンラインショップやネットオークション等で販売するため、その商品の写真（書影やジャケット等）を撮影し、それをウェブサイト上に掲載することができない。

E コマースの普及により、現在は事業者同士、あるいは事業者消費者間の取引だけでなく、インターネットオークションやフリーマーケットアプリなどを用いた消費者同士での取引が実施されるようになってきている。この際はその商品の状態を示すために商品の写真を掲載することが重要であるが、現状ではそのような商品イメージをウェブサイトに掲載することに許諾が必要である。しかしこれは権利者の権利処理コストをあげるのみで、かつ迅速な流通を害するのみである。

8. 会議資料や取材資料作成など業務のために、著作物を複製し、利用することができない。

9. Podcast や動画作成、DJ ミックスなど CGM コンテンツ作成の際に、音楽を BGM として用いたくても、現状の包括契約モデルでは著作権隣接権をクリアする手続きが煩雑で、利用料金の目安もない。

(2) (1)で挙げる利用は，現在の著作権法のどの規定（権利に関する規定・権利制限規定）との関係で課題がありますか。

1. 著作権法第 30 条
2. 著作権法第 20 条・第 21 条・第 23 条・第 26 条・第 27 条・第 30 条
3. 著作権法第 2 条・第 30 条・第 113 条・第 120 条
4. 著作権法第 2 条・第 30 条・第 113 条・第 120 条
5. 著作権法第 20 条・第 21 条・第 23 条・第 26 条・第 27 条・第 30 条
6. 著作権法第 30 条
7. 著作権法第 30 条
8. 著作権法第 30 条
9. 著作権法第 21 条・第 23 条・第 30 条

(3) (1), (2)で挙げられた課題の解決方法について ①権利制限規定の見直しによって解決すべきであるとお考えの場合，具体的にどのような制度を望みますか。また，そのような制度設計が望ましいと思われる理由を述べてください。

当該の行為が実施できるような権利制限規定、特に個別規定でなく、包括的な権利制限規定を創設すべきである。その際には米国のフェアユース規定を範とし、さらに現代の情報通信環境に即し、言論の自由を担保する、先進的な「日本型フェアユース」の導入を目指すべきである。

(1), (2)で挙げられた課題の解決方法について ②権利制限規定の見直しによって解決すべきであるとお考えの場合，(1)に挙げた利用が著作権者等の利益を不当に害さない（著作権者等の正規のビジネスとの競合，衝突の有無や度合いを含む。）と判断する理由は何ですか。

1. あくまでも正規に入手した著作物のメディアチェンジにすぎないため、著作権者等の利益を不当に害さない。
2. 自身のデバイスの上で動かすソフトウェアに関わるものにすぎないため、著作権者等の利益を不当に害さない。ソフトウェアの違法コピーとは論点が異なる。

3. 公正かつ必要な複製であるから、著作権者等の利益を不当に害さない。
4. 障害者の情報アクセスを担保するためであるから、著作権者等の利益を不当に害さない。
5. 正規に購入したソフトウェアを実行するためにすぎないから、著作権者等の利益を不当に害さない。
6. 市民の知る権利やジャーナリズムを担保するため、著作権者等の利益を不当に害さない。
7. 目的とする著作物そのものをやりとりするものではなく、その流通に資するものであるため、著作権者等の利益を不当に害さない。店頭に陳列されている状態と変わらない。
8. 現実問題としてこのような軽微な利用は広く行われており、多くの人々が違法状態にある状況は打開すべき。また現在議論されている TPP の知的財産条項に著作権侵害の非親告罪化が導入されるという議論もあり、その際のセーフガードとしても議論すべき。
9. BGM などの軽微な利用は、著作物そのものを単独で利用するわけではなく、音源配信とはバッティングしない。よって著作権者等の利益を不当に害さない。

③著作権の集中管理の促進など、ライセンス体制の充実によって解決すべきとお考えの場合は、具体的にどのような環境整備を望みますか。

特になし。

④その他の解決方法について御提案があれば、理由とともに具体的に御記入ください。

拡大集中許諾制度 (Extended Collective Licensing; ECL) の導入なども検討し、利用したいユーザーが自由に正しく利用しやすい環境整備を進めることが、最適なクリエイターへの適切な対価還元につながる。

以上

[8] ニーズ

コミケ等に代表される日本のサブカルチャーの二次創作文化は、長年黙認を前提としグレーをグレーのままとして扱う仕組みとして成立してきた。これほど文化が巨大化し、出版社など一次コンテンツの提供側も半ばその存在を前提としている状態となっているにも関わらず、権利者が何も言っていない場合のデフォルト状態が未だに「グレー」でしかない状態は健全ではないと考える。実態としての二次創作文化に変化がないとしても、それがグレーとして行われているのか、一般規定としてのフェアユースの指針に照らしあわせた上で白と認識できる状態で行われているのかは、こういった文化を世界へアピールしていくにあたってという観点から見ても重要な問題であり、明確に白であるという形で解決できる事は日本のコンテンツ政策上有益と考えられる。デッドコピーや意に反した二次創作作品などを差止めたい場合も、そういった利用形態はフェアユースの範囲外であると見做せるので摘発の障害とはならないはずである。

ここまでなら「あるとより良い」程度であるが、TPPの導入が保護期間延長・法定損害賠償・非親告罪化などを伴う場合、これのカウンターバランスとして一般規定としてのフェアユース制度も同時に存在しなければ、日本の著作権法は米国をも超えた極端に厳しいものになってしまう。これは個人やコンテンツ文化のみならず、日本の情報産業等においても萎縮を招き、ただでさえ欧米にソフトウェア・サービス技術で後塵を拝している中で更に競争力を損ねる（「まねきTV」「ロクラクII」「MYUTA」の事例を引き合いに出すまでもなく）。

・ <http://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/needs/index.html>

上記 URL にて記載の意見募集に対して、以下応募します。

[8] ニーズ：

(1) いわゆる「二次創作」に関する著作権法の位置づけの整理と明確な適法化

(2) 著作権法 第 21 条 (複製権) / 第 27 条 (翻案権等) /
第 28 条 (二次的著作物の利用に関する原作者の権利) /
第 32 条 (引用) / 第 30 条の 2 (付随対象著作物の利用)

(3) [4a] (望ましいと考える制度)

いわゆる「二次創作」(原作品の登場人物・デザイン・作品背景等に依拠し、新たなオリジナル要素を加えた上で別個の作品を創造すること)が原作品の「複製物」ではなく「翻案物」もしくは「二次的著作物」であることを法的に明確化する。

翻案権および二次的著作物の原作者に与えられる権利を許諾権ではなく報酬請求権とし、民事的解決を原則とする。

報酬金額の上限を法律もしくは政令等で作品収入の N% 等と規定し、別途契約により減額可能とすることで、大規模な商業的二次利用に対しては実質的に許諾権として機能するような制度とする。

(3) [4b] (上記制度が望ましいと考える理由)

コミックマーケットに代表される、同人誌 (作者・発行者が同一人の自主発行誌) の作成および流通は我が国の文化の多様性確保ならびに新たなクリエイターの育成・発掘の場として有望であり、維持されるべきであると考え。

ところが「ポケモン同人誌事件」に見られるように、いわゆる「二次創作」同人誌の作成者が原作品の「複製権侵害」として刑事処分を受けた実例が存在する。

このように、デッドコピーと、新たな創作要素が加わった変容的利用を区別せずに、共に「複製権侵害」として扱われる現状は問題であり、仮に TPP において導入が求められているとされる著作権法の非親告罪化の対象を複製権侵害・公衆送信権侵害のみにとどめることが可能であったとしても、同人誌文化を救うことができないという面で問題であると考え。

そもそも、同人誌を複製物として扱うことは著作権法の法文上望ましい解釈ではなく、より妥当な既定が第 27 条として存在する翻案物等として扱われるべきと考え。

しかし、同人誌等を翻案物等として扱い、複製物ではないとしても、翻案権等は許諾権として著作権法に規定されており、原作者の許諾なく作成することは不可能である。こうした著作権法上の仕組みは新たな創作に対しての阻害要因

となっていると考える。

また、同人誌ではなく商業出版の例ではあるが、「ハイスコアガール事件」のように作品舞台（ゲームセンター）において歴史的地位を占めていたゲーム作品およびそのキャラクターを作品内に登場させたというそれだけで「複製権侵害」として出版社が強制捜索を受けたという昨年の事例も、著作権法が創作において障害となっている一例と言える。（*1）

このように文化の発展に寄与すべき著作権法が創作において障害となっている現状を改善するためにも、翻案権や二次的著作物の元著作者に与えられる権利が許諾権であることは望ましくないと考ええる。

しかしながら、二次的著作物は同人誌のみが対象となる訳ではなく、翻訳や映像化等も対象として含んでいる。

現状、同人誌は、著作権法が親告罪という前提の元で、原著作者に対する経済的還元を伴わずに作製・販売されているが、これをそのまま敷衍して、大規模な商業的映像化（テレビドラマ化・映画化等）や商業翻訳においても原作者への対価の還元が行われなくなるという破壊的な変更は社会的に受け入れられることはないだろうと考える。

私は、翻案権や二次的著作物の原著作者に与えられる権利を、許諾権から報酬請求権へと変更すべきと提案する。

翻案権等を報酬請求権化するにあたっては、報酬金の上限額を作品の総収入に対する相場よりも高めのパーセンテージに法的に規定する等とし、別途契約によって減額しての上書きを許すことによって、大規模な商業的二次利用ほど、原著作者の影響力を二次的著作物に対して行使できるようにすべきと考える。これは例えば、原著作者の許諾をまったく得ずに、契約によるオーバーライドを行わずに商業的二次利用を行えば上限額の報酬を二次利用側が原著作者に支払わなければいけないが、二次利用内容に対して原著作者の意向を一定程度反映させる代償として二次利用報酬を規定額よりも減額して契約するといった状況を想定している。

残念ながら、これらの提案は、ベルヌ条約第 8 条および第 12 条と衝突するため、短期において実現することは難しいと考えるが、ベルヌ条約改定の働きかけも含めて実現にむけて努力する価値のある取り組みと考える。

*1 「ハイスコアガール」が漫画作品ではなく 実写映像作品であれば、平成 24 年の著作権法改定で追加された、第 30 条の 2（付随対象著作物の利用）の権利制限規定によって映り込みによる適法利用とされ複製権侵害に問われることはなかったであろうという不公平な事情も存在する。

以上です。よろしく申し上げます。

--

著作物等の利用円滑化のためのニーズの募集 提出様式

(1)どのような種類の著作物等をどのような場面、方法で利用するにあたり課題がありますか。現在又は将来想定される課題について具体的に御記入ください。また、そのような利用ができないために、既にビジネスに支障が生じている、又は支障が生じることが考えられる場合は、それについても具体的に記載をお願いします。

著作者の不明(連絡不能)ないわゆる孤児著作物は、とりわけ戦前・戦時中に亡くなったとおぼしき著作者はその家族も戦中に行方不明となっている場合も少なくなく、パブリックドメインの確証が高くとも、市民・企業や私立・公立のパブリックデジタルアーカイブ等には利用しづらい。またアメリカについては、本国ではPDとなっているものでも日本では保護されている作品があり(万国著作権条約の特例法以前のアメリカの著作物)、これも孤児的なものは利用しにくい。また、翻訳権十年留保の規定から翻訳可能となっている作品については、「翻訳権」の定義が曖昧で、旧法上インターネットでの利用やさらなる二次創作・翻案などについても想定されていないため、現在の利用に合致していない。

(2)(1)で挙げる利用は、現在の著作権法のどの規定(権利に関する規定・権利制限規定)との関係で課題がありますか。

著作権の保護期間の統一を目指すならば、アメリカ国内でのPDは日本国内でもやはりPD扱いにするべきであるし、またアメリカ同様、ある年以前ものは一律PDとするといった対策が必要である。現時点でも万国著作権条約の特例法以前のアメリカの著作物については、過失による侵害も少なくなく、非親告罪化による弊害が強い。また翻案等の位置づけの明確化も必要と思われる。

(3)(1)・(2)で挙げられた課題の解決方法について

①権利制限規定の見直しによって解決すべきであるとお考えの場合、具体的にどのような制度を望みますか。また、そのような制度設計が望ましいと思われる理由を述べてください。

②権利制限規定の見直しによって解決すべきであるとお考えの場合、(1)に挙げた利用が著作権者等の利益を不当に害さない(著作権者等の正規のビジネスとの競合、衝突の有無や度合いを含む。)と判断する理由は何ですか。

③著作権の集中管理の促進など、ライセンス体制の充実によって解決すべきとお考えの場合は、具体的にどのような環境整備を望みますか。

たとえば、戦前(ないしサンフランシスコ平和条約)以前の国内著作物は、原則パブリックドメインとし、その上で、従来の規定に照らして権利保護されうるもの(著作権者の死後50年経過していないもの)については、その証明書を添えて登録申請することで保護要件とするなど、孤児著作物を一律PDとできるような対策を定期的に行うことが必要と思われる。

④その他の解決方法について御提案があれば、理由とともに具体的に御記入ください。

翻訳権十年留保規定で翻訳可能な著作物は、インターネット上での利用が可能なのか、また朗読や劇化などが自由に許されうるのか、パブリックドメインと同等に扱って良いのか、不明瞭であるから、翻訳権および翻案の定義の明確化が強く望まれる。

※1 補足資料やデータ、関連文献等がありましたら、併せて御提出をお願いします。

※2 募集事項は一定程度専門的な事項を含みますので、可能な限りで記載をお願いします。

※3 非公表を希望される情報につきましては、その旨を付していただくようお願いします。

著作物等の利用円滑化のためのニーズの募集 提出様式

(1)どのような種類の著作物等をどのような場面、方法で利用するにあたり課題がありますか。現在又は将来想定される課題について具体的に御記入ください。また、そのような利用ができないために、既にビジネスに支障が生じている、又は支障が生じることが考えられる場合は、それについても具体的に記載をお願いします。

著作権法第三十五条に則り授業時に投影した画像(静止画・動画等)を、オンデマンド用(異時送信)の教材に含めることができない。リアルタイムの授業の様相を収録し教材化することは、受講者の利便性を高め復習を中心とした積極的な学習に結びつけることを可能とするが、その際に利用許諾を得ていない画像をすべて削除することには多大な人的/時間的コストが生じる(教材としての積極的な利用のため、当然ながら付随対象著作物として扱うこともできない)。このため、授業の様相を収録し後日活用するといった積極的なeラーニングの試みを実現することが困難となっている。反転学習を行う場合も、実際の授業時間に先行して提供する動画教材の中に、利用許諾のない画像の著作物を含めることができない。

(2)(1)で挙げる利用は、現在の著作権法のどの規定(権利に関する規定・権利制限規定)との関係で課題がありますか。

著作権法第三十五条第二項の「当該授業を同時に受ける者に対して公衆送信(自動公衆送信の場合にあつては、送信可能化を含む。)を行うことができる。」という規定との関係で課題がある。正規の授業の活動の一環であっても異時送信である場合には利用許諾が必要となってしまう。

(3)(1)・(2)で挙げられた課題の解決方法について

①権利制限規定の見直しによって解決すべきであるとお考えの場合、具体的にどのような制度を望みますか。また、そのような制度設計が望ましいと思われる理由を述べてください。

「授業開講期間内の異時送信」での権利制限を認めてほしい。現状の同時送信に限定した権利制限を緩やかなものとし、教育目的であれば、たとえばその授業が行われる当該年度中あるいは当該学期中は異時送信を認める規定としてほしい。リアルタイムの授業を受講した場合と、オンデマンドで受講した場合とではほぼ同じ内容が提供できることは、何らかの理由で教室に来られない受講者であっても質の高い受講ができることを保証するものであり、多様な受講者を受け入れ可能とする点でも制度として望ましいものとする。

②権利制限規定の見直しによって解決すべきであるとお考えの場合、(1)に挙げた利用が著作権者等の利益を不当に害さない(著作権者等の正規のビジネスとの競合、衝突の有無や度合いを含む。)と判断する理由は何ですか。

正規の授業の受講者のみがログインできるように工夫することで著作権者等の利益を不当に害さないようにすることができる。また、著作物の利用期間も当該授業の開講される期間内のみとすることで、権利者等の利益に損害を与える可能性を低減できる。

③著作権の集中管理の促進など、ライセンス体制の充実によって解決すべきとお考えの場合は、具体的にどのような環境整備を望みますか。

たとえば現代社会の課題・問題に即応した授業を提供するには、日々の事件や紛争等を伝える報道写真等の利用が不可欠だが、実際にどのような著作物が必要となるかを事前に把握することは難しい。したがって、授業開講期間内の異時送信での権利制限を認めてほしい、という私の提案には、集中管理体制の構築・充実などによる利用の円滑化は積極的には関わらないものとする。

④その他の解決方法について御提案があれば、理由とともに具体的に御記入ください。

特にありません。

※1 補足資料やデータ、関連文献等がありましたら、併せて御提出をお願いします。

※2 募集事項は一定程度専門的な事項を含みますので、可能な限りで記載をお願いします。

※3 非公表を希望される情報につきましては、その旨を付していただくようお願いします。

[8] ニーズ：

企業内での著作物の複写を適正に行うために、文化審議会著作権分科会基本問題小委員会（平成 22 年第 5 回）で松田委員が提出した下記意見を著作権法に組み込んで欲しい。

http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/chosakuken/kihon/h22_05/pdf/shiryo_3.pdf

（上記 URL の PDF の 13 頁記載）

- ・企業（等）内での業務目的の複製については、以下の要件で適法化したうえで、当該要件を超える複製については、複写権センター等による権利処理を行わなければならないこととするべき。
- ・複製を行う者が所属する同一法人かつ同一構内に、適法に複製・譲渡された複製物（市販書籍等）が存在すること。
- ・適法複製物から一部又は許容されている（小）部数を複製すること。
- ・利用目的を終了した場合、複製物を廃棄すること。

以上

--

(1) 文化財（貴重書、絵画、音楽、動画、公文書など）を保存のためデジタル化し、さらにこれを再利用のため公開することは日本の文化発展のために非常に重要である。米国においては、図書館や博物館におけるこうしたデジタル化はフェア・ユースとして著作権が存続しているものについても事実上認められている。欧州は、デジタル化の条件は日本に近いものの、著作者が不明な、いわゆる孤児著作物については、一定の条件で認める方向にある。わが国では、著作権が存続するもの、もしくは著作者が不明なもののデジタル化はほとんど認められない状況で、たとえば映画フィルムなどはデジタル化ができないまま損傷が進んでしまう状況が存在する。

(2) 複製権、公衆送信権

(3) 文化財機関による非営利のデジタル化は、無条件に認めることが文化財の保存のため重要である。非営利の公開に当たっては、孤児著作物については広く認め、権利者が出現した場合は、公開の停止を要求できることとし、損害賠償は認めないこととする。

TPP に関連して、米国流の著作権の導入が危惧されるところであるが、その場合はフェアユース条項もあわせて導入するべきである。

著作権が切れた文化財の商業的利用のためのデジタル化がおこなわれる場合は、一定期間に限って商業的独占を認めることとし、その後は文化財機関による非営利公開を認めるべきである。

以上

※事務局追記

参考資料：「デジタル・アーカイブの最前線」（講談社ブルーバックス）

(1) どのような種類の著作物等をどのような場面、方法で利用するにあたり課題がありますか。現在又は将来想定される課題について具体的に御記入ください。また、そのような利用ができないために、既にビジネスに支障が生じている、又は支障が生じうることが考えられる場合は、それについても具体的に記載をお願いします。

非商業、広告収入なども受け取らない個人で楽器演奏の学習に使う楽譜作成用のパソコンソフトに対応したファイルを耳で聞いてコピーした場合などでもインターネット上に公開すると送信可能化権に違反する恐れがある

(2) (1) で挙げる利用は、現在の著作権法のどの規定（権利に関する規定・権利制限規定）との関係で課題がありますか。

送信可能化権（素人の者で間違っていたらごめんなさい）

(3) (1)・(2) で挙げられた課題の解決方法について
?権利制限規定の見直しによって解決すべきであるとお考えの場合、具体的にどのような制度を望みますか。また、そのような制度設計が望ましいと思われる理由を述べてください。

個人が音楽を勉強するために利用する場合若しくは非営利目的の場合で公開するのであれば自由に利用させて欲しい。理由は著作権法第一条 にこの法律は、著作物並びに実演、レコード、放送及び有線放送に関し著作者の権利及びこれに隣接する権利を定め、これらの文化的所産の公正な利用に留意しつつ、著作者等の権利の保護を図り、もつて文化の発展に寄与することを目的とする。第一条の文化の発展に寄与することを目的とするという箇所を重視して?権利制限規定の見直しによって解決すべきであるとお考えの場合、(1) に挙げた利用が著作権者等の利益を不当に害さない（著作権者等の正規のビジネスとの競合、衝突の有無や度合いを含む。）と判断する理由は何ですか。

?著作権の集中管理の促進など、ライセンス体制の充実によって解決すべきとお考えの場合は、具体的にどのような環境整備を望みますか。

ファイルをアップロードしても良いサーバーを提供して欲しい

?その他の解決方法について御提案があれば、理由とともに具体的に御記入ください。

アメリカの様なフェアユースを導入して欲しい。

[8] ニーズ

(1) どのような種類の著作物等をどのような場面、方法で利用するにあたり課題がありますか。現在又は将来想定される課題について具体的に御記入ください。また、そのような利用ができないために、既にビジネスに支障が生じている、又は支障が生じることが考えられる場合は、それについても具体的に記載をお願いします。

町内会や職場で必要な会議資料を準備したり、または営業目的で資料を作成したりする為に、著作物を複製し、利用することができない。

(2) (1)で挙げる利用は、現在の著作権法のどの規定（権利に関する規定・権利制限規定）との関係で課題がありますか。

著作権法第30条

(3) (1), (2)で挙げられた課題の解決方法について

[1]権利制限規定の見直しによって解決すべきであるとお考えの場合、具体的にどのような制度を望みますか。また、そのような制度設計が望ましいと思われる理由を述べてください。

職場が所属する会社毎に、または町内会等、非営利団体の場合は団体毎に、著作権を一括管理・契約する仕組みを作してほしい。

(1), (2)で挙げられた課題の解決方法について

[2]権利制限規定の見直しによって解決すべきであるとお考えの場合、(1)に挙げた利用が著作権者等の利益を不当に害さない（著作権者等の正規のビジネスとの競合、衝突の有無や度合いを含む。）と判断する理由は何ですか。

現在、日々の業務に置いて、会議・営業のために情報共有として著作物の複製を行なっている。会社であれ町内会であれ業務は時間勝負な所があり、正式に著作物の複製許可を取ろうとしても許可が下りた時には既に意味がなくなっていることが多い。結果、著作物の無断複製を行なってしまう。

現実問題としてこのような軽微な利用は広く行われており、多くの人が違法状態にある状況は打開すべきと考える。

[3]著作権の集中管理の促進など、ライセンス体制の充実によって解決すべきとお考えの場合は、具体的にどのような環境整備を望みますか。

JASRACのようなデータベース化と、団体毎に一括契約をする為の窓口を作る。双方を確立させる。

以上です。

④団体名 公益社団法人日本図書館協会

(1)どのような種類の著作物等をどのような場面、方法で利用するにあたり課題がありますか。現在又は将来想定される課題について具体的に御記入ください。また、そのような利用ができないために、既にビジネスに支障が生じている、又は支障が生じることが考えられる場合は、それについても具体的に記載をお願いします。

・図書館のレファレンスサービスにおいて、電話で資料の一部を読みあげて回答とする場合があるが、視覚障害者は自身で記録することが困難であるため、メールでの回答や、大きな文字にしてのFAX送信を希望される場合がある。メールで回答すると、視覚障害があっても合成音声で聞くことができ、かつ漢字辞書機能を活用して、使用されている漢字を確認することができるため、特に俳句や漢詩、あるいは東洋医学等で望まれる。しかし、現在は図書館から利用者に対する公衆送信は認められていないため、この希望に応えることができない。
 ・また、2009年改正された第37条第3項により、視覚著作物を視覚障害者等が読める形式に複製して自動公衆送信することは可能になったが、インターネットを十分に使いこなせない障害者も多く、インターネットを使えるかどうかによる著作物へのアクセスの格差が生じている。

(2)(1)で挙げる利用は、現在の著作権法のどの規定(権利に関する規定・権利制限規定)との関係で課題がありますか。

第37条第3項の視覚障害者等のための複製等に公衆送信権の権利制限が含まれていないこと

(3)(1)・(2)で挙げられた課題の解決方法について

①権利制限規定の見直しによって解決すべきであるとお考えの場合、具体的にどのような制度を望みますか。また、そのような制度設計が望ましいと思われる理由を述べてください。

・第37条第3項の「自動公衆送信」に「公衆送信」を追加する

②権利制限規定の見直しによって解決すべきであるとお考えの場合、(1)に挙げた利用が著作権者等の利益を不当に害さない(著作権者等の正規のビジネスとの競合、衝突の有無や度合いを含む。)と判断する理由は何ですか。

・すでに第37条第3項で規定された者が行う相手を特定しての公衆送信は、自動公衆送信権の権利制限と同様、著作権者の権利を不当に害さないばかりか、国連障害者の権利条約第21条、第24条、第30条に記された障害者の権利をより保障するものとなる。

③著作権の集中管理の促進など、ライセンス体制の充実によって解決すべきとお考えの場合は、具体的にどのような環境整備を望みますか。

④その他の解決方法について御提案があれば、理由とともに具体的に御記入ください。

※1 補足資料やデータ、関連文献等がありましたら、併せて御提出をお願いします。
 ※2 募集事項は一定程度専門的な事項を含みますので、可能な限りで記載をお願いします。
 ※3 非公表を希望される情報につきましては、その旨を付していただくようお願いします。

著作物等の利用円滑化のためのニーズの募集 提出様式

④団体名	公益社団法人日本図書館協会
(1)どのような種類の著作物等をどのような場面、方法で利用するにあたり課題がありますか。現在又は将来想定される課題について具体的に御記入ください。また、そのような利用ができないために、既にビジネスに支障が生じている、又は支障が生じることが考えられる場合は、それについても具体的に記載をお願いします。	
脳性麻痺やALS等により上肢に障害があったり重症心身障害の方、あるいは加齢や疾病により臥症状態にあるために本を読むことができない方は多い。2009年改正された第37条第3項は「視覚による表現の認識に障害のある者」を対象に著作権の権利制限を規定しているが、この規定に上述の人たちが含まれるかが曖昧である。WIPOで採択されたマラケシュ条約“Marrakesh Treaty to Facilitate Access to Published Works for Persons who are Blind, Visually Impaired, or otherwise Print Disabled”とも矛盾が生じている。	
(2)(1)で挙げる利用は、現在の著作権法のどの規定(権利に関する規定・権利制限規定)との関係で課題がありますか。	
第37条第3項の「視覚障害者その他視覚による表現の認識に障害のある者」という規定	
(3)(1)・(2)で挙げられた課題の解決方法について	
①権利制限規定の見直しによって解決すべきであるとお考えの場合、具体的にどのような制度を望みますか。また、そのような制度設計が望ましいと思われる理由を述べてください。	
第37条第3項の「視覚障害者その他視覚による表現の認識に障害のある者」という規定に、「及び身体障害等により、書物等を支えること、または扱うことができない人」等の文言を加える。	
②権利制限規定の見直しによって解決すべきであるとお考えの場合、(1)に挙げた利用が著作権者等の利益を不当に害さない(著作権者等の正規のビジネスとの競合、衝突の有無や度合いを含む。)と判断する理由は何ですか。	
日本文藝家協会と日本図書館協会は2004年に「公共図書館等における音訳資料作成の一括許諾に関する協定書」を締結したが、その利用「ガイドライン」には、「重度身体障害者」「寝たきり高齢者」を含めていた。2009年の第37条第3項改正後に権利者団体と図書館団体との協議のうえで定めた「図書館の障害者サービスにおける著作権法第37条第3項に基づく著作物の複製等に関するガイドライン」にも「視覚障害、聴覚障害、肢体障害、精神障害、知的障害、内部障害、発達障害、学習障害、いわゆる「寝たきり」の状態、一過性の障害、入院患者」等「の状態にあって、視覚著作物をそのままの方式では利用することが困難な者」と定めているが、著作権者からの異議等はなく問題なく運用されている。	
③著作権の集中管理の促進など、ライセンス体制の充実によって解決すべきとお考えの場合は、具体的にどのような環境整備を望みますか。	
④その他の解決方法について御提案があれば、理由とともに具体的に御記入ください。	

※1 補足資料やデータ、関連文献等がありましたら、併せて御提出をお願いします。

※2 募集事項は一定程度専門的な事項を含みますので、可能な限りで記載をお願いします。

※3 非公表を希望される情報につきましては、その旨を付していただくようお願いします。

著作物等の利用円滑化のためのニーズの募集 提出様式

④団体名 公益社団法人日本図書館協会

(1)どのような種類の著作物等をどのような場面、方法で利用するにあたり課題がありますか。現在又は将来想定される課題について具体的に御記入ください。また、そのような利用ができないために、既にビジネスに支障が生じている、又は支障が生じることが考えられる場合は、それについても具体的に記載をお願いします。

- ・第37条の2の二で、政令で定められた施設においては聴覚障害者等向けに貸出すために公表された映画の著作物に字幕や手話を挿入して複製することができるとしているが、第38条の5においてその貸出には補償金の支払いを求めている。しかし、補償金の支払いのシステムは存在しない。そのため、実質的に貸出ができず、製作しても意味がないという法律的にはまったく意味をなさないものになっている。
- ・字幕入り映像資料の自動公衆送信・公衆送信を認めていない。字幕のみの自動公衆送信は認められているが、再生システムの問題などがあり有効ではない。
- ・図書館のレファレンスサービスにおいて、聴覚障害者の場合はFAXやメールでの回答を希望される。しかし、現在図書館から利用者に対する公衆送信権は認められていないため、この希望に応えることができない。

(2)(1)で挙げる利用は、現在の著作権法のどの規定(権利に関する規定・権利制限規定)との関係で課題がありますか。

- ・著作権法第37条の2の複製権、及び第38条第5項の頒布権
- ・第37条の2の聴覚障害者等への複製等に、視覚著作物の公衆送信が含まれていないこと

」

①権利制限規定の見直しによって解決すべきであるとお考えの場合、具体的にどのような制度を望みますか。また、そのような制度設計が望ましいと思われる理由を述べてください。

- ・第37条の2の二に対しては、第38条第5項の補償金の支払いを除外する
- ・第37条の2に視覚著作物の公衆送信権の権利制限を含める

②権利制限規定の見直しによって解決すべきであるとお考えの場合、(1)に挙げた利用が著作権者等の利益を不当に害さない(著作権者等の正規のビジネスとの競合、衝突の有無や度合いを含む。)と判断する理由は何ですか。

- ・国連障害者の権利条約第21条、24条、30条の聴覚障害者等の権利保障から、映画製作者は、全ての製作物に字幕や手話を付与する必要があり、自らがその製作費の関係から付与できない場合に、図書館等が第37条の2の二の規定によって複製することは権利侵害とはなりえない。
- ・第37条第3項で規定された者が行う相手を特定しての公衆送信であり、字幕入り映像資料の自動公衆送信・公衆送信を認めても、著作権者の権利を不当に害さない。

③著作権の集中管理の促進など、ライセンス体制の充実によって解決すべきとお考えの場合は、具体的にどのような環境整備を望みますか。

④その他の解決方法について御提案があれば、理由とともに具体的に御記入ください。

放送法等、映画の著作物に係る法規定で、映画製作者は、全ての製作物に字幕や手話を付与することを義務付ける。製作会社等が自ら字幕等を入れることを促進するために、同様のものが販売されている場合には複製することができないということを追記する方法もある。

※1 補足資料やデータ、関連文献等がありましたら、併せて御提出をお願いします。

※2 募集事項は一定程度専門的な事項を含みますので、可能な限りで記載をお願いします。

※3 非公表を希望される情報につきましては、その旨を付していただくようお願いします。

著作物等の利用円滑化のためのニーズの募集 提出様式

④団体名 一般財団法人 角川文化振興財団

(1)どのような種類の著作物等をどのような場面、方法で利用するにあたり課題がありますか。現在又は将来想定される課題について具体的に御記入ください。また、そのような利用ができないために、既にビジネスに支障が生じている、又は支障が生じることが考えられる場合は、それについても具体的に記載をお願いします。

現行の著作権法および商慣習における課題として、権利者が多数存在するコンテンツ(出版物含む)の二次的利用が困難であることを挙げたい。上記に該当するコンテンツとして、例えば出版物では辞書、雑誌、アンソロジーなどがその具体例として示される。また、音楽、映像、肖像など複数の表現を包括する映像作品などにおいても同様といえる。

多くの権利者が存在するこうしたコンテンツの場合、事後的に権利許諾を求めることは現実的にほとんど不可能と言っても良い。特に、公益に資するものの中には発表後数十年を経ているものも少なくなく、権利者の不明、死亡などによって一層の困難を極めている。そもそも当時の資料が現存していないため著作者が不明である場合や、事後的に連絡が取れなくなった場合などが具体的ケースとして想定できる。また、権利継承者の個人情報取得が不可能であることもその困難さに拍車をかけている。現在の著作権法では、権利の所在を明らかにするために、「相当の努力」が必要だと定められているが、出版社に課されるリスク・コストの観点から、準備にかかる時間的・金銭的負担が大きく、利用者からのニーズに対して、有効なリアクションがとれていないと言える。

このことは公益的な活動を不可能とし、民間においても同様の困難さから商業利用の機運が損なわれており、結果的に日本のソフトパワー活用の機会を大きく逸していると考えられる。

【参考文献】『アーカイブ立国宣言: 日本の文化資源を活かすために必要なこと』監修: 吉見 俊哉, 福井 健策, ポット出版, 2014

(2)(1)で挙げる利用は、現在の著作権法のどの規定(権利に関する規定・権利制限規定)との関係で課題がありますか。

著作権法一般および下記条文

(著作権者不明等における著作物の利用)

第六十七条 公表された著作物又は相当期間にわたり公衆に提供され、若しくは提示されている事実が明らかである著作物は、著作権者の不明その他の理由により相当な努力を払ってもその著作権者と連絡することができない場合として政令で定める場合は、文化庁長官の裁定を受け、かつ、通常の使用料の額に相当するものとして文化庁長官が定める額の補償金を著作権者のために供託して、その裁定に係る利用方法により利用することができる。

2 前項の裁定を受けようとする者は、著作物の利用方法その他政令で定める事項を記載した申請書に、著作権者と連絡することができないことを疎明する資料その他政令で定める資料を添えて、これを文化庁長官に提出しなければならない。

3 第一項の規定により作成した著作物の複製物には、同項の裁定に係る複製物である旨及びその裁定のあつた年月日を表示しなければならない。

(3)(1)・(2)で挙げられた課題の解決方法について

③著作権の集中管理の促進など、ライセンス体制の充実によって解決すべきとお考えの場合は、具体的にどのような環境整備を望みますか。

許諾・信託機関の創設

例：裁定業務の著作権等管理事業者への委託

非営利目的利用に関する利用要件の緩和もさることながら、この分野の発展を目指すためには、民間企業の参画による迅速化と利用拡大が図られる必要がある。イギリスでは2013年に、民間企業による孤児著作物利用も可能となるように、著作権法を改正をした。同改正では、(1)我が国と同等の担当大臣による孤児著作物利用裁定制度を新たに設けると同時に、(2)担当大臣は、その裁定業務を民間の著作権等管理事業者に対しても委託可能であると定められている。2012年文化庁委託事業「諸外国における著作物等の利用円滑化方策に関する調査研究報告書」(情報通信総合研究所、2013)でレポートがあるように、「拡張集中権利管理(Extended Collective License)制度」は北欧諸国では数十年以上の運用実績を有し、我が国でも採択の必要性があると考えている。

著作物および、それに紐づくところの著作者について、出版社などのメディア産業こそが有しているハブ的な役割が存在する。その領域を拡大することによって、当該分野において豊富な権利処理の経験と、著作者データベースの活用が、デジタルデータ利活用の分野で重要な役割を果たし得ると考えている。

④その他の解決方法について御提案があれば、理由とともに具体的に御記入ください。

・フェアユース規定の見直し

ある種の公的なライセンス体制などを確立できない場合、その代替手段として日本におけるフェア・ユース規定の見直しが求められる。コンテンツの利用が公益に資する目的であり、他社の正規のビジネスなどと衝突しない限りにおいて、その利用が緩和されることが望ましい。例えばインターネット上のデジタル・アーカイブなどで我が国の文化発信を行う場合、現状の法整備では多大な労力およびコストが見込まれる。アニメ、マンガ、文芸、メディア・アートなどの教育および文化的利用のため、フェア・ユース規定の拡大を期待したい。

※1 補足資料やデータ、関連文献等がありましたら、併せて御提出をお願いします。

※2 募集事項は一定程度専門的な事項を含みますので、可能な限りで記載をお願いします。

※3 非公表を希望される情報につきましては、その旨を付していただくようお願いします。

④団体名 特定非営利活動法人コムンスフィア

(1)どのような種類の著作物等をどのような場面、方法で利用するにあたり課題がありますか。現在又は将来想定される課題について具体的に御記入ください。また、そのような利用ができないために、既にビジネスに支障が生じている、又は支障が生じることが考えられる場合は、それについても具体的に記載をお願いします。

当団体では、以下のような課題または支障を考えていますが、本論点で一番重要なことは、現在又は将来「想定できない」新しいテクノロジーを用いた新しいビジネスや文化を萎縮させないような法環境を構築するという視点であると考えています。

- ・一般的に行われている企業や大学内における軽微な複製、改変行為が違法となってしまうという支障(現在)
- ・非営利の教育機関においては授業のためにある程度著作物の利用が認められているが、そのような利用を含む授業をビデオアーカイブ化することなどができず、ビデオ学習、オンデマンド型通信教育、個々の学習者のペースに合わせた個別学習型の教育、学習者同士での教え合い(ピア・ラーニング)など技術的に可能であり、社会的にも意義深く、教育・学習のより高度で有効なあり方として注目をされているような形での著作物の活用が概ね違法になってしまうという支障(現在)
- ・同じく、そのような著作物の利用を含む授業を、教育の担任・受講者以外が受けることができないか、できない可能性があるために、教授法の発表や研究、評価、引継ぎ、当該学期を超えた予習復習、履修科目の難易度の事前調査、授業の様子についての広範なステークホルダーへの伝達(保護者、寄附講座の寄附者、地域社会、入学を検討している者)などが円滑にできないか、違法になってしまうという支障(現在)
- ・一般的に行われているパロディ、コラージュなどの二次創作行為が違法となってしまうという支障(現在)
- ・実用品に関する法的保護の枠組みが不透明ななかで、米国Thingiverseなどで多発している、既存の製品の3Dデータを個人がアップロードして公開してしまうという支障(現在)
- ・オンライン・ブックマーク・サービスでは、ブックマークされるウェブサイトの一部が自動的に複製されることが多く見られるところ、これが形式的には著作権侵害となり、サービスを利用する一般ユーザーや、運営会社が著作権者におおよそ損害を与えることがないにも関わらず侵害者となりかねないという支障(現在)
- ・短文メッセージを公開、あるいは特定多数の間などでやりとりするTwitter、LINEなどのサービスが広く用いられているところ、公開されている他人のメッセージを転送することが形式上は権利侵害になるという支障(現在)
- ・電子メールやメーリングリストにおいて、他人のメールを全文転載しつつ、それに対する返信として自らの文章をまとめて、あるいは他人のメールの文章の間などに記すことが長い間慣習として確立されているにも関わらず、形式的にはこれが引用の適法性の条件である公正な慣行に該当しないと考えることができ、あるいは、そもそも公開されていない著作物の引用にあたるため権利制限規定では救済できない利用の類型になってしまうと考えることができるという支障。(現在)
- ・短文投稿サイトやチャットルームなどを活用し、大量のメッセージを処理し、あるいは次々と表示しながら討論会、放送番組などを実施する際にメッセージの投稿・発言者が特定できないままに内容が読み上げられることで、形式上は氏名表示権侵害が起きる場合があるという支障(現在)
- ・上述のいくつかの支障等に関連して、オンラインでサービスを提供している事業者が、いわゆる「カラオケ法理」の適用によって侵害主体とみなされる可能性があり、これを理由にクラウド事業を企画の段階で制止している企業や、事業者に米国でのサービス化を勧める弁護士が存在しているという支障(現在)
- ・クラウド、検索エンジンその他新しいテクノロジーを利用したビジネスや文化を萎縮させるという支障(将来)

(2)(1)で挙げる利用は、現在の著作権法のどの規定(権利に関する規定・権利制限規定)との関係で課題がありますか。

- ・教育機関等における複製、引用、検索エンジンその他権利制限規定全般
 - ・実用品に関する規定(美術工芸品に関する規定など)
- に課題があると考えています。

(3)(1)・(2)で挙げられた課題の解決方法について

①権利制限規定の見直しによって解決すべきであるとお考えの場合、具体的にどのような制度を望みますか。また、そのような制度設計が望ましいと思われる理由を述べてください。

1) 事後的な権利制限規定で対応することには無理があり、一般規定としてのフェアユース規定を導入することが望ましいと考えます。
その理由は、新しいテクノロジーを利用した新しいビジネスや文化の出現を予測することは難しく、それらのビジネスや文化が出現してから事後的に立法で対応することでは遅く、また、そのような新しいビジネスや文化の出現を萎縮させるからです。さらに、その都度、審議会等を行うことよりも、司法での柔軟な判断を活用したほうが、立法資源を効率的に利用することにもつながると考えます。
2) 教育目的の利用については、利用が可能な文脈や利用が可能な者などについて、より柔軟な規定とし、基本的には社会にとって得られる利益と、著作権者の被る不利益を衡量するような考え方に立脚した制度になることが望ましいと考えます。

②権利制限規定の見直しによって解決すべきであるとお考えの場合、(1)に挙げた利用が著作権者等の利益を不当に害さない(著作権者等の正規のビジネスとの競合、衝突の有無や度合いを含む。)と判断する理由は何ですか。

新しいテクノロジーを利用した新しいビジネスや文化が、既存の権利者の利益を害するか否かの判断を現在することはできません。むしろ、新しいビジネスや文化ごとに、個別具体的に、既存の権利者の利益を不当に害するか否かを判断する枠組みが望ましいと考えます。

③著作権の集中管理の促進など、ライセンス体制の充実によって解決すべきとお考えの場合は、具体的にどのような環境整備を望みますか。

ライセンスを可能にするための権利者データベースや作品データベースの構築は非常に困難なものであることがわが国のこれまでの取り組みの歴史からもうかがわれるところですので、ライセンス体制の充実によって解決が望めるということについては楽観しない方がよいと考えます。

④その他の解決方法について御提案があれば、理由とともに具体的に御記入ください。

・政策について議論する過程で、社会にとってのメリット、デメリットをバランスよく配慮するために経済学者や利活用を促進したい事業者、インターネットのユーザー目線で議論ができる人材を審議会等のメンバーとして含めること
・事業者をヒアリングに呼んでも、公の場で自らの事業に法的な問題があるということを進んで認めることが難しい、という前提に立って、匿名性を十分に確保した上でのヒアリングを行い、その結果も踏まえた上での議論を行うこと。

※1 補足資料やデータ、関連文献等がありましたら、併せて御提出をお願いします。

※2 募集事項は一定程度専門的な事項を含みますので、可能な限りで記載をお願いします。

※3 非公表を希望される情報につきましては、その旨を付していただくようお願いします。

著作物等の利用円滑化のためのニーズの募集 提出様式

④団体名 公益社団法人日本図書館協会

(1)どのような種類の著作物等をどのような場面、方法で利用するにあたり課題がありますか。現在又は将来想定される課題について具体的に御記入ください。また、そのような利用ができないために、既にビジネスに支障が生じている、又は支障が生じることが考えられる場合は、それについても具体的に記載をお願いします。

「アクセシビリティに配慮したとされる」販売されている図書等だけでは、視覚障害者等のニーズは十分に満たされない。現在、著作権法第37条3項により、視覚障害者等の個別の障害の状況に応じて、さまざまな形式による情報提供が行われている。この権利制限がある理由は、視覚障害者等が利用できる形態の出版がされておらず、歴史的に点字図書館、公共図書館での資料製作に頼った情報提供がその中心になっているため。

(2)(1)で挙げる利用は、現在の著作権法のどの規定(権利に関する規定・権利制限規定)との関係で課題がありますか。

・著作権法第37条

(3)(1)・(2)で挙げられた課題の解決方法について

①権利制限規定の見直しによって解決すべきであるとお考えの場合、具体的にどのような制度を望みますか。また、そのような制度設計が望ましいと思われる理由を述べてください。

ビジネス振興のための法改正に何ら異存はないもの、要望そのものに障害者への合理的配慮が考慮されていないものについては十分な検討を要する。ビジネスモデルを重視することによって、(1)で述べた柔軟性が失われないようにしてほしい。また、ビジネスモデルをつくる側と利用する側のニーズ、アクセシビリティに齟齬が生じないようにしてほしい。

②権利制限規定の見直しによって解決すべきであるとお考えの場合、(1)に挙げた利用が著作権者等の利益を不当に害さない(著作権者等の正規のビジネスとの競合、衝突の有無や度合いを含む。)と判断する理由は何ですか。

ここで述べた意見は、現行法で担保されている柔軟性の維持を求めているものであり、著作権者等の利益を不当に害さないものとする。

③著作権の集中管理の促進など、ライセンス体制の充実によって解決すべきとお考えの場合は、具体的にどのような環境整備を望みますか。

④その他の解決方法について御提案があれば、理由とともに具体的に御記入ください。

※1 補足資料やデータ、関連文献等がありましたら、併せて御提出をお願いします。

※2 募集事項は一定程度専門的な事項を含みますので、可能な限りで記載をお願いします。

※3 非公表を希望される情報につきましては、その旨を付していただくようお願いします。

著作物等の利用円滑化のためのニーズの募集 提出様式

④団体名 公益社団法人日本図書館協会

(1)どのような種類の著作物等をどのような場面、方法で利用するにあたり課題がありますか。現在又は将来想定される課題について具体的に御記入ください。また、そのような利用ができないために、既にビジネスに支障が生じている、又は支障が生じうることが考えられる場合は、それについても具体的に記載をお願いします。

視覚障害者等や聴覚障害者等への対応について、大学の学生支援部署が著作権法第37条第3項及び著作権法第37条の2に基づいて製作するためには、文化庁長官から個別に指定を受ける必要がある。大学では、障害学生への支援は、障害学生支援室などの学生支援部署が行っており、大学図書館が関与していないところがほとんどである。

(2)(1)で挙げる利用は、現在の著作権法のどの規定(権利に関する規定・権利制限規定)との関係で課題がありますか。

- ・著作権法第37条
- ・著作権法第37条の2

(3)(1)・(2)で挙げられた課題の解決方法について

①権利制限規定の見直しによって解決すべきであるとお考えの場合、具体的にどのような制度を望みますか。また、そのような制度設計が望ましいと思われる理由を述べてください。

大学の支援室などの学生支援部署も著作権法第37条及第37条の2の複製の主体に含めてほしい。

②権利制限規定の見直しによって解決すべきであるとお考えの場合、(1)に挙げた利用が著作権者等の利益を不当に害さない(著作権者等の正規のビジネスとの競合、衝突の有無や度合いを含む。)と判断する理由は何ですか。

著作権法第37条、第37条の2の制限規定では、利用対象をそれぞれ視覚障害者等、聴覚障害者等に限定している。また、それぞれの条項の複製の主体として著作権施行令において「大学等の図書館及びこれに類する施設」が規定されており、大学のある部局がこの規定に基づいて複製することは、現行の規定においてもすでに想定されていると考えられるため、著作権者の権利を不当に害さないと考える。

③著作権の集中管理の促進など、ライセンス体制の充実によって解決すべきとお考えの場合は、具体的にどのような環境整備を望みますか。

④その他の解決方法について御提案があれば、理由とともに具体的に御記入ください。

※1 補足資料やデータ、関連文献等がありましたら、併せて御提出をお願いします。

※2 募集事項は一定程度専門的な事項を含みますので、可能な限りで記載をお願いします。

※3 非公表を希望される情報につきましては、その旨を付していただくようお願いします。

[8] ニーズ

①CDなどの原曲の利用について

(1) 個人の利用者が YouTube やニコニコ生放送といった放送サービス、あるいは自身の WEB サイト等にて、音楽 CD などのデータを用いて、非営利の放送や動画やサービスを提供する際に、著作権は JASRAC などに申請することでクリアできるが、実演家の権利及び原盤権については利用するにあたって十分な仕組みが提供されていないので、現状として違法にアップロードされたものが多数存在する。違法行為を行う者はサービスを提供することができ、法律を真面目に考えるはサービスを提供できないという正直者がバカを見る状態になっている。

(2) 二節および三節。特に第97条

(3) [3]JASRAC のような管理団体への申請により実演家の権利及び原盤権の許諾を同時に行えるようにする。

[4]非営利の場合、特に音楽そのものを提供するサービスでなく BGM など付属物として使用する場合はフェアユースとして規定額の金額を文化庁等に納めれば使用できるようにする、もしくはパロディーとして（利用される際にパロディー放送が行われる場合がよくある）として使用料なしで使用することができるようにする（ただし、この場合サービスを提供しているプラットフォームが営利組織であればそちらにまとめて請求できるようにする必要があると考える）。

②まねき TV 事件からデータのクラウド化について

(1) 通称まねき TV 事件の最高裁判決により、SONY 製の録画通信機器を用いた 1 対 1 通信によりユーザーがテレビ番組を録画・遠隔で視聴するサービスが違法であるとされた。これによりユーザーのテレビ視聴の利便性が大幅に制限され、テレビ番組のオンデマンド化などの進歩を遅らせた。現状では SONY が新たな機器・サービスを提供することで少し改善された。しかし今後、テレビ番組を録画し、クラウドサービス上（例えば Google や Microsoft や Amazon 等のデータストレージサービス）に録画番組をほぼ無制限に保存し、好きな時に好きな番組を視聴することができるサービスが出てくる可能性がある。その場合、まねき TV 事件の最高裁判決を真に受けると、クラウドサービスを提供する事業者が違法行為をしていることになる可能性がある。しかし、クラウドサービスを提供している有力な事業者は海外の企業であり、日本企業が同様のサービスを提供する場合に日本企業のみが縛られ不利益を被ることが考えられる。

(2) 公衆送信権（著作権法 23 条 1 項）と送信可能化権（同法 99 条の 2）

(3) [1] 1 対 1 通信で機器を保有する個人が利用する場合は、行為の主体は個人と考え私的利用として扱う。

[2]利用行為は TV 番組の視聴形態が変わっただけであり通常の TV 番組の録画と比べ利益・損害は何ら変わらず、また、通常の視聴方法を妨げるものでもない。

③電子書籍について

(1) 出版物の電子版が発行されるようになったが、出版社の対応は十分とは言えず電子版が発行されないもの、発行されても通常の書籍と比べ遅いものがまだまだある。その上で、2 つ大きな問題がある。1 つは電子書籍版は金額は通常の書籍版とほとんど同じであるにも関わらず購入者に所有権がなく無期

限の利用権のみがある場合がほとんどである（サービス業者がサービスを終了した場合、現状ではその書籍を読める保証は担保されていない）。もう1つは過去の書籍の電子化が進んでおらず出版社が過去の本の電子化のサービスを提供していないので、自ら電子化する（いわゆる自炊）場合に設備等に高額な投資が必要になる。その際に代行業者に頼むことがあるが、それが著作権の侵害になってしまう問題がある。

（2）21条、26条の2、30条、三章

（3）[1]電子書籍の購入において通常の書籍と同様の場合所有権を認める。適法に購入された著作物の電子化の代行は私的利用の範囲とする。

[2]電子書籍の購入は適法に行われており、料金も通常の書籍と同様に支払っており、利益を不当に侵害するものではない。所有権を認めることによりサービスを終了できないことについては、別のサービス提供者に引き継ぐ（SONYがカナダにて行った例がある）や、PDFなどの形式で保有させる形式が可能である（PDFで提供する中小規模のサービス提供者はある）。利用者が一方的に不利益を被っている現状を改善するものである。複製代行は白紙の紙を電子化する場合でも同じ料金がかかり、電子化の枚数によって料金がかかるものであり、著作物の中身によって決まるものではない。また、正規の電子化サービスは存在せず損害には当たらない。さらに同じ書籍に電子書籍が存在する場合、ユーザーは通常の書籍を適法に購入したにもかかわらず電子版を購入する必要が生じ、2倍の料金を支払うことになり、ユーザーに不利益を被らせ作者・出版社を過剰に利することになる。

[4]あるいは出版社に通常の書籍の発売時に電子版の発行を義務付ける。

著作物等の利用円滑化のためのニーズの募集 提出様式

(1)どのような種類の著作物等をどのような場面、方法で利用するにあたり課題がありますか。現在又は将来想定される課題について具体的に御記入ください。また、そのような利用ができないために、既にビジネスに支障が生じている、又は支障が生じることが考えられる場合は、それについても具体的に記載をお願いします。

- (a)著作権が非親告罪化した場合、単純に親告罪条項を削る方式では公正な利用でさえ萎縮を生む危険があり、権利者側も積極的黙認(ファン活動の暗黙の許可など)を利用する意味合いが薄れる。逆に非親告罪範囲を単純に狭くすると、今度は海賊版の撲滅を望む権利者や、今までコストに見合わないとして消極的黙認状態にあった権利者が非親告罪化の恩恵を受けにくくなる。
 (b)間接侵害が判例により認められているため、非親告罪化した場合、示談後も刑事責任を問われる可能性が否定できなくなり、企業等での利用の萎縮が進む可能性がある。

(2)(1)で挙げる利用は、現在の著作権法のどの規定(権利に関する規定・権利制限規定)との関係で課題がありますか。

- (a)親告罪(第123条)
 (b)明文化されていないが、カラオケ法理と呼ばれるもの

(3)(1)・(2)で挙げられた課題の解決方法について

①権利制限規定の見直しによって解決すべきであるとお考えの場合、具体的にどのような制度を望みますか。また、そのような制度設計が望ましいと思われる理由を述べてください。

- (a)著作権法上で権利者が考える違法を親告罪相当と非親告罪相当に分類し(仮にLV1、LV2とする)、合法(仮にLV0とする)、権利者自身の持つ権利の好きな範囲を3つのレベルで指定する。レベルを示さない部分はLV1とする。具体的な事実明確に働きかけた場合、自動的に違法LVは2に上がるものとする(警察への相談や被害届の提出、具体的な対象や事実を指定しての警告など)
 (b)肖像権やプライバシーの権利など、他にも判例で認められた権利が存在するため、写真の利用等を考えた場合に、そういった権利とともに間接侵害を別法で明文化することで、権利の見通しもよくなるのでは。

②権利制限規定の見直しによって解決すべきであるとお考えの場合、(1)に挙げた利用が著作権者等の利益を不当に害さない(著作権者等の正規のビジネスとの競合、衝突の有無や度合いを含む。)と判断する理由は何ですか。

- (a)権利者はいつでも違法・合法のLVを変更することができ、現行で著作権侵害となる部分の権利を失うこともない
 (b)著作権侵害ではなくなるが、判例で認められてきた権利そのものを失うわけではない。

③著作権の集中管理の促進など、ライセンス体制の充実によって解決すべきとお考えの場合は、具体的にどのような環境整備を望みますか。

- (a)集中管理は権利者自身の利用に制限を受けかねない部分が音楽で既に現れており、広げるべきでないとする。

④その他の解決方法について御提案があれば、理由とともに具体的に御記入ください。

- (a)送信可能化権は日本と豪州くらいであり、TPP交渉参加国の中で少数派だとして非親告罪化がなされるのであれば、送信可能化権についても見直しを考慮してもいいのでは。

※1 補足資料やデータ、関連文献等がありましたら、併せて御提出をお願いします。

※2 募集事項は一定程度専門的な事項を含みますので、可能な限りで記載をお願いします。

※3 非公表を希望される情報につきましては、その旨を付していただくようお願いします。

職業以外の個人情報の公表は謹んでご遠慮下さるようお願い申し上げます。

著作物等の利用円滑化のためのニーズの募集 提出様式

④団体名 一般社団法人新経済連盟

(1)どのような種類の著作物等をどのような場面、方法で利用するにあたり課題がありますか。現在又は将来想定される課題について具体的に御記入ください。また、そのような利用ができないために、既にビジネスに支障が生じている、又は支障が生じうることが考えられる場合は、それについても具体的に記載をお願いします。

①デジタルコンテンツの柔軟な利活用と日本コンテンツの海外配信ができていない
(例)

・フォーマット変換が依然ユーザーの私的利用として明文で認められてない。クラウドなどの最新技術では日々フォーマットを変換してファイルを有効に利活用し、セキュリティや通信を担保している。ビデオやMDなどの古いフォーマットも利活用が可能だができない。事業者によるフォーマット変換を認めないと、tech savvyの人のみがフォーマット変換でき、高齢者などのITに詳しくない人口が取り残されてコンテンツの利用が阻まれる。例えば海外イギリスなどではフォーマット変換も私的利用の範囲内と明文化されている。

・パロディ条項が日本ではないので、UGC動画の成長を阻んでいる ネットでは日々パロディと風刺動画がニュース映像などを引用して作られており、それらが自由で健全な言論市場を支えている。カナダ、香港ではそのような「引用」と「批評」を可能とするようなパロディ法を導入して、ネット動画の創作や言論を奨励している。日本の同人市場もパロディの一種であり、クールジャパンを進めるにあたってパロディ条項を考えることは有益ではないか

・写真等をとって外国語に翻訳することで日本文化を発信するサービスを柔軟にできるようになれば日本のコンテンツ発信や観光インバウンド等に貢献。

なお、2013年に文化庁の審議会ではプレゼンしているのも参考にしたい

http://jane.or.jp/upload/topic189/topic_1.pdf

②デジタル化された教科書は、現在の制度では教科書と認められず、それゆえに、教科書の権利制限規定が該当しない。これにより、電子教科書は、普及がすすまず、デジタル化によってもたらされる新たな教育の可能性が阻害されている

(2)(1)で挙げる利用は、現在の著作権法のどの規定(権利に関する規定・権利制限規定)との関係で課題がありますか。

①包括的なフェアユース規定の不存在、パロディ条項の欠如。

②著作権法33条

(3)(1)・(2)で挙げられた課題の解決方法について

①権利制限規定の見直しによって解決すべきであるとお考えの場合、具体的にどのような制度を望みますか。また、そのような制度設計が望ましいと思われる理由を述べてください。

①技術動向の進展に柔軟に対応できるよう包括的な権利制限規定を設けるべき

②新たな教育の可能性を阻害しないよう、デジタル教科書も教科書と認める

②権利制限規定の見直しによって解決すべきであるとお考えの場合、(1)に挙げた利用が著作権者等の利益を不当に害さない(著作権者等の正規のビジネスとの競合、衝突の有無や度合いを含む。)と判断する理由は何ですか。

ネット上のコンテンツ管理の技術進展など

③著作権の集中管理の促進など、ライセンス体制の充実によって解決すべきとお考えの場合は、具体的にどのような環境整備を望みますか。

権利処理の一括化、窓口の一本化、信託の活用など

④その他の解決方法について御提案があれば、理由とともに具体的に御記入ください。

著作権法の目的等に、コンテンツの利活用の促進の観点を記述すること等により、著作権の保護と利活用のバランスをより配慮することができるようにする

※1 補足資料やデータ、関連文献等がありましたら、併せて御提出をお願いします。

※2 募集事項は一定程度専門的な事項を含みますので、可能な限りで記載をお願いします。

※3 非公表を希望される情報につきましては、その旨を付していただくようお願いします。

(1)どのような種類の著作物等をどのような場面、方法で利用するにあたり課題がありますか。現在又は将来想定される課題について具体的に御記入ください。また、そのような利用ができないために、既にビジネスに支障が生じている、又は支障が生じることが考えられる場合は、それについても具体的に記載をお願いします。

・ユーザーの「体験」をサポートするためのアプリケーションサービスとして、インターネット上の情報をユーザーの求めに応じて整理し、送信(ユーザー端末に表示)する。また、あるユーザーが集めた情報について、アプリケーションを通じて他のユーザーと共有することができる。

・具体的には、ユーザーがインターネット上で気になる店舗や美術館等のWebページを「クリップ(いわゆる「お気に入り登録」)」することにより、アプリケーションが当該Webページより「施設名称」、「営業時間」、「イベント名」及び「写真」データを取得し、事業者のデータベース(以下、「DB」という)に蓄積する。ユーザーがアプリケーションを起動すると、端末の画面上にユーザーが「クリップ」を行った情報が施設ごとにまとめて表示される。

・このとき、事業者のDBに蓄積する情報の中で、著作物性があると思われる「写真」データについては、「写真」自体をDBに蓄積するのではなく、著作物性のない当該「写真」のURLをDBに蓄積している。(添付図参照)

・しかし、「クリップ」された対象のWebページ数が増えると、アプリケーションを起動する毎に事業者のDBに格納されたURLから写真データを取得するため、ユーザーの端末に写真が表示されるまで時間がかかる懸念がある。

(2)(1)で挙げる利用は、現在の著作権法のどの規定(権利に関する規定・権利制限規定)との関係で課題がありますか。

・インターネット上の他人の著作物を事業者のDBに複製することは、第47条の5(送信の障害の防止等のための複製)の適用を受けられず、他人の著作権を侵害する可能性があることが懸念されることから、Webページ上の写真データに関しては(a)写真データそのものを事業者のDBに複製せず、(b)写真のURLを事業者のDBに蓄積し、ユーザーの求めに応じてインターネット上からデータを取得している。

(3)(1)・(2)で挙げられた課題の解決方法について

①権利制限規定の見直しによって解決すべきであるとお考えの場合、具体的にどのような制度を望みますか。また、そのような制度設計が望ましいと思われる理由を述べてください。

・第47条の5は送信の障害の防止等のための「複製」のみ認められており、「送信」までは認められていない。また、同条のいう「送信の障害の防止等のため」という目的では、技術の進歩によって「送信の障害」が生じる程度も変化し、許容される基準が判然としない。

・第47条の6では、送信元識別符号の検索等のための複製が認められているが、公衆からの求めに応じなくとも膨大な情報からユーザーが求める情報を提供するサービスも考えられる。

・以上より、技術の進歩が著しいICTサービスにおいて、第47条の5や第47条の6とも異なる形態の権利制限規定が必要と考えられる。

②権利制限規定の見直しによって解決すべきであるとお考えの場合、(1)に挙げた利用が著作権者等の利益を不当に害さない(著作権者等の正規のビジネスとの競合、衝突の有無や度合いを含む。)と判断する理由は何ですか。

【非公表希望】

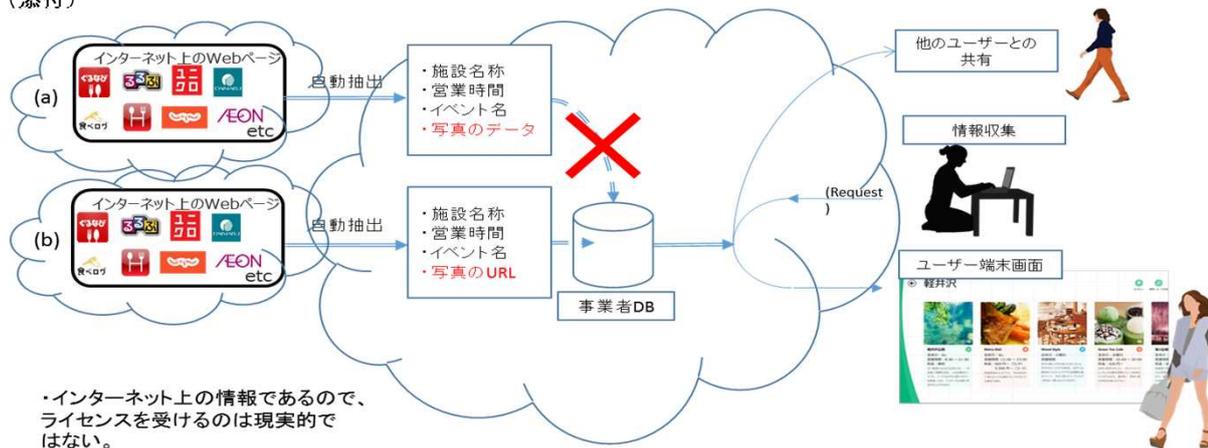
③著作権の集中管理の促進など、ライセンス体制の充実によって解決すべきとお考えの場合は、具体的にどのような環境整備を望みますか。

④その他の解決方法について御提案があれば、理由とともに具体的に御記入ください。

なし。

※1 補足資料やデータ、関連文献等がありましたら、併せて御提出をお願いします。
 ※2 募集事項は一定程度専門的な事項を含みますので、可能な限りで記載をお願いします。
 ※3 非公表を希望される情報につきましては、その旨を付していただくようお願いします。

(添付)



・インターネット上の情報であるので、
ライセンスを受けるのは現実的ではない。